

平成 26 年

第 5 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 26 年 9 月 9 日

閉 会 平成 26 年 9 月 22 日

大 津 町 議 会

平成26年第5回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月 9日	火	午後 1時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	
9月10日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月11日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月12日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月13日	土		休 会	議案等検討	
9月14日	日		休 会	議案等検討	
9月15日	月		休 会	議案等検討	敬老の日
9月16日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月17日	水		休 会	議案等整理	
9月18日	木	午前10時	本会議	一般質問	
9月19日	金	午前10時	本会議	一般質問	
9月20日	土		休 会	議案等整理	
9月21日	日		休 会	議案等整理	
9月22日	月	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				14日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（1件）
- 健全化判断比率報告書
- 資金不足比率報告書
- 平成25年度大津町普通会計決算状況調
- 平成25年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書
- 平成25年度大津町工業用水道事業会計決算審査意見書
- 平成25年度財政健全化審査意見書
- 平成25年度公営企業会計経営健全化審査意見書
- 平成26年度財政援助団体に関する監査報告書
- 平成26年6月例月出納検査の結果について
- 平成26年7月例月出納検査の結果について
- 平成26年8月例月出納検査の結果について

平成26年第5回大津町議会定例会会議録

平成26年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成26年9月9日(火曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲 会計管理課長 上田 ゆかり 副町長 徳永 保則 兼 総合政策部長 羽熊 幸治 総務部長 岩尾 昭徳 兼 総務課長 白石 浩範 住民福祉部長 田中 令児 兼 総務課長 白石 浩範 経済部長 大塚 義郎 兼 教育長 齊藤 公拓 土木部長 大塚 敏弘 兼 教育部長 松永 高春 兼 併任工業用水道課長 兼 総務部次長 兼 杉水 辰則 兼 農業委員会事務局長 坂田 勝徳 兼 総務部次長 兼 課長 兼 総務部総務課長 徳永 太 兼 代表監査委員 大久保 純一

会 議 に 付 し た 事 件

議案第49号	大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第50号	大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第51号	大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第52号	大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第53号	大津町保育所条例の一部を改正する条例について
議案第54号	平成26年度大津町一般会計補正予算（第3号）について
議案第55号	平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第56号	平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
議案第57号	平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第58号	平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
議案第59号	平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第60号	平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
認定第 1号	平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	平成25年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	平成25年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	平成25年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号	平成25年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号	平成25年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号	平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8号	平成25年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成26年第5回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成26年 8月25日 請 願 第 2 号	「農協改革」に関する請願書	菊池市旭志川辺1875 菊池地域農業協同組合 代表理事組合長 三角 修	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 26 年 9 月 9 日 (火) 午後 1 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 議案第 49 号 大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 50 号 大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 51 号 大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 52 号 大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 53 号 大津町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 54 号 平成 26 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 12 議案第 55 号 平成 26 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 13 議案第 56 号 平成 26 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 14 議案第 57 号 平成 26 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 15 議案第 58 号 平成 26 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 16 議案第 59 号 平成 26 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 17 議案第 60 号 平成 26 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 18 認定第 1 号 平成 25 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 平成 25 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 平成 25 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 1 認定第 4 号 平成 2 5 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 5 号 平成 2 5 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 6 号 平成 2 5 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 7 号 平成 2 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 8 号 平成 2 5 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

一括上程、提案理由の説明

日程第 2 6 議案質疑

議案第 4 9 号	質 疑
議案第 5 0 号	質 疑
議案第 5 1 号	質 疑
議案第 5 2 号	質 疑
議案第 5 3 号	質 疑
議案第 5 4 号	質 疑
議案第 5 5 号から議案第 5 7 号まで	一括質疑
議案第 5 8 号から議案第 6 0 号まで	一括質疑
認定第 1 号	質 疑
認定第 2 号	質 疑
認定第 3 号から認定第 8 号まで	一括質疑

日程第 2 7 委員会付託

議案第 4 9 号から議案第 6 0 号まで
 認定第 1 号から認定第 8 号まで
 請願第 2 号

午後 1 時 開会

開議

○議 長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成 2 6 年第 5 回大津町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番山本重光君、7番本田省生君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 改めまして、こんにちは。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、8月29日午前10時から委員会A室において、議会運営委員、また大塚議長に出席を願い、平成26年第5回大津町議会定例会について審議しました。

まず、町長提出議案の20件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

認定第1号、平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、平成25年度大津町工業用水事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの8件の決算関係については、本日の会議で、町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することにいたしました。

一般質問については、8名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から8番目の順で行うことになりました。

委員会については、今定例会は決算認定がありますので、4日間行うことになりました。

したがって、会期日程については、議席に配付のとおり、本日から9月22日までの14日間といたしました。

また、最終日には人事案件が追加提案される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。これで、議会運営委員会委員長の報告を終わります。議員各位のご協力を、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から9月22日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの14日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容につきましては、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際、これを許します。

議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） ただいまから議会運営委員会の所管事務調査報告をいたします。

当委員会は去る8月20日、21日に議会運営委員と大塚議長、事務局で長崎県長与町と佐賀県嬉野市の2カ所で研修を行いました。

まず、長与町では「議会運営全般」と「議会活性化の取り組み」について研修しました。長与町は長崎市の北約10キロメートルに位置し、面積28.8平方キロメートルです。人口は約4万2千人で長崎市のベッドタウンとして発展している町です。予算額は大津町同様の規模であり、議員定数20名で次回改選時には16名、事務局員は4名、全体の職員数は221名であります。常任委員会は3委員会に議会運営委員会、特別委員会は広報、議会改革推進、賑わいのまちづくり調査、議会広聴調査の4委員会となっております。

議会運営は当町と大きな差はないものの、相違点は常任委員会が2年で交代、決算の審査で一般会計は全て総務常任委員会で行われています。

議会活性化特別委員会は平成23年9月に、議員定数の削減、議会基本条例の制定、議会議員政治倫理条例の制定、議員報酬の検討などを目的に特別委員会を設置されました。議員定数の削減については、特別委員会では結論に至らなかったが、住民直接請求により平成27年の改選により4名の減とすることが可決されたとのことでもあります。

また、議会基本条例、議員政治倫理条例、議会報告会及び懇談会実施要綱などの活性化に関する条例・要綱等が3年間で制定され、実施されていることは大変な苦勞であったと思われまます。

なお、今後においては、活性化に取り組んできたことの充実を図るために、今年の3月定例会で議会広聴調査特別委員会が設置され、今後さらなる議会の改革が進んでいくものと思われまます。また、議会のフェースブックを開設し、積極的な情報発信にも努めておられました。

次に、嬉野市であります。「議会中継システム」について研修を行いました。嬉野市は平成18年に嬉野町と塩田町が合併し市制をとられました。しかし、現在は人口の減少化が進み、2万7千800人程度となっております。議員は18名、事務局職員は4名、1名は監査を兼務しております。

議会中継録画配信システムは平成24年9月から導入されており、以前はユーストリームとケーブルテレビにより配信していましたが、議場の録音システムの老朽化に伴う改修と、開かれた議会を目指した情報公開の充実を図るために、取り組まれたものであります。また、議場に大型モニターと表決ボタンユニットを導入したことにより、発言議員の表情や議案に対する表決内容が一目瞭然となったとのことでもあります。なお、導入経費は約2千万円で、年間維持費は150万円程度であり、費用

対効果の面からも視聴者数の増加を図る必要があると思われました。

当町においては、若い世代が多い中でインターネットの普及も進んでいることから、早急な取り組みと、タブレット端末やスマートフォンでの視聴も考慮する必要があると考えられます。

以上で、議会運営委員会の調査報告を終わります。皆様のご協力よろしくお願ひしときます。

○議長（大塚龍一郎君） これで議会運営委員長報告を終わります。

日程第5 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会広報編集特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際、これを許します。

議会広報編集特別委員長手嶋靖隆君。

○議会広報編集特別委員長（手嶋靖隆君） こんにちは。先般、7月の10日から11日にかけて、東京都の千代田区砂防会館におきまして、第80回町村議会広報研修会、これは4年に1回ですけども、開会に当たり、議員全員の出席により、議会に対する住民の理解と関心等を深め、広報誌作成の専門的な技術研修をすることによって、議会広報の向上と全国町村議会広報委員交流の集いに参加いたしました。研修の概要並びに意見、感想等をもってご報告いたしたいと思ひます。

第1日目は1時5分から開会に当たり、全国町村議会の会長より開講の挨拶がありまして、1時5分から2時25分まで実務研修に入り、「わかりやすい表現・表記のために」という演題のもとに、佐竹秀雄氏、これは日本漢字能力検定協会、現代語の研究室長であります、の講演に始まりました。

初めに、「読んでもらうための基本について」ということをございます。難しい言葉に慣れずという現実の中に、文章の基本とは、目的・情報伝達を達成できること、読者にわかってもらうことが究極の選択でもあり、正しいわかりやすい文章、読者の目線を考慮しながら作成すること。

2番に「わかりやすさの原理」としては離散化の原理。これは、箇条書きの精神ということですが、文章の区切りをはっきりさせるということ。文脈の原理。これは、予約の精神。例えば、表紙でありますと写真をいつ撮りに来ますということの伝達。また、何を述べるか、前もって知らせる。全文の見出し、小出しを利用していくということが大事であるということでした。

第3に「表現の技術」ですけども、わかりやすい文章を書くこと。これは重要なことを先に述べ、付加的なことを後で述べるということも考慮しなければならないということでした。表記の基礎ですけども、読みやすい表記を心がけるということで、読みやすい、伝えやすさを第一とするということです。読みやすいためにあるということでもあります。

4番目に「公的なルール」。これは常用漢字表を用いることが大切だということでした。

最後に、自分の言ったことを読み手にわかりやすく伝えるには、単に自分の言ったことを言うだけではなく、読み手がその文章を読みながらどのように思うのか、感じているかを推測しながら書く態

度が必要であるということでした。

午後2時35分から3時55分まで、「議会広報誌の編集」についてということで、講師・西村良平氏、これは日本エディタースクールの、また、日本経営協会、実践女子短大の講師でございますが、講義を受けました。広報誌の編集に当たり、読まれる広報誌を作るため、基本的な条件を心得て、研究、編集、反映していくことが肝要であるということと、自己チェックが必要とは何かということで、①に議会広報誌は読まれているか、目次の内容は何ページか、記事一覧に読ませたいということや字体を大きく表示する。②に広報誌の役割を認識しておるのか。③に読者はどのような情報を求めているのか。現在、将来かを見極める。④に見やすい記事の配列と配置の配慮は見やすいように魅力的なものを考慮する。⑤に読んでみた見出しの表し方、表現が大切であるということです。⑥にレイアウトの方法。見やすい、読みやすい、読んでみたい感情をわからせる見出しを判断する、などの講義を受けました。

午後4時5分から5時5分まで、写真の見方・考え方についてということで、講師に神島美明氏、これは写真家ですけれども、スライドを用いながら講義を受けました。

①に写真の価値基準の変化、しんから撮るという意志が必要な時代になってきた。自分で考えて、見て伝える。慣れで撮るな、考えて撮れということでした。しっかり撮るという心得が必要であり、他の写真との差別化、どこでも見る写真じゃなく、変化した写真、文章の内容に一致すること。④に美の五感で撮る。いつでも同じ場所に行ってみたいと思う。心境に変化をもたらす。暗いところは明かりを残すことができる色の情景、体感、温度を色で感じさせる。コントラストを強くしたり、目で見ると五感を脳で考え、目で見ると感じて撮る。また、写真はとらない季節感を表現することも大事であるという。人は見らないものを興味を覚えるものであるということでした。

次に、期待してもらふことは、写真の連携、地域の歴史、活躍している人、朝の景色などこれから考えて想像して撮ることが必要であり、想像して見てもらふ写真を撮ることが大事であるということでした。

2日目は、午前9時から12時まで、議会広報クリニック第3分科会に参加いたしまして、講師は長岡光弘氏、グラフィック・インテリアデザイナーの方でした。議会広報誌における編集・表現のクリニックのポイントを聞くことができました。①十分にわかりやすい編集かということ意識すること、②読んでいただく工夫はされているのか、③視線の誘導を図った誌面表現がなされているか、④可読性のある文字・表現かということでした。

以上のような基本的な編集要領を頭におきながら、9誌面についてスライドを用いながら、広報クリニックの視点、住民視点に気をつけて行う。また、編集表現のポイントとして、この記事を見てこれを知りたい、情報を入手したい、どのように読ませるのか、自分で必要な見極めて見出しを入れ、見出しの位置、変えたレイアウト全体のバランスを考慮しながら進めていく必要があるということでした。

最後になりましたが、各委員の研修参加に当たってのコメントもありましたので紹介していきます。その①、全体的に難しい内容であったが、用語も聞いているうちに理解できた。いかに読者のために

すべきかと、これほどあったのかと、視点の拡大を感じた。本町議会においては、悪くはないがインパクトに欠け、読み手の心をあまり意識していないのではないかと思われた。今後はどうして読み手を増やすか、少々大胆な演出を誌面作りに生かしていきたいということでした。②十分にわかりやすい編集か、読んでいただく工夫か、誌面表現がわかりやすいか、文字表現がわかりやすいかという意識を明確にする。他町村の議会だよりの事例を参考にしながら考えることにより、まだまだ工夫ができることを学んだことができた。今後編集に生かし町民の皆さんに読んでいただける議会だよりの編集に取り組んでいきたい。③他の自治体に比較して、本町の広報誌は手にとってもらいやすく、構成全般については比較的によくできていると認識しているが、今回講義内容及び他の自治体の広報誌も参考にして、今後の改善点として以下を意識すれば良い内容になるのではないかとということです。①に単調な構成となっている議会報告会などの編集を随時組み込み、より訴求力のある目次を作成する。②読者の声に対するコメントをも導入する。③議案の結果報告だけでなく、その過程で討論の内容等を充実させて記載すると。議案の結果、全体の文字が多いため、余白のスペースの写真を増やす。難しい専門用語の表現も用いているので、簡易な表現へ言い替える。注釈の活用により読者の理解を促進する工夫を進めるということでした。

まとめとして、今回は4年に一度の開催ですし、156町村議会が参加しておりました。ちょうど申込時に台風の影響等もありまして、不参加が2、3もありました。他の町村との交流の中で広報編集の実務研修の基本的なことを学ぶことができました。大変有意義な研修でありました。これを契機に編集項目の刷新を図り、読まれる、親しまれる情報広報誌づくりに委員一丸となって、広報誌の向上に向けて邁進していきたいと思っております。

以上をもちまして、第80回全国町村議会広報誌研修会の概要について、大津町議会広報誌編集特別委員会の報告といたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで議会広報編集特別委員長報告を終わります。

日程第6 議案第49号から日程第25 認定第8号まで一括上程

提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第6 議案第49号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第25 認定第8号、平成25年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの20件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。異常気象が続いておる中におきまして、広島の土石流災害関連等に見舞われた方々に対しまして、お見舞いを申し上げます。そして、また、近頃、秋の実りの季節になっておりますので、大きな台風関連等が来ないよう願っております。

さて、今回の定例会に提案いたしました提案案件の提案理由を申し上げます。

議案第49号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第51号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの3議案につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、国が定める基準を踏まえ、必要となる各基準等に関し条例を定めようとするものです。

次に、議案第52号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてですが、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の国庫補助限度額等の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第53号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてですが、大津保育園分園の開所に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第49号から議案第53号につきましては、条例の制定及び条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第54号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2千201万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億211万7千円とするものです。歳入では、地方交付税3億6千314万2千円、分担金及び負担金153万円、国庫支出金9千678万4千円、繰入金は1千955万5千円、繰越金3億3千793万円、諸収入913万9千円をそれぞれ増額し、県支出金596万7千円、町債の3億10万円を減額するものです。歳出では、総務費4億5千199万8千円、民生費1千957万7千円、民生費1千988万1千円、消防費191万2千円、教育費2千108万3千円、予備費2千774万3千円をそれぞれ増額し、農林水産業費404万7千円、土木費1千595万円を減額するものです。

次に、議案第55号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千405万9千円を追加し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ31億1千266万8千円としたものです。歳入では、前期高齢者交付金412万5千円、繰越金7千126万6千円を増額し、療養給付金給付費等の交付金133万2千円を減額するものです。歳出では、後期高齢者支援金等の14万円、諸支出金3千656万6千円、予備費3千743万7千円を増額し、前期高齢者納付金等8万4千円を減額するものです。

次に、議案第56号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千733万1千円としたものです。歳入では、繰越金2千396万4千円増額し、繰入金2千396万4千円を減額するものです。

次に、議案第57号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千369万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7千523万1千円としたものです。歳入では、支払基金交付金318万6千円、繰越金7千50万5千円をそれぞれ増額するものです。歳出では、諸支出金1千

698万1千円、予備費5千671万円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第58号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千548万7千円としたものです。歳入では、繰越金307万円を増額し、繰入金307万円を減額するものです。

次に、議案第59号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6千565万1千円としたものです。歳入では、繰越金55万5千円を増額し、歳出では予備費55万5千円を増額するものです。

次に、議案第60号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、職員の人件費に伴う補正でございます。歳入歳出予算の総額を収入6千267万8千円、支出8千239万5千円としたものでございます。

議案第54号から議案第60号までの7議案につきましては、平成26年度一般会計及び各特別の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、平成25年度一般会計、各特別会計及び事業会計に係る歳入歳出決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。一般会計では、歳入総額128億7千309万7千円、歳出総額123億7千623万円、翌年度に繰越すべき財源、繰越明許費繰越額5千893万6千円を差し引きまして、実質収支額4億3千793万1千円となっております。大津町国民健康保険特別会計ほか各特別会計におきましては、歳入総額71億1千5万5千円。歳出総額68億5千182万2千円でございます。また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額6千785万7千円、支出済額4千556万8千円となっております。決算の認定につきましては、認定第1号から認定第8号までは地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めます。また、監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配布しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の平成25年度の決算状況について、簡単にご説明を申し上げます。まずは、歳入でございますが、大津町の収入の約35.1%は町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。町税総額は45億2千万円で、昨年より0.6%減、2千500万円の減額となっております。内訳は、個人町民税は0.2%の減、200万円の減額となっております。法人町民税は1.4%増、600万円の増額。固定資産税は2.7%の減、6千500万円の減額となっております。また、自主財源は、歳入全体の47%、60億5千300万円となっております。前年度比3.3%減の2億400万円の減額となっております。要因としては、繰越金は31%増、1億4千900万円の増額となったものの、繰入金が社会資本整備総合交付金事業に地域の元気臨時交付金を充当したことや、学校建設事業の事業減により94.2%を減、4億6千700万円大幅に減少したことが影響してお

ります。依存財源は前年度比15.4%増の9億1千万円の増額で、内訳は地方債は補正予算債などの起債発行額の増により、7.7%増、1億1千600万円の増額、さらには国庫支出金が地域の元気臨時交付金の交付等により62.5%の増、8億7千300万円の大幅な増となったことが影響しています。

次に、歳出でございますが、総務費は財政調整基金積立が2億4千万円の増などにより、14.5%増、民生費は障害福祉サービス事業各種繰出金児童手当の増により6.3%の増、2億2千900万円の増額となっております。土木費も国の経済対策により社会資本整備総合交付金事業が増となったため、全体で42.3%増、4億7千900万円の増額となっております。義務的経費は年々増加傾向にありますが、前年度比4.1%、2億2千200万円の増となっております。町債の残高にしましては、平成25年度末で126億500万円、前年度比3億9千900万円の増額となっております。これは中央の財源不足を補うための起債である、臨時財政対策債の急激な膨らみが影響しております。基金につきましては、平成25年度末の総額は49億200万円で、前年度比7億9千万円の増額となっております。財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても、国が示す早期健全化基準を超えるものではありませんが、今後ともさらなる健全財政の運営に努めなければならないと考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況のご説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決・ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、各会計の決算認定以外の議案につきましては、所管部長及び次長より詳細説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） こんにちは。議案第49号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第50号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第51号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3本の条例については、関連がありますので一括して説明いたします。

議案集の1ページをお願いします。今回の3本の条例制定については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、国が定める基準を踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるために条例を制定しようとするものです。

説明資料集の1ページをお願いします。最初に、今回の3本の条例の基になっていきます子ども・子育て支援新制度の概要に説明いたします。新制度については、議案説明資料、それから議会全員協議会で配付説明しましたパンフレット「なるほどブック」を参考にさせていただきたいと思います。また、説明資料集の8ページから25ページに平成26年8月内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室が作成した「すくすくジャパン！」の中から一部抜粋して添付していますので、併せて確認ください。

それでは、説明資料集1ページの1、子ども・子育て支援新制度のポイントですが、国では質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」を平成24年8月に制定しました。これらの法律に基

づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）が、平成27年4月から開始する予定です。（1）の幼児期の学校教育・保育に関する給付制度ですが、幼児期の学校教育・保育を行う施設に対する財政支援が一本化され、共通の施設型給付と新たに地域型保育給付が創設されます。（2）の認定子ども園制度の改善ですが、今まで複雑な仕組みであった幼保連携型認定子ども園について、認可・指導監督等が一本化されます。既存の幼稚園や保育所からの移行については義務づけず、政策的に促進するとされています。（3）で地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の拡充が図られます。

説明資料集の2ページをお願いします。新制度における給付・事業の全体像を表にしましたので参照ください。

2、新制度の利用手続きの流れについて説明いたします。（1）の支給認定についてですが、幼稚園や保育所等の利用に当たっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。認定区分、対象となる子ども、利用できる施設・事業については、1号、2号、3号の認定区分ごとに、表に記載のとおりです。

説明資料の3ページをお願いします。（2）ですが、保護者は認定された保育の必要性の有無や必要量に応じて、ニーズに合った施設や事業を選択します。（3）の利用の申し込みですが、①1号認定については、幼稚園や認定子ども園に申し込み、②2号、3号認定については、原則、市町村に申し込みすることになります。また、（4）で保護者から利用申し込みを受けた市町村は、利用調整や必要に応じた斡旋、施設に対する利用要請を行います。

説明資料集の10ページをお願いします。利用手続きについて、現行制度と新たな制度の比較したイメージを掲載しておりますので参照してください。

（5）利用者負担（保育料等）ですが、新制度における利用者負担（保育料）は、保護者の所得に応じた負担（応能負担）を基本とした共通の仕組みになり、その額は国が定める水準を踏まえ、市町村が設定します。また、施設・事業者は、一定の要件のもとで、必要経費を市町村が定める額に加えて徴収することが可能です。なお、大津町の利用者負担（保育料）については、現在検討中です。10月頃に素案を示し、子ども・子育て会議に諮問、そして、教育委員会で審議の上、来年の3月議会に提案する予定としています。

3、新制度により、現在の施設はどうなるのか。（1）幼稚園については、新制度に移行をするのかは各幼稚園の判断となり、①新制度に移行する場合は、市町村が決めた保育料（応能負担）、②現行どおりとする場合は、各園が決めた入園料、保育料等となります。（2）保育所についてですが、大津町においては全て新制度の施設型給付の保育所に移行となります。

説明資料集の4ページをお願いします。（3）家庭的保育事業等については、①町の認可・確認の上、新制度へ移行の予定です。②今後、小規模保育事業など新規参入も考えられます。参考資料として、別冊の「子ども・子育て新制度ハンドブック」の3ページの施設型給付の概要と仕組みのイメージ図を参照していただければ助かります。

4、新制度で市町村が行う主なものとして、（1）認定等についてですが、保護者の申請に基づき、教育・保育給付の支給要件を満たしているかどうか、また、必要な保育量を認定し、保護者に認定証

を交付します。説明資料集の12ページと13ページで、保育の必要性の認定、14ページに新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）を参照ください。（2）確認についてですが、特定教育・保育の給付に係る施設かどうか、特定地域型保育事業者かどうかの確認を行います。説明資料集の15ページで、確認主体について、それから対象施設・事業について、16ページで運営基準、17ページで情報公表、それから18ページで小規模保育、地域型保育事業の認可基準について、19ページで家庭的保育事業等の認可基準について記載してありますので参照ください。（3）条例化については記載のとおりです。給付費の支払いについてですが、新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保証しています。①給付費は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」、これを公定価格と言います。公定価格から、「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（これを利用者負担額）と言います。これを控除した額となります。施設型給付費、地域型保育給付費は、施設・事業を利用する子どもの居住地の市町村から受けることとなります。説明資料集の20ページに公定価格、21ページに施設型給付の構造、22ページに公定価格及び利用者負担について掲載してありますので参照ください。

これで、新制度の概要説明は終わりました、説明資料集の5ページをお願いします。それでは、今回の3本の基準条例の概要について説明します。最初に、共通する事項として、1、基準条例制定の必要性についてですが、新制度において、子どもの処遇に当たる職員等の資格要件や配置に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備及び運営の基準等は、国が定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとされています。そこで、国から示された基準を踏まえ、大津町の基準条例を定めるものです。

説明資料集の7ページをお願いします。3、本町が条例で定める基準の基本的な考え方についてですが、本町が定める基準条例の基本的な考え方については、地域の実情に応じて、国の基準と異なる内容を定めることができますが、国基準の内容や他市町村の動向から「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」いずれも国の基準に準拠しています。

4、施行期日ですが、原則として、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日（平成27年4月1日を予定）となっています。

戻りまして、説明資料集の5ページをお願いします。最初に、議案第49号関連、（1）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）については、目的として、新制度において、施設・事業が市町村の行う給付（財政支援）を受けるためには、認可を受けた施設・事業のうち市町村から、運営基準に照らし給付の対象となるかの確認及び定員設定を受けた施設・事業でなければなりません。確認に当たっては、国が政省令等で基準を定め、市町村がこの基準をもとに条例で定めることとなります。概要として、教育・保育施設及び地域型保育事業が給付を受ける対象となることを確認するため、会計処理や情報公開等が適切かなどに関する基準を条例で定める必要があります。

説明資料集の26から31ページをお願いします。条文等の詳細については、本会議前に説明する機会をいただきありがとうございました。今回、国基準をもとに、主な条項ごとに解説、基準の内容等を一覧表にまとめましたので参照ください。

議案集の29ページをお願いします。第53条、委任規則で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。附則第1条で、この条例は、法の施行の日から施行する。第2条で、特定保育所に関する特例、第3条で、施設型給付等に関する経過措置。

議案集の31ページをお願いします。第4条で、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置。第5条で、連携施設に関する経過措置を規定しています。

続きまして、説明資料集の6ページをお願いします。議案第50号関連、(2)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(認可基準)については、目的として、新制度において、施設・事業が市町村の行う給付(財政支援)を受けるためには、県又は市町村から、適切な運営を確保するための基準等に基づき、認可を受ける必要があります。認可に当たっては、国が政省令等で基準を定め、県又は市町村がこの基準をもとに条例で定めるものです。このうち、家庭的保育事業等に関しては、市町村が認可することとなりました。家庭的保育事業等に含まれるものは、家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業です。概要として、適切な運営を確保するため、職員の配置や施設整備等に関する基準を条例で定めることとなります。

説明資料集の32から34ページをお願いします。議案第49号と同様に、国基準をもとに、主な条項ごとに解説、基準の内容等一覧表にまとめましたので参照ください。

議案集の57ページをお願いします。第49条、委任規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしてあります。附則第1条で、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。第2条で、食事の提供の経過措置。

58ページをお願いします。第3条で、連携施設に関する経過措置。第4条で、小規模保育事業B型等に関する経過措置。第5条で、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を規定しています。

次に、説明資料集6ページをお願いします。第51号関連、(3)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、目的として、新制度では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、市町村に子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務が課されており、放課後児童クラブは、その1つとして放課後児童健全育成事業に位置づけられます。また、平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が政省令等で定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとなります。概要として、放課後児童健全育成事業の職員の資格及び職員数等を定めることとなります。

説明資料集の35から37ページをお願いします。議案第49号、議案第50号と同様に、国基準をもとに、主な条項ごとに解説、基準の内容等を一覧表にまとめましたので参照ください。

戻りまして、議案集の67ページをお願いします。第22条、委任規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定めるとしております。附則第1条で、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。第2条で、職員に関する経過措置、第3条で、設備の基準及び支援の単位に関する経過措置を規定しています。

以上、よろしく願いいたします。

次に、議案第52号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の68ページをお願いします。今回の条例改正は、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の市町村事業に係る国庫補助限度額等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。この幼稚園就園奨励費補助については、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る幼稚園就園奨励費補助を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助するものです。補助率は3分の1以内となっています。今回の改正については、幼稚園と保育所の負担の平準化を図ることとし、保育所と同様に生活保護世帯の保護者負担を無償にする。また、保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で、所得制限を撤廃し、第3子以降についても、所得制限を撤廃することとなっています。なお、国においては、保育料の全国平均単価を公立7万9千円、私立30万8千円と算出しています。

説明資料の38ページをお願いします。別表1では、生活保護世帯の保護者負担軽減ということで、区分の1、生活保護法の規定による保護を受けている世帯の項中、改正前の補助限度額、第1子の欄、年額2万円、第2子の欄、年額5万円を年額7万9千円に改め、また、多子世帯の保護者負担軽減ということで、新たに区分4、上記区分以外の世帯の項を加え、補助限度額、第2子の欄に年額4万円、第3子以降の欄に年額7万9千円を加えるものです。

説明資料の39ページをお願いします。別表2では、生活保護世帯の保護者負担軽減ということで、区分の1、生活保護法の規定による保護を受けている世帯の項中、改正前の補助限度額、第2子の欄、年額3万5千円を年額7万9千円に改めるものです。また、多子世帯の保護者負担軽減ということで、区分の②及び区分の③の項中、改正前の補助限度額、第2子の欄、年額3万5千円を年額5万円に改め、また、多子世帯の保護者負担軽減ということで、新たに区分④、上記区分以外の世帯の項を加え、補助限度額第2子の欄に年額4万円、第3子以降の欄に年額7万9千円を加えるものです。

戻りまして、議案集の69ページをお願いします。なお、平成26年6月調査時点での公立幼稚園の対象者数及び新たな補助対象者数についてですが、公立の大津及び陣内幼稚園、在園数270人のうち就園奨励費該当者129人となります。今回の改正で108人増加することになります。附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議案第53号、大津町保育所条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案集の70ページお願ひします。今回の改正は、大津町立大津保育園分園の開所に伴ひ、条例の一部を改正するものです。

説明資料集の40ページをお願ひします。第2条の表中、大津町大字室1084番地の3を大津町大字室1084番地3に改め、同項中、大津町立大津保育園 大津町大字室1084番地3の次に、大津町立大津保育園分園 大津町大字杉水932番地3を加えるものです。

戻りまして、議案集の71ページをお願ひします。附則で、この条例は平成26年10月1日から施行するとしています。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時15分から再開いたします。

午後2時06分 休憩

△

午後2時14分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 引き続き、再開いたします。

総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） こんにちは。議案第54号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第3号）について、補正予算書及び別冊の補正予算の概要によりご説明します。

補正予算書の1ページをお願ひいたします。第1条で、既定の予算の総額に5億2千201万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億211万7千円とするものです。第2条、債務負担行為の補正及び第3条、地方債の補正を記載のとおりとしております。今回の補正は歳入面では交付税の算定基準に基づき決定された普通交付税と臨時財政対策債及び国の経済対策によるがんばる地域交付金と平成25年度の決算による繰越金の補正が主なものです。一方、歳出面では繰越額の確定に伴う財政調整基金の積立やがんばる地域交付金及び大津町公共施設整備基金に積み立てていた地域の元気臨時交付金を道路整備などに財源譲渡したものが主なものでございます。

財源譲渡した事業につきましては、補正予算の概要14ページをお願ひいたします。がんばる地域交付金については、今回の補正で全て財源の組み替えを行わせていただきました。地域の元気臨時交付金につきましては、番号1、2については当初予算で財源を充当させていただいておりますが、3から5の事業は今回の補正で組み替えをさせていただいております。

予算書の8ページをお願ひいたします。第2表、債務負担行為補正です。学童保育施設については、大津南小学校の学童保育施設を27年度より新たに指定管理にしようとするものです。総合交流ターミナル施設については指定管理期間の満了に伴うもので、いずれも期間及び限度額は記載のとおりでございます。

9ページをお願ひいたします。第3表、地方債補正です。1、臨時財政対策債は発行可能額の確定に伴う減額です。5、町営住宅整備事業はあけぼの団地の住宅改修の設計業務委託、同じくあけぼの

団地の駐車場整備に係るものでございます。6、防災基盤整備事業は矢護川などの河川改修に伴う起債ですが、がんばる地域交付金を充当したことに伴う減額でございます。

補正予算の主なものについて、ご説明申し上げます。歳出からご説明します。18ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費は、経済産業省に派遣していた職員の人事異動に伴う人件費の補正です。目5財産管理費は、庁舎や公用車の修繕料と庁舎玄関ひさし部分を一部撤去するための工事費です。

19ページをお願いします。目13、財政調整等基金費です。平成25年度繰越額及び普通交付税の確定などに伴うものです。この積立により26年度末の財政調整基金の総額は約25億円になる見込みです。公共施設整備基金又は庁舎建設基金の積立については、現在公共施設等総合管理計画や給食センター建設の基本計画を策定していますので、それらの状況を見ながら、今後振り分けていきたいというふうに考えております。款3、項1、目9人権啓発福祉センター運営費の人権啓発福祉センター用テレビは、利用者の利便性向上のために購入するものです。

20ページをお願いいたします。款3、項2、目1児童福祉総務費の節1報酬と節9費用弁償は、平成26年度までの計画期間となっている次世代育成支援行動計画の検証を行うために委員会を開催するものです。節7賃金は、子ども・子育て支援新制度準備のために臨時職員を雇用するものです。節19放課後児童健全育成事業補助金は、県基準額の変更及び登録児童数の増加などに伴うものです。目3大津保育園費は、10月から開所する保育園分園の運営費でございます。

22ページをお願いいたします。目7子育て・健診センター費の子育て健診センター等安全施設工事は、子どもが遊ぶ広場を中心とした場所に車止め等安全対策を講ずるものです。

23ページをお願いいたします。款4、項1、目2予防費の節13委託料の予防接種委託は、今年度から水痘、肺炎球菌、風疹が予防接種に追加されたことに伴うものです。また、節19補助金の予防接種補助金は、同様の接種を委託医療機関以外で受けられた方に対する補助金です。負担金の予防接種事故救済措置事業負担金は、予防接種事故に伴う障害年金裁定に伴う差額の負担金です。目3環境衛生費は、人事異動に伴う人件費の補正です。

24ページをお願いいたします。款6、項1、目1農業委員会費の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、対象者2人に対する補助金で、県の補助金を受け入れてそのまま交付するものです。目3農業振興費の補助金、16.くまもとの6次産業化総合対策事業補助金は、熊本玄米研究所に対する補助金です。また、地域営農組織法人化推進事業補助金はネットワーク大津及び大津白川2法人に対し、初期運営費用に対する補助金で、いずれも県の補助金を受け入れてそのまま交付するものです。目5農業構造改善事業費、節13委託料の総合交流ターミナル施設改修工事設計及び調査業務委託は、大浴場の天井等が老朽化しており改修するための設計費等を計上しています。目6農地費、節19負担金の5.多面的機能支払交付金事業地域協議会負担金は、県の補助金が直接熊本県地域協議会へ支払われることになったことに伴い減額するものです。

25ページをお願いいたします。目7圃場整備費は、県営事業の増額に伴う町の負担金です。目9農業集落排水費は特別会計の25年度決算に伴うものです。

26ページをお願いいたします。款8、項3、目1都市計画総務費、節12役務費の立石住宅跡地分筆登記は、未利用部分を普通財産に切り替えるため分筆登記するための費用でございます。

27ページをお願いいたします。目3公共下水道費は、特別会計の25年度決算に伴うものです。項4、目2住宅維持費、節13委託料の設計業務委託は、あけぼの団地の改修工事設計業務委託で、改修同意がとれたところから前倒しで改修に取り組むための設計委託です。節15補修工事は、あけぼの団地駐車場の整備工事で工事単価の上昇に伴うものです。款9、項1、目5、節1報酬は、危機管理専門員を1人雇用するものです。節18備品購入費は、避難所用備品を保管しておくための簡易倉庫を大津小、室小、大津中、大津北中に設置するために購入するものです。

28ページをお願いします。款10、項2、目1学校管理費です。節11需用費の修繕料は、室小、南小、漏水の修理です。款10、項3、目1学校管理費です。節11需用費の修繕料は、大津中学校体育館ステージミンチボタン装置の修理費です。

29ページをお願いします。項4、目1幼稚園費です。節7賃金は、陣内幼稚園の定員及びクラスが増えることに伴う幼稚園教諭1名を増員するための賃金です。節19就園補助金は国の補助要綱の改正に伴うものです。項5、目1社会教育総務費、節19の3、地域生涯学習施設等改修補助金は、つつじ台区及び中陣内区の集会所の修繕に対する補助金です。

30ページをお願いいたします。5、地域生涯学習施設等備品購入補助金は、中陣内地区の農事集会所のテレビ購入に対する補助です。項6、目2体育施設費の節18備品購入費は、総合体育館の会議室に利用者の利便性向上のためにテレビを購入するものです。款13予備費で財源調整をしています。

続きまして、歳入をご説明します。13ページをお願いいたします。款10、項1、目1地方交付税の増額は、普通交付税の額の決定によるものです。款12、項1、目2民生費負担金は、大津保育園分園に伴う保育料などです。款14、項2、目3土木費国庫補助金は、歳出でご説明しました事業に伴うものです。目4教育費国庫補助金の節1、節2、ともに理科教育設備整備費に対する補助金です。歳出は当初予算のままで、歳入のみの補正となっております。

14ページをお願いします。節3幼稚園奨励費補助金は、国の補助要綱の改正に伴う補助金の増額です。目5総務費国庫補助金は、国の経済対策に伴うがんばる地域交付金ですが、交付限度額を示されたことに伴うものです。款15、項1、目3から15ページの間目4農林水産業費県補助金までは、歳出でご説明しましたそれぞれの事業に伴うものでございます。款18、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、25年度給付費等の精算でございます。

16ページをお願いします。款18、項2、目2大津町公共施設整備基金繰入金は、25年度に積み立てていた地域の元気臨時交付金を繰り入れて、事業に財源充当するものです。目4財政調整基金繰入金は、6月の補正で財源不足のため財政調整基金から繰り入れる予定だったものを減額するものです。款19繰越金は25年度の繰越金です。款20、項4、目2雑入で、公有自動車共済と建物災害共済は共済金として入金された実績に伴うものです。県営事業負担金返還金は過年度の県営事業費が確定したことに伴うものでございます。

17ページをお願いします。款21町債です。先に、地方債補正の変更でご説明したとおりでございます。人件費等につきましては、32ページか給与費明細書のとおりでございます。一般職は職員の申請に基づく手当等の補正が主なものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） こんにちは。議案第55号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は10ページからになります。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千405万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1千266万8千円とするものです。今回の補正の主なものは平成25年度の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金及び療養給付費交付金負担金等の額の決定に伴うものでございます。

歳出からご説明をいたします。10ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費から一番下の目4退職被保険者等療養費、続きまして11ページの款2、項2、目1一般被保険者高額療養費から目4退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、平成26年度交付額の確定に伴う財源の組み替え等一般から退職被保険者への切り替えを行ったものでございます。

12ページをお願いいたします。款3、項1、目1後期高齢者支援金から一番下の目2前期高齢者関係事務費拠出金までは、平成26年度納額の確定による補正でございます。

13ページをお願いいたします。款11、項1、目3償還金の増額補正は、平成25年度特定健康診査等負担金の額の確定に伴う国及び県への返還金146万円と25年度療養給付費等国庫負担金の額の確定による国への返還金3千509万円を計上しております。款12予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。予算書の9ページをお願いいたします。款5、項1、目1療養給付費等交付金の減額は、社会保険診療報酬支払基金の平成26年度退職者医療交付金の決定によるものでございます。款6、項1、目1前期高齢者交付金の増額も平成26年度前期高齢者交付金の交付決定によるものです。款10、項1、目2その他繰越金は、平成25年度国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、増額を計上いたしております。

続きまして、議案第57号をお願いいたします。平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千369万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7千523万1千円とするものです。今回の補正の主なものは、平成25年度の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金及び介護給付費負担金等の額の決定に伴うものです。

歳出からご説明をいたします。9ページをお願いいたします。款5、項1、目2償還金は、平成2

5年度介護給付費、国・県負担金や交付金の額の確定に伴い返還するものです。項2、目1一般会計繰入金は、平成25年度介護給付費や事務費等の確定に伴い、町負担分給付費と事務費精算分を一般会計へ繰り出すものでございます。目1予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。予算書の8ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費交付金の増額は、平成25年度介護給付費の確定に伴うものです。款8、項1、目1繰越金は、平成25年度介護保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、増額を計上いたしております。

続きまして、議案第59号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6千565万1千円とするものでございます。今回の補正は、平成25年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の決算額の確定に伴うものでございます。

歳出から説明をいたします。8ページをお願いいたします。款5、項1、目1予備費の増額は、繰越金を予備費で調整するものでございます。

歳入についてご説明をいたします。予算書の7ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金、平成25年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） こんにちは。議案第56号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要につきましては11ページにあります。今回の補正は、前年度事業の確定に伴う繰越金と一般会計繰入金の補正及び事業の組み替え等の補正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千733万1千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書の7ページの歳入のほうから説明いたします。款4、項1、目1一般会計繰入金は前年度事業の確定により、2千396万4千円を減額するものです。款5、項1、目1繰越金につきましては、前年度事業の確定により2千396万4千円増額するものでございます。

続きまして、8ページの歳出を説明いたします。款2、項1、目1元金は、金額の増減はありませんが、一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い、財源を組み替えるものでございます。

続きまして、議案第58号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要につきましては12ページになります。今

回の補正は前年度の事業の確定に伴い、一般会計繰入金と繰越金の補正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千548万7千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書7ページの歳入から説明いたします。款3、項1、目1一般会計繰入金は、前年度事業の確定により307万円減額するものでございます。款4、項1、目1繰越金は、前年度の事業の確定により307万円増額するものでございます。

続きまして、8ページの歳出を説明いたします。款2、項1、目1元金は、金額の増減はありませんが、一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い、財源を組み替えるものでございます。

続きまして、議案第60号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は13ページになります。今回の補正につきましては、給与の基礎算定額の修正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、収益的収入及び支出の予定額のうち、支出について、第1項営業費用を3万1千円増額し、第3項特別損失を3万1千円減額するものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の2ページをお願いいたします。給与の算定基礎額の修正に伴う補正でございまして、款1、項2、目3総係費を3万1千円増額し、款1、項3、目3その他特別損失を3万1千円減額するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 次に、決算認定について監査委員から審査意見書が町長に提出されておりますので、その説明を求めます。

代表監査委員大久保純一君。

○代表監査委員（大久保純一君） こんにちは。監査委員の大久保です。よろしくお願ひいたします。

では、さっそく決算審査の報告をさせていただきます。

今回は、一般会計・特別会計並びに工業用水道事業会計と地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく5つの健全化比率についての審査結果を報告いたします。

まず、お手元の一般会計・特別会計の意見書をお開きください。審査は1ページに記載しております手続き等に沿って実施をしました。その中の5、審査の方法というのがありますが、そこに記載しております8つの項目を中心にして、慎重に実施をしたところです。審査の結果はそれぞれ地方自治法施行規則に定める様式に基づいて作成されており、その計数は審査を行った範囲内では正確であると認めました。ただ、財産に関する調書では、前年度末の数値や普通財産に関して改善を求めたところです。予算の執行についても、概ね良好に行われていたと言えますが、使用料、賃借料などに疑問の残る事案も見受けられました。また、基金の運用につきましては、特に問題はなかったと判断しております。

それでは、次に、内容について項目を限って申し上げたいと思います。2ページをお開けください。平成25年度一般会計の歳入は128億7千309万7千円で、前年度比5.8%。歳出は123億7千623万円で、同じく7.2%のそれぞれ増となっており、近年では大型工事がありました平成

23年度に次ぐ規模となっています。実質収支は昨年度よりやや少ない4億3千793万1千円の黒字となっています。したがって、実質収支比率は6.1%に低下し、昨年度より改善していると判断をしました。

3ページをご覧くださいと思います。歳入では、町政運営の基礎となる町税、とりわけ個人住民税と固定資産税はわずかではありますが減収となっています。経済不況や償却資産の減少などで伸び悩む法人住民税とともに、今後やや不安を残す結果となっています。一方で、全体の徴収率は昨年度からわずかではありますが伸びており、昨今の社会情勢等を勘案すれば担当者の普段の努力が歳入の確保に大いに貢献していると言えます。

次は、5ページです。5ページからの分担金及び負担金では、大きなウエイトを占めている児童福祉負担金、いわゆる保育料について申し上げます。徴収率は全体では98%台を保っており良好と言えますが、待機児童解消に向けた積極的な施策により、調定額は年々増加していることもあり、不納欠損や収入未済を生じています。したがって、大事な債権を時効により消滅させることがないように積極的な徴収努力をお願いしたところです。

6ページにいきます。ここの使用料及び手数料でも徴収率が大幅に伸びていますが、これは構成割合の高い住宅使用料の伸びによるものです。現年度分徴収率は99.26%に達し、過年度分を含めた全体でも91.08%と90%台の大台に乗っております。保証人通知や裁判所への申し立て等、積極的な取り組みが、滞納者はもとより他の住人に与えた影響も大きかったためではないかと考えます。担当者の努力に改めて深く敬意を表したいと思います。今後も税など負担の公平性を維持するため、不納欠損額や収入未済額の減少に取り組んでいただきたいと思います。そのため、本年度は特に、財源確保の観点からも、時効による債権消滅を極力減らすよう時効の中断を積極的に活用した徴収強化をお願いしたところです。

11ページにまいります。歳出については、11ページから歳出の状況として性質別に分類して述べております。各項目の歳出に対する比率が繰出金を除き低下しているのは歳出規模の拡大によるものですが、一方で繰出金が大幅に増加したとも言える結果となっています。

歳出では、例年どおりですが、13ページの扶助費の伸びが一向に止まりません。扶助費は国の施策の影響を強く受けると言われるものですが、一方では事業の廃止も含めた慎重な判断が必要となるのではないのでしょうか。

前後します。申し訳ありません。12ページ。12ページの物件費は、維持管理等に関する経費が主なものです。小学校の開校や町有施設の増などでじりじりと増加を続けております。今後も減少に転じる様子は見当たりません。光熱水費や委託料の削減に強い関心を持ち、実践することが求められます。

14ページをお開けください。このほかでは補助費のうち、一部事務組合負担金は現在のところ減少傾向にありますが、菊池環境保全組合の新環境工場建設や、広域消防本部の東日本大震災以降における災害関係の装備充実など、今後の負担増は避けられない状況ではないかと懸念をしております。したがって、関係する自治体においては経費削減に向けて監視機能を十分に発揮していただきたいと思います。

考えます。

17ページ。ここから財政全般について述べていますけれども、19ページ、20ページでは、公債費及び地方債の残高について述べております。公債費も伸びている部類に入ります。歳出全体では、常に10%は超えています。ここでは特別会計分も含めて述べていますが、一般会計になおしますと11.1%を占めております。また、地方債の残高も積極財政の影響で増加傾向にあります。交付税措置される臨時財政対策債の比率が45.6%を占めているとは言っても、借金はやはり借金として捉えておくべきだと思います。平成25年度末の地方債残高は20ページの表によりますと、一般会計ではこれまで100億円前後であったものが、平成23年度から増加に転じ、126億円を超えました。ほぼ本町の財政規模に匹敵する金額となっています。特別会計全体では、平成19、20年度をピークに減少傾向にあります。農業集落排水事業は事業自体が完了しましたので、当面減少傾向は続くものと思いますが、公共下水道事業においては事業は継続中であり、今後幾分なりとも増加する可能性は残っています。後世代に重い負担を残さないためにも更なる起債の抑制に努めていただきたいと考えます。

さて、総論的には概ね今まで述べたような結果ですけれども、各論的な部分においては、報告書の24ページ、25ページで述べておりますようにいくつかの問題点もあるように思います。我々は例年、決算審査を行う際に事務事業の成果を検分するため現地調査を行います。今回、その中に問題点が潜んでいると思いましたので、いくつか述べてみたいと思います。

まず、第一、陣内保育園の増築及び空調機設置等設備工事から。これは77平方メートルの遊戯室の拡張、それから園全室への空調機の設置が主な工事と内容になっております。ここにおきましては、まず、ア、落札率の高騰及び高騰を少しでも抑制するため入札の改善、改革はできないか。落札率は98.8%でした。それから、2番目は、イ、建築単価の高さであります。単純に計算したわけですが、1平方メートル当たりの単価は約22万5千円となっています。坪単価に直しますと72万ぐらいになるのでしょうか。増改築は高くつくと言われておりますし、材料費や人件費の高騰もあるでしょうが、それにしても高すぎはしないかということ。それから、ウ、工事管理委託まで必要な工事であったのか。管理委託で約110万円を費やしております。もちろんのこと設計委託も行われております。両方合わせますと、約260万円を委託で費やしております。

第二点目は、町道瀬田駅吹田線道路改良工事に関して。ここは、1千100万円という多額の節間流用が行われております。また、改良の目的が東部地区から総合運動公園利用の利便性向上という点。1日当たりの通行量約100台と想定されておりますが、流用に金額的制限はありませんが、工事費の約2分の1に当たる額を流用によるというのはいかがなものでしょうか。本件は多額の節間流用の例ですが、予備費の補充、いわゆる充用についても例年相当の金額にのぼっています。税の還付や不可抗力によるものを除き、例えば、寄付金をもとにした小学校への高機能複写機の導入など、その時期や金額などに緊急性、妥当性があるのか疑問を持たざるを得ない事例が散見されています。予算に計上されていない、つまりは議会の審議を経ていない、で緊急性の高い、つまりその時でなければその目的を達成できないという条件に果たして合致しているのかということです。本件は道路改修の目

的である総合運動公園の利用者増を期待するとともに、流用、予備費の補充については関係者には慎重な取り扱いを求めたところです。

3番目です。旧一般廃棄物杉水処分場に関して、ここでは、財産管理を中心にして申し上げます。旧杉水処分場は平成17年に菊池環境保全組合から本町へ無償譲渡されたもので、普通財産に分類されているものと推察されます。最終処分場としての廃止はまだ行われておりませんが、平成21年7月からその一部を隣接する廃棄物処理業者へ処理済み資材の置き場や職員駐車場として貸与され、年間360万円の貸付収入を得ております。財産管理という観点からはほぼ放置という状態ですが、これ立派な歳入源となっています。一方で、利用されないまま長期間に渡り保有されている財産もあるやに見受けられます。自治体や行政のスリム化の観点からももっと財産に目を向けるべきではないかと考えます。このほかにも都市計画道路工事における用地買収や工事の品質、つまり出来栄です。災害等における使用料賃借料の重機借り上げと原材料費による災害復旧や工事の肩代わりと思われるようなものなどに将来問題を引きずりはしないかとか、会計の原則に照らし看過できないという事案も見受けられました。厳重に注意するとともに慎重な取り扱いを強く求めたところです。

これで、一般会計に関する報告は終わりますけれども、最後に1つ申し上げておきたいことがございます。意見書の25ページの4では、農業災害復旧を例にとり、内部統制などについて述べておりますが、これは役場全体に関わるものとしてのものであります。ここでは目についたということで例として取り上げましたけれども、決して災害復旧ばかりのみを指しているではありません。災害復旧の担当者は災害発生後の平成24年10月1日から本年3月31日までの1年6カ月に渡り、限られた人・時間の中で厳しい時間外勤務をこなしながら、災害復旧という難しい業務に当たったものです。よく頑張ったといえると思います。私どもがここで申し上げているのは、被災直後の初動体制や調査への対応、予算執行上の決定や判断、そして課内・部内の協力体制などがどうであったかなどについてであり、それらに関する内部統制や財政規律について述べているということをご理解いただきたいと思っております。

次に、特別会計に移りたいと思っております。26ページ以降に各会計ごとに述べておりますけれども、工業用水道事業を除く特別会計全体に関する審査結果は、様式、計数等については、審査を実施した範囲内では誤りはないと認めました。全ての会計で実質収支は減少ぎみではありますが、黒字となっていますので予算の執行も良好と判断をいたしました。しかし、国民健康保険は医療の高度化による医療費の増大や、赤字補填のための法定外繰入、公共下水道事業や農業集落排水事業には多額の事業債の償還が、介護保険では高齢化による保険給付の増加など、それぞれに大きな課題を抱えております。また、会計自体が小規模であるために急激な費用増加には対応が困難になることも十分予想されます。特に、慎重な運営を心がけていただきたいと考えます。なお、国民健康保険では、関係者の努力により徴収率が目標とする数値に達し、熊本県から特別交付金が交付される予定となっています。また、先に国民健康保険の法定外繰入というものに触れましたけれども、公共下水道事業や農業集落排水事業にも多額の基準外繰入が行われています。経営安定化のためですけれども、繰出金の増加もこのあたりに原因があるものと思われま

次は、別綴りとなっております工業用水道のほうに移ります。工業用水道事業は地方公営企業法の規定による当然適用事業として企業会計を採用しています。審査の結果は決算書、損益決算書等、財務諸表は法の規則に基づき作成されており、審査した範囲内では計数も正確であると判断しました。決算書は予算の執行状況を、財務諸表は当期、すなわち平成25年度中の経営成績と期末における財政状態とを概ね適正に表示しているものと認めました。ただ、本会計は前出の特別会計よりさらに小規模であり、収益に基礎となる収益料も1つの企業に全体の7割から8割を頼るという特殊性を併せて持っています。したがって、企業の経営状況や意向の把握が特に重要になってきます。機構改革により執務場所が離れてしまいましたけれども、関係深い企業誘致課と緊密に連携し、確かな情報収集に当たっていただきたいと思います。

続いて、財政健全化比率についての審査結果に移ります。別紙、財政健全化意見書の表に記載しておりますとおり、一般会計については4つ項目がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、対象となっている会計が全て黒字であるため数値の表示はありません。実質公債費比率、将来負担比率については、健全化基準を大幅に下回っており良好な状態を示していると言えます。特に、将来負担比率はマイナス24.6%という大幅な改善となっておりますが、これは標準財政規模の拡大や基金への積立の増、基金取り崩しの減などいくつかの条件が重なった結果だと判断しております。1%という低い数値は一時的なものとするべきかと思えます。

もう1枚ございます。企業事業に関する資金不足比率のほうに移ります。企業事業に関する資金不足比率も、対象となる3事業とも資金不足はありませんので数値の表記はありません。なお、この資金不足比率の対象となっている公共下水道事業、農業集落排水事業は、地方公営企業法第2条の対象事業には含まれておりませんが、多くの施設設備を有する十分に企業的要素を持つ事業であります。したがって、円滑な運営を行うためには地方公営企業法の趣旨を十分理解し、事務事業に生かすことが不可欠だと考えます。

この2つの事業はお隣、菊陽町では平成24年度から企業会計へと移行しております。条件はいろいろ異なると思いますが、菊陽町に学ぶことは多いのではないのでしょうか。

話がちょっとそれるかもしれませんが、9月3日から熊日新聞の朝刊で「脱・働きに来る町・長洲町の模索」という連載が行われております。皆様方ご承知のように、ここは多額の負債を抱えて行政を続けていたところでもありますけれども、詳しいことは新聞紙上に任せますとして、このこと他山の石としてではなく、大きな教訓として記憶にとどめておきたいものだと思います。本町は町域面積が広く集落は広域に点在をしております。また、町有施設も多く、これもまた点在をしております。行政効率という観点からはかなり厳しい条件下にあります。行政は効率ばかりでは論じられませんが、ほかの自治体より効率化を求めてほしい、また求めなければならないのではと考えています。

大変、長くなりました。これをもちまして、決算審査の報告といたします。

ありがとうございました。

○議 長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明は終わりました。しばらく休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後3時03分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 引き続き、会議を開きます。

日程第26、議案質疑を行います。

まず、議案第49号を議題といたします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第49号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑をいたします。

今回の条例改定は子ども・子育ての新システム、言わば保育所のあり方の大改定に当たるわけですが、この新システムは当初、介護保険制度のようにとりわけ保育所の当事者と各施設が直接契約することを目指していたわけでありますが、保育関係者の皆さん方の大半の方がこのことに反対をする中、児童福祉法24条第1項が今回の改定に当たっても引き続き適用されると理解をしているところではありますが、今回の条例の案の中で第6条であります正当な理由のない提供拒否の禁止などとなっておりますが、現在の児童福祉法による保育所のあり方は市町村が保育希望者に対してそれを選考するとなっているはずであります。今回の条例案の中では第6条の第3項において、特定教育保育施設、この中の保育所という施設が入所申し込みをした支給認定子どもを選考するというふうに条例になっているわけでありますが、例えば、大津、公立保育所が1つございます。また、私立の保育所もありますが、施設がこうした子どもたちを選考するはずはないはずですね。市町村が受け付けをして、各保育所に調整をする、ましてや児童福祉法の24条1項があるわけですから、市町村の責任はこのまま残っているはずであります。この条例と矛盾を来しているのではないかということでもあります。

質問の第二点は、この頃の大津町では多数の待機児童が発生をしまっていました。ところが、国基準では保育所に申し込んだけど待機児童にカウントをされないという人たちが続出してきたわけでありますが、新たなこの制度では特定教育保育施設は支給認定保護者から利用の申し込みを受けた時はこれを正当な理由がなければこれを拒んではならないとなっております。これまで待機児童としてカウントをされなかった保育所の申し込みをなされた方々も子どもたちも、今後は利用申し込みをしてそこで認定をされれば、即そこで保育所に入らなければ、これまでの待機児童とみなされるのではなかろうかと思いますが、この点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。議案49号関連の第6条の関係が一点目だと思います。第6条は正当な理由のない提供拒否の禁止等を定めるものでございます。第3項において、特定教育保育施設（認定子ども園又は保育所に限る）そのあと、途中省略しますが、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする」と記載しております。

議案説明資料集の14ページをお願いします。新制度における保育を必要とする場合の利用手順の

イメージをご覧ください。ここに、一番上の○でございますけれども、当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うとなっております。これは改正児童福祉法第73条第1項と記載してあります。基本的な考え方として、子ども・子育て支援新制度では国会審議の際の法案修正により、当分の間、全ての市町村は保育の必要性の認定を受けた子どもが認定子ども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用の調整を行った上で、各施設事業所に対して利用の要請を行うこととされているとなっておりますので、当分の間、市町村が選考を行うことになります。

それから、2番目の質問でございます。待機児童の定義の関係のご質問だと思います。この質問に関しましては、今回の基準条例外でございますけれども、関連がございますので答弁いたしたいと思います。保育所入所待機児童の定義につきましては、自治体のばらつきがあるのを解消するために、基準を見直すとの情報はありますが、正式には国及び県からの通知はあっておりません。しかし、子ども・子育て支援新制度では、実施主体の市町村は保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みに変わります。保育の必要性の認定に当たっては、平成26年6月9日内閣府令第44号の子ども・子育て支援法施行規則で、国が基準を設定しています。現行の保育にかける事由から、保育の必要性の事由に基準が大きく変更になります。今後、保育の必要性の認定基準につきましては、12月頃までに子ども・子育て会議の審議及び教育委員会の議決を経て、規則等で定める予定としております。主な変更点として、これまでの事由に加えて、求職活動、それから就学、就学というのは職業訓練校等における職業訓練も含んでおります。虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であることなどが追加されました。このことを考えますと、子ども・子育て支援新制度が開始予定の平成27年度以降は、待機児童のカウント基準が大きく変更になることが予想されますので、現在の待機児童数は増加するものと予想をしております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 待機児童のカウント基準についてはわかりましたが、条例の第6条3項についてもう一度お尋ねをしますが、説明書の14ページでも、一番下で私立保育所を利用する場合は保護者と市町村の契約で入所をすると。認定子ども園等は事業者と保護者が契約をする。二通りなってるわけですが、6条の第3項で定員を総数を超える場合、申し込んでも総数を超えたと、その場合保育所、一番最初ですね、認定子ども園又は保育所が選考をするというふうに条例はなっているわけです。保育所が選考する、当面の間は先ほどもおっしゃいましたけど、保育所という施設があなたはい、あなたはダメというそういう選考するとはなっていないはずですけど、条例ではそのように施設が選考するものとするとなってるわけですね。市町村が主導でですね、調整をするというんだったらわかるんですけど、保育所という施設が希望者に対して選考するというのは、法の趣旨に対してとも矛盾をするのではないですかということでお尋ねをしているところなんですけど、もう一度お答え願いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○**教育部長（松永高春君）** 荒木議員の再質問にお答えいたします。第6条の第3項の下から2行目あたりなんですけども、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、これ超える場合なんですけど、利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるように選考するものとするという。これは支給認定そのものが町村がやりますので、たしかにこの条文から言うとそうですけれども、超える場合についてはですね、当然、施設ではできません。超えるから町が認定をして斡旋をします。そこでですね、第7条の斡旋調整及び要請に対する協力というところの第7条の第2項特定教育保育施設は法第19条第1項第2号又は第3号における小学校云々でございます。ここで、当該特定教育保育施設の需要について児童福祉法第24条第3項（同法附則第70条第1項の規定により、読み替えて適応する場合を含む）と書いてございます。ここが児童福祉法の改正がなされたということで、ここが当分の間という読み替え規定というふうに理解しております。この場合において、この規定により市町村が行う調整及び要請に対してできる限り協力しなければならないと。ですから、利用定員よりも申し込みが多かった場合は市町村が調整を行いますので、特定教育保育施設はそれにできる限り協力しなければならないということで、今までと同様にですね、保育施設に関しましては新制度に変わりましたが委託料という形になるのではないかとこのように理解をしているところでございます。

○**議長（大塚龍一郎君）** 荒木俊彦君。

○**15番（荒木俊彦君）** 今回の国の法律制定の全文は私も理解はしておりませんが、もしそうであれば、町の条例でありますからこれを読んで、6条の3項を読んですぐ理解できるような本来条文にするべきではないかと。安直があってそのとおりやったということかもしれませんが、読んで誤解を受けるような6条の3項は、あたかも保育施設が選考するというふうに理解されても仕方がないと思うんですけど、そういう条文の検討はなされなかったのか。また、やってるところは聞いたことがないのかお尋ねをしたいと思います。

○**議長（大塚龍一郎君）** 教育部長松永高春君。

○**教育部長（松永高春君）** 荒木議員の再々質問にお答えいたします。この部分については、担当者ともですね、この条例つくるときに同じような議論を私もしたわけでございます。そして、県のほうにもお尋ねしてですね、そういった先ほど言ったような回答いただいたということでございまして、その中でですね、この第6条に関しましては、第1項から第4項までが従うべき基準と、国の基準に従わなければならない基準となっております。よって、参酌すべき基準であれば、これをですね、わかりやすく変更することは可能だと思いますけども、ほとんどの市町村が従うべき基準の場合はそのまま国の基準どおりということで。趣旨に反しなければいいけれども、従うべき基準の場合は趣旨に反しない場合で書いた場合で書いた場合はそれなりの理由が必要になってきますので、そこも考えたんですけども、ほかの町村ともいろいろ協議してほとんどこの条文でいくということで県のほうからもそういう指導いただきましたので国の基準に従ったところでございます。

○**15番（荒木俊彦君）** 委員会でぜひお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。49条、地域のニーズに合わせて作られたのかなと思いますが、このパンフをいただきました。「ハンドブック 施設・事業所向け」というパンフをいただきましたが、この中で子育て支援新制度のポイントという形で6つ述べられております。私もこの条例を全て把握できておりませんので、市町村は地域のニーズに基づきという形で4番目に記されておりますけれども、わが大津町のニーズというものが反映されているのか、その部分についてどの部分でどういうふうに反映してメリットが生まれましたというようなお答えいただきたいなど。

それとまた、趣旨からして待機児童の問題は大きな社会問題となっておりますので、先ほど、待機児童についてのカウントの方法が変わればおそらく増えるでしょうということでした。お聞きしたいのは、この制度を導入することによって、事業のあり方が変わって、新規参入とかそういった形で需要と供給のバランスが取れやすくなるだろうなど。そういうことで、先ほど、指摘されました児童福祉法24条の1項ですね、そういった形で受け入れなければならない、保育をしなければならないという条文からしますと、きちんとそれが移行できる状況になるのかなど。趣旨は全くそこだろうと思います。先ほど同僚議員と休憩時間に話しておりましたならば、親御さんが働きたくても働けないという状況が続いているということでもありますので、その要点だと思いますのでこの点についてお聞きしたいと思います。

そしてまた、町の負担ですね。財源の根拠、この中でハンドブックの中にはですね、財源の根拠としまして、消費税の引き上げによりという形で書いてあって、財源を確保しますというふうに5番目に明記されておりますけれども、目指しますという形で縮めてありますので、ちょっとこの点について不安な感じがあります。なぜならばですね、先ほど代表監査員から説明をいただきました、この25年度の審査の意見書の中で指摘されております。13ページの扶助費あたりでまさしくこの部分、国の施策の影響を顕著に受けやすい費目であるということでもありますから、こういったところ十分認識して振り回されないようにしなければならないと。町は町で独自に防備するところは防備しなければならないと私は解釈しました。ですから、そういったところをきちんと今後のですね、見直しあたりを示していただかないと、それこそ町民負担ということで、町民の方々から理解していただける制度であってほしいと思いますので、この点についてお聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

三点あったかと思えます。一点目が、国が作ったハンドブックの施設・事業者向けの1ページの4番、市町村が実施主体となりますというところについて、ちゃんとそういった新制度について計画をするんだよというような、どこですんだよということだったと思うんですけど、今回の基準上につきましては、新制度が施行される予定となっておりますので、その事前に準備行為として条例をつくるものでございます。今、永田議員がおっしゃっている根幹の部分につきましては、今現在、子ども・子育て会議で、今年度もう5回やっておりますけど、あと4回予定するようでございます。月に1回。

その子ども・子育て会議の中でですね、今おっしゃったような地域のニーズに基づき幼児期の学校教育、保育、子育て支援の提供についての計画を策定するようになっております。大体素案が秋過ぎ、12月過ぎぐらいにできます。当然、議会のほうにも中間報告なりさせていただくというところで考えておりますけれども、最終的には需要と供給のバランスがとれた、そして見込みのある計画をしなければいけないと。その件の中で待機児童の問題も当然計画の中に、ここが一番ポイントでございます。待機児童が出てない市町村がほとんどでございますけれども、待機児童が出ているところについては、国は5年間の計画の中の真ん中、平成29年度までには待機児童をゼロにする計画をなさいと指導しております。ですから、大津町もどんなに遅くても新制度に移った場合には、待機児童がゼロとなるような民間活力も生かしながら、需要と供給のバランスの取れた待機児童の方策について、子ども・子育て会議に利用していただいて、そして計画を練っていくと。その中で、もちろん待機児童以外のいろんな子育ての支援の部分についても今回予算上げております次世代育成の計画についての検証も予算いただきましたので、その検証を引き継いでですね、見直しをしながらその分も含めたところでですね、一緒にそういった計画も作っていただきたいというふうに考えているところでございます。

あと、町の負担についてもですね、当然これは5番目の新たな財源を確保して、量の拡充や資の向上を進めますということで、ここが一番ポイントでございます。国は財源がない場合は法の施行を伸ばすこともあるよということで、今は平成27年の4月1日になっておりますけれども、12月ぐらいを目途にですね、消費税の10%が報道ではされておりますけれども、それが10月、秋、12月頃に決定したのならば、聞いている情報では来年の10月から消費税をどうも上げるんじゃないかと、それが予定なんですけれども、それが12月までに決定しなかった場合はですね、施行の平成27年4月1日が遅れていくと、半年遅れとかなる可能性があるという県の説明会の折は聞いております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。財源について極めて厳しい見方をやはりされているかなということで、それぐらい心がけてほしいなという思いはありますが、その監査報告でもありました正比例して扶助費が非常に増えていっているということを考えますれば、私が危惧するものは経費は増えますよというだけじゃなくてですね、これ義務的経費なんです。義務的経費の土台の部分を増やしたならば、どうしてもですね、投資的経費が減ってきて、そして財政というのは硬直化していくんです。ということは、その時に町づくりの点においてですね、総合的に衰退する可能性さえ出てくるということなんです。ですから、町の発展をイコールでないと、こういったものの取り組みというのは慎重にやっとなないと経済に悪影響を及ぼすし、魅力的な町じゃなくなると。逆にこれを充実することでですね、ほかのところから大津町に来ていただく。固定資産税も上がるは、住民税も上がるはというふうないいいサイクルが生まれればいいんですけれども、問題はですね、これを成功裏に終わらせるための条例であってほしいなということです。ですから、ただ単に子育てっていうことではありませんよということなんです。平成25年度の決算の審査を今後いたしますけれども、そう

いったですね、観点っていうものをきちんと持っておられるのかですね。おそらく付託された委員会におきましては、厳しく追及されることだと思います。ただ、その全体のですね、経済的なもの、この町のですね、総計に及ぼす、そういったものというものがきちんとある程度予測してますよということができているのかですね。全体的な把握ですよ。全体的な流れに及ぼす影響、こういったものは考えておられるのか、このところを質疑したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の再質問にお答えします。再質問の内容については、条例じゃなくて、この新制度がどのような、町にとってプラスになるのかというのを考えているのかということでございますけれども、当然、国といたしましても、少子高齢化、これが一番の問題でございます。それと、やっぱり働く人が働けないと、子どもがいることによってですね、働けない。おそらく国は女性の仕事の拡大を図ってですね、そして働いていただいてですね、元気にしよう。そして、少子の子どもの問題だけじゃなくて、高齢者の介護、保育、いろんな面についてですね、働いていただいて、しっかり税収を払っていただくと。そして、サイクルしていこうというのが国の考え方ではないかと。働き手がないというのもあると思います。それが、国の考え方。大津町としてはですね、ほとんどの熊本県の中で、子どもが待機児童が出ているところは熊本市、それから合志市、菊陽、大津。ここ周辺でございます。やはりこれまでも働きやすい、住みやすい、そして元気な大津町を作っていかなければいけません。ただ、単純に保育所を作って、待機児童を解消するだけでは当然、永田議員も思っていらっしゃるようにダメだと思います。やっぱりバランスの取れた働く場もなければいけません。保育所だけじゃなくて、ほかの保護者が子どもをしやすい環境、子育てをする時にですね、負担に思わないような施策の展開も今後、当然頭に入れながら子ども・子育て会議の中で議論をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第50号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第50号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

これまでなかった小規模保育という概念が作られようとしているわけですが、その中でも家庭的保育は、もう既に大津町で実施がなされております。ただ、この家庭的小規模保育並びに家庭的保育のあり方についてですね、特に職員の資格について、既にある制度からも後退するのではないかと危惧がございます。これまで大津町で実施されております家庭保育では3歳未満、2歳までの幼児を5人まで、2人体制で保育をします。そのうちのお1人は必ず保育士の資格が必要であるというふうに私は理解をしておりましたが、今般の条例の中を見ますと、家庭的保育事業では、一般の方が講習を受ければ家庭的保育者になることができるとなっているわけでありまして。保育士としての資格規定がな

されておられません。それでですね、0歳から1歳、2歳の一番幼児にとっては、気を使う幼児であります。そういう保育をするにもかかわらず、保育士資格を求めないということであれば、まさに子どもを危険にさらしかねないと思うわけですが、そのような条例でよろしいのかどうかお尋ねをするものであります。

それから、家庭的保育所、いわゆる地域型保育所全体もそうではありますが、2歳までしか、0歳、1歳、2歳までしか預かれませんので、3歳になりましたら一般的なほかの保育所に移らなくてはなりません。大津町でも既に家庭的保育所から3歳になった時点で保育所に移れないという事態が発生したと聞いております。今度の条例で3歳になった時の施設移行は保証がなされているのかどうか。特にですね、このブックレットの36ページにQ、クエスチョンの38番で小規模保育事業においては連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものかということ、ここでは特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定し、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを明示する等のルールを市町村が定めることが想定されていると。この点について、その保証はあるのかどうかお尋ねをするものであります。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。第50号関連で二点あったと思えますけれども、まず、保育士の資格の関係だと思えますけれども、家庭的保育所については第23条、職員、第1項で町長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとすると記載しております。この中で、議員が心配されているのは、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者についてのところだと思います。これにつきましてはですね、実は、前回の子ども・子育て会議の中でも、議論になりました。町が現在要綱を作っておりますけれども、要綱のほうは先ほど議員が言っていたとおりでございます。これよりも基準は厳しくなっておりますのでございます。ですから、今現在はその要綱が生きているんですけども、ここで、この50号関連もですね、従うべき基準となっておりますということで説明を申し上げたわけでございます。この中でですね、平成21年の10月30日付で国から通知が出ております。それは「家庭的保育事業ガイドライン」というのが出ておまして、これに従いなさいというのがございまして、第6号、家庭的保育事業等についてということで、家庭的保育者等の要件の中で、「1、保育士、2、看護師・幼稚園教諭が研修を修了し、市町村長が家庭的保育者として適当と認める者」ということで、このへんの説明も若干、子ども・子育て会議の中でいたしまして、この「又は」のところにつきましては、この看護師それから幼稚園教諭等についてはですね、現在のところ認めてもいいのではないかと考えております。これにつきましては、別途規則等で定めて、これは子ども・子育て会議のほうにもう一度お諮りして、規則等で定める予定としております。そういうことでご理解いただきたい。別に、誰でも彼でもということで考えているわけではございません。ただし、看護師と幼稚園教諭、もっとほかの通知も見たんですけど、保健師も入っているようでございますけれども、看護師と幼稚園教諭、特に幼稚園教諭に関しましては、将来、国は認定子ども園になった時にですね、保育士の資格と幼稚園教諭の資格を両方持ってらっしゃ

る方はいいんですけども、片方しか持ってない方につきましては、どうも国は研修等を行いながらですね、経過措置である程度、仮免許みたいなものをやるようなそういったことを記載したものを確認しております。どのような形でやるのかわかりませんが、いずれにしても保育と教育を一緒にしてやるということで、そういった資格の問題は出てくると思います。ただ、大津町としては、今現在の要綱を生かしながら、子ども・子育て会議のほうにかけまして、看護師と幼稚園教諭についてはですね、認めてもいいのではないかとというふうに今現在、担当課としては考えているところでございます。

二点目でございます。家庭的保育所からの受け皿のことだったと思います。本年3月上旬に家庭的保育室から卒園される予定の数人の方々が、4月からの保育所が決まっていなかったということがございました。その後、各保育所をお願いをして、4月中に入所ができるようになりましたが、その間、児童や保護者の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。現在は、町内の家庭的保育室4カ所の連携保育所は大津保育園となっております。交流保育などを通して連携を深めているところでございます。

議案集の35ページをご覧ください。第6条、保育所等との連携の第1項で、連携施設を適切に確保しなければならない、また同条同項第3号で、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において、受け入れて教育又は保育を提供することと条例で記載しております。ですので、家庭的保育等に入ってらっしゃる方については、現在入っている在園者とみなす取り扱いがなされておりますので、連携保育所のほうで受け入れをすると。当然、事前に連携保育所のほうにつきましては、その枠については募集の分から除いてご使用を町のほうをお願いをするという形になるのではないかとというふうに考えております。今後につきましては、家庭的保育所を卒業した後、確実な受け皿があることが保護者の安心感や事業の安定性を確保していく上で極めて重要であるということを確認しております。3歳以上のスムーズな移行を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今度の家庭的保育事業等ですから、いわゆる小規模保育事業も入っているわけですけど、とりわけですね、小規模保育事業のC型では、家庭的保育が2つぐらいつながったような想定らしいですけど、それも含めて要するに正式な保育士でなくても保育者とみなすと。今、部長のほうから要綱等で考えているというようなことはお伺いしましたが、子どもにとってはまさに命がかかったとりわけ0歳から2歳までは一番扱い、子育てをやった方はわかるかと思いますが、本来、保育士でないとなきに危険がつきまとうところでもありますので、もしそれを認識しているのであれば、条例の説明書によりますと、23条は参酌基準になっているわけですね。参酌ということは、町独自が入れられるということでもありますので、本当に子どもの安全を考えるのであれば、条例として保育士でなければならないと、本来、子どもの安全を真剣に考えるならば条例上でこれをきちんとうたうべきではないですかということですかね。ですから、保育士又は同等以上の知識及び経験を有する町長が認める者と確約をすれば問題なくなるわけですよ。心配なくなるわけですよ。ですから、今、部長が考えていることは確約じゃないわけですね。ということは、保育士じゃない人も入らんとも限ら

んということになりかねますし、たしかこちら市町村が認可するんですよね。ということは、条例できちんと謳っておかないと法をクリアすれば、なぜ認可しないんだということになりかねないわけですね。例えば、私が保育士になってですね、家庭的保育所開いて、研修受けたと。すると、私も家庭的保育者になれるんですよ、法律上は。そういう意味で非常に曖昧さを残す、保護者の心配を残すということはどう考えているのかをもう一度お聞きしたい。

それから、現在の家庭的保育所は連携施設が大津町立保育園になっているわけですが、家庭的保育所に2歳まで預けた。3歳からは、例えば、緑ヶ丘保育園に、私は美咲野におるから緑ヶ丘保育園に行きたいと言った場合は連携施設じゃないわけですね。連携施設だから大津保育園に行きなさいとなっちゃうのかと。緑ヶ丘には入れんのかということのを危惧はされるんですけど、これはやっぱ町がきちんと考えないと、大津保育園が家庭的を全部受け入れるということは、これはまた矛盾が引き起こりますけどいかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の再質問にお答えします。先ほども申したように、荒木議員の心配されていることは、子ども・子育て会議の中でも同じような意見でございました。ですので、保育士の保証というか担保されるような委任規則でやりなさいというようなことで承認をいただいたということで理解しておりますし、実は、42ページなんですけど、議案集の42ページの職員の第23条につきましては、私が記録している段階では従うべき基準ということで理解をしているところでございます。そして、さらに23条の2項なんですけども、ここのところの先ほど説明したように、同等又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者についてですね、まだ子ども・子育て会議のほうでは委任規則の規則等については素案は示しておりませんが、看護師と幼稚園教諭については提案をさせていただこうかなと。そこでピシッと明示しますので、当然、小規模、まだ新規参入はございませんけども、町が認可権を持っておりますので、認可をする時はその手順に従って県の指導を仰いでますけれども、福祉審議会もしくはない場合は子ども・子育て会議の意見でもいいよということで聞いておりますので、子ども・子育て会議の了解を得ないと認可ができませんので、そこでストップかけることも可能です。ですので、その委任規則でですね、町長が認める者の部分をはっきりさせたいと。それが、今、荒木議員が、私たちも心配しております、保育士又は認める者については看護師・幼稚園教諭等について明示したいと。それ以上については今のところ考えていないということでご理解をいただきたいと思います。そういう中でももしも問題点が出た場合はですね、また子ども・子育て会議のほうと議論しながらですね、3月までにその分の条例を変更することも可能だと思っておりますので、今の段階では従うべき基準となっておりますので、委任規則で明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それともう一点が、連携保育所で今は大津保育園が連携保育所でございますけど、保護者の希望がほかの保育園を希望した場合ということでございます。連携保育所の場合は、要するに、優先基準は度外視で入ることが出来ますけれども、ほかの保育園を希望した場合はですね、やっぱり保育園との要請・斡旋の部分に関係してきますので、その保育園・幼稚園が定員オーバーで今お願いしており

ますので、そこの了解が得られれば、間に立って町が要請もしくは斡旋について保護者の希望を聞きながら努力をしたいというふうにご考えておるところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 23条の第2項は国の法律に従うべき基準だということですが、もしそうであったとしても、趣旨を緩めるような、基準を緩めるようなことはたしかに許されないと思いますが、基準を上げることは別に法の趣旨には反しないと思いますので、ここは委員会でぜひ慎重審議をお願いしたいと思います。終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第51号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号を議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号を議題といたします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 金額は小さいのですが、考え方の問題といたしまして、一般会計補正予算書19ページの人権教育啓発費の7万円と、24ページの農業委員会費、耕作放棄地解消事業補助金30万1千円について質疑いたします。

まず、人権教育啓発費の7万円は、人権教育啓発のための垂れ幕設置となっております。20年前ならともかく、今となって垂れ幕を作って効果が期待できるのか。それと、どうして追加予算で計上するのか質疑いたします。それから、農業委員会費、耕作放棄地解消事業補助金30万1千円についてですが、これは県の補助事業などでいただけるものはいただくという気持ちはわかるのですが、耕作放棄地問題はこれからの農業問題を考える時、1つの大きな問題であります。対象農地はどのような理由で、経過で、荒れ果てた耕作放棄地になったのか。それから、この補助金を契機として、この農地はこの先、立派な農地に生まれ変わっていくという見通しはあるのか質疑いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 坂本議員のご質疑にお答えいたします。まず、人権教育啓発のための懸垂幕の設置についてでございますが、今回、補正計上させていただきました内容につきましては、これまで庁舎の役場正面玄関左側にこの懸垂幕をこれまで設置をさせていただいておりました。6月の時

期に強風が吹きまして懸垂幕に亀裂が入りました関係で、やはり危険でありますので、その後、撤去いたしましたところでございます。効果等につきましては、人権教育啓発に伴いまして、大津町人権教育啓発基本計画に基づきまして、あらゆる人権問題の解決のための取り組みを行っておりまして、人権のまちづくり等も進めておるところでございます。今回設置させていただきます懸垂幕の効果につきましては、日常生活の中にあります人権への気付き、それから1人1人の人権が守られ、安全・安心で心豊かに暮らせる人権を尊重する地域まちづくりを目指しての効果があるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 農業委員会事務局長坂田勝徳君。

○農業委員会事務局長（坂田勝徳君） こんにちは。坂本委員の質問にお答えします。今回の耕作放棄地になった理由ですけれども、農地への進入路が狭く、大型機械が入らないなど、また人手が足りないという理由で耕作放棄地になっております。農地の今後ですけれども、今回、耕作されるのが認定農家の方で野菜の栽培を予定されております。今後3年間は作付けの報告を求めてまいります。その後も耕作をしてもらうように指導していく予定でございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） これから先はちょっと難しい問題なので、触りだけです。私、一回、一般質問でも言ったことがあるんですけども、あらゆる人権問題解消というふうなことを部長がおっしゃってる。これ昔から言われてきたことなんです。ところがですね、私いつも指摘しているのは、日本におけるあらゆる人権問題というのと、世界で言われている人権問題というものにはちょっと差があるんですよ。どこに差があるかという、世界においてはですね、年齢差別というものもあるわけだけども、日本にはこれは問われてないわけですね。それから、例えばですね、公務員、あるいは学校の先生あたりが、子どもが生まれるから休まんといかんと。次の誰か臨時の先生かなんかが行って、その代わりをやると。だから、休まれる先生にとっちゃ非常にいいことなんだけども、臨時で行かれる先生というのは、本当はその方の為に犠牲になってるんですよ。そして、同じ給与がもらえるかどうか。これは本当のことを言うと、世界的に見れば、大きな人権問題なんですよ。だからね、こういったことがあるものだから、その辺を1つ今後勉強していただけませんかということで質疑したいんです。勉強してもらえませんかということ。問題があるんだったら結構です。

これで終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 一般会計補正予算に関しまして、二点、端的に質問をいたします。

まず、危機管理専門員について、予算書27ページ、9消防費、1の5の1の報酬、補助資料は1ページになるんですけども、こちらに関しまして、防災対策の整備に向けては地域防災での件もありますが、その方との関わり方を含めて、担う業務ともう少し具体的にご説明いただきたいと思っております。

2つ目なんですけども、こちら何年の雇用期間を設ける予定なのかという点。

3つ目なんですけども、何年目に何をどこまでやるかというスケジュール、毎回私スケジュールに関しては、指摘させていただいているんですけども、そこに関して、今、決まっているところはどこまでなのかというところをご説明いただきたいと思います。

2つ目の質疑なんですけども、こちら委員会のほうでも活発な指摘があると思うんですが、ぜひ、町長のご見解のほうを伺いたいと思うんですが、総合交流ターミナル岩戸の里の件で、こちら補助資料のほうで、6ページになりますね。3つの観点からなんですけども、一点目に関しまして、監査委員さんのほうからもありましたが、設計の業務委託に関する取り決めなんですけど、今回内容を見ると、浴槽だとか換気だとか照明等の補修ということで、600万以上もかけておりますが、中身を見る限り役場内の技師でも十分対応できるものではないかなというところを感じたところでございます。

二点目なんですけども、こちら設計委託料が600万ほどということは、全体の工事は5千万以上のもことになるのかなと思ってるんですけども、こちらの施設に関する公費の投入に関しては、これまでもいろいろなご意見あったと思うんですが、そこを踏まえて中長期的にどういった位置づけ考えでこれを進めるつもりなのかというところを伺いたいと思います。

3つ目の観点なんですけども、今回、債務負担行為として平成27年度から29年度まで、989万9千円が計上されておまして、これはおそらく指定管理先に支払う額という認識でございます。そうすると、今、現在こちらの施設ゼロ円委託でやっておりますが、今後330万円と大幅増というところでやってることになると思うんですけども、そちらに関しまして、どのような政策のもとでの予算づけであるのかというところを伺いたいと思います。

以上、大きく二点よろしく願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、一点目の危機管理専門員の雇用関係についてということでございますけども、今回、予算計上させていただいております事由等につきましては、雇用の目的といたしましては、大津町防災減災事業を具体化するためにということで、専門分野についての企画・立案・助言をお願いするものでございます。具体的な業務といたしましては、地域防災力の向上といたしまして、防災リーダーの育成や災害対策本部の充実強化として、各種マニュアルの作成、まち防災訓練の指導、それから関係機関との連絡調整などをお願いするものでございます。雇用に当たっての依頼等につきましては、危機管理・防災関係の専門家ということで、自衛隊の方のOBの方で防災士等の資格のある方でございまして、これまで危機管理等の経験、又は教育を受けられた方ということをご予定をさせていただいているところでございます。それから、雇用の期間でございますが、一応、今回、非常勤ということでの3年ないし5年ということで考えているところでございます。

それから、三点目の具体的なスケジュール等でございますけども、先ほど申しました3年から5年ということで、まず3年という形での今、現在スケジュール等を考えておるところでございます。まず、本年度から平成26年度、27年度、28年度という形でございますが、それぞれ自助・共助・

公助という形でのそれぞれの業務、事業名あたりを、今回取り組んでいく上でのスケジュール等を組ませていただいております。それぞれの意識啓発又は、先ほど申しました防災リーダーの育成という形で今回、防災指導員という形でのいろんな連携を図りながら地域の防災力向上に努めていくと、図っていくというようなことでございます。それから、またいろんな防災体制における情報伝達の強化、情報収集、又は先ほど申しました防災訓練等の充実というようなことで、そういった内容に基づきまして、3年間それぞれの細かいスケジュール等設けさせていただいております。

今回の危機管理専門員の関係につきましては、以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 金田議員さんの質疑にお答えします。6、1、5の農業構造改善事業費で、節13の委託料で630万8千円の設計委託料の補正をお願いしているところでございます。岩戸の里につきましては、開館後17年が経過しまして施設本体の老朽化が進んでおります。特に浴場内につきましては、硫黄分とか鉄分とかとの影響を受けまして、天井とかが一部剥離したり、浴槽また換気扇、ガラス照明等の老朽化が非常に目立っております。来年度から今の指定管理者が平成26年度で一応終了ということになります。新たに今回の予算が通りましたらば、指定管理の公募にかかるわけですけども、新たに指定管理者に管理をしていただくわけですけども、今申し上げましたように非常に老朽化が進んでおり、一部天井とかが剥離してですね、落ちたりして、危険な状況でありますので来年度からですね、一部4月から予定ではですね、4月から3カ月ほどの休館をいたしまして、この設計委託により工事を行うというふうな予定でございます。ただ、この設計委託の630万というのも、あそこを作りました業者にですね、設計委託の費用をどうしても出す必要がありますので、一応、概算という形で工事金額を基準に設計費を算出しております。その一応、概算のですね、工事費が1億2千万という形になってこの設計費を630万という金額を算出しているわけです。岩戸の里につきましては、いろいろもう17年も経過し、かなりいろいろ問題が発生して、平成24年の豪雨災害以来、入館者も落ち込んでおりますので、また、1億2千万という金額をですね、執行すべきかどうかというところもありますので、その辺につきましては、慎重にこの設計委託についても検討しながらやっていきたいというふうに思っております。2番目の工事費の見込みについては、今申し上げたとおりです。

債務負担行為につきましては、今までの3年間の指定管理者につきましては指定管理費はゼロという形で受けていただいておりますが、今申し上げましたように、平成24年の豪雨災害以来ですね、入館者もかなり落ち込んでおまして、現在の指定管理料は「なし」ということでは指定管理を公募してもなかなか見込めないんじゃないかということで、今回の債務負担行為をお願いしたわけです。現状からですね、サービスの提供上、やっぱり最低限のですね、指定管理者は必要だというふうに判断しまして、今回の金額を上げております。ただ、単年度につきましてはですね、2年目、3年目は211万という形の見込みで出しておりますが、1年目につきましては、申し上げましたように3カ月ほどの休館をしますのです、その分、入館者の収入が見込めませんので、その分も一応収入が減りますので、歳出に対して1年目はその分の収入不足と一、二の三でポンと3カ月後の7月からですね、で

きるかというとなかなか難しいところはまだありますので、4月からある程度ですね、業務職員をですね、2名ほど予定しまして収入と支出を算出しまして、その差額を、一応、指定管理者という形でお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 岩戸温泉の将来的な考え方ということで、前も一般質問で松田議員の方からもありましたし、その前に経済建設委員会でも報告をさせていただいて、一応今のところ方向性というのはなかなかみえないというような状況でございますけれども、先ほど担当が申しましたように26年度で今の指定管理をお願いしている会社が、期限切れというか3年間の事業が終了しますので、新たな管理者を募集するために、指定管理料を今払っていません。しかし県下におけるこういう温泉施設の指定管理料というのが、どこも払っておるような状況でございますので、負担行為の中で3年間の管理料を一応組ませていただいております。もちろん、我々も何軒かの方々に募集を募る前にいろいろとご相談もさせていただいております。「二輪のまち」というような形でホンダ開発総業とかホンダさんのほうにも相談をし、夢を書いて提案をこちらのほうから出したり、あるいは福祉関連の関係や、あるいはそういう専門の施設管理の方々とも一応お話は進めております。しかし、これは前々から悩みの種でございますけど、災害があった後、13万人ぐらいしか今は入ってきてないということで大変厳しい状況でございますし、もちろんその他に温泉の管理、施設管理の関係についても毎年1千万近く支払いをさせていただいておりますので、近いうちに南のほうの地域の皆さん、大変、地域の温泉をかわいがって利用していただいております方々の地域について、一応、状況説明と。もちろんかわいがってください、この温泉をおたくたちでというそういう意味を込めて、現在の経営状況というか、そういうものと活用状況について地元の説明会を開きたいというような思いをしております。そういう地元のそのような熱意であれば、今後の健康増進の意味の活用をしっかりとやっていくためには必要であるというふうに思っておりますけども、その辺のご意見伺いながらどうしても仕方ないというような状況になれば、3年後は再度またやめる方向かどうかというようなことをやっぱり検討していかなくちゃならない、今大事な時期であるというようなことで、この3年間についてもしっかりと、やめるかやめないかという将来の方向性についても考えながら検討をしていきたいというような思いで、今関係それぞれの方向で説明やPRや、あるいはかわいがっていただくような説明関連を今させていただいておりますので、将来についてこれから12月の指定管理決定までにはどうにかある程度の筋道を考えていかなくちゃならないというような思いをしておりますので、そういうような状況がありましたら、今後については経済委員会を初め、全協のほうでまたご報告をさせていただければというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。付託がありますので、それぞれ1つずつ伺います。

1つは、危機管理専門員に関しまして、専門分野に関する企画とか立案だとかマニュアル作りだとか防災リーダーの育成とかありましたが、非常勤職員さんに任せすぎなのかなというのが少し気にな

りまして、そのあたりはしっかり考えているのかという点と、どういった組織図の中でやっていくのかなということが伺いたいと思います。

もう一点。総合交流ターミナルに関してなんですけども、先ほど、設計委託を当初設計したところに出さなければならないというご説明があったと思うんですが、どういったことが、もう少し補足のほういただければと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員の再質疑にお答えいたします。先ほども申しあげました危機管理専門委員の業務等についてでございますが、先ほど申しあげましたのは、当然、町主管・係等が、当然やるべきことでございますが、それと併せて、危機管理専門員の方にアドバイスをいただきながらですね、一緒に取り組んでいくものでございまして、当然、地域に出向いてですね、一緒に出向いて、地域の防災出身の方々とか地域の方々との関わりをもって、地域防災力の向上に向けて取り組んでいくということでございますので、任せっきりということではございません。そういった中で役割分担をしながらですね、この地域防災に向けての取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 再質問の内容で、そういうふうにもしとられ、そういうことは全くありませんで、そういうふうに関わったということであれば申し訳ありません。そういうこと、あそこを設計したところにまた頼まんといかんとか、そういうことは全くありません。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第55号から議案第57号までの3件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号から議案第60号までの3件を一括して議題といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 複数のところにまたがりますので、この場で質疑させていただきたいと思いません。

審査報告の中でですね、あちこちに何とか評価委員会とか何とか審議会とかですね、たくさんのも

のが報酬の中に出てまいります。私のほうで、政策とかに関わってくるだろうという部分ですね、あるいは計画の立案とかですね、関わってくるだろうと思われるものを拾い出したところ17ありました。もっとあるのかもしれませんが。見落とししたのかもしれませんが、それらについて予算と決算、不用額というものを見ていった時に、当然、欠席だったとか、そういった事情っていうのもあるかもしれませんが、トータルで費用の全体のベースで65%、個別に比したものの平均をとっても61%というところで、概ね60%台しか執行はされていないと。4割の方が欠席されるとは思われませんので、もしそうであったとしたら人選が悪かったということになるんだろうと思います。そうした時ですね、こうした審議会・委員会というのは、よく言われる協働という町民の意見を聞きながら、声を聞きながら行政を進めていくという時に、少なくとも最低限条例で定められているものから行われなければならないものだと考えるわけです。そうするとこの65%程度の執行率というのは果たして委員会・審議会を活用した議論を一生懸命にやった成果なのかなというところで疑問を思うところです。そういった執行率に関して、これが十分であるのかどうかということについて、ご意見をいただきたいと思います。他のいろんな部分に関わりますので、どなたにちょっと答えていただければいいかわかりませんが、お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 佐藤議員さんの審議委員会等いろいろありまして、17あるうち予算執行率が60%台、65%ぐらいということで、これが妥当な数字なのかどうなのか。欠席が多いとすれば人選が悪いのではないかと。そういったことで非常に疑問に感じるというようなご質問ではなかったかというふうに思っております。たしかに、私どものほうの課におきましても委員会のほうを2つ、3つやっぱり持っております。その中でやはり欠席される方というのが結構ございましてですね、執行率からすると65%というわけじゃないとは思いますが、若干高いとは思いますが、やはり欠席される方はおられます。そういう中で本当に人選が悪かったのかどうかというのはなかなか難しいところではございます。今の中ではですね、いろんな各界の代表あたりを人選してもらい、あるいはもっと意見を聞きたいということで公募による委員さんのほうも今なるべくしなさいということで今やっておりますけれども、公募で来られた方がせっかく手を挙げられて来られた方が欠席が多いという場合も中にはございましてですね。

○3番（佐藤真二君） 質問の趣旨とちょっと違います。お尋ねしたいのは、人選が悪いところについてではなくて、執行率が要はきちんとした回数をこなしているのかということを知りたいんです。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 回数ですね。回数をこなしているかということにつきましては、回数は予算どおりですね、一応予定したとおりの回数はこなしてはいるところではございます。一応それでそういった形になっておりますので、中には予定した回数から若干、1、2回ぐらいなかったというところもあるかもしれませんが、私が把握してる中ではほとんど予定どおりの回数はこなしているというふうに受けています。

以上でございます。

○3番（佐藤真二君） 以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計決算について、三点についてお尋ねをいたします。

第一点目が124ページの児童福祉の中の補助金であります。節19の補助金ですが、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1千720万7千円。たしかこれは国の財源でいわゆる保育士不足に対処するためにたしか組まれたと思いますが、このお金がですね、実際に保育士の処遇改善にどのようにつながったかというのは私が主要な施策の成果をざっと見たんですけど、私が見落としただけであればあれですけど、成果には表には載ってなかったと思います。処遇改善はどのようになされたのか。成果表はないのかということですね。これが一点。

次は、158ページですね。林業振興費の委託料ですが、これは高尾野森林公園のトイレ清掃業務委託ですかね。成果表の93ページに森林公園整備事業で34万5千円一般財源使ってやったと。森林公園27ヘクタールの維持管理と整備を行う事業ということで、実際にはどうもトイレ管理委託ですが、34万5千円じゃとてもあの広大な森林公園を管理することはできないわけですけど、成果表の34万5千円はなんの根拠に34万5千円にしているのかということと、森林公園がですね、何年になりますかね、駐車場、それからトイレもありますが、どうもほとんど利用がなされていないと。体験イベントも結局できなかつたとなっております。宝の持ち腐れになっているのではないかと。ことなんで、これを活用する方策をこれから練っていかなくちゃいかんわけですけども、何か構想はあるのかですね、お尋ねをしたい。

それから、199ページです。教育予算の中、重要問題は委員会に譲るとしまして、教育振興費の節20の扶助費です。いわゆる就学援助金制度のあり方ですね。これについてお尋ねをいたします。要保護及び準要保護児童に対する援助費、いわゆる就学援助費が、詳細を見ますと、年々増加をしていると思われま。主要な施策の成果の140ページに今後の方針が書かれておりますが、「社会情勢の悪化などを起因に年々申請件数が増加している。認定基準（所得計算算出法）についても一考の必要があり、国の要綱改正で支援費項目が増えているので、町の実施時期について検討する必要がある」となっておりますが、具体的に何をどのように検討しているのかどうもわかりませんので、お答え願いたいと思います。それで、特にこの中で給食費ですね、小学校、中学校は援助費として支給されているわけですが、別に児童生徒のご家庭に就学援助金を渡して、受け取ったお金から給食費として支払うと。二重手間やってるわけですね。しかし、全国的には小中学生の給食費の無料化がほぼ全員無料化している自治体も既に現れておりますが、それほど私も小さい頃、実際、受けた本人であります。就学援助として給食費を支給援助するのであれば、本当に生活を困っている人たちには給食費そのものを無料にしまえば一番合理的なんですよ。支払う手間も省けます。そういう意味ですね、就学援助費と給食費を検討する時期ではないのかということでお尋ねをするところでありま。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

一点目が、決算の124ページの保育士処遇改善の中身のことだろうと思うんですけども、たしかに主要な施策の中には載せてなかったと思います。一応、この制度がですね、保育士等処遇改善臨時特例事業と申しまして、平成25年度中に安心子ども基金を活用して、私立保育所の保育士等の処遇を改善するための事業として特例として行っている事業でございます。将来的には、新制度に移った場合はですね、給付費の中の部分に保証されていくのではないかとこのように考えているところでございますけれども、職員の処遇改善を行うための費用を各保育所からの申請に基づき保育所運営費とは別に各保育所に交付する仕組みということになっております。具体的な賃金改善の内容についてはそれぞれの保育所の実情に応じて、それぞれの保育所において決定することになっておりまして、実績につきましては町が公募しました補助金の部分についてですね、審査をしております。私立6保育所合計で1千720万7千円ということで、1保育所平均額が286万7千833円となりますけれども、具体的に申し上げますと緑ヶ丘保育園が344万6千円、それから一宇保育園が256万5千円、それから白川保育園が291万2千円、杉水保育園が260万3千円、大津いちご保育園が249万6千円、よろこび保育園が318万5千円ということになっておりますけれども、各保育所で金額に違いがございますのは、補助基準額が基準日の児童の数や民間施設給与改善費の適用状況などにより算定するためでございます。主な処遇改善状況といたしましては、手当として改善した保育所は1保育所でございます。手当でございます。これは杉水保育園でございます。

○15番（荒木俊彦君） 文書で一覧があるわけですね。

○教育部長（松永高春君） あります。

○15番（荒木俊彦君） それをあとでコピーしてください。

○教育部長（松永高春君） それぞれにやった。

○15番（荒木俊彦君） 何に使ったのかっていうですね。

○教育部長（松永高春君） もうボーナスと手当のみでございます。

○15番（荒木俊彦君） ボーナスと手当のみ。

○教育部長（松永高春君） 杉水保育園が手当。あとは、ボーナス。一時賞与でございます。

○15番（荒木俊彦君） 何人分とかわかるんですか。

○教育部長（松永高春君） 大体、杉水保育園が25人分。それからあとの保育所、合計で152人。よろしゅうございますか。

○15番（荒木俊彦君） 文書で教えてください。

○教育部長（松永高春君） 今の数の部分ですか。はい、わかりました。それでは。

○15番（荒木俊彦君） 多分、時間延長せなんいかんかも。

○教育部長（松永高春君） あとで議会事務局のほうに、今の内容については文書で提出したいと思っております。

この事業は平成25年度は国の10分の1の事業でございました。平成26年度からは保育緊急確保事業の中の実施ということで補助率が下がりました。国が4分の3、県が8分の1、町が8分の1の補助率に変更になりました。なお、平成27年度以降はですね、子ども・子育て支援新制度が開始

する予定ですので、その中で引き続き何%か改善されていくということになってくると思います。

それから、教育振興費の扶助費のことをごさいます、扶助費の性格上ですね、たしかに一旦扶助費を渡して、給食費を払っていただいであれするというのは非常に二度手間でごさいます、扶助費の正確上、現金でまず渡すということが、そういうことになっておりまして、その制度でずっと今までできております。一応、見直すということなんですけれども、今後の課題といたしましては、先ほど議員さんがおっしゃったように微増ではありますけれども増加傾向でごさいます。平成17年度からがですね、国の補助がなくなっております。国の補助がなくなって、町の単独財源で今行っている状況でごさいます。それが非常に厳しい状況でごさいます。準要保護の認定基準は生活保護法の認定基準の1.0倍と、町の基準を定めておりまして、支給対象は児童生徒の学用品費、修学旅行費や給食費などが主なものでございまして、以前はこの中に医療費もあったんですけど、医療費は大津町は中学生まで無料にしておりますので、医療費も対象になっておりますけど、こちらからは支出をしておりません。その分はかなり大きいと思います。支給対象費の生活保護の1.0倍かということについてですね、ずっと隣接町村ともですね、検討しているところでごさいますけれども、今のところ菊陽・合志あたりも1.0ということでこの辺の問題と厳しい状況が続いておりますので、この辺はちょっと検討していかなければいけませんけれども、なんせ一般財源化されたというのが非常に町としては厳しいということで、現在の制度はですね、町一般財源としても継続していきたいというのは思っておりますけれども、基準をですね、1.0、例えば、1.1とか1.2とか上げるのは今のところちょっと厳しいのかなというふうにごさいます。

それと、給食費の無料化についてでごさいますけれども、たしかに全国にはですね、子育て支援策の一環として、給食費の保護者負担を軽減する自治体もあるようでごさいます。聞くところによりますと、どちらかという子どもの数が少なくなっているところで、政策的にですね、やっというところの自治体があるようでごさいます。給食費は給食提供にかかる費用のうち食材分の負担でごさいます。年間給食費は1億7千万円に上がります。これを無償というのはなかなか今のところ難しいんですけども、国からの助成制度などがあるような場合があった場合はですね、当然、検討していかなければいけませんけども、今の段階で国からの助成制度もないし、学校給食法の中で食材分の負担はということでもありますので、無料化については今のところはちょっと考えていないところでごさいます。

○議長（大塚龍一郎君） お知らせします。議事が遅れておりますので、あらかじめ延長いたします。

経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 森林公園の管理費につきましては、主要な政策の93ページに森林公園の評価を上げておりますけれども、34万5千円という数字を出しております。その内訳は決算書の中で内訳で言いますと、トイレの清掃業務委託で21万円。あと、消耗品のトイレトーパー、水道代、電気代等で34万5千円という数字を出しているところです。下草刈り等の刈払いにつきましては、年2回ほど行っておりまして、それは町林の長期作業委託の中にこの森林公園も入れておりまして、実績として去年が320万円ほどの実績となっております。活用につきましては、これまで真木、

前原をずっと菊池みどりの世紀の森づくり推進会議と森林ボランティア活動協定をしておりましたが、今年の26年度から森林公園も協定に追加していただきまして、植栽、下刈り、ツル切り、除間伐等のボランティアをしていただくことになりました。その中で、この推進会議のメンバーには40名の個人・法人がメンバーとなっておりますので、今後その辺を通して活用が見えてくるかと思えます。以前は学校等に案内しておりましたが、なかなか、「公園」とついておりますけども、谷あいにならずと連なるような地形でございまして、なかなか学校での活用という形で、1クラスとかそういう形だったらいろんなことができるかもしれないけど、学校全体でですね、活用というのはちょっと地形的に厳しいところはあるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、今申し上げましたように菊池みどりの世紀森づくり推進会議とボランティア協定を結んでおりますので、その辺で活用の方が見えてくるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 就学援助費について、もう一度お尋ねをいたしますが、現在、財源は地方交付税算定になってるかと思えますけど、以前は国の特定財源としてやられてたわけですけど、今は交付税の中でどんぶり勘定になってるということだと思えますけれども、そうでありますならばますますですね、給食費をこちらから支給しても、あるいは困っている人、生活が困窮している人たちの給食費を無料にしても、財源的には一緒だということになりますね。なぜ、就学援助費の中に給食費が入っているかという、これは元々経済的理由で学校教育をきちんと受けられるようにという趣旨でしょ。教育の一環として給食費が出るんです。そういう意味でですね、経済的理由で給食費がなかなか払えない、教育が受けられないという趣旨でありますから、本当に困っている人であれば、就学援助の申請をしなくても、本当に生活困っていれば給食費は無料にした方が合理的であり、本人たちにとっても経済的に助かるということではないですかということでお尋ねをしたところでした。そういう意味でですね、町は先ほど財源が単独予算だからということでありましたら、例えば2人、3人兄弟がいるところだったら、そういうところから優先的に無料にしていくとも何ら矛盾はないんじゃないですか。その方が合理的ではないですかということ、お尋ねをしたいんですけど、来年度に向けて検討に値しないことでしょうか。お尋ねをしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。制度そのものを変えるということになるかと思えますけれども、一応、今の制度上は認定っていうのが前年度の所得の調査をしなければいけません。前年度の所得の確定が6月以降になると思えます。そういうような時期も考えますと、4月、5月、6月分の給食費の問題がございまして、ですので、その辺の分が認可されるかされないかわからない状態の分もございまして、非常に今の制度でいくならば難しいと。根本的な制度を見直すということになってくるとできるかもしれませんが、それはちょっと町単独で考えるとかじゃなくて、やっぱり隣接市町村との共有あたりをしていかなければ、大津町だけでそれをやるというのはなかなか難しいのかなと。1つの問題はやっぱり準要保護の認定自体が前年度の所得の確定が6月、要するに7月以降になるということが1番の大きな課題なのかなというふうに考えているところでご

ございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 決算について一点だけ質疑いたします。

この件に関しましては、監査委員さんの報告書のほうにも農業災害関係の経費で災害復旧のためとはいえ、というところで言及がありまして、委員会のほうでも活発な質疑があると思いますが、一点どうしてもこちらで触れたいことがありまして、質疑いたします。決算書の236ページ、11災害復旧費、1の1の19負担金補助についてです。ここですが、備考に補助金として農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金とありますが、例規集でこちら要綱を確認したところ、平成25年6月20日付で大津町農地及び農業用施設単独災害復旧事業補助金交付要綱が制定されておりまして、それに伴って、平成24年10月19日付の大津町農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱廃止となっております。内容を簡単に説明いたしますと、双方とも若干の違いはありますが、平成24年12月から施行し、平成24年7月の北部九州豪雨災害から適用するという内容になっており、目的としてはこの補助金は国庫補助対象とならなかった農地及び農業用施設を復旧し、農業経営基盤の安定に寄与することを目的とすると定められております。廃止となっている小規模災害要綱の場合、国庫補助対象外で1カ所の工事費が3万円以上、40万円以下の工事について、農地は対象経費の3分の1、農業用施設は3分の2までの補助となっております。一方で現行の単独災害要綱の場合、受益者負担が大きすぎるために復興が進まないということで対象経費の補助金の額を国庫補助対象と同率、つまり今回の場合91.1%に引き上げるとともに、40万円以下という文言を撤廃しております。この二点に関して、91.1%までの補助に関しては、25年6月議会において補助率変更のための補正ということで2千万円の予算が上がっております。補助資料の備考欄にも当時のですね、3分の1の補助を国庫補助と同率の91.1%に増数と明記されており、それを受けて平成25年6月20日に大津町農地及び農業用施設単独災害復旧事業補助金交付要綱を平成24年の12月から遡り適用にて制定したものであると思います。その補助率に関しましては、私も記憶にあるのですが、今回伺いたいのは、もう一点の40万円以下のものが対象という要件を撤廃している点です。当該議会の議事録を確認したところですが、予算の説明においてこちら引用しますが、農業用施設災害復旧費は九州北部豪雨災害に伴う農地の復旧作業の助成です。補助率の見直しにより増額補正をするものでありますとだけ述べられており、40万円以下の要件撤廃については何ら言及はされておられません。委員長報告のほうも併せて確認しましたが、補助金は全て一般財源となるために、補助率の引き上げに大義はあるか等の質疑やその説明はされておりますが、上限額40万円の撤廃については言及がなく、委員会においてもこの点の説明がなかったのではないかとこの疑義がございます。実際の運用がどうだったのかという話にもなりますが、ご存じのとおり今回の場合、40万円以上のものは、もちろんいろいろと要件もありますが、国の災害復旧事業の対象となるために町からの持ち出しではなく、国からの補助を受けることができます。よって説明が長くなりましたが、それらを踏まえまして、二点具体的な質問をいたします。

一点目が、どういった経緯及び理由でこの40万円以下の要件を撤廃したのか。二点目は、もし40万円以上の案件にも当該要綱を適用しているのであれば、その中にそもそも国へ申請すれば国の補助が受けられた可能性がある工事も含まれていなかったのかについて伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 40万円以下の枠を撤廃した経緯ですけれども、非常に平成24年7月豪雨災害後、現地調査、災害査定、そういう形で当初は農地については3分の1ですかね、農業用施設については2分の1という形で小災害の補助要綱を作っておったんですけれども、その後、翌年の4月から校区別説明会、続きまして、大林区がかなり甚大な被害を受けておりましたので、大林区の災害説明会等を行ってございまして、国の災害では、例えば、水田につきましては畔は残っていて土手が崩れた場合、水が張れますので、例え40万以上であっても国の災害区域にはならないというところもありまして、そしてまた、菊陽につきましてはですね、国の災害査定に乗らない金額についても大津町以上に国の補助率90数%だったと思いますけれども、もう補助をしていたと、災害の復旧を単独でやっていたということもありまして、町民の方からですね、かなりの要望、いろんな要望がありまして、小災害の要綱だけでは災害復旧が進まないということを判断して、国の補助率並みにですね、40万円枠という枠を撤廃しまして、単独災害との補助要綱に改正したところでございます。

○1番（金田英樹君） もし、40万円以上の案件にも当該要綱を適用するのであれば、その中にもしかしたら、国に申請すればそもそも助成金を得たものがあつたのではないかという。

○経済部長（大塚義郎君） 厳密に言えば、あつたと思います。ただ、あれだけの災害後、すぐに我々は現地調査を回しまして、災害箇所の把握に努め、また、区長さんからも申し出を受けてですね、災害箇所の把握をしましたけれども、それでも、100%災害箇所がですね、把握できたかと言えば、できてないところもいくつかありました。その部分をあとで、災害査定は11月、12月にかけてですね、国の財務省と農水省の災害査定を受けまして、それに間に合わせるためにかなりそっちの事務にとらわれたんですけれども、それでもですね、あとでわかった部分もありますので、その部分についてはこの町の単独のですね、補助金要綱で対応させていただきました。この補助金要綱作った結果、一気に個人ですね、災害復旧が進んだというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 今ほどご説明がありました、そもそも国庫補助対象外で1カ所の工事費が3万円以上40万円以下のものと、国庫対象外と記載がもともとあつたので、40万円というところは撤廃する必要がなかった話なのかなと思うとともに、今回おそらく議会で少なくとも議場では説明がなかったお話なんですけれども、公金を使う重大なことであるので、その点についても議場において説明があつてもよかった話ではないかと感じたところです。その他細かいことに関しては委員会のほうでも慎重な審議、質疑がなされると思いますので、そちらに任せまして私の質疑を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 認定第1号について質疑いたします。全体を見てみますれば、まさしくその

資料を詳細に見られた監査員のお2人の方々がこの意見書として決算について述べられておりますので、この中で重要なところはどこかと考えてみました。そうした時に全体において、審査における指摘事項をるる代表監査員から受けたわけではありますが、その中で、例えばですね、もう済んだことだとか、時間がなかったとか、安く済んだとかそういったことは到底看過しがたいという文言までこの監査意見書には載っております。そしてまた、中身におきますれば、この決算を監査員さんが審議しますれば、こういったことは議会に諮るべきではないか。そういったところも見受けられるとすれば、我々議会、議員からするなればですね、まさしく議会軽視であります。そういうふうな事例があっては我々は予算を25年度は審議して認めました。そして、それをきちんと履行するのが町長の役割でありますから、そういった曖昧なる答弁で予算が執行されたということになりますれば、これはやはり百条委員会なり作ってですね、百条調査ですね、そういった形で資料提出を全て見なければならぬようになってしまうということです。これは我々議員の町民から負託された義務でありますから、そういった中で、もし実際はわかりませんが、やはりここまで明文化して監査報告書が書かれているとするならば、これの改善策というものをもちろん町長は指示しなければならない。平成26年度も既に走っております。上半期が終わろうとしています。ですから、25年度の決算において、監査委員からご指摘を受けた部分については町長は即座に指示するべきです。また、教育長も教育委員会において指示するべきです。そこの指示がなければ、ただ明文化されただけで改善はなされないということですね。こういったこの中に書いてあることが本当ならば、その部局とかそういった言葉を発した人たちは、そういった職員は降格処分が妥当です。そう思われます。それぐらい厳しい質疑をこれにはしてあるということです。ですから、今回、付託されますけれども、それに対するですね、改善策というのを町長、教育長はきちんと指示した上でこういったものを提出しなければならないと私は思いますけれども、そういったことはきちんと指示はしてあるのか。そのまま平成26年度もいってしまうのかということです。この点について質疑したいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 監査員のほうからの指示事項関連等については十分反省をさせていただいております。そういう意味におきまして、職員の指導というような形で7月に指導要綱というか、コンプライアンス関連等につきましてしっかりと各職員に指示をやっておるところでもあります。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 永田議員のご質問にお答えをいたします。ただいま町長からもありましたとおり、教育委員会といたしましても、やはり町民の皆様の大切な税金をお預かりしているわけですので、これにつきましては、適正な執行と言いますか、これは教育部の会でもですね、私のほうから部長を通して指示をしたところでございます。平成26年度もそういったことをですね、職員に周知しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号から認定第8号までの6件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第49号から議案第60号まで、認定第1号から認定第8号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。また、会議規則第92条第1項の規定により、請願第2号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後5時17分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成26年第5回大津町議会定例会会議録

平成26年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成26年9月18日(木曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 上 田 ゆ かり	
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	兼 総 務 課 長 羽 熊 幸 治
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	総 務 課 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 部 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	
	兼 任 工 業 用 水 道 課 長	兼 任 農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	総 務 部 次 長 兼 課 長 杉 水 辰 則		
	総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太		

一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 66～ p 75

1. ピロリ菌検査の実施及び助成について

(1)町が実施する胃がん検診にピロリ菌検査を追加し、検査の費用やピロリ菌除菌費用に対して助成を行って、町民の胃がん防止を促進すべきではないか。

2. スズメバチの巣の駆除について

(1)スズメバチの巣の駆除を専門業者に依頼する場合、事前に町に申し込みをした場合は駆除費を補助できないか。

3. 町営住宅の修繕について

(1)町営住宅が老朽化してきているが、屋内の修繕基準及び修繕に係る負担割合はどのようなになっているのか。

1 3 番 永 田 和 彦 君 p 75～ p 85

1. 人事院勧告と町の対応について

(1)人事院は国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について俸給表の水準を引き上げる勧告をした。今までの町の対応は、国家公務員に準じて調整をしてきたが、地方公務員の給与制度を観直していた総務省の有識者検討会が、給与水準の引き下げが必要とする中間報告を公表したのである。要するに国の考え方と地方の考え方は乖離しており、地方自治体としての給与支給根拠を確立させなければ成らない。

2. ふるさと納税について

(1)一部の国民に好評の納税制度と言われているが、租税原則からの視点では馬鹿げている。しかしながら、この制度は国が決めたことであるので、利用する権利は国民皆有する。はじめから懸念していた点は、寄附を募るため、他の自治体に負けまいと豪華な特典競争をして、利用していない方々の税金を投入される事であり、町としての線引きと姿勢を明確にすべきである。

5 番 桐 原 則 雄 君 p 85～ p 95

1. 民間を活用して地域を元気に

(1)町の公有財産である土地や公共施設等を地域住民等と十分に協議し、民間事業

者等を活用して、元気と活力ある地域づくりを進めないか。

2. 地域資源を活用して地域再生を

- (1)町の人口は増加傾向にあるが、地域で人口の増減が大きく変化しており、地域の元気と再生を考える必要がある。そこで、地域の有効資源である空き家等の関連条例等を定め、総合的な支援策や地域再生基金を設置し、魅力あるまちづくりを支援しないか。

15番 荒木俊彦君 p 95～p 106

1. 小規模企業振興基本法制定と町の対応

- (1)法律制定への対応。

小規模事業者の位置づけをどのようにとらえているか。

2. 住宅リフォーム助成

- (1)町の認証材補助の成果はどうか。

議会の採択、消費税増税の影響、小規模事業者育成の観点からも、導入を求める。

3. 町営住宅入居者の立場から改善を

- (1)エレベーター設置は急務。
(2)保証人の免除の明確化必要。

3番 佐藤真二君 p 106～p 119

1. 監査報告での指摘について

- (1)平成25年度定期監査報告書において、大変厳しい指摘がなされている。

具体的にはどのような不備があったのか。

- (2)この指摘をどのように受け止めているか。またその後、どのような改善策をとったか。

2. 子ども・子育て事業計画策定の経過について

子ども・子育て会議が進行している。

- (1)施設型給付と地域型給付、特性の違いと選択の基準をどのように考えるか。

将来の児童減リスクにどう対応するか。

3. 複式学級対策について

複式学級の解消、今後、複式化するおそれのある学校についてどのような対応を検討しているのか。

- (1)複式学級を解消すべきと考えるか。
(2)解消するとすればどのような対策が考えられるか。

(3)解消が見込めないとすれば、よりよい教育環境をどう確保するか。

10 番 源 川 貞 夫 君

p 125～p 133

1. JR新駅を作る考えは

(1)大津町スポーツの森大津総合運動公園の近くにJRの駅（無人駅でも）を作っ
てほしいとの要望があるが町長の考えを問う。

①無人駅設置の費用（ホーム設置、敷地代他）は？。

②スポーツの森への利便性と今後大津町は東部の方へと広がって行くと予想さ
れる為にも必要と思われるがどうか。

③町活性化の為にも運動公園周辺に何か誘致を考えているのか問う。

2. 消防団員確保の為の町としての対策は

(1)現状と町としてハード面、ソフト面において具体的な対策はどうしているのか問
う。

11 番 坂 本 典 光 君

p 133～p 143

1. 土砂災害危険区域について

8月19日から20日の未明にかけて1時間に100mmレベルの雨が2～3時
間降り続いた。広島市太田川に沿った山すその住宅地が土石流に飲まれた。死者が
70人を超える大災害になった。2年前に阿蘇、大津を襲った九州北部豪雨を思い
出す。

(1)2年前の私の一般質問に答えて当時の経済部長は（国庫補助による災害復旧事
業は、平成24年度を含めて3年で完了しなければならないという決まりがあ
る）と述べている。26年度で終わるよう進んでいるか。

(2)土砂災害防止法にのっとり、2年前大津町には21か所、土砂災害警戒区域の
指定を受けていた。その後変化はないか。

(3)さらに規制の強い特別警戒区域はあるのか。

2. 地蔵まつりの活性化

地蔵まつりはむかしから旧大津町に伝わる伝統行事であり、夏祭りを兼ねている。
商工業者等を中心とした実行委員会企画・開催されており、町も150万円を補
助金として援助している。

(1)今年の参加者は例年と比べて多かったか。

- (2)補助金をもっと増やして催し物を増やすべきではないか。
- (3)規模をもっと大きくして県下から人が集まる祭りにすべきではないか。

3. 防犯カメラによる犯罪の抑止力

近年凶悪犯罪が多発している。防犯カメラを活用することで犯罪を防止しようとするものである。

- (1)町では何か所に防犯カメラを設置しているか。
- (2)コンビニ、パチンコ、大型店舗など民間の店で駐車場や出入口に向けて設置されたビデオカメラが何台あるか把握しているか。
- (3)JR肥後大津駅北口などに設置するなど数を増やして犯罪の抑止力にしようではないか。

1 番 金 田 英 樹 君

p 143～ p 154

1. 「災害時応援協定」の締結について

- (1) 災害時応援協定とは、災害発生における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者や関係機関との間、または自治体間で締結される協定のことである。大津町では既に町内の一部商業施設、及び近隣自治体との協定を締結しているが、混乱が予想される大規模災害においては、様々な分野において平時の体制整備を進める事が不可欠である。

例えば、食料備蓄に関しては、町は被災時に応急対策活動に関する様々な援助が受けられるだけでなく、平時の物資備蓄にかかる空間的および金銭的コストを抑制できる。また、企業のCSR（企業の社会的責任）が叫ばれる消費者選好に影響している昨今、民間事業者においても十分なメリットがあるため全国的にも締結を行う事業者が増えており、締結の難易度・負荷もそれほど高くないと予想される。

よって、この災害時応援協定の締結に一層力を入れ、まずは特に緊急度の高いと思われる分野である飲食物を取り扱う商業施設や飲食業者、及び避難所となり得る宿泊施設や福祉施設との締結を、スピード感を持って進めながら充実させていく考えはないか町長の考えを問う。

2. 「市民活動支援制度」の創設について

- (1) 市民活動支援制度とは、自治体の住民が納税した税金の一部を住民が任意に選択したボランティア団体やNPO等の地域で活動する住民の活動資金として配分する事で活動を資金面から支援する仕組みのことである。

本町には多数のボランティア団体やまちづくり団体があるが、多くは資金的課題によって新しい取組みを中々行えない現状がある。また、団体ではなく個々の住民およびコミュニティにおいても、様々なアイデアや思いはあるものの資金を理由に中々実現には至っていないケースも多々ある。

当該制度は納税者が税の一部の使い方について具体的な意思表示ができるようになる事で、住民が「自らの町は自らで作る」というまちづくりへの参画意識を高める効果があるとも言われているが、何よりも毎年新しい取組みがどんどん生まれることで住民活動はもちろん町の活性化に大きく寄与すると考える。また、住民による投票を通して団魂世代や若者が町内のコミュニティ活動を知り、参画する「きっかけ」を提供する事にも繋がる。

類似制度としては千葉県市川市が実施した住民税の1%相当額をNPOやボランティア団体の活動に配分する“1%条例”が有名であるが、本町においては町の現状等を踏まえ、個人住民税の0.1%程度を財源とし、既存の団体に限定されない多くの住民が参加できる制度の創設を提案するが町長の考えを問う。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 1 9 日が 6 番から 8 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。また、傍聴席の皆様も朝早くからありがとうございます。2 番議員、公明党の豊瀬和久が一般質問をさせていただきます。本日は、何よりも大切な人の命を守るという観点から、1 点目は、ピロリ菌検査の実施及び助成について、2 点目は、スズメバチの巣の駆除について、そして住民サービスの向上という観点から、3 点目の町営住宅の修繕について町長にお尋ねいたします。

最初に、ピロリ菌検査の実施及び助成につきましてお伺いいたします。2 年前の平成 2 4 年 6 月議会におきまして、公明党の先輩議員より同様の提案がなされております。そのときの町長の答弁は、胃がんの発生の減少により、医療費や介護給付費の削減につながるピロリ菌検査の一部助成については、今後検討をしていきたいと考えておりますとの答弁がなされております。また当時の福祉部長は、菊池圏域の保健所の会議や菊池の保健協議会での今後の取り組みについて検討をしていきたいと答弁をされています。約 2 年前と比べて、このピロリ菌に関します対策の国の環境も大きく変わりましたので、再度検討された結果の確認及び新たな提案をさせていただきます。

このピロリ菌を除去する薬の保険適用の範囲が今年の 2 月 2 1 日からは慢性胃炎にまで拡大をされました。除菌ができれば再感染の恐れは低いと言われており、胃がん予防が大きく前進すると期待をされています。これまで胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険が適用されていましたが、それよりも症状の軽い胃のもたれや不快感などの慢性胃炎であっても、検査でピロリ菌の感染が確認をされ、内視鏡で慢性胃炎だと診断をされれば、除菌に保険が適用されるようになりました。具体的には、製薬企業 1 2 社が販売する抗生物質と胃酸を押さえる薬への保険適用が認められました。除菌は、それらの薬を組み合わせ、1 週間ほど服用するだけ、除菌が成功すれば再感染の可能性は低いと言われています。胃炎の治療として、除菌を行う場合、これまでは全額自己負担で 1 人当たり数万円かか

っていましたが、保険適用により窓口での支払いが3割負担の人は6千円程度で済むことになりました。日本では、毎年約12万人が胃がんと診断され、約5万人の方が亡くなられています。胃がんはがんによる死因では肺がんに次いで2位に位置します。ピロリ菌を除菌すると、胃がんの発生を抑えることができるため、今回の保険適用拡大により、胃がんの原因そのものを取り除く胃がん予防が大きく前進すると期待をされています。昨年11月、北海道大学病院長である浅香正博特認教授が胃がん撲滅計画、我が国から胃がんを撲滅するための具体的戦略を提唱し、日本医師会医学賞を受賞され、ピロリ菌を除菌することにより胃がんを撲滅できることに対して大変大きな反響がありました。約20年前の1993年に国際がん研究機関IARCは、胃がんの原因の一つがピロリ菌だと結論を出し、医学界の国際的な常識となっていました。我が国におきましては平成23年2月、政府がようやく胃がんをピロリ菌との関係を容認し、12月、厚生労働委員会審議で政府はピロリ菌の除菌により胃がんを予防できるとし、今後、検査、除菌方法を検討するなどの答弁がなされています。胃がんとピロリ菌の関係は長年研究されてきましたが、1994年、WHOは薬学的調査から、ピロリ菌を確実な発がん物質と認定いたしました。また、中国で行われた大規模な比較臨床試験で、ピロリ菌除菌による胃がん予防効果が確認をされました。日本でもいくつかの調査が行われ、除菌により胃がんの発生率が3分の1に抑制されたことが発表されております。ピロリ菌の感染は、生まれてから10歳ぐらいまでに感染し、現在の感染率は10代では10%以下に対し、50代では約50%、60代以上の方では80%の方が感染したと言われております。この胃がんについての検診を先進的に取り組んでいる自治体に群馬県高崎市があります。高崎市では、平成18年度よりピロリ菌感染の有無を併せて検査するABC検診、胃がんリスク検診を実施しております。この胃がんリスク検診は、採血による血液検査法であり、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、胃がんになりやすい状態かどうかをAからDの4群に分類する検診法です。この検診は、胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対してピロリ菌の除菌を定期的な精密検査を推奨するものであります。この検査方法では、従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ食事の制限もなく、わずかな血液を採るだけで診断が可能であり、検査費用も安価であることなどが特徴です。検査の結果、ピロリ菌の感染もなく、胃粘膜の萎縮もない方をAタイプをし、精密検査の対象から除外する。萎縮がないがピロリ菌に感染している方をBタイプ、萎縮があり、ピロリ菌にも感染している方をCタイプ、ピロリ菌が検出できないほど胃炎が進み、胃がん発症の可能性が高い方をDタイプと分類します。この検査により、胃がんの発症リスクが高い方がピロリ菌の除菌や定期的に胃の内視鏡検査を受けることで、胃がんなど大きく減らす効果があることから近年胃がんリスク検診を実施する自治体が増えております。大阪の高槻市では、市内在住の中学2年生を対象にしたピロリ菌対策事業を始めております。事業委託をしている企業を通じ、ピロリ菌の抗体を調べる尿検査キットを市内の全中学生に配付し、検査をした上で陽性反応が出た生徒に対しては2次検査として呼気検査を行い、再度感染の可能性が指摘された場合、投薬による治療を開始して、完全な除菌を目指しています。また、一般の市民に対しましては、30歳から60歳まで5歳刻みでピロリ菌の抗体を調べる血液検査を500円の自己負担でできるようにしているそうです。本町でも、このようなピロ

リ菌の検診を導入するべきと考えます。また、町民の胃がん防止のため、大々的に胃がん撲滅キャンペーンなどを行い、町民の方や事業者、各種団体などに広く周知して、ピロリ菌の除菌により胃がんを撲滅し、大津町より胃がんで亡くられる方を1人も出さなくしたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員のピロリ菌検査の助成による胃がんの防止についてお答えいたしたいと思います。以前、同様の一般質問がありましたので、菊池圏域の自治体の状況や県下の市町村の取り組みを確認いたしました。ピロリ菌検査の助成を行っている自治体はありませんでした。その後の状況としましては、当時はピロリ菌の除去治療は保険の適用外でしたが、胃カメラでのヘリコバクターピロリ菌感染胃炎が認められれば、公的保険の適用となっています。一方、がん発症の減少に努めるため、がん検診を受けていただく、また受けやすい環境整備にも力を入れ、受診率向上に努めてまいりました。しかし、胃がんの検診受診率はここ数年、平均で約17%と、大腸がんが23%、肺がんが38%、子宮頸がん37%、乳がんが41%などと比べてあまり高くない状況です。ただ、町で検診を受けた後の胃がんの精密検査受診率は77%と高く、ここ5年で6人に胃がんが発生されております。統計的に見ますと、大津町の平成18年度から平成24年度までの7年間で、がんで亡くなられた人は500人でしたが、そのうち胃がん原因の人は48人でしたので、全体の10%を占めている状況ですが、胃がんの要因といたしましては、ピロリ菌が大きく影響していると思われませんが、そのほかにもたばこや塩分、アルコールの取りすぎといった食生活などの生活習慣によるリスクも大きな要因だと言われております。今後がん検診による早期発見、早期治療に取り組むとともに、生活習慣の改善によるがん発症予防に努めてまいりたいと考えております。

自治体でのピロリ菌検査の取り組みは、全国的には少しずつは増えてきているとの情報もありますが、まずは人間ドックでオプションとして用意されているピロリ菌の検査を町の総合検診を委託しています熊本県総合保健センターでオプションとして導入できないか、今後協議を行いたいと思います。

胃がん防止についての内容について、担当部長より説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 豊瀬議員のピロリ菌の検査による胃がんの撲滅という点について、現況について少し説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、豊瀬議員がおっしゃいましたとおり、現在、ピロリ菌の除菌は胃とか十二指腸潰瘍の治療手段、慢性胃炎でも除菌は保険適用となっております。ただ、国の指導方針といたしましては、胃がん予防を目的とした除菌と、これは現在は認められていない状況でございます。そういうことで、まずピロリ菌の除菌につきましては、胃カメラを飲んでいただくというか、胃カメラで確認するというのが必須になっております。そういう中で、胃がんがないという方について、この除菌を行うと、こういう方針になっております。これは、学会のほうでもいろいろな意見がございまして、ピロリ菌が胃がんのその発症の原因となっているというのは間違いないところですが、じゃこのピロリ菌を

除菌すれば、すべて胃がんがなくなるかという点について、非常に学会のほうでもいろんな意見があるようでございまして、一つには胃がん対策にどのような形で除菌治療を組み込むかは未解決の問題であり、根拠を確証しないまま一般集団を対象とした検診などと組み合わせた形で無計画な除菌治療への誘導は行うべきではないとか、反対に除菌は行うべきであるとか、そういういろんな意見がございまして。そういう意味で、まだまだそのピロリ菌検査とかそういう点について自治体で行っているところは少ないというような状況でございまして、先ほど町長から話がありましたとおり、がん検診や生活習慣病の予防等に極力努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今、住民福祉部長が言われましたように、ピロリ菌に関してはいろんな意見とございますか、そういうのがありまして、私が持っている資料の中では、国の方針としまして胃がんの一次検診では、問診等を含めてピロリ菌の抗体検査を進められているという、これは日本がん協会がそのようなものを出しています。そして、町長のほうから言われましたように、総合保健センターのふるさと健診では、今、オプション設定がないということで、確認しましたら、施設での健診では1千円ぐらいのオプションで検査を、そのABC検査です、血液検査をされていますので、できればその受けやすいようなふるさと健診という中にオプションで追加して1千円ぐらいの費用で検査が追加できるならばそれが一番いいと思いますし、人間ドックとかそういう健診の中じゃなくても、この血液検査のみを行うところも町内の病院では、電話で確認したところ、そういうピロリ菌の検査のみを血液検査でもらえるところもあるみたいですので、できるだけ若いうちに除菌をすると、将来長く蓄積されて胃炎とか胃潰瘍などを発症するというものもないということですので、早めに除菌ができるような体制を取っていただきたいということと併せまして、健診の受診率が低いということですので、やっぱり大々的なキャンペーンを行って、なかなかピロリ菌が原因だということでピロリ菌を除菌すると胃がんの発症を防ぐことができるというのをご存じない方もいらっしゃるかもしれませんので、そういうがんの撲滅キャンペーンといいますか、大津町から胃がんをなくする方を出さないというぐらいのキャンペーンをしていただきたいと思っておりますので、そのキャンペーンについても町長のお考えをよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の言わせる、ピロリ菌感染等についての助成関連等につきましては、関係機関のほうとご相談をやっていきたいと思っておりますし、また除菌関連等についての健康PR関連等については、しっかりと健診センター関連等と住民健診を兼ねたところのPRをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） よろしく申し上げます。

2点目の質問に移ります。2点目の質問であります、スズメバチの駆除についてお伺いをいたします。近年、ハチによる被害が全国的に増加傾向にあります。これは、スズメバチが都会に適用し、人の生活圏の近くに多く巣をつくるようになってきたことが大きな原因と言われております。これのス

ズメバチには共通点があるそうです。民家の屋根裏や軒先、状況に応じて様々な種類の木など、場所を選ばず巣をつくることができ、引っ越すことなどもあり、餌となる虫が限定をされないで町中にいて餌にも困らないという、都市部での生活に適した性質を持っているそうです。ズメバチによるハチ刺され事故は、8月、9月に集中をしています。一番危険なのは、ハチの巣があるのを知らずに踏んだり、揺らしたりすることです。この場合、たくさんの働きバチがすぐに襲ってきて、働きバチは外敵から幼虫を守るために毒針という強力な防御兵器を進化によって発達をさせてきました。ハチの毒にはいろいろな成分が入っており、アレルギー反応を起こします。人によってはさまざまですが、共通するのはじんましん、発汗、吐き気、頭痛、腹痛など、指された場所の痛みや腫れ以外にも全身的な症状を出します。最もひどいアレルギー反応には、血圧が下がったり、意識を失うなどのショック症状が出てきて、大変危険な状態になります。ハチ刺されによる死亡事故のほとんどが、このショック症状が原因と言われています。

このように危険なズメバチによる危害を防止するために、多くの自治体においてズメバチの巣の早期発見、早期駆除を促進し、町民生活の安全確保を図るためズメバチの巣の駆除に要する費用を補助しております。環境保全課にも毎年多くの相談が寄せられているようですので、ズメバチの巣駆除に要する費用を補助することについての町長のお考えをお聞かせいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のズメバチの巣の駆除についてお答えいたします。

ズメバチはハチの中でも特に攻撃的な性格であり、巣の近くに近づくものに対して無差別に襲い、刺された場合の腫れや痛みは強く、またアレルギー反応により、最悪死亡する場合もあるようです。宅地内などの住民の生活圏に巣をつくった場合は駆除をする必要があるとは考えております。町内には年間20件ほどの相談が寄せられておりますが、担当課でハチの駆除業者を案内している状況でございます。議員がご提案の駆除に対する補助については、熊本県内ではございませんが調べましたところ、九州内では日田市と大分市がズメバチの巣の駆除に対し補助金を行っているようです。駆除費用は1万円から数万円ほどかかるようでございますので、補助を行えば住民の負担はいくらか軽減できると思いますが、巣の駆除はあくまで巣がある建物や土地の所有者等の責務であると考え、所有者等で処理をしていただくようお願いしております。しかしながら、全国ではハチに刺されて死亡する事例も発生しており、特に高齢者の一人暮らしや夫婦2人の場合、個人での駆除は困難であり、また危険であり、何らかの対応は必要だと思っております。駆除等について現在やっておりますことにつきまして、担当部長から説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 豊瀬議員のご質問につきましてお答えをしたいと思います。

ハチの巣の駆除につきましては、住民から問い合わせがあった場合には、環境保全課が業者を紹介するという形で対応を行っております。駆除費用については概ね1万円から、場所によりまして2、3万円ほどかかっている場合もございます。また、先ほどお話がありましたとおり、ズメバチに刺されますと激しい痛みと腫れが症状として表れ、最悪の場合は毒に含まれるアレルギーやヒスタミン

によるアレルギー反応によって死亡するケースもあり、国内では昨年年間24名の死者が出ているという報道もあっておりました。町での駆除に関する相談件数は例年は20件ほどですが、今年は倍近くの相談を受けている状況でございます。ハチそのものは農林業に被害を及ぼす害虫類を捕食する面や生態系のバランスを保つ役目を担っている側面もあり、またハチのほうから積極的に攻撃をしかけてくることはないようでございますけれども、宅地内に営巣された場合にはリスクが高く、駆除が必要だと考えております。駆除に対する補助についてですけれども、調べた限りでは九州内では大分市と日田市が補助を行っているようでございます。大分市が補助率2分の1で上限8千円、日田市が補助率2分の1で上限1万円となっております。平成25年度の実績で、大分市が284件、173万8千円、日田市が171件146万8千200円とのことでございました。

今後の町の対応についてですけれども、ハチが巣づくりを始める5月ごろに併せて、広報紙による注意喚起を行うとともに、ハチの巣をつくらせないということが最良だと思われまますので、ペットボトルにお酒や砂糖などでつくるハチ採り用のワナなどの対策を紹介して、宅地内のハチの営巣を未然に防ぐ取り組みもまた広げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 町長のほうからも、何らかの補助が必要と思われるということで、具体的にそういう地域性があるって、大津町の場合には山林も多いですし、面積も広いですし、日田市とかそういうところででているようなところもあると思えますけれども、やっぱり高齢化社会になってですね、ご高齢な方が、また一人暮らしの方と、そういう年金で生活をされている方などが、やっぱり1万円から、この間聞きましたところはやっぱり2万3千円ほど駆除にかかったということですが、何の責任もなく、屋根裏とかに巣をつくられて、その駆除に対しまして町に相談をしても、駆除する業者さんは教えていただいたとしても補助がないというのは、何かちょっと町民の生活を守るという上からでも補助をしたほうがいいと思いますので、具体的に町長のお考えがありましたら、先ほど具体的な数字も言われましたので、もう一度補助の考えられている内容を教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 駆除等につきましての考えと申しましょうか、もし駆除をやる場合については、シルバー人材関連等をお願いしながら巣を除去するというような方法もあるんじゃないかなと。それと、ハチの攻撃を防ぐために防具をもっておられる方も基本財産林保護員関係の人もおられますので、そういう専門の、専門ではないんですけれども、そういう方にもお願いできはしないかなというように思っておりますので、その辺のところは、今言われますように、安心・安全な町をつくるためには、今後の高齢者社会に対する皆さんにご迷惑を掛けないようなことをしなくちゃならないというように考えを持っておりますので、そういう捕ってくれる人やシルバー人材、あるいは町で防衛具を備えながら、貸し付けなり何なりしながらやっていくかというようなことも考えてはおりますけれども、何らかの方法で今後については、安心・安全のため、20件ぐらいでございますので、そ

の辺のところについては十分補助金をやるか、町独自でやるか、あるいは委託するかというような形で検討を、今後考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ぜひ町民の方から相談があったときに、もうすぐにそうやって対応してあげられるような体制を早急につくっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3点目の質問に移らせていただきます。3点目の質問は、町営住宅の修繕についてです。ある方が、あけぼの団地の抽選に当たり、2階が当たったと大変喜ばれていましたが、引っ越している途中で引っ越しを中止されて、あけぼの団地への入居を辞退されました。あけぼの団地への入居ができるようになるまでは、この方も様々な手続きや書類を提出したりと、大変な苦勞をされて入居が当たったということで喜ばれておられました。それなのに辞退をされました。その後、私のところに連絡があり、あけぼの団地には住みたくないということでした。私も部屋の確認をさせていただきました。人それぞれ感覚が違いますので個別のことについては触れませんが、出入りがあるときには、その修繕の負担についての確認と公営住宅法の中に修繕の義務につきまして、事業主体は公営住宅の施設について修繕する必要があるときには、遅延なく修繕をしなければならない。ただし、入居者の責めに付すべき事由によって修繕する必要があるときはこの限りではないとあります。部屋の中の壁の塗り替えとか、そういうものは今まで一度もされたことがないということでしたけれども、昭和53年から昭和59年のあけぼの団地は建設ですので、一番新しくても30年になります。壁の汚れなどについての塗り替えの責任は、どこにあるのでしょうか。責任を明確にして、畳替えやふすまの張り替えなどと同様に、出入りがあるときに、汚れや傷みがひどいときには塗り替えるや張り替えなどの修繕をするのが入居者に対する責任を果たすことになると思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町営住宅の入居、退去の関係のときに、町営住宅の修理基準関連等はどうなっているかというような質問でございますけれども、議員おっしゃるように町営住宅法第20条に基づきまして、入居されている人の負担で修理する場合と、あるいは入居者との立会いで退去検査を行い、もし入居されている方の瑕疵によるものの修理のお願いを現在やってきております。また、あけぼの団地等につきましては大変古うございますので、町でも修繕等を行っておるような状況で、大体20万円弱をかけて入居者に気持ちのいい入居というような形を努めさせていただいております。老朽化した修理が必要な箇所もありますので、順次改修を行っておりまして、平成24年度は立石団地、あるいは平成25年度は鍛冶の上団地、西鶴団地を1億4千万円の事業費で改修させていただいております。来年度からはあけぼの団地の改修を予定しております。主に水回りを中心に、ユニットバスやトイレ便器の交換や給湯器や配水管の屋外設置などの改修に取り組んでいきたいと思っておりますが、数年掛かるものと思われませんが、この改修が終了すれば、あけぼの団地の修繕は落ち着くものだと思います。基本的には、相当の年数が経過しておりますので、経年劣化は否めませんが、今後も退去される場合は適切な修繕改修を行い、次に入居される人が少しでも快適に入居できるように

努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今の町長の答弁の中で、私がお聞きしたのは修繕の負担区分ですね、町が負担をしないといけない部分と、入居者が負担をしないといけない部分というのが明確になっているかどうかというのをもう一つはお聞きさせていただきます。具体的には、室内の壁ですね、それが汚れた場合とか、そういう場合は、誰が修繕をするのかという部分が明確になっているのかどうかというのをお聞きしました。ある町のホームページでは、町営住宅入居者のしおりというものがありまして、この中に、明確に町営住宅の修繕と費用の負担ということで書いてあります。そして、町営住宅を退去される時ということ、この中に住宅の清掃という中でですね、たたみの張り替えとか、ふすまの張り替え、悪いときにはクロスの張り替えとか、明確になっています、その出られる時に。あけぼの団地でも、ふすまとか畳の張り替えとかはされると思うんですけども、それ以外の小さなところですよ。私を感じたのは、壁がちょっと汚れているなどというのは感じましたけれども、例えばそういう場合に壁は塗り替えたことがないということだったんですけども、壁の塗り替えはどちらに責任があるのかどうかというのを答弁お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 豊瀬議員の退去時等の修繕改修について、どちらの負担かということのご質問だろうと思えますけれども、町営住宅を退去される場合は、ふすま、畳、網戸、換気扇は入居されていた人の負担で修繕交換をお願いいたしております。これは町営住宅法、先ほど町長が言いましたとおり、第20条の修繕費用の負担で、畳の表替え、破損ガラスの取り替え等軽微な修繕及び点滅器、その他附帯設備の構造上、重要でない部分の修繕に要する費用は入居者の負担とするという条項に基づいているところでございます。また第3項で、入居者の責に期すべき事由による修繕の必要が生じた場合は、入居者が修繕また費用を負担しなければならない、そういう規定もしているところでございます。具体的には、先ほどしおりの話も出ましたけれども、町でも町営住宅のご案内ということで、その中で住宅の管理清掃の注意点ということで列記をいたしておりますけれども、退去される場合は町営住宅管理員の検査により、壁など破損や汚損した場所は修繕していただく必要があるということをご説明しているところでございます。しかし、どこまでが入居者の責任かという点につきましては、落書きとか穴など破損が明らかな場合は、これはもう当然修繕をお願いしておりますけれども、通常の使用で劣化した部分につきましては、現在町で対応をしている状況でございます。壁などの汚れについても、汚れ等は入居者の方に落としていただいておりますけれども、具体的にもうどうしようもない、クロスの張り替えが必要だと、そういう部分につきましては、町のほうでクロスの張り替えとか、床の取り替え等をやっております。そういう意味では、先ほど20万円近くの修繕費がかかっておるといような状況でございます。こちら辺を具体的に一つ一つ、どちらの責任であるというのを明確にしたほうがいいのではないかとご指摘だろうと思っておりますけれども、現在、条例以上のものについて細かく規定するのはちょっと難しいのではないかと考えているところでございます。次の入居者のためにも、すべてきれいに手直しをしてやりたいというのは思ってい

るんですけれども、この点につきましても費用の面もあるものですから、少しでもよい状態にして提供できるように今後も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 2階が当たったということで、喜ばれていて、引っ越しをする最中に、ちょっとやっぱりここには住みたくないというふうなことを町民の方が言われて、そういうことで相談がなければ私もわざわざそういうことも要望する必要もないと思うんですけれども、その責任が明確でないために、私も壁を見て、ちょっと汚れているなどは思いましたし、感覚によって人それぞれ違うと思うんですけれども、そういう、せつかく入ろうという人が辞退をされるようなことがないようにしていかないといけないと思いますし、そのためには、その責任をやっぱり明確にして、きちっと修繕をしてきれいに使い続けていくということをしなないといけないんじゃないかということで思います。ホームページなんかで調べると、細かく責任の所在といいますか、そこは町がやって、あとは入居者がそこは修繕をするというのが決めてあれば、それに基づいてきちとした責任で入居ができると思うんですけれども、いろいろ話合いをしながらしていくということであいまいになって、町営住宅だからということで、予算も少ないしということでだんだんそのままになって、ちょっと汚れて入居者が嫌な思いをするということになっていると思いますので、そのあたりのところは、ぜひ気持ちよく、どちらが修繕をするのかということがわかって修繕ができるように、制度としてほかの町村なんかが行っているところなんかも参考にしてですね、その修繕区分というのを決めていって、その区分に基づいて修繕をして、あけぼの団地も今度改修をされて長く使っていくことになると思うんですけれども、きれいに入居をするときに喜んで入居してもらえるようにしていただきたいということで今回の質問をさせていただきました。ぜひ、その修繕区分というのはやっぱりきちとつくって、責任を明確にしないと、誰の責任でするのかというのがわからなくて、やっぱり今回のようなことがあると思いますので、壁は、例えばじゃ先ほどの責任であれば、町の責任で塗り替えるということであると思いますので、30年間塗り替えてないというのは、ちょっとやっぱりどうかと思いますのでですね、そのあたりもどれぐらいの範囲で塗り替えるのかとか、そういうこともあると思いますので、やっぱり長くきれいに使っていくためには、そういう基準、決まりというのをやっぱりつくっていかないと、人それぞれ判断でその感覚によって、これぐらいでいいだろうとか、それによって新しく入ろうとする人がやっぱり嫌な思いをすることがなくなるように、ぜひ基準を明確にしていきたいと思いますので、町長の答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 修理関係の、どこまでとか、どうというのはなかなか入って出ていくの人の場合、いろんな状況があるんじゃないかなというふうに思います。もちろん、入る人はきれいにしていくと、中に入って出ていくときにはちゃんとその責任をもってきれいにさせていただくというのが鉄則でございますので、その辺のところはうちの担当のほうでその辺の基準はしっかりとやっておるといふふうに思っておりますので、条例でもいろんな区分をしておりますので、あと議員の壁の問題でございまして、この辺につきましても、今、あけぼの団地でも20万円近く町で補修しており

ますので、壁がどうしても代えなくてはいけないようなことであれば、入居者と相談しながら、その辺の修理関連等についてはしつかりとさせていただくというような形でいきたいというふうに思いますけれども、入居されるときにそれぞれ見ていただきながら状況を把握していただいておりますので、その辺については十分担当のほうと相談しながらやっていけるものはやる、そうでないものについてはちゃんとさせていただくというか、出ていく人と入る人の、その辺の責任をもってある程度やってもらうというふうに考えておりますので、担当のほうと入居の段階でしっかりと入居、あるいは退去の折り、現状を見ながらご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ぜひ、せっかくいろんな手続きで大変な思いをされて入居を喜んでしようという人が、入るときに嫌な思いをすることだけはないように、きちっと話し合いでされるならばそれでいいですけれども、きれいに気持ちよく入居ができるような体制を、町営住宅に関しまして採っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時50分から再開いたします。

午前10時43分 休憩

△

午前10時51分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告に従いまして、一般質問を行います。今回は2点。

まず最初に、人事院勧告と町の対応について質問したいと思います。人事院勧告は、国会及び内閣に対して国家公務員の給料について、いろんな民間企業との比較あたりをしましてですね、報告また勧告をします。その中で、最近になって景気の回復というものがみられるようになったわけで、今年の4月の給与あたりの人事院勧告の調べによりますと、逆に民間給与が国家公務員の給与の水準を上回っているというようなことが人事院の総裁談話あたりでも発表されて、勧告の要点となっております。しかしながら、全体的には7年ぶりの引き上げという部分がありまして、全体的にはやっぱり下げの状況がまだ続いているということで、ここの理解の仕方は非常に難しく、その上げる部分というものが若年層を重点にしながら俸給表を引き上げるという部分とか、またボーナスを引き上げるのは勤務実績、そういった勤勉手当、やる気を起こさせる、そういったものに配分を置いている。しかしながら、総合的な給与あたりを見てみますと、俸給表の水準を平均で2%下げるというようなことを申し上げております。そういうことを踏まえまして、総務省あたりの有識者の検討会におきましては、この国家公務員がそういった人事院から平均で2%カットしてくれというような勧告を受けたということで、地方公務員の給与、これも下げるべきだというような声を上げ始めたということであります。我が町を考えてみますれば、地方自治体として独立した考え方をもって給与というものは決められると思っておりますが、今までも人事院勧告、そういったものに準じて上げたり下げたりした

わけであります。そしてまた、先の震災が起きましたので、そういったことに対しまして、また復興財源ということで、また給与が削られたというようなことがあります。しかしながら、やはり町はそういった人事院勧告があるわけではありませんが、たしか県においては人事委員会があったと思います。そういったものを踏まえながらも、県の人事委員会のそういった資料を基にするとしたときに、熊本県下を考えたときでも、各自治体でかなりのそういった経済力と申しますか、そういったものは違ってくるので、やはり我が町は我が町においてのそういった公務員のこの役場の職員の皆様方、また議員の報酬、そういったものをきちんと根拠をもって示さなければならないと、そういうふうには思います。この問題に対しましては、私は議員になった当時、その時はまだ地方公務員の給与も上がっておりました。毎回毎回私は反対をしておりました、上げに対して。理由としますれば、根拠が曖昧だということです。国がいいから地方もいいかといったならば、そうではないでしょうと。きちんと町の実態を把握した上で根拠を示してほしいというのが私の持論でありまして、この大津町においてのこの大津町役場、こういった公の機関をやはりこの町民の皆様方のために公務員という立場で働いておられるということは、やはり町と一体化しなければならないと、そういうふうには私は考えるわけであります。ですから、毎年のごとく人事院は厳しいことを言ったりとか、甘いことを言ったりとか交錯させますけれども、町は町で根拠のあるそういった給与を支払う根拠、また給与表の根拠を示すべきではないかと、こういうふうには思います。最近のいろんな新聞報道類を見ても、非常にいいニュースというなら、経済界がかなり利益を上げているよというニュースもある代わりに、逆に隠れ倒産が県内で増加しているとかいうような厳しい状況も伺われるということです。ですから、そういった実態把握をきちんと町をやった上で、そういった給与水準なり何なりを決めておられるか。また、それはそういった調査機関というのはないのは知っておりますので、今後の対応ですね、これからそういったものをきちんとして、根拠を明確にして、そしてこういった町の運営にあたっていくというようなものをほしいと私は思っておりまして、今回の質問に至った次第であります。

以上、1問目、質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の人事院勧告と町の給与体制についてのご質問でございますけれども、議員ご承知のように8月に出されました今回の人事院勧告は、民間賃金との比較結果に基づきまして国家公務員の給料を0.27%、ボーナスを0.15カ月分に引き上げる内容で、給料とボーナスの引き上げはいずれも7年ぶりで、景気回復の影響が現れた形となっておりますが、その一方で、地域間と世代間の給料配分を民間の実働に合わせて変更する給与制度の総合的見直しにより、来年度から3年掛けて給料水準を平均2%から最大4%引き下げるように勧告してあります。町職員の給料を含めた地方公務員の給料は、人事院や熊本県人事委員会の勧告を基に、職員の給料や勤務時間などの労働条件についての労働基本権制約の代償措置ということで、この勧告に準拠して決定されてきました。またその給料決定につきましては、地方公務員法に職務給の原則や均衡の原則が定められておりまして、国や地方の他の地方公共団体の職員や民間企業の給料やその他の事情を考慮して定めなければいけないというこの原則に基づき、人事院勧告や熊本県人事委員会の勧告に準拠する方法を採って

まいりました。そこで議員の質問にありますように、職員給与の決定については、町の税収や財源状況をはじめ、地域経済に連動する仕組みが必要ではないかということではありますが、確かに全国の自治体では財政的な理由などから、行財政改革の一環として一定期間、職員給与を独自にカットする取り組みを行う事例も多くあります。この場合においても、給料表自体は、あくまで国家公務員に準じたものが基本となっております。そこで、給与体制や決定そのものを町独自で作りあげることについてですが、現時点においては多くの課題もありまして、今後の職員給与制度につきましては、今回出された総務省の地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会の報告にもありますとおり、人事委員会を設置していない町村にあつては、職務給の原則や均衡の原則に基づきまして、今回の国の給与制度の総合的見直しの内容や国の対応方針等を踏まえて、自らその給料制度運用水準が適切になるように給料制度の見直しに取り組んでいく必要があるとされておりますので、あくまでも国家公務員給与の見直しを十分に踏まえた上で取り組むこととし、現段階においては、やはり人事院勧告や熊本県人事委員会の勧告を遵守しつつも、地域で働く地方公務員の賃金決定は、その地域の労働市場にも影響を及ぼすのみならず、地方公共団体が獲得する人材や公共サービスに関わる重要な論点にもなるという観点も考慮した上で、今後の国や県の動向を注視していきたいと考えております。

また、国会で4月に成立しました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律には、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び掲げた業績を把握した上で行われる人事評価制度の導入など、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が盛り込まれており、公布の日から2年以内に施行することになります。このことは、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るように方向が出されているということもあり、今後は業績評価に主眼を置いた人事評価への見直しを行い、目標管理による組織や職員の能力発揮とその結果としての給料反映について十分検討しながら、よりよい人事評価制度の運用と職員の人材育成に努めていかなければならないと思います。

以上のようなことから、今回の地方公務員制度の総合的見直しの対応と取り組みについても、併せて慎重に考え、町職員の給料が住民の皆さんの理解を得られるように行財政改革や住民サービス向上などに対する努力を続けていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 今のお答え聞いておりますと、やはり全体の流れに準じていくというように聞こえました。町独自というものはなかなか難しいんだろうかということですが、私は今、日本国憲法を見ておりますけれども、国家公務員、公務員という方々はどのような方々になるのかというところを見ております。これは、今説明しなくても町長はおわかりだと思います。公務員の責務として、私は当たり前のことを言っているつもりです。地方自治体として地方自治法ありますけれども、そういったものの独立性を鑑みてですね、独自に地方公共団体として確立すべきところが今まで確立されていなかったということを今まで指摘しているんです。やはりですね、公務員たるもの、町税で我々は給与、議員は報酬をいただいております。議員の場合は報酬ですから、何にもならん議員はもらっただけです。ちゃんと議員たる職務を遂行して、そしてそういった報酬をいただくという、高い理念を持っておかなければ議員という職は務まらないと思います。公務員も一緒です。公務員は全

体の奉仕者でありますから、やはりそういった町全体を見回して、そういった給与なり何なりをいただくべきではないでしょうか。これは原則ですよ。ですから、そういったことがなくて、よその自治体や国家公務員が、いうならば、やれ上げたぜ、下げたぜということで左右されるんじゃないで、その国家公務員と比較するのにラスパイレス指数とか用いてしまいますけれども、一時期は大津町はかなり高かった時期がありましたよね。反省も踏まえて、それじゃいかんということで下げた経緯も私は覚えておりますけれども、そういったことを考えればですね、やはりそういった取り組みをしていかなければ、この大津町の独立性は高まらないし、均衡町村よりも優れた自治能力を持っていると言えないと私は思います。ですから、隣とか他の市とかは関係ないんです。よりよき行政組織をつくりあげるためには、やはり必要ではないかなと思う部分であります。公務員たる職責を考えてみますれば、いろいろこの質問するにあたってですね、私も資料を集めました。その中で、本当に涙ぐましい努力をしているところ、それは財政再建団体に陥った夕張、有名ですけども、こういったところの流れを見ていけば、もうかなりのそういった職員が辞めていって、少ない職員で行政の任にあたって、そして夕方5時には冬でも暖房をきちんと消す。外はマイナス20度、家の中でもマイナス5度だそうですね。そういった中で職務を遂行するというようなですね、本当のその公務員たる役割を、任を担ってやっている、そういった職員もおられるんですね。本当こういったニュースを見ると、言い方悪いかもしれませんが、うちの職員と比べたらどうなんだろうかと、やはり比べてしまうのが人ではないでしょうか。ですから、そこまでやれとは言っていない状況ですよ。ぬるま湯に浸かってはいけないということです。ですから、今回は監査のほうも鋭い、厳しい指摘があっているようにですね、本当にあの監査報告を見て私は憤慨しておりますし、そしてまた同僚議員のほうから厳しい一般質問も出るだろうと、出されておりますんで、そういったことを考えればですね、今一度きちんと姿勢を正して、そういったものを一から積み上げていく、そういったものが必要になるとは思います、この点について、町長に再度質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほどお答えしたことにつきましては、町村の給料表、俸給表の基において、単独で町給料表をつくるというような形になると、地域の企業や、あるいは地元中小企業のいろんな形を調査する段階で相当な資料なり、あるいはそのような形でやっていくことにつきまして、大変まだ町村としては厳しい状況であるということで、国家公務員の給料に準じたところでこれまでずっとやらせていただいております。もちろん、職員の関係で、今回についてのご質問につきましては、おっしゃるように現在の地方公務員法の給料決定につきましては、地方自治法や地方公務員法に規定がありまして、この中で重要な原則が確立されています。まず、公務員は全体の奉仕者であり、その給料が国民、住民の負担する税によって賄われていることから、地方公務員の給料は住民を代表する議会の意思に基づく条例によって給料の基本が決まる。給料条例主義の原則がありまして、従って条例の根拠を持たない給料の支給を行うことはできません。その他、地方公務員の給料は、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の賃金との比較などによって定めなければならないとする均衡の原則や職務級の原則がありまして、これらのうちの均衡の原則に基づき、地方公務員の給料は

国に準ずることにこれまで基本とされてきております。つまり、勧告制度は、労働基本権が誓約され、民間企業のように労使の交渉で給料を決定することができない地方公務員についてのその代償措置として設けられたものであり、職員の給料水準を民間の給料水準に均衡されて適切な給料水準を確保することが効率的な財政運営を維持する上の基盤でもあるということで、これに準じてやってきておるわけでございますけれども、この中で、先ほど申しましたように、人事評価関連等につきまして、今まで評価のやり方というのはもう5、6年やらせてきております。職員とも十分相談しながらやってきておまして、先ほど言われましたように、勤勉手当関連等についてもどうにかならんかなというような方向で検討をさせてきております。そういう意味におきまして、今後についておっしゃるように、できるものとできないもの、あるいはできるものが仕事をどんどん引き受けてやっておるものもおるようでございますし、そのような関係で、職員の給料というのを今後人事評価の見直しをしっかりと業務の状況関連を検討しながら、成果方式というか、そういうような形に短い期間の給料のカットとか、あるいは昇級とか、いろんな形を今後考えていかなくちやならないんじゃないかなという人事評価関連等にしっかりと重きを置きながら、今後2年間の中にまた給料表関係の見直しも言われておりますので、今後についても職員の人材育成はもちろんでございますけれども、人事評価関連等についてしっかりと見直ししながら、給料のカットや特徴、あるいは勤勉手当関連等にも今後中身を突っ込んでいくようなことを考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

2回の質問で、何か私が言っているのは、何か皆さんの給料を下げろと言っているみたいですがけれども、違うんですよ。私が言いたいのは、地方公共団体というのは、そういった国からのいろんな助成もあって、均衡した自治体の安定した運営をなささいということで、その経済力が強くても、弱くてもですね、ある程度均衡した、いうならば自治体というのをつくることのできるのが今の状況と思います。しかしながら、給料と言ったならば、やはりその地域に住む方々に正比例すべきではないかなと、平均値あたりですね。プラス、今、町長がおっしゃられたそういった非常に勤勉に働いて、優秀なその仕事をするような職員に対しては高い給料が支払われるのは町民の方々、一切文句を言わないと思います。例えばですね、過去に本田技研工業あたりが徴税を6億円とかですね、それぐらいだったですかね、たくさん入れた時期とかありましたよね。そういったときに、極端な言い方をすれば、特別ボーナスあたりは企業は出すんですね。そういった形も、僕は公務員にあってもいいと思いますよ。また手当、手当あたりもそういった伸び縮みできるところで調整するんです。国あたりも国の手当と地方公務員の手当は違いますから、そういったところで調整に微妙にやっているんですね。そういった、ずるさではないですけども知恵も使うべきではないかということです。ですから、厳しいことを申しますれば、九州北部豪雨、2年前あたりですね、ああいった厳しいときには職員の皆様方に対して、公務員の方々に、議員さんにも同じく負担を強いることをお願いする。町長は長としてですね、それぐらいのことをやってもいいと思いますし、また逆にそういった均衡町村と、いうならば均等を図らなければならぬというんであれば、別に手当を設ければいいんです。やる気のある職

員はどんどん先にやっつけていいんです、上にやっつけていいんですよ。そういったことで、大津町が活性化すればするほど職員の給料も上がる。また、住みよい町になるということです。ここがポイントなんですよね。大津町は、ほかの公務員の方、自治体の公務員の方よりも一番給料がいいらしいぞというような噂が立ったらどうです。それぐらいの勢いを持っていいんですよ。ですから、もちろん企業も誘致して来ていただかなければならない。そして、効率的なそういった何ですか、社会資本あたりの整備をして、そしていろんな形で、教育にしても、福祉にしても、そういった産業にしても、活性化するような施策をまちづくりとしてやって、その結果が公務員に跳ね返るんです。高い給料をもらって当たり前ですよ、そういった努力をするわけですから。ですから、公務員の給料安くしなさい、もう少し下げなさいとか言うわけじゃないんです。きちんとそういった伸び縮みを持つ体制をつくれば、皆さんだってやる気が出るんじゃないかなということですよ。だから、そういった取り方をできる職員が望ましいということです。永田議員が言うたから下げろてぞというような足の引っ張り合いのものじゃなくて、建設的な話し合いというものはこういったことなんです。ですから、根拠をまず持たない限りは、その一步が踏み出せないと私は言っているんですね。こういったことがないのに、もうよそと一緒にせんといかんというのであるならば、皆さん方の給料は上がるわけないです。そしてやる気も起こらない。職員の奉職化というのは、やはり年功性でそのまま号級表を見て、ああ、自分がいくつのときには何等級でどれぐらいもらうんだろうぐらいの計算しかしよらんわけですよ。ですから、それをやはり町長が、おい、お前はやっぱり本当にやる気があってやっているなど、先に進めというような体制をつくったらどうですかということです。ですから、人事院勧告に基づくのは、これは全国的な調査ですから、それも一理はあります。しかしながら、やはり地方というものは実態把握というものをもう少ししないと、それこそ町民のニーズというものを我々は感じる事ができないし、我々議員はみんなするんですね、そういったいろんな調査をやります。しかし、公務員が、町の職員がそういったことに疎いならいかなでしょう。ここが問題だということですよ。ですから、町の職員であるならば、お年寄りを見かけたなら、ああ、今日はどうですかって、天気がよかですねって、今からグラウンドゴルフですかって、よかですねってというような声を掛けるような職員になってもらって、そして高い給料を確保するような職員になってもらえばいいということです。ですから、そういったことを考えれば、なんか企業的な考え方ですけども、やっぱりそういった競争の原理ややる気を起こらせるための根拠、こういったものをほしいなということで質問しているわけですから、こういった形、町長も恐らく考えたことはあられると思います。このことについて、どうでしょう、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 基本的に議員おっしゃるように、まさしくそのような形で職員の働く力を発揮するように持っていくのが我々の仕事であるというふうに考えております。その働く力を引き出すためには、やっぱり基本的な段階というか、基礎がなからなくちゃいけないということで、人事評価制度をこれまでやってきております。その中で、今までの評価におきましては、やっぱり異動とか、昇格関係についても検討をさせていただいたわけでございますけれども、今後につきましては、やは

り人事評価の、あるいは内容についての見直しをしっかりとやりながら、今後給料を主体とする職員でありますので、やることによって仕事をどんどんと頑張っていける、そんな職員を育てていかなくちやならない。今までの流れのような年功序列的な考えでなく、仕事のできるものは、やはりそれだけの給料を、見返りをやらなくちゃいけないんだなというふうに思っておりますが、やっぱりその基礎となる人事評価関連等をしっかりと取り入れながら、職員のやる気を起こす、そういう中で頑張ってください職員を育てていくよう我々としてはしっかりと人事評価の見直しの中で、今後そういう方向で行きたいと。国のほうも2年以内にはそういうような通達が来ておりますので、それに沿うような人事評価制度をしっかりとやりながら、即できるような方向に持っていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 次の質問に移りますが、いずれにしても一問目に対しましては、逆にですね、おもしろい記事がありまして、熊本市さんに対して、熊本大学におられた名誉教授の方が熊本大学を提訴したというような形で、国家公務員に準じた給与削減は不当であるというような、こういった労働法を無視しているんじゃないかなと、そういったことを大学の名誉教授の方がその訴えられたということです。この教授は労働法が専門だそうです。こういった記事を見てみますれば、一体どういった意識で任にあたっておられたのかなと思う次第でありますけれども、町長も前向きに考えられて、特別な手当だぞ、A君、B君というような職員が出てくるようなですね、そういった制度もおもしろいかもかもしれませんので、町長の手腕に期待するところであります。

2問目のふるさと納税制度についてであります。納税制度を考えると、私はこの議員になりました一番心の中にこれが根本原理だと決めたものが実はありまして、それはアダムスミスの租税原則であります。これをしっかりと頭にたたき込むために、家の中に何か所も、トイレも含めて貼って、ただ単に四原則ですけれども、それを頭の中にたたき込んだものであります。その公平の原則、明確の原則、便宜を図る原則、そして徴税費の最小の原則ということのを頭にたたき込んで、この議員という任に当たるべきだと考えて、やっぱり大元は税、この国民皆さんが負担する税金について、この根本を知らないと、まずこういった公の立場には立たれないなということを考えておりました。ふるさと納税制度というものが始まりまして、いろんな地方自治体において、今度は、どうなんでしょう、利用する人は楽しみかもしれませんが、寄附という形で、いうならばふるさとに納税するというような形で、いろんなそのおまけ商法みたいな自治体が出てきております。これを私はやっぱり危惧するわけです。この一般質問の通告書を出した後に、やはりこれは熊日の社説ですけれども、危惧するところをやはり指摘してありました。特典の豪華さ、そういったものを競う、そういった風潮をやっぱり懸念しているということです。ですから、その納税していただくのはうれしいことですが、それを用意するための職員の頭数も要りますし、こういった特産物を用意するか、いろんな時間も費やすことが必要となってくるでしょう。ですから、我が大津町としては、このふるさと納税制度にどこまでの取り組みを示すのか、これはもうふるさと納税制度という仕組みを国がつくった以上です、もう全国に周知されているわけですから、できるだけうちの町もそういった寄附を集めたいと

いう気持ちは起こって当たり前だろうと思いますし、しかしながらそういった、言うならば自治体が何かへんてこな競争に巻き込まれるようなものも避けたい。実際、このふるさと納税制度について調べておられますと、本当にそういったおまけと申しますか、そういったものが豪華のところがありました、調べたところの一つを紹介してみればですね、神奈川県南足柄市というところあたりは、牛肉、そういったものがもう申し込みが殺到してですね、もう発送が追いつかないと。仕方なく中止に追いやられたということです。ですから、納税という原則を考えたときにですね、なんかおかしいものになっておりませんか。徴税費最小の原則というものは、4条目、私あるのが、国を運営する上で、町を運営する上で必要最低限の税金に納めなさいよということです。税金イコールみんながお金を出し合って、1人ではできないけれども自治体としてみんなが少しずつ出していれば、こういった社会資本の整備もできますし、いろんな福祉や教育の基盤もできますよというようなことと私は大体大まかに思っておりますので、やはりこの、そこに不純なものはいれたくないわけですね。あくまでも単純明快、これがこの租税原則ではないかと思うわけでありまして、ですから、ふるさと納税制度についての見解をきちんと町も持つべきでありまして、その点についてですね、町長に質問したいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のふるさと納税に対する、例えば豪華な特典競争などで財政的な問題はいかなものかと懸念されている一部もあるかと思っておりますけれども、一部の地域でも、やはり寄附を募るために豪華な特典競争を行っているようなところも見られるようでございますし、例えば300万円の寄附に対して牛1頭200万円とか、あるいは北海道でも町の予算、収入分全部ふるさと納税でもらったというような話も聞いております。そういう自治体もありますけれども、また寄附をもらいながら、そのポイント制に対して、ポイントを貯めて特産品と交換する自治体もあるようでございます。このように、寄附を募るための単なる豪華な特典競争になってしまえば、やはり財政規律としていかなものかと感じるころであります、しかしながら長崎の平戸市などは、地域の特産品を掘り起こして、80数種類の特典を用意し、本年8月31日は2億円を突破し、その4割から5割程度を地元特産品購入に充てているということから、地元の経済にも貢献しているようであります。この制度は、都市と地方の税収格差を是正する方策として、平成20年に地方自治法の改正により創立され、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという思いを寄附を通じて実現するための制度であると。また、ふるさと納税は、居住地以外の自治体へ2千円以上の寄附をすれば、居住地の住民税や所得税が控除される仕組みとなっており、年収や所帯人数により異なりますが、概ね住民税の1割が上限となっております。当大津町におきましても、ふるさと大津を思い、また大津町に魅力を感じられる、寄附していただいた方が平成20年の制度開始から平成25年度までに延べ41件、寄附額287万6千円ございました。寄附をしていただきました方への感謝の気持ちとして、1万円以上寄附をされた方に3千円相当のお礼の品として、大津特産のからいもや芋焼酎人生いもいもなどの希望により、町特産品のPRとともに地域の活性化に努めているところでもありますが、お礼の品にかかりました費用は6年間で9万9千987円となっておりますし、大津町においても寄附金額のほ

うが圧倒的に多くなっているという状況でございます。また、逆のパターンとして、大津町にお住まいの方が他の自治体に寄附される状況もございまして、平成22年から平成25年までの4年間で109名おられまして、それに伴う住民税の控除額が165万円という状況でございます。先ほど申し上げました、大津町へ寄附をされた金額と比較しますと、大津町へ寄附された金額が上回っている状況で、大津町にとって財政的には有利なふるさと給付制度であると考えておりますが、一方で国ではふるさと寄附の推進のために、さらに寄附控除額を拡大する方向で検討されておると聞いております。より多くの方に大津町へふるさと寄附をしていただくために、帰郷された方や友達関連等に声掛けをお願いしながら、町の広報紙への掲載のほかにも寄付者への暑中見舞いの送付など、今後も継続的に町を寄附をしていただけるようなふるさと寄附のPRにも努めてまいっております。また寄附のお礼として、町特産品を送っておりますが、地域の特産品のPRの絶好の機会でもあり、より魅力ある地域の特産品についても、関係機関と連携を採り、特産品の充実も努め、町の財源確保のために頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今、国がこういった納税制度をつくったもんですから、手も足も出ない、これを止めなさいと言われるものではないし、ただ、できたからには町にも有利な方向に向かわなくてはならない。しかし、そこでですね、いろんなパターンや事例が出てきておりますので、ただ単におまけ商法みたいな形でそういった寄附を募るのかと思っただけでなく、逆にですね、寄附金は何に使われるか、何に使ってほしいかという視点もできますので、そういったところをきちんと町としてもやはり作りあげていくことが重要じゃないかなと思います。危惧する面とすればですね、この日本はいろんな企業やいろんな働き口において、税金は自動的に源泉徴収されて、自分の、言うならば手取り分だけ、自動的にもうもらえるようなシステムを確立しておりましたので、諸外国のごとくですね、自分でもらって、そして税金を計算して、そして確定申告をするというような制度に、これは個人とするならば当たり前のことですけれども、そういった義務も出てきたのかなと。確定申告をしなければならぬということですね。ですから、そういった形で、自分の煩雑さあたりも出てくるのではないかなという危惧も私は持っております。しかしながら、このふるさと納税をうまく利用した例が、本当最近なんか見受けられるのかなということで、特産品で町をPRして、そして活性化につなげる、経済の浮揚につなげるというだけではなくて、そのいろんな教育とか福祉、そういったものに用途をふるさと納税する方々が指名して、そしていろんなそういった教育機関やそういったものに役立っているというような例も出てきております。最近集めた記事の中でおもしろかったのがですね、長野県の軽井沢町で開校しましたインターナショナルスクールのISAKというところでありましてけれども、こういったところが、インター校として学校教育法第1条に定められている方式でしましたけれども、本当もう資金がないし、いろんな教育を受けたくてもお金を持ってないから受けられない、そういうようないろんな方々がおられますけれども、そういった、その学校をつくるにあたって注目したのが、そういったふるさと納税制度を使ってですね、そういった学校が成り立っていったということです。これは

ですね、教育応援分としての、その寄附金の使途を指名していただきまして、軽井沢町のほうがですね、その寄附金の何割かそういった学校を運営するために充ててもらおうと。その額がですね、そういったものに対する理解が高い人もやっぱり多いんですね。これ平成13年度で1億2千万円という形で、ものすごい金額になっているんですね。ですから、そういったふるさと納税制度をうまく使えば、教育や福祉、そういったものに使える一つの手段にもなるんです。ですから、そういったプロジェクトをやっぱり町としてもやはり持つべきではないかなと思います。実際、高齢社会になりまして、年々ですね、そういった福祉関連の負担はもう1割ずつですかね、国も地方自治体も毎年のごとく増えているという状況でありますから、やはりそういったことを考えますれば、寄附あたりをそういった意味合いにおいて利用するような形ができれば、町民の負担というものがうまい具合にバランスが取れてくるのではないかなという部分もあります。しかし、やはりそういったものは寄附をできる人、できない人、たくさん立場がありますんで、やっぱりそうなってくると用意ドンで競争なんですよ。ほかの自治体よりもそういった目を引くような納税制度で役に立ちますというようなものを全面に出していかないと納税していただけない、寄附がいただけないという形になりますので、そういった戦略、そういったものをもう戦略線持たなければ、この制度に逆に負けてしまいますよ。ですから、町としての、言うならスタンスはどういった形にするのか、特産物という形だけではなくて、そういった全体の、町全体にその、みんなに恩恵が回るような、そういった制度としなければならないと私は思いますが、この点について町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、寄附を今どんどんといただいて、町の特産のPR関連等には十分助かっておるかと思いますけれども、寄附いただく人から何に、大津町の振興の何に使うかというような希望とか、あるいは公表していいとか、いろんな項目をつかって寄附願いの折りに調査をしておるといような状況でございます。そういう意味におきまして、平成26年度で9月1日現在で大体14件ぐらいだったんです。ところが9月10日、10日間の間に14人の方が、また今どんどんと寄附行為がされております。もちろん金額的には、今までは地元の大口の方が何十万円かされるというふうな方でもございましたけれども、県を通してとかというふうな形でもございますけれども、今は大体1万円ぐらいの方が、1万円というのが多いんですけれども、そういう人がどんどんと今寄附をして、何に使ってくださいというふうな意思をされて寄附されておるといような状況です。だから、特産品やるのはいいけれども、今後については、それぞれの結果をまとめた後、何に使わせていただきましたというふうな、それなりの返事を今後はやっぱりキャッチボールをしなくてはいけないんじゃないかなというふうな考えを持っておりますので、その辺について、若干の通信費用もいるかと思いますけれども、やはり寄附していただいたその気持ち、大津を思う気持ちが、これは大津の全国至るところから今来ておるといような状況でございますので、名前を見ましても、ちょっと私が覚えてないような方ばかりでございますけれども、そういう方に対して、やっぱり返事を、今返事なんかはやっておりますけれども、寄附してもらった後のものの使い方について、はっきりとやっぱりお答えをするようなキャッチボールを今後やっていかなくちやならないんじゃないかな

というような思いをしながら、できる限りそういう形でやりながら寄附はお願いしたいなというような気持ちであります。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

最後に、町長は近年、この役場の中のシステム、機構改革をされましたよね。一体そのふるさと納税に対するそういった今後の対応について、誰に任命するんですか。その筆頭部長の総務部長に、お前やれというのか、それともどこかの箇所に、税務課、税金関係だけんお前やれというのか、そういったことを、お前必ずやれと、ほかの自治体に負けるなというような箇所はあるんですか。そこを最後に聞きたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今、政策担当課の次長に責任持ってやらせております。今後について、方向性がどのような方向でやっていかなくちやならないかというような先のほうの、後の問題もありますので、今の段階においては、次長のほうでしっかりとやらせていただくというようなことで、窓口としっかり頑張ってもらえればなど。それについては、やっぱり観光振興とかいろんな形の、農政とかいろんな関係の課とも横の連携を採るために今回の部関係の中で機構改革の横の連携を採るために部長に一汗かいていただくというような形で、その責任は十分果たしてくれるものというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時46分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆様、こんにちは。5番議員桐原則雄が一般質問をさせていただきます。傍聴の皆様には、大変お忙しい中、ありがとうございます。今回は、民間活力を活かして地域を元気に、地域資源を活かして地域再生のまちづくりについての2点について質問させていただきます。

まず1点目は、民間活力を活かして地域を元気にについての質問ですが、平成26年4月に国立社会保障人口問題研究所が2040年時点の日本の将来推計人口を公表し、大きな話題となっております。そのポイントは、2035年までに46都道府県が人口が減少を開始、平均世帯員はすべて減少、単身世帯はすべて増加、65歳以上の世帯主の割合は41都道府県で増加、高齢者世帯の単身世帯の割合も46都道府県で30%以上になる結果であり、将来に不安を残すため、政府も地域再生に大いに取り組んでいると述べられています。熊本県全体は80.7%に減少し、熊本市も減少、大津町は人口増加の予想がされ、喜ばしいことです。また、近隣市町村では、合志市、菊陽町、西原村が人口増加の傾向が見えます。ただ大津町においては、地域別に見ますと楽観できる状況ではないと考えます。安倍政権も9月3日に内閣改造を行い、その目玉として新しく地域創生担当大臣を任命し、まち、ひ

と、しごと創生本部の設置や地域再生法の改正などを行い、早急な事業展開を進めるとともに、自治体が新たな支援策を首相に提案できる制度を進め、地方の再生と活性化の政策を強力に推進すると述べられています。熊本県も国の動きに併せて、県庁内に幸せ実感まち・ひと・しごとづくり本部を立ち上げ、人口減少対策や重要課題に対応する施策の企画立案を行い、国に積極的に提案すると述べられております。ぜひ大津町も町から国へ、地域再生という観点を十分に考慮した地域再生計画や事業展開を進めていただきたいと思います。

そこで、地域再生計画の中で、町の土地や公共施設の有効活用を含めて、そういう観点から質問をさせていただきます。

町の公有財産は、土地、建物に資産データを一元化し、台帳を整理し管理をされています。使用される目的がはっきりとした行政財産と利用目的が定まっていない普通財産があります。行政財産は、主要目的に沿って子どもから高齢者、町民の皆様、また町内外の利用者の皆様に大変利用していただき、地域づくりに役立っていると思います。普通財産は、更地のままや目的が定まるまでの一定期間を民間に貸し付けたり、町が管理をします。最近の土地活用では、大津町の土地の中で岩坂、中島地区の圃場整備地内の非農用地は、農業生産法人の育苗ハウス用地へ売却、元若草学園跡地は法務局と、今回子育て支援の充実のために保育園用地として民間に売却し、有効活用がなされています。今後の計画としては、元青年開発跡地の一部を水道企業団の給水施設の売却を検討中、室の花木共同施設用地は福祉村構想として有効活用を検討、立石団地横の空地についても売買を検討しているというふうなことを聞いております。次に、学校関連施設関係でございますが、統廃合に関連して、旧菊阿中学校の校舎跡地は、ウェットスーツを製造される全国展開中の地元企業である株式会社ワーク様に売却され、現在は従業員が50人ほどおられ、そのうち職員やパートとして25人、半数近くが大津町在住の皆さんと聞いております。このことは、町長のトップセールスや職員の皆さんの対応など営業努力のおかげであり、貴重な財産の有効活用であり、町民の皆様のために大変な効果と成果を出して素晴らしい取り組みであると考えております。まだまだ町には先輩の皆さんたちが努力と汗の結晶で貴重な土地や施設など公有財産も多く残っております。資産の有効活用を検討することが大切であると思います。地域づくりや学校教育の拠点であった学校施設関係の元真城小学校や矢護川小学校跡については、地域のコミュニティや生涯学習関係の拠点として活用されていると思います。しかし、地域のほうでお話を聞きますと、地域では子どもが減少、高齢化傾向が進む、歯止めが利かず、地域をどのように元気にしていこうか努力をしているが、なかなか厳しい状況があるというふうなことを言われております。そのような中、地域住民の皆さんが地域を元気にしたいとの思いから、矢護川や真木地区の牧野地内に太陽光発電の設置を検討し、民間を活用して計画し、実施に向けて一致団結して取り組みを進められております。自分たちでできることを考えて行動を始めていますが、町も一緒になって地域の課題や施設の有効利用など、地域と共に知恵と工夫、そして行動を起こしてほしいとの要望もあっているようです。また、岩坂、中島地区の圃場整備が本年度終了します。農業生産法人に売却された土地で、育苗ハウスで苗等の生産が行われています。地元雇用として、正社員が私が聞く限り2名ほど、パートも数多く採用し、地域では非常に期待をし見守っていきたいというふうな言って

おられます。残りの避難所機能と併せた公園を含む用地については、町の財政が厳しく、すぐに施設の整備は難しいとの認識はあるが、あのままの状態では問題があると思うので、どうにか早急に取り組んでほしいというような意見も聞いております。岩戸の里の問題についても、今後についてどうするかということで、今議会でも様々意見が繰り返されておりますし、南部地域での意見交換も始まっております。地域からもらった激励と厳しい意見もあっているようです。今後について、また見守らなければならないと思います。

そこで、公有財産を有効に活用するために民間活力を活かした取り組みが必要ではないかというふうに考えます。ここで全国的な先進事例では、地域は申し上げませんが、公共施設の有効利用、特に民間企業や学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などに情報を提供し、企業の創業支援、6次産業化への取り組み、福祉や医療施設、保育所、高齢者施設、体験交流、宿泊やレストラン施設など、民間の発想力や資金を活かして雇用を含めて土地や施設の有効利用により地域を元気にする取り組みが数多く見られます。この取り組みは、事業者へ有償または無償での貸し付けを行うということで、相互のメリットとして、民間事業者は施設本体工事が不要で改修費用のみの経費が節減される。地域と一生懸命お話をしているので、密着した事業展開で地域の理解が得やすい。町のメリットとしては、公共用施設や土地の再利用ということで、国の補助金の関係があるものについても返納が不用になったり、免除があったり、または基金を積み立てて対応することで、その事業整理ができるというふうなメリットもあるというふうに聞いています。また、雇用や地域の元気づくりに貢献できるなど、町の課題解決や地域全体の雇用、活性化などの効果が生まれると思われま。

そこで、今年の予算で南部地域、北部地域の社会資本整備計画の策定業務が進められています。また、平成27年度には新しく大津町振興総合計画を策定し、新しい10年間のまちづくりが決定するというので、ただいま準備をされていると思います。

そこで、公共施設の管理計画も策定中だと思います。これは施設の維持管理をどうするかというような形と施設の関係を整理するものですが、併せて公有財産の今後の活用、または処分など、計画があるのでしょうか。

2点目、南部、北部地区の計画や振興総合計画との関連を含めて、どのようなスケジュールで今後進めていかれる予定があるのか。

3点目に、野外活動研修センターや矢護川コミュニティセンター、岩坂、中島の公共用地をはじめ、公有財産である土地や公共施設の有効な活用と町の財政負担の軽減も含めて、地域住民の皆さんと十分に意見交換や協議を早急に行い、民間事業者の活力を活かして、有償・無償を問わずに目的を定め公募するというような方法を探ってみてはいかがでしょうか。それによって、地域の再生と活力ある地域づくりを進めていく考えがないか、3点について町長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の一般質問についてお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、今、北部・南部地域、それぞれの地域に課題事項たくさんございますけれども、議員おっしゃるように、平成27年度に振興総合計画を今策定中でございますし、また社会資

本整備交付金事業というような事業で南北関連等の事業推進を、今、素案づくりの案を平成26年度で行いながら、今後については平成27年度で補助金申請、そして平成28年度から社会資本整備交付金事業を5カ年計画でやっていきたいというような日程の下、今、総合計画とともに社会資本整備計画を併せながら計画を進めておるといような状況でございます。もちろん、これまでのいろんな課題事項につきましては、もう議員もご承知のとおり、公共施設関連等に対する施設管理計画も制作中であります。そういう南北の振興総合計画と併せまして、課題事項については一緒になって交付金事業を関係でやらせていただければなというふうに思っておりますので、今、そういう素案づくりの状況関係等については、総務次長のほうから詳しく説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 南部北部計画や振興総合計画の今後のスケジュール等についてのお尋ねでございますけれども、南部北部計画につきましては、従前から計画しておりました事業を中心に、都市再生整備計画をつくり、国の補助事業に乗せるために今行っているところでございます。これまでに庁舎内におきまして地区の課題やまちづくりの目標などについて整理を行っているところでございます。

今後は、将来的な構想も含めたまちづくり構想の案をつくり、それを基に議会にも報告し、意見をいただきながら計画案をある程度確定させた上で、平成27年度中に補助申請手続きを行い、平成28年度から事業を実施していきたいというふうに考えております。

振興総合計画につきましては、平成27年度中に策定することにしておりますけれども、もちろん南部北部計画も反映させた内容というふうになるものと考えておるところでございます。

また、住民の方の意見の反映につきましては、何らかの形で行っていかねばならないということで現在考えているところでございます。南部北部計画につきましては、今年度中にある程度の案を示しながら議会にも報告していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 私がお尋ねした部分の中で2点ほどまだ回答がないと思います。公共施設管理計画の策定をただいまされていると思います。併せて、今後の公有財産の活用と処分計画があるのかということについてのお尋ねの返答がありません。もう1点が、先ほどありました各施設関係の事業関係を民間事業者を活用して、公募をして取り組まないかという点についても、まだ回答がありませんので、その辺について、再度お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員のご質問にお答えします。

南部北部の関係については、思いというのは北部の矢護川水系、あるいは325の周辺の工業用地として考えられるかと。その中で振興計画を図っていければなという中に、農業、あるいは地域の振興を取り入れていければなというような思いを今、そういう中でご検討をお願いしております。南部については、もういろいろ言われておりますように、白川水系と岩戸溪谷関連等の周辺開発について

の開発関係をしっかりと取り入れていただければなというふうに思っておりますので、大事な江藤屋敷関連等についても、今後の整備計画の目玉になるんじゃないかなというような思いをしております。そのほかに、矢護川小跡地については、矢護川コミュニティセンターとして年間大体8千人程度の利用者があっておまして、元の教室は研修室として、また体育館やグラウンドでも定期的に矢護川の地域住民の皆さんたちが収穫祭などでいろいろと利用されておるようでございます。もちろん、真城小学校跡地についても、野外活動研修センターとして現在利用されている利用者は年間3千500人程度で、元の教室は研修室として、夏の時期に合宿として、またミーティングルーム、またミニデイサービスなどに、さらに年に1回、真木地区の夏まつりや敬老会関連等で利用されておりますし、地域の避難箇所というような形で矢護川、真城小についても、そのような形で現在活用されております。状況としてまだまだ活用できるかどうかというようなこともございますので、その辺については公共施設の管理についても今後とも町が管理していくべき施設であるかどうかという判断と、その後、地元住民の皆さんと協議を行い、民活活用について公募も含めて、その取り組むような形にできないかというようなことを今後検討していきたいというふうに思っております。もちろん、岩坂非農用地については、今年度中の事業完了に向けて整備を行っておりますので、年度末には換地仮処分登記ができるように進めているところであります。完了後は町が管理する土地であるため、とりあえず広場として整備を行い、今後の利活用については住民の方と十分話し合いながら進めてきたいと考えておりますが、このことにつきましても本年3月に迫井手土地改良区総会で地元住民の方に報告をさせていただいているところであります。いずれにしましても、矢護川コミュニティセンター、あるいは公有財産の活用等については、現在の公共施設総合管理計画を策定しておりますので、その中で整備をさせていただきたいというふうに思っております。もちろん、議員おっしゃるように、公共用施設関連等については、同和対策事業関連の出荷組合が、花木組合が管理しておられる用地関係等についても、町のほうに福祉施設として活用できればというようなことで町のほうに返還をされておるとような状況で、今後についてもそのような方向で考えさせていただければなというふうに思っております。もちろん、すぎなみ園の老人ホーム跡地につきましても、すぎなみ園はもうご承知のとおり、老朽化し建て直し、あるいは人件費等について大変課題を抱えた施設でございましたけれども、光進園のほうで新たにつくっていただいて光進園の老人ホームができておるわけでございますので、そういう意味におきまして大変お世話になっている施設でございますけれども、その補助事業関連でございますので、あのすぎなみ園の施設を解体しなくてはならない責務が我々の町のほうにございますので、今年度の予算で解体工事をさせていただくというような形で、その後についてもまた福祉関連か、地元との説明をしながら進めておりますけれども、一部室地区のほうから集会所用地として分けていただければなというような話も伺っておるところでもあります。もちろん、大きい土地の立石団地の西側、町営住宅の立石の建て替えというようなことで検討をしてきたわけでございますけれども、立石住宅の皆さんのアンケート調査関連等によって、現在の立石の改修を進めていただくというような方向で決定しておりますので、その方向で決定の結果、一応立石団地も改修が終わっておりますので、残った土地の管理関係についても、今回の予算で分筆登記のお願いをしておりますので、その分筆登記

をした後、公募なり何なりで利活用を民活でお願いできればなというふうに考えております。大きい土地あるいは建物関係についても、いろいろと小さなものがございますけれども、今、町のほうでの建物や土地関係の公有財産の台帳はできておりますけれども、公募できるもの関連等についてはしっかりと公募し、地域で活用できれば地域との相談をしていきたいというふうに思っております。また、道路と水路関連の財産が台帳に入っておりませんので、そういうところの管理財産処分関係についても、今後しっかりと考えていかなくならない問題と思っておりますけれども、地元と十分、地元で管理活用できるものと、民活でできるもの、そういうものをしっかりと地域との相談をしながら、そして今後の総合計画、そして先ほど言いました社会資本整備事業計画の中で整備を進めていければなというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） お話がありましたけれども、いずれにしましてもですね、先ほどありました南部北部の計画や振興計画も、さっきの南部北部計画については平成27年度にはもう補助金申請をすると、平成28年から5カ年で事業をするということであれば、もう期間的にも非常に短いという、時間が足りないような状況ではないかと。先ほどありましたように、住民の方と打合せをしながら、地元で利用できるもの、また公募できるもの、いろんなものを整理をするといいますが、言いましたように時間的にも非常に厳しい時間ではないかというふうに思います。早急にその辺はですね、早めに取り組んでいただいて、本当に地域の方々の声をしっかりと聞いてほしいと思います。私が聞く中ではですね、やっぱり先ほど言いました、子どもも少なくなったし、地域も非常に店も減った、何も減ったということで、非常に寂しい思いをされている、この胸の内をしっかりと町は受け止めていただけないかということです。それをするによってですね、やっぱり一緒に考えやるといようなことがあります。国も日常生活に必要な不可欠な施設機能や地域活動を歩いて動ける範囲内で、小さな拠点として動かすと、小学校区単位で集落ごとにふるさと集落生活圏あたりの構想も出されております。また、東広島あたりはですね、地域住民が役場的機能を持った自治組織ということで、地域自体で自分たちで共和の郷・おだを立ち上げて、集落単位で集落営農、農業を中心に整理をしながら、一つの小学校区を農場と見立て、そして有効活用し地域活性を図るといような取り組みもされております。また、社会保障あたりの、今、扶助費あたりもかなり伸びてきておりますので、町も財政が厳しい状況の中でどれを選択するかというのは非常に難しい問題はありますが、そのためにも、先ほど言いましたように民間活用やその辺を含めてですね、十分早めに検討をしていただけて進めるということが大切ではないかと思っております。今お話がありましたような計画がそれぞれスムーズにいきますようお願いをしたいと思います。また、状況としてはですね、南部北部の計画、また振興計画は期間が短いのではないかと、いろんな意見を聞く時間が短いのではないかという気持ちがありますので、その辺についてどのようなスケジュールで今後いかれるのか、再度その辺だけをお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 住民の意見を聞くためのスケジュールあたりについてど

のように考えているかというようなご質問だったかと思いますがけれども、現状におきましては何らかの形でやっぱり聞かなければいけないというような形では思っておりますけれども、いつ、どの時点で、どのような形でするかということにつきましては、まだちょっとはっきり決めてないというような状況でございます。何らかの形ではきちっとしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 何らかの形ではなくて、やっぱりぴしっとしたスケジュールを立ててやるべきできないかと思えます。でないと、なあなあでだんだん遅れていって、本当に地域住民の意見や町が思うことがお互いに共有ができないと、それによってまちづくりを進めていくことは非常に厳しい状況があると思えますので、その辺はしっかり取り組んでいただくことをお願いして、1問目を終わります。

次、2問目にいきます。地域資源を活かして地域の再生の実現をということですが、2点目の地域資源を活用して地域再生の質問ですが、1問目と関連もあります。町の人口分布を見ると、町中心部と周辺部の人口の増減の動きは明らかに違いはあります。周辺地域の再生と均衡ある発展を含めて、町全体が発展するように総合的な施策を進めていく必要があるというふうに感じます。今回の質問は、先輩議員から何回も質問があっており、空き家問題等も含めて町長も現状を認識されていると思えます。そこで、担当課にも調査の指示をされているというふうに思えます。さらに、具体的に進めるために質問をさせていただきます。

熊日新聞に平成25年10月の全国の空き家の率ということで13.5%、過去最高ということで載っていました。熊本県も平成24年の13.4%から平成25年10月で14.3%に増加をしたという報道が載っております。特に空き家問題については、もう皆さんご承知のとおり、住居移転や死亡後に買い手や借り手がなく、現在も放置されている。そのことが、景観の悪化や倒壊の恐れ、敷地へのごみ投棄、不審者の忍び込みという問題が発生しているというふうに思えます。さらに解体費用に対する問題、所有者の相続の問題、固定資産の問題、様々な問題が放置の要因となっております。私有財産ということで、所有者の同意がないと市町村が解体することは難しいという問題は抱えていると思えます。全国の約350の自治体で空き家の解体や適正管理を進める条例が制定されているというふうに聞いております。所有者が分からず手を出せないこともあります。独自に対応しているところもあるようでございます。先ほどの公有財産の有効活用でも申し上げましたが、地域の有効な資源である空き家や空き店舗など、有効活用対策が地域の元気づくりに役立つのではないかとこのように思えます。私の近くでも最近歴史ある民家を取り壊されました。そのうち1戸は民間の駐車場として活用がなされております。もう1軒は高齢者の方で、取り壊し費用が150万円近くになると、どうしようかと悩んでいるというご相談を受けました。長い間住んできて、地域の皆さんには大変お世話になった、今後は迷惑を掛けたくない、そういう思いで少ない年金や預貯金をはたいてでも対応すると決断をなされました。その後、家を取り壊されましたので、私のほうで取り壊してきれいになりましたよというふうに申し上げたところ、きれいになったならよかったです。ただ、寂しいですとい

う言葉が返ってきました。しかし、このような取り組みをされる住民の方は少ない状況にあるのではないかというふうに思います。それが空き家問題として問題化しているというふうに思います。個人所有ということで、大変厳しい状況であると思います。また、そのほかにも地域住民の皆さんにも老朽化した空き家があつてどうにかならないのかというようなお話も聞きます。個人所有、大変厳しい、そういう説明はさせていただきますが、子どもたちをはじめとする防犯や交通安全面、防災上の安全対策、住環境の景観整備など問題も多く、町の力がぜひ必要だ、どうにか町でも頑張っていただけないかという意見が多く寄せられております。

このように、町全域でも様々な問題は発生している、これは町長も認識をされていると思います。万能薬はないとかいえ、空き家の解体撤去や地域の再生に貢献するための新しい取り組みとして、民間の発想力を借りて問題を解決し、一致協力して進めるためにも、関連条例や規則の整備、そして支援策と併せて進める必要があると思います。

1点目に、空き家に関するその後の状況調査、現状はどうなっているのでしょうか。調査が進んでいるのであれば、調査後の活用や改善を図り、地域の再生と元気を促進するために空き家の解体撤去を促す制度や跡地活用の制度、移住や定住を促進する対策、空き家バンクの活用、固定資産税の特例適用免除などを含め、関連条例の整備をはじめ総合的に支援する制度の創設を行い、地域資源を活かしたまちづくりを進める考えはないか、2点目のお尋ねをいたします。

また、この事業を推進するためには財源が必要となります。その財源をどのように生み出すかということも問題だと思います。1問目にも質問を申し上げましたが、公有財産の借地料、予算の中にも毎年計上されております、500万円以上あります。また、先ほどありました、去年は元若草学園跡地を1億3千万円近くで処分されております。そういった財源を活用するということが可能ではないのでしょうか。今回の補正予算の中に4億5千万円の財政調整積立金が計上をされております。目的をまずは付けなかったということで財政調整基金に4億5千万円、この中には先ほど財産を処分した費用等も含まれていると思います。それを地域再生基金というような形で、今後何年間かを時限を切っても、10年間なら10年間でもいいですから、時限を切ってもこのような対策を打つための財源として確保をし、そしてその関係条例や関係対策と併せて対応するというようなことができないかという提案でございます。

以上、3点について、町長の考え方をお尋ね申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の空き家の活用というようなことで提案をされておりますけれども、本当に現在の空き家も、これから高齢社会になってくる中で多くなってきやしないかなという心配もあります。しかし、その空き家というものは、個人の財産でありますので、なかなか町がどこまで補助したらいいかというような基本的な考え方を整理する必要があると考えていますが、多くの空き家の所有者の方たちは、自分の個人財産である家を他人には貸したくないと思っておられる方が多いのではないかと思います。また、固定資産税の減免の問題関係もあるかと思います。そのようなことを踏まえて整理すれば、例えば現在行っております地域づくり支援事業を活用して、地域で取り組むと

いうことも一つの方法ではないかなと考えているところでもあります。そのような空き家対策関連等については、今後にどう活用するかというような形を、今、国も全国で平成25年の10月現在で820万戸あるというような話を、調査が出ておりますし、条例関連等についても自治体が平成27年9月で355自治体が条例をつくっておるといような状況でございますけれども、国としてはそういう状況の中で、賃貸住宅としての活用、あるいは解体して更地にして活用する、そのような解体費用、あるいは改修とか家賃補助関連等についても、国としては今後一つの課題ではないかなというように国の動きもあるようでございますので、我々としては、まずはそれぞれの集落にある空き家については、もちろん地主さんとの相談や地域とも相談しながら利活用ができればなど。そういう利活用するためには、いろんな事業関係が取り入れられてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうことを今回の町総合整備事業の中で今後取り入れていければなどというように思いをしております。そのような形で、基金関連等についても今のところ考えていないという状況でございますので、今後についてはそのような形の中で空き家関係についても考えていかなきゃならないものでございますので、地域を再生し活性化するため、そういう方向で今後考えさせていただければなどというふうに思っております。

危険箇所関係とか、長年放置された空き家等がいろいろとありますし、あるいは道路関係でのお願いをしなくちゃならないところもありますけれども、なかなかやっぱりそれについてもご協力、ご支援ができないところもあるようでございますので、それとは別に議員おっしゃるように、地域の人が相談に行かれて利活用をしていただいております地主さんもおられるという状況でございますので、今後については危険家屋等の撤去等についても今後考えていかなきゃなりませんけれども、美しいまちづくり条例というのがあることですから、そのような意見家屋等に適応できるかどうかも含めて、今後勉強させていただきたいというふうに思っております。

調査状況関連等については、担当部長のほうから説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 桐原議員のご質問の中で、空き家の状況について申し上げます。まず空き家の状況でございますが、消防団の方にお問い合わせいたしまして調査を行っているところでございますけれども、現在において全てではございませんけれども、57棟というふうになっております。また総務省が平成25年度の住宅土地統計調査の速報値を今年の7月29日に発表いたしております。その内容でございますが、国内の住宅総数に占める空き家の割合が過去最高の13.5%になったということでございます。大津町におけます数値につきましては、まだ具体的な発表がございませんのでわかりませんが、前回調査の時点では平成20年における大津町の空き家は1千200戸で、空き家率は9.85%となっております。ただし、この中には賃貸用の住宅、つまりアパートなどの空き家などが含まれておまして、いわゆる取り壊す予定であったり、長期不在の家屋は440戸となっております、その割合は3.6%となっているという状況でございました。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 条例関係についてでございますが、美しいまちづくり条例で対応できるかというお話ですが、先ほど言いましたようにこの条例では非常に難しいというのがあるので、できないということで、やはり全国どこでもそういう罰則を設けたりいろんな形をする条例を整備してきているわけです。それにはアメとムチということで、厳しさもあるけれどもそれにはちゃんとした町側の対応もあるというふうなやり方をする、お互いを整備しながらやるということで、その条例もいきますし、地域も活性化するというような取り組みができると思います。先ほど今お話があった消防団で57棟かな、これは大津町全域でということで、全体ではないと、まだ調査中の部分がまだあるということですね。先ほど440戸近くあるということは、これはもう統計的な部分の中でということで、それが現在その440戸がどこにあるかというのは、まだ執行部ではできてないということですかね。わかりました。熊日新聞あたりで見られたかもしれませんが、やはり財政が厳しかった長洲町ではですね、新聞にも載っておりましたけれども、先ほどの空き家の実態調査については、支援員を地域に、職員を配置して、地域の嘱託員の皆さんと一緒に回って、一人暮らしやいろんなもの、また空き家の問題、いろんなものを一緒に見るという取り組みをしているということで新聞にも載っておりました。うちには、地域づくり推進員が各それぞれに2名ずつ配置をされています。活用としては、非常にその辺での活用も考えられると思います。住民の目線で見えた政策をするためには、町長もいつも住民と一緒に話し合いをしながらやるんだよということをおっしゃっています。非常に職員の皆さんも忙しいと思いますけれども、普段の業務がありますが、そのようにふるさとを元気にしたいという職員の思いが地域の人たちと一緒に回ることによって問題点や課題、そして空き家を調査、それによって実態がわかり、それを含めて総合的な政策に上げているという取り組みは非常に大切ではないかと私は思います。また、秋田県の横手市におきましては、危険空き家住宅の助成ということで30万円の助成、また所有者から寄附を受けた建物土地を取り壊す取り壊しの費用を市が見ると。ただこれにつきましては、利活用ができるかどうかの判断をした上で、審議会に諮り、もらうべきか、もらわないべきかを確認をする。また、移住をするということで住宅リフォームに補助金を出すということで、2分の1以内の上限が100万円までというような取り組みあたりもされております。お隣の菊陽町では地域を限定して、子どもたちの数が減っているということで、地域限定の菊陽町定住促進補助金というのを設置して、子どもたちが一緒に住むような場所に優遇をするという取り組みも菊陽ではされています。これは補助金等もかなりの金額が上がっております。新聞等で見ましてあれしますと、4、5件はそれで動いてきたというような状況であります。子どもたちの対応、地域の元気ということで、それぞれの地域が自分たちなりに知恵を出し、そしてお金を出しというようなことです。先ほど財源についてはですね、まだ今のところ基金は考えてはいないということですが、先人が頑張ってくれた用地等の販売をしたお金が目的もなく一般財源として使われていくというのはいかがなものかと私は思いますので、ぜひ目的を持ったもの、今、財政調整基金にあるのであれば、それはそれとしてしっかり確保をし、また今後用地を販売する財源が出てくる場合には、その中でも地域の方々に回っていくような財源の活用ということもしっかり考えていただきたいというふうに思います。その辺について、再度今後どういう形で動くのか、もう一度町長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） どれぐらいの解体とカリフォームとか、いろんなものに補助を出すかというような状況になるかと思えますけれども、それのところを考えていけば、現在の予算の枠内で十分対応できるというふうに思っておりますので、基金までつくる必要はないというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 基金までというのは、もうあれかもしれませんが、将来にわたってですね、安心してこの対策が打てるというためにはですね、やっぱり事業費がそれなりに毎年毎年膨らめば、それぞれのところに影響をする、住民の皆さんのお金を大切に使うということで、毎年いただく税金からでは回せない部分もあるので、そういう貯金を使いませんかということのご提案をさせてもらったものです。今おっしゃったように、財源の中で、今、実態の調査をまず一回しっかりやっていただいて、それがどのような形で地域の方が思っているものがある、またそういうことはどうするかということも含めて、しっかり考えていただきたいと思います。

財団法人の関係で50歳以上の限定で家賃をマイホーム制度というのがあります、50歳以上の方が自分の家を貸したいと、子育てを中心とする世代に貸す場合には、3年間を期限付きでリフォームも本人さん、借りた方がリフォームもできるというような形で、国の財団法人の流れの中にある整備もありますので、そういった移住住替機構というのがあって、田舎暮らしを支援しますというような形で、マイホーム借上げの公的制度というのを取り組んでおります。50歳以上の方からマイホームを借上げると。そして子育て世代の方に貸し付けて家賃収入を利用者に払うと。自由に、極端なあれはあきませんが、内容的には中は借りられた方がリフォームができると。ただし3年間の期限付きですと。また、3年間過ぎたら更新ができると。そして敷金礼金なしというような形で登録をすることもあります。そういった民間活用の中でもありますので、いろんなことを検討していただいて、状況を見て、今後の空き家対策、また地域活性化につながるような取り組みを、ぜひ強力に推進していただくことを願ひまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。1時50分から再開いたします。

午後1時44分 休憩

△

午後1時50分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

質問は3点に渡っておりますが、まず第1点目の小規模企業振興基本法制定、これが今年の国会で法律が制定されましたが、この法律についての町の対応はどうか。とりわけ小規模事業者の位置づけをどのように捉えているのかについてお尋ねをするものであります。戦後、こうした経済対策でいわゆる大企業、そして中小企業対策というのは、これまでもうたわれてきたわけでありましたが、この企業

の統計を見てみますと、総務省の統計値で国内の企業数が約420万社あるそうでありますが、このうち大企業が1万2千社、率にして0.3%が大企業であります。そして、一方で残りの99.7%は、すべて中小企業として扱われてきたわけでありましたが、中小企業の定義というのは、ご承知のように製造業で資本金が3億円以下だと、また従業員が300人以下、これを中小企業と定義がなされているそうであります。その中小企業の中で、いわゆる小規模企業、小規模事業者というのが、これまでまさに光が当てられてこなかった。今度の法律制定で、そうした小規模企業、小規模事業者に初めて法律によって光が当てられるということになったという経過がございます。ちなみに、それでカウントをしますと、中小企業が52万7千社、割合で13%、そして今回対象となる小規模企業が366万3千社、実に企業の87%は小規模企業となっているわけです。それでは、小規模企業とは一体何かということ、製造業におきましては従業員が20人以下を想定されております。私の近所にもこうした町工場的な製造業がございますが、製造業ではそうなっている。また、小売店、飲食店などのサービス業、あるいは大工さんとか、左官さんとか、畳屋さんとか、こうした事業者、5人以下ですね、従業員が5人以下、これらを小規模事業者として定義付けされています。私がかねてより、この地方自治体において最も力を入れなければならないのは、こうした地域に密着した地場企業であります、こうした業者に地方自治体はもっともっと光を当て、それに対する対策を打たなければならないということをお訴えてまいりましたが、今度の法律によって、その中に地方自治体もそうした施策を策定し実施する責務がうたわれているわけでありまして。そういう意味で、まさに戦後画期的な、地域に密着したこれらの小規模企業に光が当てられるということについて、町当局がどのように位置づけを考え、また今の時点でどのような対応を考えておられるかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の中小企業関連等についての考え方、今後の対応についての質問でございますけれども、議員がおっしゃったように、今回小規模企業振興基本法というのが国会で成立しております。昨年、通常総会においても8本の関連法案を一括で改正する小規模企業活性化法が成立しておりますので、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業に焦点を合わせて小規模企業活性化法を、さらに一歩進める観点から小規模基本法及び小規模支援法が成立しております。おっしゃるような5人以下というような企業、地元においても大変多い職種、あるいはそういう個人の経営者の方がおられます。このことにつきましては、今後小規模基本法に基づきまして、小規模企業の振興に関する施策については、総合的かつ計画的に、そして国や地方公共団体や支援機関等が一丸となって戦略的に実施するために、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告するなどの新たな施策体系を構築するものであります。議員おっしゃるように、その地方公共団体の責務として第7条にうたわれておりますけれども、そのような小規模支援法が今後半世紀に渡り事業の経営相談に依拠できなくなってしまうというふうな思っております。もちろん、そのためには、事業者の経営相談に依拠してきたこれまでの商工会関連等と市町村や地域の金融機関とも連携して、小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援するための体制を整備するものであります。小規模基本法は、第一章から第二章、第三章というような三章構成で政府は施策の総合的かつ計画的な推進を進めるということになってお

りますので、基本計画、国の小規模企業の体系を示すもので、年度ごとにその効果を評価し、5年ごとに改定されるものですので、国は先月の8月に全国8カ所で意見交換会を開催しているようです。基本計画を中小企業政策審議会が国に答申し、9月に閣僚決定をするようなお話を聞いております。町としては国が策定する小規模企業施策の体系を示す基本計画の策定を受けて、基本計画にある地方公共団体の責務としてどのような施策ができるか、県や商工会との関係団体と協議し、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 法律の狙い等については、町長お答えのとおりであります。この中でも特にですね、小規模事業者、小規模企業が、まさに地域に密着をして、今まで果たしてきた役割ですね、地域経済はもちろん、例えば大津町の地蔵まつりとかいろいろございしますが、地元の業者が非常に活躍をしてきたわけでありまして、そういう人たちが今、本当に経営が厳しくなっていると、そこに光を当てるべきであるということでありまして、そこでちょっと担当課にお尋ねをいたしますが、それでは大津町の町内にこうした小規模企業事業者がどのくらいおられるのか、そういう実態をつかんでおられますか。全くそういうのを関知してないというなら、そう答えてもらうしかないんですけども、少なくとも町内でどのくらいの事業者がおられるのかぐらいはつかむべきであると思っております。担当課にお尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 申し訳ありませんけど、手持ち資料として現在把握しておりません。ただ、統計調査として総合政策課のほうでいろいろ統計調査の資料があるかと思っておりますので、その辺で把握していきたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 法律ができたばかりで具体的な動きはこれから確かに始まることではあります。以前にも町内の企業の実態を聞いたことがありますけど、要するに、大企業といえばホンダがございしますが、中小企業はもちろん、とりわけこうした小規模企業が一体その実態がどうなのかいうことを、多分町行政としてほとんどノータッチできたのではないかと思いますけど、改めてですね、その小規模事業所がいかに大切であるか。そのためには、まずその実態をつかむ必要があると私は思いますけど、このことについて、町長の意気込みをお尋ねしたいと。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 小規模業者というと、本当に農業従事農家の方、商工関係では商売している店の方、あるいは工業関係では下請け企業の関連の小さな町工場の方や自動車整備工場をはじめとする、いろんな業種関係にわたりまして小規模企業というような形で大津町にはやっぱりそのような中小企業というか、小企業、中小企業になるともう製造業でも企業誘致関連等についても中小企業に入る企業もありますけれども、しかし一般的に今まで大津町に商業、農業の経済の活動をしておられる方々が小規模企業というふうには思っておりますので、もう身の回りにも全部そういう人ばかりだなど。そういう中で、やっぱり議員がそういう方々の支援というのがなかなか行き届いてなかったとい

うか、例えば商業関係については、商工会を通しましての店舗改装の利子補給とか、あるいは一般的にまとめて商工会に指導の補助を、農協に対してもそれぞれの部会活動の費用とか、それぞれ役場としては一本釣りというか、そういうようなことをしなくて、そういう団体一本に支援をしておったというような状況であります。もちろん、それにつきましては農業や農業団体、商業関係の商工会、例えどどのような形にするかというのは、もうこれからやはりそれぞれの小規模の皆さんとご相談をするのが必要でございますので、今課題を抱えているのも、町には、例えば議員がいつも言われるような町有林の活用関係につきましては、我々はいつも認証ができればリフォーム関係にというような話もしておりましたけれども、大津町の町有林関係、民有林もそうですけれども、大体戦後植えた木がもうたくさん育ってお中で利活用がなかなか厳しい状況でございます。そういう中で、NPO法人関連等についても、その木を活用しながらやっぺいこうというような、そういう企業というような形で興しをやっておられるようでございます。この前、林業関係の地元の方とお話する中におきまして、この1本の50年の杉につきましては、真ん中の3、4メートルぐらいは有価措置があります。根っこのほうは、ちょっと品物にならない、あるいは上のほうは品物にはなっていない。そのならないものを、NPO法人とかいろんな方で今事業に、県の補助事業関連等で取り組んでいこうかなというような話を聞いております。そういうような中におきまして、そういう利活用関連等について、森林組合や町、あるいはそういう団体の皆さんとご相談しながら、一本の杉の利活用なり、そしてそこに雇用を生むような支援関係も今後必要ではないかなというようなことも思っておるところでもあります。そういう一つの例でございますけれども、唐芋の関係だって、農家の方も一生懸命頑張っておられますけれども、今、香港や台湾関係等にやられておりますけれども、お話を聞くと、やっぱり一つの芋が千円もするというような話、台湾では小さい芋が人気があって高く売れるというような話をお伺いしておきまして、そこに流通業の関係で商売をやりたいというような人もおられるような話を聞いております。いろんな形で中小企業の中で大津町関連の事業、特産、そういうものを活用できるような形の中で、地元におられる、あるいは小規模の皆さんと話し合いながら事業推進ができればなというような思いをしておるところでもありますので、今後についてはいろんな形で勉強をさせていただきたいというふうに思いますとともに、国の対策関連等、そういう5年間の計画なり、あるいはそれに対応する我々の役割関連等を考えながら、そういう補助事業なり何なりがあるかというようなのを十分活用しながら、地元中小企業の皆さんの生活安定のために、一部とも活用できれば幸いだなということで、今後勉強をさせていただきたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私が先ほど実態調査をしたかということで聞いたんですから、やってないということですけど、実態調査をできるのは、やっぱり役場しかないわけですね。例えば納税の情報からこの人はどういう仕事をしているかというのは、そうでないとかめないわけですね。そういった情報を駆使すれば、町内の事業者の実態をつかむことができるはずですね。そう難しい話ではないと思います。また、そうした事業者のネットワークやら話し合いをセットするには、行政の信用力がやっぱり必要になってくるということであると思います。そういう意味で、もう1点だけ触れておき

ますが、中小企業と小規模企業、合わせますと雇用人数ですね、従業員の人数が66%を、いわゆる中小企業と小規模企業が雇用をしている、まさに労働者の3分の2が中小と小規模が支えている。そのうち、小規模企業が全体の22%の雇用を担っている。確かに、87%の事業所があって、雇用は22%が小さいと思われるかもしれませんが、こういう方々は小規模の業者は、地域に密着をして、いわゆる一般のサラリーマンと違って地域に貢献するのは2倍、3倍という力を発揮されていると思うわけであります。そういう意味で、国が法律を決めたから、じゃ決められたことだけやっというのではなくて、まさにそれこそ地域づくりに欠かせないことだということで、今後とも私も力を入れてまいりたいと思います。

続きまして、この小規模業者の振興と全く関連があることでありますが、住宅リフォーム助成制度を導入していただきたい、このことであります。その住宅リフォーム助成制度と関連をいたしまして、平成25年度に大津町はリフォーム助成はしない代わりに森林認証材補助の制度を町長は導入されました。先ほどの答弁は、何か行き違いがあったのではないかなど。改めて聞きますが、まずこの森林認証材補助の成果はどうであったかということですが、これをここで聞こうと思ったんですが、決算を調べる中でちょっと明らかになりましたので先に述べます。この認証材補助制度は、1件当たり10万円で、10件想定して100万円の予算が組まれておりましたが、平成25年の決算の結果、1円も活用されなかったと。全額不用額となっているようであります。決算書をいくら探しても、この森林認証材の項目が全く見当たらないので、一体どこに行ってしまったんだと思ったら、100万円不用額、決算書にはその説明は全くされていない。担当に聞きましたところ、事業費が1円も使われなかったものは、決算書の説明欄には削除されるシステムになっているということですが、この会計システム自体が全くおかしいと思いますけど、それではこの認証材補助は、なぜ成果がゼロだったのか、大いに私は反省をするべきだと思います。それと併せましてですね、住宅リフォーム助成制度は、我が議会がその導入をするべきという採択をしております。また、既に消費税が8%に増税がなされ、来年にはこれが10%にさらに増税をされようとしている。そして、こうした小規模リフォーム工事等を引き受けるのは地域の小規模業者の皆さんであるわけであります。さらにですね、近年のアベノミクスによって景気が盛り返してきたと盛んに言われておりますが、実際は消費税増税後にGDPが最近は大きく落ち込んで、日本経済の6割を支える個人消費が減少しているのははっきりいたしております。賃金も一部上がったと言われておりますが、全体をトータルしますと減少傾向が止まっていないということであります。だからこそ、このリフォーム工事助成で、地域で循環をする、地域の人たちが喜び、また地域の業者が仕事をすることによって、その経済効果が地域内に循環をして経済の活性化につながると改めて申し上げたいと思います。改めて申し上げます。住宅リフォーム助成制度の効用であります。地域住民がリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成すること。そのことによって、地域住民の福祉の向上につながり、また介護の予防にもつながり、住宅の改善を容易にするということであります。2点目が、先ほど言いましたように、地域経済、生活を支えております地元業者が工事をする事によって、小規模事業者の振興が図られ、仕事確保で、仕事が見通しが立てば後継者が育っていく。残念ながら、今、こうした職人さんの後継者が育てられ

ない、先時の見通しが立たない、そういう状況にあるからであります。

そこで、資料をお渡ししましたが、氷川町という、大津町に比べて人口が半分以下の町ですね、既に平成24年度からリフォーム等促進事業補助金の導入がされております。平成24年度が103件の応募があって、補助額が1千586万円、それに対する工事費の総額は1億5千758万円で、町が補助した額のまさに9.9倍、993%の経済効果を上げているところであります。その後も3年間、現在も続行中ではありますが、工事費の20%を限度とし、限度額は20万円の補助制度となっております。そして、今年度から、先ほど同僚議員の質問にありましたが、住宅の解体、撤去処分、これはそこに住んでなくてもいいらしいですね。大津町に家を持っているけど熊本市内、あるいは東京に住んでいると。その家の持ち主がどこに住んでいても、大津町に家があって、明らかに住んでない。撤去の必要性が、解体の必要性があるところは、この住宅リフォーム等促進事業補助金で補助をするという事業が始まっているところであります。そういう意味で、とりわけ、多分来年から消費税10%、今の政府の進め方では強行するでしょう。しかし、そうなったら、まさに地域経済がさらに一気に冷え込む可能性が大であります。その対策としても有効であると思しますので、町長のこの住宅リフォーム助成の導入について、もう1点は森林認証補助の、なぜゼロだったのかについて、お答えを願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の住宅リフォーム助成関連等につきまして、もう何回となく議会の折りに中小企業への仕事確保を求める要望というような思いでされてきております。そういう中で、我々の町有林、あるいは民有林の活用の中で、認証木材活用を認定いただいた後、その認証材を使っただけであれば、その辺の補助関係で補助事業を計画しますというようなことで申ししてきましたけれども、平成24年度にその認証が取得できましたので、平成25年度から大津町森林認証材利用促進補助事業というのを立ち上げております。もう議員おっしゃるように、100万円の予算の中で全然使われてないというようなことにつきまして、我々のPR、あるいはリフォーム関連等についての地元に対する状況報告関連等が足らなかったというような反省をしておりますので、今後についてはそのようなリフォームについての活用についてしっかりと認証材の活用をお願いしたいなというふうに思っております。

もちろん、そのような中で住宅リフォーム助成は、町内の多くの中小企業が厳しい経営状況にある中で、特定の業種を対象とした助成金であり、さらには住宅リフォームを行う世帯は8割から9割の自己負担分を支払える、それなりの余裕のある世帯であると考えられますので、借地住まいであったり、低所得者で住宅の困窮している世帯のことを考慮すれば、事業の公平や所得配分の観点から見ても問題があると考えます。しかし、現在では町としては太陽光発電設置についての助成や高齢者及び障害者住宅改造助成、障害者の住宅改修給付事業、介護保険制度に基づく住宅改修費給付事業を実施しております。このような既存の制度を利用した住宅改修の仕事を地元の小規模の皆さんに施工していただくためには、任意組合組織をつくっていただければ、町も利用者に地元業者を紹介しやすくなると思しますので、地場産業の活性化のため、なにがしの組合の結成をお願いしたいなというふうに

思っております。

また、そういうことができれば、町の公共施設、町営住宅関連等の修理関係等がございますので、その辺の修理関連の住宅の修理の仕事をお願いできることもやれるんじゃないかなというふうに思います。また、大津町では森林認証材を利用した新築増改築を行う人に対して、大津町森林認証利用材促進事業補助金を予算設置しておりますが、2年目でありますがまだ利用がないようですので、基準を緩和する方向で取り組ませていただきたいと思いますと考えております。認証材利用促進、あるいはその他につきまして、担当部長より説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 県内におけるリフォーム制度の取り組み状況について説明させていただきます。

まず、地方公共団体における住宅リフォームに関する支援制度検索サイトによりますと、県内では11市町村から20市町と増えてきており、市が9、町が11の20市町でございます。主にバリアフリー化、環境対策、地域材利用促進、定住促進を目的としているものでございます。

次に、森林認証材利用促進補助事業につきましては、森林組合が平成24年3月にSGEC森林認証を受けることができましたので、その認証材の利用促進と地域経済の活性化を図るために認証材を8立米以上利用して町内業者により住宅を新築、増築、改築された方に、応募が多ければ抽選とはなりますが、10万円を助成する大津町森林認証材利用促進補助事業を平成25年度から予算措置しております。昨年度は農政課で本事業のPRとして広報紙や町ホームページ及び支援サイトへの掲載、ポスター掲示、建築士会熊本東支部の役員会や行政区嘱託員会議において事業の説明を行うなど行いましたが、実績としては申請件数がゼロでございました。

本年度も広報紙、町ホームページ等に掲載しまして、また行政区嘱託員会議でも事業の説明を行っておりまして、住民からの問い合わせが1件あっておりますが、現在の時点では申請がございません。

平成25年に大津町内で建築された木造占有住宅は181ありますが、町内の施工業者は5件は非常に少ない5件となっております。町長が申しましたように、認証材の利用が8立米ということにしておりますけれども、町長が申しましたように、その辺の基準を緩和することです、今後認証材の消費拡大に努めていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長のおっしゃることは、矛盾だらけでありますね。確かに低所得者には恩恵がないということは確かにそうありますが、個人の財産の形成、それだったら認証材だって個人の財産に行っちゃうわけじゃないですか。太陽光だってそうでしょう。個人の財産じゃないですか。全く理屈に合わないです。議会が採択をしたことを全く無視をしているとしか思われんのです。このまま、先ほど部長がおっしゃってましたように、18件のうちに地元の業者が5件ですか、もう本当、地元の業者が新築をするのは本当に私は最近は見ただけですけども、いわゆる住宅メーカーが設計をしていく。地元の住民にとってもですね、リフォームを頼みたいけど、町外から来たセールスマン、中には悪徳業者もいるわけですけど、地元で安心して頼める、いわゆる地域に密着した

小規模業者がいなくなってしまうと。そういう観点からもですね、必要だと思うわけです。

ちょっと時間がないので、またこれを町長が実施するまで、欠かすことなく続けてまいりたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。3番目は、町営住宅の入居者の立場から改善が必要ではないかという点でお尋ねをいたします。町営住宅の中で、エレベーター設置は急務であるということですが、これはあけぼの団地ですね、最高で5階建てであります、未だにエレベーターは設置がなされておられません。10年、20年、30年と団地に入居していると、誰しも年を取ります。もう70にもなって5階に住んでいるけど、毎日下りたり上ったり、本当にきついと。何とかエレベーターはできないだろうか、という意見がございまして質問をするところであります。この公営住宅にエレベーターの設置というのは、平成18年に交付されております高齢者障害者等の移動の円滑の促進に関する法律で、一定の範囲内で建築基準法の適用を緩和して、エレベーター設置などの改修がしやすい、そういう対策も採られております。また、政府ではエレベーター設置に伴う改善事業の補助を行い、個別改善の場合には整備費や家賃対策補助の助成も行われ、既に全国で1千カ所、この制度によってエレベーターの設置が行われているそうであります。また、町の町営住宅条例の第2条の4項で、良好な居住環境の確保がうたわれております。入居者にとって便利で快適なものとなるように整理しなければならない、このように条例で整備がなされているわけでありますが、5階まで毎日、今役場、我々も4階まで階段を上ったり下りたりしていますが、これが毎日の生活において強いられるとなったら、本当に辛いものではないでしょうか。そういう意味で、エレベーター設置を急ぐべきではないかと思うので、お尋ねをいたします。

それから、町営住宅についてももう1点、保証人の免除の明確化が必要であると考えているものであります。これも町の条例の第10条では、町内に居住し、かつ保証能力を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人2人立てなければならないとなっております。ただし書で、町長が認める場合は、この限りではないと書かれておりますが、全く抽象的な文言であります。そういう意味で、入居者の、まさに権利、入居をする権利が保障されていないと言わざるを得ないと思います。国のほうでも保証人なしで入居を認めるよう、こういう指導がなされているはずであります、保証人免除規定を具体的に、そして入居者の権利が保障されるようなことから改善が必要ではないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員のあけぼの団地のエレベーター設置についての答えをしたいと思います。現在、町営住宅でエレベーターを設置している団地は、上鶴団地と西鶴団地の二つの団地です。平成7年度に町営住宅設置基準が改正されて、エレベーターの設置が必須になりましたが、それ以前の住宅については義務ではありませんでしたので、5階建てのあけぼの団地についてはエレベーターが付いていない状況です。このあけぼの団地も建築から30年以上経過し、改修の必要があるということで、平成22年度より団地の皆さんとどこまで改修するか協議を行ってまいりました。一つがエレベーター設置も含めて全面改修を行う、二つ目が台所や風呂などの水回りと外壁及び屋根改修など

一部改修を行う、三つ目が外壁と屋根改修のみを行う三つのパターンでそれぞれの住宅使用料の改正額を含めて検討をいただいたところです。アンケート調査の結果では、エレベーター設置の要望は430戸中41戸の9.5%でしたので、全面改修でなく台所や風呂などの水回りと外壁及び屋根改修などの一部改修を行うことで協議が整っておりますので、現在調査設計を行っているところですので、平成27年度から改修に取り掛かりたいと考えております。しかし、現在あけぼの団地の4階や5階にお住まいの高齢の方や障害をお持ちの方につきましては、大変不便を掛けている点もあると思っておりますので、下の階が空いた場合の移転や他の平屋建ての団地のご案内なども含めて総合的に考えていきたいと思っております。

続きまして、保証人の免除の明確化が必要ではないかというご質問でございますけれども、町営住宅の入居の申し込みに対しては必要事項を説明した上で申込書や送付書類ともに入居が決定した場合、2名の連帯保証人を選んで請書を提出していただいております。これは原則、全員の方をお願いしておりますが、町営住宅条例第10条で、ただし、町長が認める場合はこの限りではないという条項も制定しております。現在、入居をされている方でただし書により連帯保証人を免除としたのは、生活保護受給者の方で身よりのないケースが1件と、どうしても身寄りがなく、1人の連帯保証人としたケースが2件の合計3件です。ただし書の明確化については、これまでいくつか相談があった複雑なケースを個別に区分することが困難であること、連帯保証人は住宅使用料徴収における重要な位置を占めるものであるため、運用については各々の事例を十分に審査し、非常に困難な場合のみ限られるものとしたいと考えております。連帯保証人を1人とするにつきましては、安定した使用料徴収の観点から現在二人お願いしておりますが、好ましいと考えております。検討させていただきたい今後については、十分他の町営住宅条例10条の条項もありますので、申し込みや送付書類等で検討しながら、他の自治体の現状も十分調査をしながら、今後考えていきたいと思っております。

内容等については、また部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 荒木議員のエレベーターの設置の件についてお答えをしたいと思います。

大津町の町営住宅は11団地ございますけれども、エレベーターを設置している団地は、先ほど町長が申しましたとおり、上鶴団地の18戸と西鶴団地の27戸となっております。これは、平成7年度に設置基準が改定になりまして、3階建て以上につきましてはエレベーター設置の義務化が行われたものでありまして、それ以降の住宅新築につきましては、必須となっているところでございます。大津町では、この2つの団地以外は、平成7年度以前に建てられた住宅ですのでエレベーターは付いておりませんが、あけぼの団地、鍛冶の上団地以外は平屋か2階建てですので、現在のところエレベーターを設置する必要性はない状況だと思っております。あけぼの団地につきましては、築後30年以上が経過をしておりますので、400戸以上を要しておりますので、エレベーターを設置して大規模改修するか、一部改修するかを入居者の皆様と十分協議を重ねてまいりました。今回1棟当たり1億3千万円を掛けて一部改修ということで予定をしておりますけれども、これにエレベーターを

設置しての改修になりますと費用もさらに5千万円程度かかるというふうに試算をしております。また家賃につきましても、この改修に伴いまして、低い入居者の場合の方でも4千円程度家賃が上がるものと推計をされております。そういうところを住民の方と十分協議をしたところで、最終的には一部改修を行うということで協議が整ったところでございます。あけぼの団地の入居者を公募する場合は、高齢者や障害をお持ちの方につきましても、平屋の住宅かエレベーターがあります上鶴団地、西鶴団地のほうの入居をご案内したいと思っております。また、現在あけぼの団地の4階、5階に70歳以上の高齢者がおられる世帯が5世帯ございますけれども、下の階が空いた場合、そういうご希望があれば転居、もしくはまたほかの平屋の住宅への案内も併せて行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） なぜエレベーターが必要かというのはわかっていることではございますが、4階、5階で今5世帯ということではございますが、だんだん年を取っていくわけですね。今は65歳でも、あと5年経てばもう70歳になってくるわけですね。じゃ、5階の人が1階に移ればいいじゃないか、これが簡単にかないから問題なんですね。エレベーターがあればまた移転も割と楽ですけど、転居するだけでも莫大な労力、費用がかかってしまうわけではあります。そういうわけで、この時代にエレベーター設置というのは必要不可欠のものだと考えます。私が長崎県の土木部の事例を調べましたら、階段室が3つある、あけぼの団地、そういうパターンがありますよね。階段室が3つあって、全部で20戸、5階まで、30戸ですね、階段室の両側に部屋がありますから、5階建ての30戸の場合、階段室にエレベーターを付けた場合は、24年度の費用ですよ、工事費と維持管理費で約5千万円弱、4千800万円です。これを各階に片廊下を付けた場合は7千600万円を超えるということで、費用的には階段室にエレベーターを付けるのが一番合理的であると。入居者が出入りしながら工事を進めることができるというのがメリットであるそうではあります。一番、エレベーターを希望しているけど家賃が上がると困る、それは確かにそうではあります、その対策も打たれているわけではあります。UR賃貸住宅では、低所得世帯には10年間、その上昇分を2分の1に抑制する、あるいは高齢者、母子家庭、子育て、障害者、生活保護世帯、こういったところについては家賃を据え置くと、そういった減免制度を設けることによって、エレベーター設置が進んだということではあります。そういう意味で、エレベーター設置はアンケートを採って、アンケートの多いところから合意が取れたところから、一応モデルケースをつくれれば、いったんできてしまえば、ほかのところでも希望者が増えるというのがこの長崎県の事例から伺われます。それから、保証人の免除について改めてお聞きしますが、政府のほうでも免除なしで入居を認める指導がなされているわけではあります。何とかして保証人を見つけようと一生懸命探したけどどうしても見つからないと、引き受けてがいないと。そういう人たちは、入居できないわけではあります。大津町は人権の町だと言われておりますが、衣食住、人間がやっぱり安心して住むところ、とりわけ所得の少ない方々、あるいは身よりのない方々、こういう方が努力をした結果、保証人が見つからない場合は、本来、免除規定として設けるべきではありませんか。さらには、生活保護はもう認めているそうではあります、ドメスティックバイオレン

スですか、こういった方々も保証人を付けたことによって居場所がわかってしまって、事件に巻き込まれたということもあります。こういう観点はですね、町長が認める場合という抽象的なことではなく、具体的に記載するべきであると思いますけど、これ人権問題だと思いますよ。町長が認めてやるという、これは文章でしょう。こんなことをいつまでも続けていいというわけにはいかないと思いますけど、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） エレベーターの設置関連等につきましてですけれども、1つ、1棟モデル的にやろうとしても、その1棟分の方々の移転先を探さなくちゃならない。担当のほうでエレベーターを付けるときには、外側につけて全部その1棟を全部つなぐという形のものを各階につくっていかなくちゃならないというような計画関係もありますので、相当そういうことについては今のところ、さっき担当が言ったような形で、高齢者についてはそのような対応をやっていきたいというふうに思っております。

保証人関係につきましては、担当のほうで関係書類を揃えたり、あるいはそういう関係の方については、今言ったようなところでお願いをするというか、そういうあけぼの団地でないところにも空きがあったときにはお願いをしておりますけれども、そういう保証人はやはり、なった人もやっぱり1人よりも2人がいいなというようなことも考えられておるようで、保証人に頼んだときには、もう1人お願いでけんだろかなというような人もおられるようでございますので、お互いそういうようなことを考える中で、どうしてもというような形になれば、住宅法第10条に基づいて、そういう形で担当のほうで検討をさせていただいておるというような状況でございますので、いろいろ具体的ないろんな項目をたくさん並べる規則をつくらなくちゃならないというふうに思いますので、その辺についてもやはり勉強させていただきますけれども、現状のところを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 先ほど述べましたが、エレベーター設置については、それは担当がもっと勉強せにゃいかんですよ。廊下をずっとつないでいけば、確かに入り口がふさがれるわけですよ、工事するときに。しかし、階段室を利用してエレベーターを付ければ、階段室の外側にエレベーターを付けるわけですから、安全対策さえ採っておれば、入居者が住み続けながらエレベーターを付けることができるんです。これは長崎の事例で、そんなのはちょっと調べればすぐにわかることであります。そして、建築技術が非常に進歩しておりまして、エレベーター設置は、もう本当にそんな難しい仕事ではないんですよ。なおかつ、階段室につくったほうが、20年間で比較して安上がりだとなっているわけでありまして。これからあけぼの団地をさらに使い続けるためにもですね、また入居者が高齢になっていくことを見越してからも、今のうちに計画的にエレベーターを付けるべきであると改めて申し上げておきたいと思います。

それから、保証人についてですけど、町内在住者2人というのは、本当に酷な人もいるわけですね。私もいろいろ相談を受けますので、その都度また、どうでもいかんときはもう町長室に行って町長が

認めろということで交渉せにゃいかんわけです、こんなこと言ったら。きりがいいですね。やっぱり客観的な規則をつくっていただきたいと思います。

このことを申し述べまして、質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時55分から再開いたします。

午後2時50分 休憩

△

午後2時56分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 改めまして、こんにちは。3番議員佐藤真二が通告に従いまして質問を行いたいと思います。

1問目ですが、今日の午前中の質問の中で、厳しくという注文が付いておりますので、なるべくかっかしないようにやりたいなとは思いますが、少し厳しめのところでお話をさせていただきたいと思います。

監査報告での指摘についてということです。6月の議会で、この平成25年度定期監査報告書（行政編）というのが配付されました。その中の定期監査での総括的事項には、驚くべきことが書かれておりました。私も読んでこれ何が起きているんだということで非常に驚いたわけなんですけれども、お手元がない方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと時間はかかりますが読み上げさせていただきたいと思います。

定期監査での総括的事項。コンプライアンスと内部統制について。コンプライアンスとは、直訳すると法令遵守ということだが、公務員はすべからず法令に則った適正な事務事業の執行が求められるものである。しかしながら、ここ数年間監査を行ってきた中で、年々少しずつ職員の事務処理の制度が低下してきているのではないかと感じる事例が増えてきている。多大な行政需要や住民要望に振り回され、地に足に着けた行政執行にかげりができてきているのではないかと大いに危惧する。合議など必要な決裁を得ていない（必要ということすら認識していない）ままだったり、当然確認すべきことを確認していないまま契約行為を行うなど、基本的な決裁規定や財務規則が理解されていない点が見受けられ、単純な人力的ミスでは片づけられない事例が確認された。また、決裁に疑問を感じながらも、所管部長が決済をしているからと、そのまま合議の確認を行って看過するなど、所管部署のチェックばかりか、その他のチェック機関も十分に機能していないという、職責上極めて問題な事象も見受けられた。何より十分な確認を行い決裁すべきはずのものへの責任感が途方もなく希薄な状態であり、そのことが事務処理や業務の進め方といった仕事のノウハウを後進の職員にきちんと継承されていない現状へとつながっているのではないだろうか。部制の導入以降、決裁権限の見直しが行われて、事務的な効率化を目指して決裁権を拡大するなどの改正が行われたものの、決裁権者としての責任感の確立までには至っていない実態が随所に見え隠れしているようである。このことが、単純なミスとは言い難い問題のある事務処理を頻発させている根底になっているものと思われる。こ

のままでは、未来ある若手職員の育成にも大きく影を落とすことにもなりかねないと、非常に、読んでいて空恐ろしいことが書かれているわけなんですけれども、その内容というのは、所管部署のチェック機能ばかりか、そのチェック機関が機能していないとか、何より十分な確認を行い決裁すべきはずのものの責任感が途方もなく希薄になっている、その他多くの項目を上げて町の事務事業の執行の不備を厳しく指摘している内容です。決裁というのは、そもそも意思決定そのものです。その意思決定が正しいプロセスを経て行われていないとすれば、決裁に基づき行われた事務や事業は正しいものだったのかと疑念を持たざるを得ないということになります。そして、今議会に提出報告されましたこちらの決算に関する意見書では、さらに指摘の厳しさが増しています。この部分は、当議会の初日に具体例を挙げての説明がありましたので読み上げはしませんが、監査委員の指摘に対して、もう済んだことだからと言ったと弁明があったとも書かれています。これは、P D C Aのサイクルで言いますと、P DはあるけれどもC Aがないがしろにされる行政の傲慢さを示す言葉でもあります。もう済んだことだからと言われましても、監査委員さんの監査についても、私たち議会による決算の認定の審査についても、済んだことを対象としているわけですから、済んだことだからと言われたとしたらですね、じゃ監査とか決算の認定とかいう作業というのは無意味なことなのかというふうに感じてしまうところでもあります。監査委員さんは、町村においては行政運営に関し優れた見識を有する、いわゆる有識者一人と議員一人を町長が議会の同意を得て選任することとなっています。当然、公平公正な立場で監査を行うわけですが、任命権者が町長ですから、心情的には、例えばこうした報告書を書くときに指摘事項などがあったとしても、やんわりとした体裁を採るとというのが心情的には行われることだと思います。しかし、今回はそれが違うんですね。ここまで厳しくストレートな表現を使われているということは、委員さんには相当に強い思いがあったということを感じなければいけないと思います。そして、執行部も議会もそれを受け止めなければならないというふうに感じるところであります。

もう一つ、6月の議会で配付を受けました平成26年5月例月出納検査の結果についてという文書があります。これにはですね、本検査とは別に行った随時検査の結果と併せて、今後決算審査までに内容を精査すべきものが確認されましたという記述があります。この監査は、地方自治法の第199条の5項に基づくものだと思いますが、こうした随時監査というのが頻繁に行われるものなのでしょうか。それとも重大な問題が発生したときに行われるものなのでしょうか。もし后者であれば、これまでどういうときに行われたのか、これもまた指摘されている問題性の重要性を図る意味で大切なことだと思いますのでお伺いしたいと思います。

まず1項目目の質問は、これらの厳しい指摘について、初日の報告の中で触れられたもののほか、具体的にはどのような事案があったのか。また、その重要性を確認する上で随時監査の実施状況と過去の実施事例についてお尋ねしたいと思います。

次に、これら監査委員さんの指摘をどのように受け止めておられるかという点です。また、その後、どのような改善策を採られたかという点です。改善策を採られたかと過去形で表現しておりますのは、報告書が提出されて少なくとも3カ月以上経っておりますので、既に改善策は採られているというふ

うに考えるからであります。監査委員さんは、地方自治法に基づき様々な検査、監査、審査を行います。また住民議会、地方自治体の長、それぞれの監査請求に応じることにもなっております。つまり監査委員は、地方自治法が大きく信頼し、また議会もその判断を尊重する重要な役割を果たしているということです。そしてその選任には、議会も同意という形で関与しておりますし、またそのうち一人は議会から選出される議員でもあります。その監査委員さんからの指摘ですから、当然、重く受け止めておられることとは推察いたしますが、見解をお伺いしたいと思います。

それから、改善策についてです。定期監査報告書では、決裁行為の過程の3段階での課題が指摘されています。まず、基本的な決裁規定や財務規則が理解されていないという基礎的な点、次に所管部署のチェックばかりか、その他のチェック機関が十分に機能していないという部分、それから決裁権者の責任感がとほうもなく希薄になっているという職責そのものの部分、この3段階です。これらの点について、原因をどのように分析し、改善策をどのように採られたのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 定期監査の指摘事項等についての佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。大変監査委員のほうから深く指摘事項をいただいております、その件につきまして十分反省しながら、今後の行政に取り組んでいるところでもあります。例えば平成25年度の定期監査報告においては、大変厳しい指摘がなされており、具体的にはどのような不備があったのかの質問でございますが、始めに定期監査の実施については、地方自治法第199条第1項並びに第4項により、毎年期日を定めて監査の実施が行われております。監査制度の重要性については、行政運営が構成かつ効率的に運営できているか、これらの事務の適性、適応性や能率性の確保を図る観点から行われていることにつきましては、十分認識しております。このため、監査委員からの指摘事項につきましては、真摯に受け止め、最小の経費で最大の効果を上げる事務処理の根本原則、地方自治法第2条の14項に基づき、事務改善を図るとともに、公正かつ効率的な行政運営に努めていかなければならないと考えております。指摘内容につきましては具体的にはどのような不備があったのかにつきましては、契約行為に伴う書類上の確認漏れやチェック機能面で財務整理上の支出項目での確認漏れなどによるもの、または農業災害復旧関連の経費で支出項目の取り扱いの上で、農業用施設災害復旧工事に該当するものを重機借上や原材料費で支出していたことが主なものであります。このことは、業務を担当する関係職員の意識や事業に伴う予算執行上の確認が不十分であったことが、その要因であります。

次に、この指摘をどのように受け止めているか、またその後どのような改善策を採ったかにつきましては、始めにこの指摘をどのように受け止めているかについては、自治法における監査制度に基づくものであり、監査員の指摘事項は重く受け止めており、今後職員の意識改革や執務上の改善のための対策を強化していかなければならないと考えております。

次に、その後どのような改善策を採ったかにつきましては、まず個別的な改善策や組織及び職員全体的な対処という面では、コンプライアンス行動指針を7月に制定し、併せて職員への執務対応についても周知を図っております。また、指摘事項に対しては、その都度関係部署から対応についての報

告等を受けておりますが、今後は業務での個別的な対応策や全体的な行政運営に伴う組織強化に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。そのような中で、現在の財務関係の決裁規定に特に問題はないと考えますが、地方分権に伴う事務事業の増加等や住民ニーズの多様化によるサービスの向上に対応していくためには、部制における各部署の監督者の決裁等におけるチェック機能についても十分検証を行い、見直しが必要なことについては実施していきたいと思っております。

また、指摘事項に伴う職務態度や全庁的な意識改革に向けては、各階層ごとの職員研修の実施など、具体的な対応をさらに進め、住民全体の奉仕者として公務員としての自覚を持ち、住民福祉の増進に向けて、最小の経費で最大の効果を上げるように努めていくとともに、財政規律の確保並びに組織向上を図ってまいりたいと考えております。

具体的な状況等については、総務部長より説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質問の中で、具体的にどのような不備があったのかという部分につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

先般での本会議の質疑でもございましたし、また各委員会のほうでも様々なご指摘をいただいているところで、ご承知のことであるかもしれませんが、平成24年の九州北部豪雨災害における農業用施設災害の復旧の現状におきまして、平成25年度災害復旧工事の決算関係では、工事請負費が7カ所の2千637万501円、繰越明許費で58カ所、1億3千122万7円の計65カ所の1億5千759万508円となっているところでございます。

また、補助金、負担金、交付金関係では、農地の個人災害復旧に対しましての補助で、合計1千862万8千円の支出が行われております。その復旧事業に伴います支出といたしまして、使用料及び賃借料で重機借上で1千1万1千78円、原材料関係では343万8千480円の、合計1千344万9千559円となっております。水路や農道、それから河川にある堰の頭首工の災害復旧を行っているところでございます。災害復旧工事関連の事業費の合計につきましては、1億8千966万8千67円となっているところでございます。

以上、ただいま申し上げました執行経費につきましては、水路や農道、立木の撤去等の災害復旧で、工事請負に該当するものを使用料及び賃借料の重機借上等で災害復旧を行った状況により、監査によるご指摘があったものでございます。

以上のような災害復旧に伴います経過でございまして、農地や農業用施設の被害に伴い、地域住民の所有者関係者からは、生活基盤としての農地など早期復旧の強い要請がっており、特に田植えをはじめ作物の植え付けなど営農に関するスケジュール等での厳しい状況もあり、国等の補助対象事業とならない町の単独災害としての対応では、農家が田植え前の早期復旧を望まれるなど、住民生活の早期安定のために重機による支援や重機借上及び原材料費等で復旧を行ったものでございます。

また、先ほど町長のほうから主な状況等がございましたけれども、もう1点のケースといたしましては、予算の充用と予備費の充用については、関係を置きまして予算編成時において予期しなかった予算外の支出が生じた場合や歳出予算計上額に不足が生じた場合に、長が判断して執行できる制度で

ありますが、実質的には補正の予算であり、慎重に判断し執行すべきものと考えております。予算の流用や予備費の充用に対する基本的な感覚につきましては、緊急性があり、なおかつ議会を招集する暇がないような場合などに限ったものが該当するのではないかと考えております。今回のケースの一つといたしましては、室小体育館の照明器具故障に伴う予備費充用につきまして、故障箇所は2カ所ですが、16カ所全部を取り替えた件ですが、担当課では故障箇所が2カ所、8カ所が点灯不良、同時期に設置しているために、他の機器も劣化している可能性が高く、全部を取り替えたものでございます。監査のご指摘といたしましては、故障箇所を修繕し、残りは次年度予算で行うのが予備費使用の意図であるのではないかとということで、町議会による予算審議の必要性をご指摘いただいたものでございます。この点につきましては、指摘事項をしっかりと受け止め、議会軽視にならないよう取り組んでまいりたいと考えております。

それから、先ほどの随時監査の内容は何かということでもございましたけれども、本年度は5月と7月に各1日に実施されておまして、監査内容につきましては財務処理関係についての監査が行われております。また、過去の随時監査の実施のケースといたしましては、護川土地改良区の経理の件がっております。

いずれにしても、指摘事項に対しましては真摯に受け止め、今後業務改善につきましては財務処理における業務改善策や組織及び職員全体的な対策という面で、町長のほうからも答弁ございましたように、コンプライアンス行動指針の遵守並びに管理監督者等のチェック機能強化とともに、執務改正、それから職員の意識改革に向けての研修の実施など、具体的な対応をさらに進め、現在研修等も行っておりますけれどもこのような形でやはり公正かつ効率的な行政に向けて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今、答弁をいただきました。具体的な事案についてはですね、農業復旧費の件と予備費の充用等についてお話があったところですけども、私としては、そこはもう決算の認定の審査の中で各委員会でお話をされていることだと思いますのでそこはいいんですけども、その前に町長が言われた中で、契約の確認漏れという言葉が出てきたんですね。ここが本質的なところになってくるのかなというところもちょっと思うところです。

それから、随時監査の件もお尋ねしました。以前の例は、護川土地改良区のことだということですが、これ2011年に起こりました着服なのか、横領なのか、言葉はわかりませんが、言ってしまうと不祥事というような話であったかと思えます。その事例というのは確かに明らかな不正な行為だったということになります。今回のものが不正かということ、確かにそこは不正だとまで言えるような話ではないんですけども、例えていうならば、10×1は10です、1×10は10ですというような考え方をすればですね、小さな不当な不正ではない、不当なことであっても、10重なれば、もうそれと同じような重みを持ってくると。それだけ思い意味のあった随時監査なんだというふうにはやはり理解しなければいけないのだろうなというふう思うところです。

また、監査委員さんの指摘をどう受け止めますかというところについては、重く受け止めますとい

うこと、それに伴って改善をしていきますというところの話があったんですけども、その重く受け止めますで対応していきますということについてですね、少し程度の問題として指摘して置きたいなと思うことがございまして、先ほどの決算審査の意見書ですが、3ページにこういうことが書いてあります。歳入歳出予算の執行及び収入支出事務の処理については、疑義の残る処理が見受けられ、町当局と見解を異にすることになったということが書かれているんですね。見解を異にする、よく見解の相違というやつだと思いますけれども、見解の相違が起きるということは、ルールが曖昧だということではないかと。曖昧な基準をできる限り排除すること、ルールを整えることが必要なのではないかと思います。見解の相違ということで申し上げますとですね、こういう話があります。これ山梨県の話ですけども、イベントの助成金を市が支出しましたと。ところが、その支出は不当であると監査委員さんが認定された。その結果、それは見解の相違だということで市のほうは突っぱねましたと。そうすると、監査委員さんたち3人おられるんですけども、監査委員を辞職されたというようなことが今ちょうど起こっております。見解の相違というところですね、それで話が片づくような気もしないでもないんですけども、いわゆるボタンを掛け違えれば、そういうことまで起こってしまうということで、見解の相違が発生しないような曖昧さの排除ということには十分気を付けていかなければならないと思います。

それからもう一つですね、本当に重く受け止められるのかということに関する疑念です。この質問にあたりまして、私は過去の定期監査の報告やこの決算審査の意見書などを過去5年分読ませていただきました。そうすると、同じ指摘が繰り返さされているんですね、同じ意見が繰り返述べられている。随時契約の対応、業務委託契約書の不備、それから決算審査の中では支払い事務、補助金申請関係の事務も同様に指摘を受けながら、3回ぐらい出てくるんです、同じ指摘がですね。それだけ指摘を受けているにもかかわらず、改善が行われてこなかった、怠っていたというような読み方ができるわけなんです。そうすると、もし重く受け止めてきちんと行動していたならば、定期監査報告の時点からこの意見書の時点まで3カ月以上の間があるわけですから、ここまで引きずることはなかったんじゃないのかなというふうに思うところでもあります。

仮に重く受け止めるという言葉はその言葉のとおり受け止めてするとしても、それに対してどういうアクションを起こしたかという行動で示される部分、ここがどういうことかということについてもお答えがありました。一つは、この大津町コンプライアンス行動指針というやつですね。これ、今、あちこちの自治体でも取り組まれている内容ですので、これ見つけまして読ませていただきました。ここで、この指針がうたっていることというのは、この問題、今問題になっていることの本質とは少し違う。どちらかというところ、不当要求とか、そういったものをどうやって排除するかとかですね、そういったこと。ひとつ、その法令遵守の徹底の中では、契約事務についてはどうのというようなことも書かれておりますけれども、このコンプライアンス行動指針、各自治体でコンプライアンス条例が定められておりますが、その中では、どちらかというところウエイトは不当要求の排除というようなものに置かれているところなんです。

さらに、今言いましたように、ほかの自治体では、これは条例として定められているところが非常

に多いと。それをこの行動指針という、内部規定といいますかですね、指針ですから規定にまでは至りませんが、そこにとどめてしまっているところに、既に重く受け止めるの重くの程度がちょっと違うのではないかなと、そういうふうに思うところでもあります。

それから、職員さんの意識改革とかいう話もありました。気になりましたのは契約規定とか財務規則とか、そういった規定類には不備はないというふうにも答弁されたかと思います。本当にそうかと思うわけですね。私、会社員時代に契約ということは随分やりました。中には、少し難しい内容があると、会計部門、法務部門と、かなりやり合わなきゃいけないんですけども、そういった部門というのは、徹底して壁、規則の壁を守って、絶対にもう譲ろうとしないという立場ですので、非常に苦労した覚えがあります。でもそれはやっぱり必要なことだと思うんですね。そうしたときに、その壁となる規定、規則といったものがどうなのかというのは、先ほどはこれには問題はないということでしたけれども、逆に言えば、問題が起きたのであれば規則規定を少し厳しくしてでも問題の解決のためにですね、当たるべきではないかという考え方もできるかと思います。例えばの話ですけども、節間流用というのがありますが、節間流用の中で、性質の異なる節への流用はできないというような事柄がありますが、これをきちんと規則の中にうたっている自治体もあります。大津町の場合は、それはありません。でも、これは会計上は、財務上は望ましいことではないというふうに言われていることなんですね。ですからそういった規則を少し縛って厳しくしていくということもやらなければいけないことなんではないのかなと思うところです。

今申しましたような執行の透明性を確保して、住民議会への説明責任を果たすという理念を実現するためにも、今言いましたようないくつかの規則の見直し、あるいはその決裁、委任規定等をもう少し狭めてでも、少しレベルを上げるというような対応というものが必要なのではないかと。あるいは、決裁にあたる方の認識不足、責任感の後退ということが言われておりますので、そういった意味では、決裁にあたって確認すべき事柄をきちんとガイドラインとしてまとめるとかですね、そうした規則による処理というものが必要なのではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回のご指摘の中で、それぞれの決裁、財務規則、それから決裁規定、それからそれぞれのそれに伴うガイドラインの設定とかいうようなお話が、ご質疑がございまして、現在財務規則につきまして、それぞれの法的根拠を踏まえた中で規定をさせていただきまして、現在の財務会計処理場の流れをつくっております。それぞれに財政、それから会計とそれぞれの中で今回伝票と、または財務処理の基本的な部分を踏まえてやっているところがございますけれども、今回その処理上の確認漏れ等が発生しておりますというようなことでございますし、またそれにつきましては、今後十分な、先ほどのコンプライアンス行動指針というような中でお話ございましたけれども、この中でも規定をさせていただきまして、さらに定期監査等での報告等もあっておりますし、その中でも指摘内容につきまして、職員全員に行動指針等を踏まえまして、その処理上の規定の取り扱いにつきましても改めて周知をさせていただいたところでございます。ただご指摘いただいております内容につきまし

ては、今後組織上のまた見直しあたりも今後踏まえましてやっぴいなきやなりませんので、そういう面でも、今後十分考えながら、それぞれの流れの中でチェックがきちんと働くように、またそれも財務処理上、適正な執行ができますように、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、先ほど申し上げましたけれども、現在それぞれの職員全体の階層ごとの研修を行わせていただいておりますけれども、併せて当然財務処理上のそういった面につきましても、共に研修も含めて考えていかなければならないということで考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 改善の方策に関してはですね、もうこれ以上は申しませんで、気持ちがあられるということでそこを信頼しておきたいと思っておりますけれども、できればガイドラインとか、チェックリストとかですね、そういう具体的なツールによって解決されるのがいいのではないかなと私個人は思うところであります。住民の目は非常に厳しいものです。住民監査請求というハードルもですね、今は大分低くなってきております。今回のこうした事例は、これまで表面には出てこなかったんですけども、こうした現状が理解されれば、住民監査請求というのがいつ行われても不思議ではありません。その結果、不当と認定がされればですね、グレーということであってもですね、もちろんその執行部にとっても不名誉ですし、議会にとっては何していたんだというそしりを免れないようなものでありますので、ぜひ今後はですね、厳正な執行と改善をお願いしたいところでございます。

最後に一つお尋ねしますと、今言われましたような改善が必要であると考えられる部分、こうしたことを今後認識していかなければいけないと言われた部分、町長、総務部長共におっしゃいましたけれども、こうしたことというのが職員の皆さんにきちんと認識として共有されているのか、もちろんその職員への研修とかで対応しますということをおっしゃいましたけれども、現時点でですね、職員はみんなこういう問題が起きているんだということを理解しておられるのかということだけお尋ねしたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今回の指摘事項については、十分職員のほうは自覚しながら、今後の業務推進につきましてはしっかりとやっていただくように指示しております。もちろん、担当課長関係の指導はもちろんですけれども、我々幹部についても、それなりの問題点、課題、やるべき業務での個別的な対応策関連等についてもしっかりと報告を受けながら決済を今後しっかりとやっていくように努めていきたいというふうに思いますし、今後については議員指摘のように、議会に迷惑かけないように、町民にはもちろんですけれども、執行部の姿勢をしっかりと対応していくためには、職員の縦横のつながりを十分取り入れながら、一人一人が責任持ってやっていける、そういうような職員になっていただくことの指導関連等も責任持ってやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今回、監査委員さんから厳しい指摘があったということで、ただこんな厳しいことをあえて直言していただける監査委員さんを持ち得たということは、非常に町にとっても私たちににとっても幸せなことだと思いますので、ぜひ監査委員さんのほうには感謝の気持ちを示して、この

質問を終わりたいと思います。

次、2問目に移ります。2問目は、子ども・子育て事業計画策定の経過についてということで、子ども・子育て会議が進行しております。この中で、施設型給付と地域型給付の特性の違いと選択の基準をどのように考えるかという質問でございます。時間の関係がございますので、どこまで議論できるかわかりませんが、少なくとも問題提起となるような質問にさせていただきたいと思います。子ども・子育て会議はですね、町長の諮問により新制度への対応、事業計画を検討している最中でありまして、この場でその議論の内容に踏み込むことはふさわしくないと思います。その部分についてのお尋ねではなくて、議論の枠組みとなっている新制度、制度が提起している様々なサービスの利用形態、中でも保育サービス給付に掛かる施設型給付と地域型保育給付についての考え方をお伺いしたいと思っております。あくまでも大津町がどうかという話ではなくて、制度を踏まえたモデルとして考えてみます。このモデルを議論することが大津町の個別の事情を整理する中で役立つものと思われるからでもあります。保育所という言葉を使いますが、これは保育所型の認定子ども園も含んでいるということで聞いていただければと思います。

では、そのモデルを示します。保育サービスの供給量の拡大が必要な状況下で、各施設に定員や適正規模があるとすれば、必然的に施設数を増やして供給量を拡大していかなければなりません。また、将来児童数の減少等に伴い、サービスの供給量を抑制していくという場面では、施設を減少させるか、定員を割った状態で施設を運営していくか、維持していくかという手法が考えられます。そうすると考えなければならないことは、当面の保育サービス事業の増加に対応しつつ、将来の減少にも対応できるような手法によるサービスの供給というものが求められるということです。

ここでいくつか条件が出てきます。まず一つは、施設を運営する事業者の法人格です。現在は保育所を運営できる主体は緩和されて拡大していますが、社会福祉法人が大半を占めております。問題は、その多くの社会福祉法人が保育所を運営しているという場合に、そこから撤退することができないということです。つまり、一部ほかの事業にシフトすることが可能な社会福祉法人もあるんでしょうけれども、多くの社会福祉法人にはそれができない、精算ルールがないからということになります。事業を半永久的という大げさですけども、ずっと継続していかなければならないという状況下にあるということですね。全国的にも児童減少が進んでいる自治体では、この問題が膨らんでおり、入所児童の奪い合いが起こっているというふうな地域もあるというふうに聞いております。

次の条件は、保育サービスを必要とする児童が減少し、供給量を割り始める時期がわからないということです。5年後なのか、10年後なのか、2、30年後なのか。これを条件の一つとして設定しても、子ども・子育て事業計画は5年間のスパンで考えますので、どうやってその一番最初の段階でこの長期のスパンというものを限定するかという考え方、入れ込んでいくかということですね、を考える必要があるという状況です。

もう一つの条件は、新制度の下では、新規参入の事業者を政策的に選定することができないということです。今回、議案として審議されています基準条例に基づきまして、市町村の事業計画に適合するものであるにも関わらず認可に確認がなされなかった場合、これは不法行為ということになります

ので、公募や選定による新規参入のコントロールできないという中においては、事業計画においてどのように事業類型と定員組み立てるか、これ以外に縛りを掛ける方法はないということになります。

この3つの条件を付けて問題を整理しますと、問題は当面の保育サービス事業の増加に対応しつつ、将来の減少にも対応できる手法によるサービス供給をどうやってどうやって実現するか。実現にあたっての条件は、社会福祉法人は保育サービス提供事業から撤退できない。将来の減少による供給過剰のタイミングは想定によるものとする。3、事業者の事業累計と定員は、子ども・子育て事業計画で定めなければならないと、この3つの条件の下です。この問題にもし大ざっぱに回答で対応しようとしても、大きなしっぺ返しを食らうことになります。例えば、社会福祉法人による保育所の新設、仮に定員が120人という答え方をすれば、将来の供給過剰のタイミングを早めることになると、児童の奪い合いを引き起こすことになるということになります。仮に社会福祉法人が運営しない、つまり撤退可能な保育所があったとしても、そこがニーズの減少を吸収できるかどうか分からないということになります。それに対して、打てる手段は、また繰り返しになりますが、子ども・子育て事業会議において、施設の類型と定員をどう計画するかということしかないわけです。そうした場合に、この施設の類型による供給量というものをどう設定するかという判断が必要なんですけれども、その場合、それぞれの類型別の施設が、この課題に対してどういう役割を担い得るかという評価というものが必要になってきます。この評価について、お尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の施設型給付と地域型給付、特性の違いと選択の基準をどのように考えるかというような質問と将来児童減少リスクにどう対応するかということについてお答えしたいと思います。大津町では現在、施設型であります幼稚園、保育園、地域型であります家庭保育室が設置され、事業者の皆さんの運営方針等によりまして、各園ごとに特徴ある教育保育がなされておりまして、子ども子育ての支援事業計画につきましては、今、子ども子育て会議に検討をお願いし、慎重審議がなされているところでございますので、その結果を待つということになりますが、現在の状況で私が思っていることについて述べさせていただきます。特性の違いについては担当部長より説明させますので、選択の基準についてお答えします。選択の基準という点では、国では特性の違いも踏まえ、待機児童対策の一つとして、地域型保育給付の創設がなされていることから、小規模保育等についても選択肢の一つであると認識をしております。しかし、各保育園の状況が定員超過であり、小規模保育等を卒園した後、連携保育、受入先の確保に課題があります。子ども・子育て会議の検討を待たねばなりません。既存の保育園及び平成27年度4月会所予定の風の子保育園では、3歳になったときの小規模保育等からの受入は大変厳しい状況にあります。施設型給付の保育所と地域型保育所給付の小規模保育等はお互いに連携しなければなりません。

このような状況を総合的に判断しますと、新規の保育所をもう一つ民間サイドでつくっていただこうと思っております。また、小規模保育につきましては、大津町は既に家庭的保育室を県下に先駆けてスタートしております。そのノウハウ、経験を生かしていただき、その中から新制度において認可申請していただけたらと思っております。

次に、将来の児童減少リスクにどう対応するかということでございますが、当然児童減少にならないように、町ぐるみで努力を続けなければならないと強く思っておりますが、政策方針で述べておりますように、地域の再生や命を守る、子育て教育の推進を重点施策としておりますので、その3本の一つである子育て支援については、子ども・子育て会議を中心に、将来に向けての子供・子育て支援事業計画を策定していただきたいと思っておりますが、その前提にして、仮に今後10年先、20年先、児童数が減少してきた場合は、町立保育園・幼稚園で調整を行っていきたいと考えているところであります。

後の説明につきましては、教育部長のほうより説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 佐藤議員の施設型給付と地域型給付の特性の違いをどのように考えるかについてお答えいたします。

法令等の違いについては、今回の議会提案の議案第49号、50号関連で提案説明し、慎重審議いただき、ありがとうございました。施設型給付の認定子ども園、幼稚園、保育所、それから地域型保育給付の小規模保育事業、家庭的保育事業等の特性の違いでございますが、今回の新制度のポイントとして、幼稚園、保育所に加え、教育と保育を一体的に行う施設として認定子ども園の普及を図ること、また新たに少人数の子どもを保育する事業、地域型保育を創設し、待機児童の多い都市部、子どもが減っている地域の双方の身近な保育の場を確保することと捉えています。特に国は認定子ども園については、今まで複雑な仕組みであった幼保連携型認定子ども園について、認可指導監督、財政支援を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、既存の幼稚園や保育園からの移行については義務づけず、政策的に促進するとされています。二つ目のポイントとして、施設型給付、原則20人以上より少人数の単位で0から2歳の子どもを預かる事業として、地域型保育給付を創設した点であります。待機児童が多く、保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保するとされています。利用定員6人以上19人以下の小規模保育、利用定員5人以下の家庭的保育、子どもの居宅で保育する居宅訪問型保育、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する事業所内保育の4つを対象とし、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、少人数の単位で集団的な対応よりも個別対応に配慮できる保育事業であると捉えています。具体的には、様々な事業形体から、新制度へ移行できるよう保育所分園に近いA型、家庭的保育、グループ型小規模保育に近いC型、その中間的なB型の3つのタイプが設定されています。小規模保育事業においては、小規模であることや原則として3歳未満を受入の対象としているという事業の性格を踏まえ、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設定しなければならないことが課題であると思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） ご説明のほうは、今、伺ったとおりですけれども、質問の中ではですね、当面の保育サービス事業の増加に対応しつつ、将来の減少にも対応できる手法によるサービス供給という命題に関してどういう特性を持っていると考えられますかということをお尋ねしたつもりだったので

すけれども、ちょっとうまく伝わらなかったかなというふうに、ちょっと私も反省しているところです。今のお話は、今お考えは伺いましたので、時間の関係もございますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

複式学級への対策についてです。複式学級、将来の児童減少リスクにどう対応するかということ、複式学級の解消、今後複式化する恐れのある学校についてどのような対応を検討しているかということで、3つ、複式学級を解消すべきと考えるか、解消すべきとすればどのような対策が考えられるか、解消が見込めないとすれば、よりよい教育環境をどう確保するかということで、残り時間のことを考えながら回答をお願いしたいところなんですけれども、先ほどの質問の中にも出ましたけれども、大津町では地域による人口の偏在が進んでおります。その結果として、北小学校、東小学校のほうでは、児童数の減少が進んでいるというふうに聞いております。その中で、今現在、大津東小学校では複式学級が一つありまして、来年は2つになるんじゃないかというふうに心配しているという声が聞かれるところです。また、北小学校においては、現状ではその心配はないものの、少数の世帯の転出等があれば、それでどうなるかわからないというふうに言われてもおります。今、心配という言葉を使いましたが、これは住民や教員、保護者が複式学級についてマイナスのイメージを持っておられるということを意味しているところでもあります。

そこで、まず教育長にお尋ねしたのは、複式学級というのは本来望ましくないものなのか。当然、教育は多面的な取り組みでして、様々な環境の環境を受けるものですから、よいとか悪いとか、そういったことにお尋ねすることはちょっと不遜だと思います。ただ、教育長の思いとしての部分でも結構ですので、複式学級を解消したほうが良いというふうにお考えなのかどうかと、そこをお答えいただければと思います。

2点目としてはですね、その思いというのがどちらのお答えになるのかわかりませんが、先ほど申しましたように、少なくとも地域と学校と保護者と複式学級を望んでいないよだという前提に立ってですね、そのニーズに応えるために、解消に取り組むとした場合、どんな方策が考えられるかということです。先ほどの話の中でも、なかなか空き家の活用とかですね、うまく進まないという状況でしたので、そういった話もあるかと思えますけれども、何か方策はないものだろうかという事があるかもしれません。もしあればお答えをいただければと思います。

最後に、もしよいよそこに関しては今のところ打つ手がないんだということであればですね、その代わりに複式学級の教育環境をどうやって改善していくことができるのかということになります。いろんな考え方があるかと思えますけれども、そこをお尋ねしたいと思えます。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の複式学級対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在の津町での複式学級の現状は、ご指摘のありましたとおり、大津東小学校の4年生が5人、5年生が7人ということで、この4年、5年で複式学級を編成をしております。来年度大津東小学校は2、3年生及び5年、6年生が複式学級となります。このような複式学級は平成31年度まで続く予定でございます、6年後には全学年とも単式の学級に戻ると、そういう予定でございます。

また、大津北小学校におきましては、児童数がわずかながら減少していますが、平成32年度までは複式学級を編成するまでは至っておりません。

続きまして、否定的な面、いろいろ聞こえているようなお話でございましたけれども、私自身はですね、私自身も現役時代、いくつかの複式を抱えた学校に指導してまいりましたが、その様子は、大変子どもたちはですね、一生懸命勉強しておりましたし、先生方もですね、それに対応した指導をされておりまして、私自身は複式学級は悪いとか、マイナスのイメージはありません。具体的に考えてみますと、複式学級のよさとしてはですね、例えば自主性、あるいは集中力を育てるということは非常に私は有効であると思っております。ご案内のとおり、2学年がやりますので、直接の担任は、例えば3年生を半分、直接指導します。その間は4年生は間接指導といって、自分たちで課題が出た分をやるわけでございます、お互いに教え合ったりしてですね、非常にやっぱり自主性とかいろいろ付きます。また、3年生は4年生の当然内容が自然と耳に入ってきますので、来年度は僕たち、私たちはあんな勉強をするんだよねというのが、言うなら事前にわかるとありますが、そういう効果もあるかと思っておりますし、逆に4年生は3年生の直接指導の先生の声聞いて、ああ、私はあそこはちょっとまだわかってなかった、今日聞いてよかったとか、そんな場面も出てくることが予想されます。それから、学び型が身に付き、自主学習の態度が、今言いましたように育つという面、非常にいいと思います。また、担任にとりましても児童数が少のうございまして、個に応じたきめ細やかな指導ができる、個別指導とか補修指導も逆に言えばやりやすいと。40人学級よりも、当然ですね、そういうことも考えられるかと思っております。さらに、学習ルールが身に付き、互いに学び合い教え合う態度、こういうものが育つと。それから、教材教具の面からしましてもですね、個数が少ないですから、個別に準備するのにもなるべく時間がかからないということですね、いい面もたくさんあります。もちろん、いろんな固定化とかですね、競い合う場がないとか、あるいはグループ学習するときちょっと小さすぎるとか、いろんな不利な面もありますけれども、そういうのを勘案してもですね、私自身は、今までの経験から言うと非常のきめ細かな個別対応あたりでですね、大変効果が出ておる。現実に、大津東小学校の複式学級はですね、様々な学力テストの結果を見ましても、他の学級に劣っているようなことは全くございません。きちっとした、担任が一生懸命指導しておりますので、非常にいいなというような状況が続いております。

次に、解消するための対策ということでございますけれども、私自身は、今申し上げたようにそう解消というような立場ではないんですけれども、具体的な対策というふうに考えた場合ですね、例えば大きく言えば住宅施策とか産業振興施策、子育て支援対策等、この大きなことを推進することによりまして、人口減少をくい止めるということが考えられます。また、直接的にはですね、複式解消加配の教員とか、あるいは教務主任などのように増置教員ですね、定員よりオーバーした教員を配置してもらってやるようなことも考えられますけれども、ただ加配教員等につきましては、都道府県の教育委員会の判断でございまして、学校がこういう加配をくださいとお願いいたしましても、すぐくれるというわけではございません。現実に大津東の場合は、増置教員もおりませんので、6年生担任が教務主任を併任してやっていると、そんな状況でございます。

次に、解消が見込めないとすれば、どんな対策があるかということですが、本町の場合はですね、ご案内のとおり、教員免許状を持つ学習支援指導員を小学校には、算数指導を中心に10人配置しております。当然、大津東小にも学習支援指導員を配置しております。ですから、この4年、5年の複式学級の場合には、担任が一方の学年を直接指導する場合には学習指導支援員が入ってですね、残った学年を回って個別指導を行うということで、それなりに対応できているということで、そのあたりが一つの対応策かなと思っておりますが、今後とも交流事業とか、共同事業をいろいろやりながらですね、子どもたちの社会性とかいうものを拡大していくようにですね、該当小学校ともいろいろ話し合いながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） ありがとうございます。私自身も複式学級がいいのか、悪いのかというようなことを判断するつもりは全くございませんで、ただその地域としてですね、地域、保護者、学校がそういった複式学級解消のニーズを持っているということを踏まえて考えるべきことがあるんじゃないかという意味で、この質問をつくらせていただいたところです。最後のほうちょっと触れられましたけれども、全国の都道府県単位に複式学級に対する加配というのをを行う制度があるかどうかという調査があります。平成24年度では、全国の約半分の都道府県にその制度があるということです。それを市町村の独自の施策でやっているところというのが、いくつかちょっと拾ってみましたけれども、太子町とかですね、浪江村とか桐生市とかですね、そういったところが名前がとんとんと上がってきました。つまり、市町村独自でも実施することができる。名前は複式学級指導非常勤講師という名前で設置されているところがあるようです。今の教育長のお話ですと、無理に解消する必要はないというお考えなのかもしれませんが、地域のニーズ、学校のニーズ、保護者のニーズ等を確認していただいて、もしそういった要望があるのであれば、こうした非常勤講師を、今、一つの複式学級に1人が入っている状態を、やっぱり2つのクラスにきちん分けることができるようなやり方というもの、特に何年かと限られているかのようにございますので、そうであればそういった施策も可能なのではないかなというところで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時57分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成26年第5回大津町議会定例会会議録

平成26年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成26年9月19日(金曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	13番 永田 和彦
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲 会計管理者 上田 ゆかり 副町長 徳永 保則 兼 会計課長 総務部長 岩尾 昭徳 総務部 務政策課長 羽熊 幸治 住民福祉部長 田中 令児 兼 財政係長 経済部長 大塚 義郎 総務課 務行政係長 白石 浩範 土木部長 大塚 敏弘 兼 工業用水道課長 教育長 齊藤 公拓 併任 総務部次長兼 杉水 辰則 兼 農業委員会事務局長 兼 総務課長 兼 坂田 勝徳 総務部総務課長 徳永 太

議 事 日 程 (第 3 号) 平成 2 6 年 9 月 1 9 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

なお、永田和彦君より欠席の届けがっておりますの報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

源川貞夫君。

○10番 (源川貞夫君) 皆さん、おはようございます。通告順番にしたがいまして、10番議員、源川貞夫が一般質問を行います。

今回の質問は、二問であります。一問目は、大津町運動公園、スポーツの森の近くに J R の新駅をということについて質問いたします。二問目は、消防団員確保の為、町としてどういう対策をされているのかということについて質問したいと思います。

一問目の新駅構想は、今までに何回か話が出ては消えておりました。我が大津町の東部方面は、大津町運動公園、それから中核工業団地、吹田団地、特に引水東区方面には、アパートや新築住宅が増え、人口も増え続けております。中九州クボタなど、新しい店舗等も次々と出店しており、今後も国道 5 7 号線沿いを中心として大津町は東へ東へと延びていくものと思われま。

ちなみに、平成 1 9 年から平成 2 6 年 3 月までですね、ここの 7 年間の推移ですけれども、人口の推移ですけれども、吹田団地は横ばいでございます。少し高齢化も進みまして、17.2 から 23.5 という形でちょっと高齢化が進んでおります。ということは、特に今後年配の方が、高齢者の方が増えてくるということで、近くに駅をつくってほしいという要望もあるようでございます。それから、引水東区、これは 7 年間で 3 8 4 名人口が増えております。それから、引水区、これも 1 5 0 名近く増えております。それから、引水東区、ここには 1 4 歳以下の人口が 4 2 2 名、現在おられます。2 0 0 名近く増えているという計算になります。

大津町の運動公園内またはその周辺でもいいですけども、武道館やテニスコートの新設、それから 2、3 年前にも話がありましたけども、藤崎台県営野球場の移設に対して、その誘致活動をしてはどうかという話も出ております。J R の無人駅でもいいからぜひつくってほしいという要望が出ているのは、町長もご存じだと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

特に、費用の面ですけれども、無人駅を設置する場合の費用はどのくらいかかるのか。ホームをどう

いう形にするのか。それから、敷地の広さ、待合室をつくるかどうかなど、設置状況により費用もかわってくると思いますが、この費用は全額町負担と聞いております。しかし、何かJRや国や県からの補助金等はないものでしょうか。

スポーツの森への県内外からJRや空港を利用してくる来訪者、また大津高校生や翔陽高校生のスポーツの森の利用等が多いようでございますけども、駅があればもっと利用者も多く、便利になるというふうに思われます。特に、高校に熊本市内等から来られている生徒さんが休日等、学校が休みのときなんかは直接スポーツの森に行かれるという利便さも出てくると思います。今後、大津町の東部のほうへ定住者が増加し、発展していくためにも駅が必要と思われませんが、町長の考えをお聞きしたいと思います。新駅の構想も含めたところで、運動公園周辺、それから東側への町長の構想をお聞きしたいと思います。

また、運動公園周辺に何か誘致を考えておられるのか。それもお聞きしたいと思います。話が今幾つかあっているのか。それとも全然ないのか。そこもちょっと聞きたいと思います。

それから、無人駅を設置したあとの運営ですけども、全国で幾つか調べてみましたら、NPO法人、地域活性化組織、それから高齢者の人材センターとか、いろんな民間が運営をしている駅もあるようでございます。昨日の町長の答弁で、次期大津町振興総合計画を今策定中と言われましたが、ぜひその中にも取り入れてほしいというふうに思います。

また、この無人駅は、ビジネスの活動、文化交流活動、福祉活動などの場として無人駅の活用も考えられるのではないのでしょうか。幾つか成功した例が島根県、それから長野、広島、山口等でありませけれども、そのコストが問題でございますけども、その駅の乗客数によっても変わりますけども、1年で月平均で6万から7万、1年で平均70万円から80万円という調査もあるようでございます。

また、新駅をつくる場合の無人駅でない場合はですね、2、3千万円は最低いるというようなことでございますけども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

一問目を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。まず、源川議員の運動公園周辺の東部の開発についての質問の中で、ぜひ新駅をつくって、それを拠点として、その周辺の開発をどう考えておるかというようなご質問でございますけども、議員ご承知のとおりだと思いますけども、運動公園の開発行為、平成7年ごろ計画しながら国体の年、平成11年に運動公園がオープンをしております。その中に、都市計画の開発行為の中に一応無人駅というようなことで運動公園のあの中央の道路の北側、現在、駐車場を仮の駐車場というような形でさせていただいておりますけども、そういうような中で駅をつくと、開発行為の中でうたって許可もらっておりますので、その中で何回か無人駅関連等についてJRあるいは我々の補助事業ができるかという、いろんなことを模索してまいったわけでございますけども、これまでの経費、関連等については、また担当部長のほうから説明をさせますけども、議員がおっしゃるように、スポーツの森の利便性の向上というようなことで、現在においては、議員が今おっしゃっておったような森居島をはじめとする東部地区においては、民間による開発が進

められてそれなりの住宅がどんどんと開発されております。もちろん、新駅ができればきっとまだまだその地域は発展していく、そういうような条件のところでもあります。もちろん、議員おっしゃるように、藤崎台球場の移転問題もあっております。いろんな形でそういう移転関連についても東側のほうにというようなことをございましたけども、現在は、新クボタ関係の大きな大型の農業施設ができておりますので、新たに球場をつくるというのは、現在のところなかなか難しいし、また、その運動公園の開発行為以外のところを一带として開発する場合は、開発行為のソフト面の事業というようなことで、何十億かかかるというふうに考えられておりますので、なかなかそこまでは現在のところやっつけられないというような状況でございます。

しかし、議員おっしゃるように、新駅をつくる。あるいは、例えば、今議員おっしゃるように、人工芝の問題やテニスコートの問題、いろんな課題事項を抱えております。その課題事項をどうするかというようなことについては、議員おっしゃるように、総合計画の中の社交金事業で計画して計画してやっつけなければなというようなことを考えておりますと、その運動公園の施設整備がしっかりとできれば大津町における、今、経済あるいはスポーツ観光というようなことで大変運動公園の役割がまだ増してくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後については、そのような形の南部地区の社会資本整備交付金事業関係の中で検討ができればなという思いをしておりますので、今後については、今計画中でありますので、素案をつくり、住民の皆さんや議会の皆さんに説明をしながら、その計画ができればなというふうに思っておりますので、運動公園関連等のこれまでの経費、関連等につきまして担当のほうから説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 源川議員さんの一般質問の詳細についてお答え申し上げます。

運動公園のそばに駅をとということでございまして、平成16年度に1回、都市計画サイドのほうで調査を行ったところでございます。その時点でですね、運動公園想定利用者をそのときは15万5千人と、平成25年度現在の実績については17万人でございますけども、そうすると大津町の想定人口がその平成16年度時点では3万2千300人と、現在。平成25年度末で3万3千453人ということでございますので、その辺も鑑みながら調査をして、そのときの駅関連のハードの整備が約4億4千500万円ということになります。用地関係、土木、建築等々と工事、付帯工事、管理費と公共トイレという形で駅自体が3億7千700万円、駅前広場も整備しなければなりませんので、それもあわせて6千500万円ということですね、約大体4億4千万円程度の事業費がかかると。また、維持管理につきましては、想定しましてですね、約1千万円かかるということになります。これはあくまでも無人駅を設置した場合のところでございます。先ほど補助事業ということでは言われましたけども、駅施設につきましては、公の施設ではございませんもんですから、基本としてはここは単独事業という形になりますので、あとトイレとか、駅前広場等々につきましては補助事業になるかと思っておりますのでございます。多額の事業費がかかるということでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 今相当お金がかかる話でございましたけども、先ほどちょっと私も調べたつ金額等入れましたけども、もうまず無人駅で駅舎も建てないで、もう何しろ乗り降りできればいいというふうなつでもいいからという話がよくあるんですよ。全国にはいろんな無人駅になって、その無人駅を活用されている例が幾つかあるといたしましたけども、例えばの話ですけど、富良野なんかはもうほんな季節的にですね、利用すると。本当こう乗り降りすればいいような感じでして、その時期が過ぎればもう撤去でもされるような感じの、これは一番簡単な駅なんですけども、そういう形ででも1千万円かからないような、300万円から5千600万円、まあ1千万円ぐらいででくるという話も聞きましたけども、そういう駅、無人の駅、それでも段々にあると思いますけど、そういう形でなにしろ駅ができさえすればそれから利用客が段々増えてくればですね、いろんな人に駅の認知してただけで、利用者が多くなれば、またその後、増築したり、駐車場とか、駅前の整備とか、そういう話でいけるんじゃないかと。一番からもう何億円という話が出るとなかなかいつまでたってもできんのではないかなというような話もありますけども、先ほども言いましたように、大津東、特に大津小学校校区は生徒数もどんどんまた新しいアパート等もできて増えておりますけども、もうちょっと東のほうまで住宅地が増え、アパートが増え、店舗等が増えていけばですね、昨日来言われてる大津東小学校とか、そういうところも児童数が増えて、複式が良い悪いは別としてですね、児童数も増えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、何か良い策はないでしょうか。一応町長のほうにもう一度お願いします。

それとさっき言われました、体育施設の充実ですね、もちろん人工芝をはじめ、先ほど言いました武道館もどこにかという話、古くなったからという話も出てますし、それと、テニスコートも利用者が多くて、できればいろんな大会ができるようなテニスコートをという要望等もありますので、その点も踏まえまして答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の新駅をどうしてもつくりたいと、気持ちは十分わかりますけども、ただ無人駅、あるいは屋根つき何もなしでもJRの工事となると相当金がかかりますので、それなりの覚悟をしていかななくちゃならない。そしてまた、議員おっしゃるように、担当部長も申しましたように、駅は単独、JRは出しませんので、しかし、その待合室とか、駅広関連等については、町のほうで対応できれば40%の補助が社交金でできていけるかなというような思いもしております。もちろんやっぱり交通利便と、それから議員も言われるように、運動公園の利活用をしっかりと考えれば、やはり駅は必要ではないかなという思いはあります。もちろんその辺の開発行為関連等はもう要りませんので、そのソフト事業費を考えればそちらのほうにまわしてもいいかなというような思いをしております。そういうような中で、ある議員からもいろいろと課題事項仰せつかっております、人工芝、球場のほうを考えよったわけですけども、もう担当のほうではですね、多目広場がもうだいぶん傷んでおるといふことと、その辺の芝の張替えも近いうちやっていかななくちゃいけないというようなことを言っておりますので、そういうそれぞれの課題事項をできる順番とか、あるいはそういう形を

考えながら、あるいは将来性を見込んで、これはやはり今のうちにつくった方がいいんじゃないかなというように考える中におきましても社交金事業の計画の案の中に取り入れていければなどというふうに思いますので、そういう中で、議会や住民の皆さんの意見を聞きながら、今後前向きにできるように努めていければなどというふうに思っております。そうなれば、計画を入れれば、あと5、6年でひょっとすれば駅ができ、あの周辺がすばらしい地域になるんじゃないかなと。もちろん、瀬田駅もございますので、歩いて近いんじゃないかなというように話もありますけども、瀬田駅周辺関係についても、大津町の都市計画の周辺でございますので、これについても民間でいろんな形の中で開発を考えておられるようございますので、できればそういうJRと57の4車線、そういうような交通の利便な地域になってきておりますので、住宅地や企業誘致関連等についてもいい場所であるというのは十分自覚をしておりますので、今後については、社交金関連等について検討をさせていただければなどというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） よく言われるのが、住民パワーじゃないですけども、何かこう住民が駅をつくってくれというようなことを言わんとできんのかなというように話までされる方もおられますけども、今言われましたように、どっちが先かといいますか、駅を先につくって人口とか、来訪者を増やすのと、民間が今アパート関係、それからいろんなのが不動産関係もですね、あちらのほうに相当話がきております。民間のほうで開発がどんどん、どんどんと言いますか、東のほうにできて、それから駅をつくるのか。どっちが先かという話もありますけども、一応、5年先、遅くとも7、8年先ぐらいには駅ができるように願って一問目の質問を終わりたいと思います。

二問目はですね、いろんな今災害が起きたりしております。消防団員の減少ということに対して、町はどういう対応をされているかということについてお伺いしたいと思います。

消防団員は、非常勤の特別職地方公務員であり、日頃は本業をもちながらそれぞれの地域の消防団に所属し、日常の訓練を通して消防技術を修練し、町民の生命、身体、財産を守るために、日夜努力していただいております。誠にご苦勞様でございます。敬意を表するものであります。

近年、偏西風の変化が原因だと言われておりますが、世界的にも異常気象が起こり、日本各地でも今までに経験したことがないというような豪雨災害や地震等の災害がいつ、どこで起きてもおかしくないと、予測できない状態になっております。地域社会生活と密接な関係を保ち、訓練と経験を積んで地域住民の安全確保に消防団は必要不可欠な組織と認識しております。

しかし、近年、その消防団員の減少が全国的にも叫ばれており、いざ出動というときに、特に昼間の火災や有事の場合、会社勤務の団員が多くて積載車をいざ出すにも人員が集まらず、1人、2人では出動に相当時間がかかるということも度々あるとお聞きしております。

消防団員確保のための町としての対策について、今消防団員の大津町の現状と、それからハード面、ソフト面において、具体的な対策はどうしておられるのか、今後についても町長にお伺いいたします。

それから、8月の18日の熊日、皆さん見られたと思うんですけども、消防庁は2006年から従業員が消防団に入っていたり、消防活動に配慮した就業規則を設置している企業や事業所を消防団協

力事業所に認定する制度を導入し、各自治体が独自に優遇措置を実施していると。協力事業所の多くは建設業関連が多く、優遇措置として、公共工事の入札資格緩和や事業税の減額を実施している自治体が今年4月の時点で23府県、152市町村である。しかし、全国の1割に止まっているために、国の財政支援を検討していると。その幾つかの例といたしまして、秋田県能代市は、団員1人につき年1万円の報奨金を支給していると。新潟県市の広報紙へ広報の掲載を無料でしていると。それから、熊本県内では、県と八代市、山鹿市が入札参加資格審査などで優遇を、という記事が載っております。それから、総務省の消防庁が2005年の1月に消防団員の活動環境の整備についてという通知で、機能別消防団員制度の設置がなされました。この制度は、能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する消防団員でございます。そこで、OBや女性による地域自助のための機能別消防団を設置し、初期消火及び日頃の訓練等が必要ではないでしょうか。

二問目を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の消防団等についてのご質問でございますけれども、消防団の現況あるいは待遇関連等については、担当の部長のほうから説明をさせていただきます。もう議員おっしゃるように、そのように消防団は非常勤の消防機関でありまして、その構成員であります消防団員は、ほかに本業を持ちながら自らの地域は自らで守るといような郷土愛護の精神に基づきまして、消防防災活動に従事されて、地域の安心安全のために日夜献身的なご尽力に対しまして、私も深く感謝をしているところであります。大津町消防団は、広域的な常備消防である菊池広域連合消防本部及び管内に4つの支所との連携を図り、消防組織法及び地域防災計画等により消防業務に努めておられるところであります。団員の人数につきましては、広域消防連合消防本部との連携により、現在の消防団員数で消防防災力の中核として活動していただいております。現在の人員を維持し、消防力の強化や充実に努めてまいりたいと考えております。消防団員の確保という課題につきましては、消防団員が企業等への就業が増加している状況でありますので、企業等へは団員が出動しやすい環境などの配慮をしていただけるように、現在も継続して協力をお願いしているところでもありますが、今後、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律の内容や他自治体の動向も注視しながら、さらに消防団員の確保と活動しやすい環境を整えていく必要があると思います。この法律の最大の特徴は、消防団の充実・強化として、消防団への加入促進、事業者の協力、大学等の協力、消防団員の処遇改善や消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練などが明記されました。消防団は、地域安全確保のためには極めて幅広い活動を行うことができ、日常や災害発生時における重要な存在であります。大津町では、美咲野団地などの新興住宅地におきましては、消防団員を配置する必要性も考えておりますので、また、地域の防災リーダー、消防団員としての活動あるいはその活動の身分補償というようなことにつきましても消防団と協議して検討をしていきたいというふうに思っております。

さらに、地域の自主災害組織の拡充など、総合的な消防力の強化と安全なまちづくりに向けた防災の基盤整備など、総合的に、計画的に防災・減災事業を推進していかなければならないと考えておりますので、消防団の活動、ご協力についてしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 源川議員のご質問の中で、状況等についてご説明申し上げます。

全国の消防団の加入状況でございますが、これにつきましては総務省の調査でございますが、消防団員数は全国で86万8千872名で、前年比0.6%減の5万3千21名の減少となっております。県内の状況でございますが、消防団員数は3万4千417名で、前年比0.4%減の140名の減少となっております。大津町の消防団員数につきましては、昭和41年4月に現行の8分団、45班体制の団員定数630名になりまして、現在も同数でございます。

団員の就業の状況でございますが、会社員等が523名で約8割程度というような形でございます。そして、自営業者23名、家族従業者61名、その他22名となっております。最近の社会構造の変化によりまして、消防団員の職業も様々ございまして、以前と違って企業等に勤務する人が増加し、しかも居住地市町村の区域外で勤務する人も少なくありません。

先ほど町長のほうからも法律公布等に伴いましてのご説明ございましたが、消防団員の確保につきましては、ハード面では、団員の安全確保装備として、全団員に安全靴の配布を実施をしております。また、今後さらなる装備等の充実強化や情報通信資機材、活動用資機材の充実、強化が考えられます。

また、ソフト面では、全国的な消防団活動のPRや機能別消防団員制度、それから消防団協力事業所表示制度などが考えら、消防団への加入促進を図り、安全安心なまちづくりを推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 実は私も学校出てから20年そこそこずっと消防団に入っていたわけですが、団員の数、実際の数のですね、実働部隊の数といいますか、それが私が言うのは、その定数がどうのこうのじゃなくて、それももちろんありますけども、実働ですね、実働部隊になる、いざというときに隣近所、それから町内での災害等、特に先ほど言いました、昼間ですね、昼間の火災のときに、火災とかあったときに、いざ駆けつけてくれる団員がどれだけいるのかなど。確かに出初式とかいろいろな行事のときにはあれをみるとああと思いますけども、だから先ほど言いましたのが、特に会社勤めの方が8割で言われたですかね。ということは、もう勤めに出て行ったら、もうほとんど出てこられません。そこで、先ほど言いました、その会社の優良会社といいますか、消防団に対してですね、協力していただける会社のリストといいますか、その表彰なり、そういうのもしていただいて、団員確保に、消防団員が出やすいような形をとってくれている事業所を表彰したり、お願いをして、何日も出るようなこともありますけども、水害とかあいう大きな場合はですね、やっぱり最終的には自衛隊とか、いろんな形で、今テレビでも広島の高雨災害の後片付け等のことも今あってますけども、そのPRですね、どういう形でPRした方がいいのかと。その実情といいますか、大津町としてどういうふうな形でされているのか。正直言いまして、うちの部落でも一緒ですけども、私と同年代、私よりも先輩の方がですね、一生懸命消防団に以前入られとったけども、その息子さんなかなか入ってくれないと。その親父さんに言うても、なかなかうちんとはなというような話をよく聞きます。

それから、先ほど言われました美咲野とか新興団地、そういうところの方もですね、ぜひ入ってもらようなPRというよりも、勧誘の仕方ですね、それを具体的にどういう形でしたがいいかなという名案があればですね、それか今どういう形でされているのか。そこのところも再度お伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 源川議員の再質問にお答えいたします。

今後のPR等ということでの消防団活動の推進をですね、促していくというような関係でございますけども、先ほど源川議員のほうからもお話がございましたように、今回、法的なですね、整備がされておりますので、当然、それに伴ってやっていかなければならないというふうに考えております。当然、消防団の自立強化ということで、法的な内容、今回の施行の中にもございますように、消防団員の処遇改善も定められておりますし、当然、先ほど申しました装備関係、それから地域防災体制の強化、それと先ほど言われました、企業に関する優遇措置等ですね、の関係も盛り込まれておりますので、その辺も関係企業さんあたり等も含めてですね、現在、企業さんをお願いしまして、企業等に勤めておられる団員の方につきましてはお願いをいたしまして、それにつきましてはご配慮いただいて、災害等ありましたときには、現在出勤していただいているというような状況でございますので、大変ありがたいというふうに思っております。今後、さらなる団員加入の促進に向けましては、これまでいろんな幹部会議等でもいろんな形で協議をされてきておりますので、機能別消防団のあり方、そして今後の団員加入の促進に向けては、当然広報またはホームページ等でですね、掲載をしまして、いろんな面で魅力をもつていただくような消防組織、団員という形での対応をですね、今後具体的な形で取り組んでいきたいというふうに思っております。現段階では、そのような形の広報や、そういった形の取り組みをこれから、またこれまで進めた形で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） ということは、今現時点では、その直接勧誘、PR、具体的にはあまりされてないということですね。で、どうしたらいいかというのが一番でございます。先ほど言いましたけども、どうして入ってくれないのかと。ただ報酬とか、いろいろ出勤手当とか、そういうお金の問題ではないと思うんですよ。だからその何か地域で災害が起きるとですね、隣近所の絆といいますか、全国的にいろんな災害があった地域をみますと、今まで何もなかったから地域間、隣近所との絆がなかったけども、災害が起きてからですね、もう絆という言葉自体が流行語みたいになってきたようにですね、やはりそういうことを経験してみればじめて隣近所の地域の助け合いというのが重要になってきたというのが認識されているんじゃないかと思えます。何か消防団員の特典ということで、何か品物を買ったり、居酒屋に行ったら、料理屋に行ったらそのビール1杯ただですよとかいうところもあるというふうに聞いたんですけども、まあそういうのをしたから団員が増えるといいますか、減るとかいう問題じゃないと思えますけども、その意識をですね、地域はみんなで守るんだという意識をするPR活動をですね、全国の消防庁から出ているPRのパフレットもありますけども、地元は地元

でパンフレットをつくるなりして、回覧板とかいろんな会合があるときにですね、してもらったら、少しでも意識が高まるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、それを願ひまして、私の本日の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時50分から再開いたします。

午前10時40分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。

2年前の平成24年7月12日に大津町、阿蘇市、南阿蘇村、熊本市を含む九州北部を中心にして水害が発生しました。その後、気象庁は北部九州豪雨と命名しました。阿蘇谷方面に1時間に100ミリを超えるような集中豪雨があったからです。そこで、私は9月の議会で、激甚災害についてとして一般質問をいたしました。北部九州豪雨による被害は甚大でした。白川の護岸の崩壊、上井手や下井手の取り出し口が被害を受けました。田畑の水没・流出、土砂の堆積、真木、矢護川、平川地区の川の氾濫など、数十年に一度を言われる災害でした。7月27日に熊本県災害対策本部が発表した被害情報は、死者23名、阿蘇谷21名、南阿蘇村2名、行方不明者2名、住宅被害、全壊12、大津町2、床上浸水1千922、熊本市362、阿蘇市1千357、大津町28となっていました。その後、農業災害、公共災とも激甚災害の指定を受けました。復旧作業はいつ着手し、いつ完了するのかという質問に対して、当時の経済部長は、「国庫補助による災害復旧事業は平成24年も含めて3年で完了しなければならないという決まりがある」と述べております。平成26年で完了するように進んでいるか。今までの経過も含めて説明願います。

昭和28年6月26日に熊本で起きた水害は、白川大水害と呼ばれております。60年ほど前のことです。このときは、南郷谷方面で1時間に100ミリを超える集中豪雨があり、白川にかかる橋が流されました。流されなくて残った橋は熊本市で長六橋、大甲橋、子飼橋だけ、上中流では、現在大津町の七障子橋、大観橋、それから赤瀬橋だけが残りました。天井川である白川の堤防が決壊し、熊本市が水に浸かりました。大津町では中島が浸かりました。死者537人、負傷者1千500人、家屋全壊1千5戸、床上浸水4万9千987戸、床下浸水3万9千6戸、それ以後、白川の防災は、この白川大水害を基準に行われるようになりました。堤防が強化され、橋は立木がひっかからないように橋脚の間隔が広いコンクリート製に架け替えられました。私はこれで白川の水害はもう起こらないと思っておりました。しかし、2年前の平成24年7月12日の北部九州豪雨で起こってしまったわけでございます。以前、岩戸の里の温泉の露天風呂から下に見える白川を眺めているとき、地元内牧の方が、「白川大水害のときは濁流がここばかり越えていったもんな」とつぶやきました。「もう大丈夫ですばい、こがしこ頑丈にコンクリートを一生懸命組んでありますけん」と答えましたが、九州

北部豪雨のときは、ここまで水が来て露天風呂を使えなくしてしまいました。この地点は、白川が大きく蛇行しております。そういえば、被害を出した熊本市の龍田陳内では、孤立した住民がヘリコプターで救助されました。ここも白川が大きく蛇行しております。この場所は、こういう場所は教訓が生かされなかったようです。住宅開発する場所ではありません。川が蛇行している地点での対策は不十分だったようです。これを教訓にして白川の防災は改善すべきだと思います。

今回、矢護川水系での氾濫、護岸崩壊等は、今まで対策が取られてこなかったものでこれからの課題であると思います。そこで、もう1つの課題が山崩れ、土砂崩れの問題です。元々日本は太平洋プレート、北米プレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレートがぶつかりあう場所にあるそうです。地震が多く、列島全体が火山であり、我々はそこに国をつくって住んでいると言ってもいいかもしれません。海から突き出た火山列島に住んでいるので、刺激を与えれば山の斜面は崩れやすいと、災害に結び付くということだと思います。

ついこないだの、今年8月の広島豪雨で山崩れ、土石流による災害が発生しました。2014年8月20日、午前3時20分から40分にかけて局地的な短期的大雨によって、広島市安佐北区可部、安佐南区八木、山本、緑井などの住宅地、背後の山が崩れ、同時に、大規模な土石流が発生しました。広島対策本部の9月11日発表では、死者73人、行方不明1人、家屋被害、全壊133、半壊122となっております。どうしてこの地区で土砂災害が起こったのか、テレビの解説によれば、豊後水路から水分を含んだ大気が流れ込み、広島で積乱雲になった。それが次々と起こったと。積乱雲が次々と発生して気温が下がる夜明け前から集中的に雨を降らせたと。また、この地域は、まさ土と呼ばれる地質が広がっているとのこと。まさ土とは、主に石英、長石、黒雲といった鉱物で構成されている花崗岩が風化することで粒子がばらばらになった土です。まさ土が水を含むと崩れやすくなるとのこと。1999年の水害のときもまさ土が指摘されたにもかかわらず、行政は対策におごれたと指摘されております。

さて、九州北部豪雨では、阿蘇市の一の宮と南阿蘇村立野の土砂災害で犠牲者が出ました。これらは両方とも植林された杉山が豪雨で土砂もろとも崩れ落ちたというふうに見えました。土壌の問題というより、むしろ植林のやり方に問題があるという指摘もありました。杉は根を張らない。根を張る広葉樹を混ぜて植林しておけばこういうふうにはならなかったというものです。そう言えば北向山はかなりきつい斜度がありますが、崩落したという話は今までなかったと思います。山全体が広葉樹で覆われております。

大津町に戻ります。土砂災害防止法にのっとり、2年前、大津町には21カ所土砂災害警戒区域の指定を受けていました。その後、変化はないかお尋ねします。

さらに、規制の強い特別計画区域は指定されているかお尋ねします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の土砂災害防止法関連等についてのご質問でございますけども、先ほど言われました、平成24年から3年間の関係については、平成26年度3件の復旧工事を今やっておりますので、これで本年度で終わるといようなこととなります。土砂災害防止法にのっとりま

して、2年前、大津町については21カ所、土石災害警戒区域の指定を受けておりました、その後の変化ということになりますと、大津町では、平成21年3月に21カ所の警戒区域が指定され、その後、本年3月に新たに80カ所が指定を受けました。現在、大津町では101カ所が警戒区域として指定されております。地域ごとに見てみますと、北部地域で51カ所、中部地区で20カ所、南部地区で30カ所となっております。主に急傾斜地を伴う山や溪流地がある場所で住宅などが建っているところが対象となっております。警戒区域と言われるイエローゾーンに指定されますと、土砂災害から生命を守るために災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の準備が図られるとともに、指定されたからといって安心せず、今後も引き続き住民の皆さんと一緒に安心安全のため努めてまいりたいと思います。

次に、規制の強い土砂災害特別警戒区域があるかというようなこともございますけども、レッドゾーンと言われる区域で大津町では、先ほど申し上げましたとおり、警戒区域に指定された101カ所のうち98カ所が特別警戒区域に指定されています。特別警戒区域では、建築物の構造規制、あるいは特定の開発行為に対して、基準にしたがったものに限っての許可となります。また、著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者に対しては、移転等の勧告が図られることとなりますが、98カ所の特別区域内の中にも、山間部だけでなく、住宅付近や農地などの農業用施設等も含まれておりますことから、警戒区域同様避難体制の整備及び周知を図ってまいりたいと思います。

あとの詳しい説明につきましては、担当部長のほうより説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 坂本議員の一般質問にお答え申し上げます。

法律関係についてご説明申し上げます。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律がございまして、崖崩れ、土石流、地滑りの土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒態勢の整備や一定の交流の制限を行うもので、平成13年4月に施行されております。まず、都道府県が土砂災害による被害を受ける恐れのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。大津町はこの調査を終了しておりました、現在、区域の指定が行われている状況にあります。その後、警戒区域等の指定が行われるわけでございますけど、その前に町に対して意見の紹介をされます。それとあわせて、地元説明会なども開催することとなりますが、今回、先ほど町長が言われましたように、新たに80カ所の警戒区域を指定した際には、様々な場所で地元説明会を開催したところでございます。平成25年3月に基礎調査が終わりました岩坂地区で実施し、その後、町内の小学校校区を基本として順次開催しているところでございます。大津北小学校区では、旧平川小学校区と旧矢護川小学校区、そして旧真城小学校区でそれぞれ3回、護川小学校区では1回、大津南小学校区で1回、大津東小学校区で1回、大津小学校区では地域が限定されたため大津東区で1回開催し、計8回の地元説明をしたところでございます。その後、指定に入ったということでございます。

次に、土砂災害区域、いわゆるイエローゾーンでございますけども、の指定となりますが、崖崩れの恐れのある箇所では、警戒区域が傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域で、急傾斜の

上端や下端に高さが応じた区域が指定されております。

土石流の恐れがある箇所では、土石流の発生の恐れのある濁流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上と区域をされております。

地滑りの恐れのある箇所では、地滑りの長さが2倍の区域が指定されておりますが、地滑りにつきましても、大津町では指定されていないところでございます。

また、土砂災害特別区域、レッドゾーンでございますけれども、先ほど言われましたように98か所でございますけれども、さらに土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさにより、建築物や住民の命や身体に著しい危害を生じる恐れのある区域とされておるところでございます。

指定を受けました区域についてですが、警戒区域は地域ごとの警戒避難体制の確立を図り、早急に避難により人的被害を防ぐために防災計画や警戒避難が行われるよう住民周知を行なうこととされております。この点につきましては、大津町防災マップを作っておりまして、このマップを全戸配付しているところでございます。

次に、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございますけれども、制限が幾つかございます。特定の開発行為に関する制限がありまして、新規に他人のための住宅や、特に防災上の配慮を要する社会福祉施設、学校、医療施設等の建築を目的とした開発行為は、安全確保の措置が講じられた場合に限り県知事から許可がされることとなります。

次に、建築物の構造規制につきましては、抛出を有する建築物を新築する場合は、衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうかの構造基準の確認がされます。また、既存の建築物には、移転勧告がありまして、建築物の所有者、管理者等に対しまして都道府県は移転等の勧告を行うことができます。なお、移転等に対しましては、国・都道府県は勧告に基づく移転等のために必要な資金の確保、融通、斡旋に努めるとなっております。現在、大津町では、この勧告はいまだ行われておりません。

なお、平成24年度公共土木災害額につきましては、1億9千988万1千円という状況でございました。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 平成24年度九州北部豪雨による農業関係災害復旧工事につきましては、激甚災害の指定を受けていまして、国庫補助の特別措置が講じられております。通常、農地が50%、農業用施設65%が国庫補助率であります。九州北部豪雨については、大津町の場合、農地が91.1%、農業用施設は95.7%の国庫補助率となりました。また、災害復旧期間は、早期の復旧を旨として、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、原則3年となっております。補助災害工事及び町単独災害工事をあわせて、被災年度の平成24年度が13件、平成25年度が58件、最終年度の平成26年度につきましては、県営河川災害復旧工事との兼ね合いもあり3件となっております。今年度中に発注し、竣工する予定でございます。

また、平成25年度が1億9千600万円、平成24年度が約9千800万円の農林水産施設災害復旧費の決算となっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今町長のほうから残りが3件、大津町関係は残りが3件であるということで、今年度中に終わるわけですから、何とかうまくいったかなと安堵しているところでございます。

一般質問を通告したあとで自分なりに調べてみたいんですけども、熊本県の土砂災害情報マップ、大津町の防災マップは、危険区域、特別危険区域が記載されております。地図を拡大してみますと、室、後迫、上大津など、街の中心部が指定されております。私が持っている地図ではなく、今度は表に記載されている県の資料では、1番、区域名、室、自然現象の種類、急傾斜、土砂災害警戒区域等で警戒区域、特別警戒区域に○がつけてあります。これらの資料と地図をもとにして具体的にどの家が危険であるかということは、私にはよくわからなかったけども、地域はわかるんですけども、具体的なそのどの家が危ないのかと、区域に入っているのかというのはちょっと理解できなかったんですけども、町のほうでは当然わかっていると思いますけども、そういう危険な家、対象となる家の持ち主は自分の家が警戒区域にあるということを認識されておりますでしょうか。お聞きします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 坂本議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど質問のほうでお答えしましたように、マップのほうは配付しておりまして、皆様方のほうに直接町のほうから指定したことはございません。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） ですから、町のほうではですね、危険箇所の調査は全部終了し、県のほうにもう全部あげてあると。そして、最初21件であったのが、現在101件の指定を受けていると。101件目は瀬田になっていますですね。そういうことで、そちらのほうは進んでいるんだけど、そしてまた、そういう区域があるということもわかっているわけですから、その先ほど説明ありましたように、そういう区域において説明会をされたと、こういうことですよね。説明会をされたのはわかるんだけど、こういうところは、ここは危ないですよというのはわかるけども、それはあなたの家ですよという部分がちゃんと本人に理解されているかということを今お聞きしたわけですね。今高齢化が進んでおります。その対象となる家の持ち主がよく認識されていないならば、これですね、全部あげても対象件数はそんなに多くはないと思いますので、ちゃんと調べましてですね、町でマンツーマンで指導されたほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 住民の皆さんに周知・徹底というようなことでございますけども、まず危険箇所関連等については、県のほうで調査をいたしまして、その調査の関係について町のほうに報告があり、そして県のほうで地元説明をされると。そして、そのあと町の意見書をお伺いしながら、県のほうが指定箇所を決定し、県のほうでマップを作成されると。そういう中におきまして、その箇所を十分我々も参考に地元あるいは今後地域における防災関連のマップをつくってもらったり、そういうときにしっかりと説明をしながらやっております。いろんな説明の中で、こういう地域にしてもらわ

んと高く売れないから固定資産税を安くしてくれとかですね、いろんな話も出てきておりますけども、そういうことでなく、やっぱり生命・財産、そういうものをしっかり守るためには、やっぱりこういう指定を受けながらしっかりと対応をしていくことを役場なり、あるいは、そして地域の皆さんに連携をとってやっていかなくちやならないというようなご理解を得ながら、今後についても、地域リーダーの皆さんとともに地域の皆さんの安心・安全のために努めていきたいというふうに思っております。

地域指定を県のほうも色を塗ってこうやりますので、それを見れば自分のところはどうであるかというのは大体わかってもらえるんじゃないかなと。そういう意味におきまして、町のマップでもつくりながら、自分なりにしっかりとその区域を自覚していただくというような形になってくると思いますので、多分わかっておる人、あるいはわかってない我が家の危険区域というようなことがはっきり見えてない人もおられるかもしれませんので、今後については、地域の避難訓練とかそういうものの中でしっかりと徹底をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 二問目に入ります。地蔵まつりの活性化についてです。

地蔵まつりはむかしから旧大津町に伝わる伝統行事であり、夏祭りも兼ねております。商工業者等を中心とした実行委員会で企画・開催されており、町も150万円を補助金として援助しております。大津町史によれば、その起りは鶴口の地蔵さんからはじまり、明治25年ごろより塘町、田町、苦竹と広がり盛大になっていったと記されております。しかし、こういうのは、大津町だけで起こったのではなく、どこかにお手本があるわけですから、これ私インターネットで調べてみました。地蔵は地蔵菩薩の縁日が毎月24日であり、なおかつ、お盆の期間中でもある旧暦7月24日に向け、その前日の前夜を中心とした3日間の期間を差し、また、そのうちの日を選んで行われる地蔵菩薩のまつりのことをいいとされております。地蔵盆は一般的には寺院に祀られている地蔵菩薩を対象としたまつりではなく、同村信仰と結び付いたロゴ、あるいは街角の地蔵が対象となっているとされています。近年では、8月23、24日に行われているのが一般的だそうです。地蔵まつりでは、地蔵のある町内の人々がこの日にかけて地蔵の像を洗い清めて新しい前だれを着せ、地蔵の前に集まって供え物をして祀ると説明されておりますが、私の子どもころはまさにそのとおり、塩で地蔵さんを洗っておりました。大津町のホームページには、8月23、24日に大津地蔵まつりが開催されました。翔陽高校書道部のパフォーマンス、ダンスや歌、太鼓と大盛り上がりのステージや悲鳴が聞こえるお化け屋敷、幻想的な竹灯りですか、などいろいろなイベントで大盛り上がり、天気にも恵まれ、町内外からたくさんの来場者でにぎわったと記載されていました。

そこで、今年の参加者は例年と比べて多かったどうか。

2番目に、補助金をもっと増やして催し物を増やすべきではないか。

3番、規模をもっと大きくして県下から多くの人が集まる祭りにすべきではないか、お尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 地蔵まつりの活性化についてのご質問でございますけども、今商工会のほうでまつり実行委員会をつくってやられておりますけども、大体29の各種団体の事業者等で組織をされてやられておるようでございます。議員おっしゃるように、我々の小さなときはその地域の子ども会、あるいはその保護者によって前から地蔵を洗ったり、地蔵小屋を建てたり、あるいはお神酒代をもらう子どもたち、そしてその金をうまく活用する子どもたちの自主性に基づいて、そして地域には、昔は大人たちがそれぞれの地域で出し物を出して三味線、太鼓で賑わったというような思い出があります。本当にその小さなときの思い出、それが今日の地蔵まつりにつきましては、もう町主体の地蔵まつりということで、近隣の町村の皆さんが保護者と一緒に大津の祭りにお見えになられて、踊りやそういうものに参加されておるようございまして、議員おっしゃるように、本年は土曜、日曜の間もありましたけども、400人以上の方がお見えになられて、大変盛大に開催されておるといふふうに思っております。

補助金につきましては、平成24年度までは大体100万円ございましたけども、平成25年度からは150万円の補助をやっております。今後につきましては、いろんな地元の、あるいは地元の祭りの中で花火を上げてはどうかというような話もありますし、今の場所では花火を上げる場所がないと。じゃあ場所を変えるかというような課題事項もあります。もちろん、そのほかに総踊りの音楽、歌、そういうものの踊りに対するやり方、そういうようなことも課題になってきておるようございまして、もちろん地蔵まつりは夜でございますので、あの赤提灯の並ぶ、その姿が子どもたちの心にしっかりと植えつくんじゃないかなというふうに思いますけど、それも大分老朽化して壊れておるといような話も聞いておりますけども、そういうような全体的なものの考え方を実行委員会と今後協議しながら、検討する中での補助金なり、大津音頭なりなんりの吹き替えといつか、そういうのも考えていかななくてはならない、大分今のままの祭りというのが大分時間もくっておるようございまして、今後についても新たな皆さんの意見で挑戦をしていかなくちゃならない時期にきておるんじゃないかなというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 大津地蔵まつりは、江戸時代から続く祭りでございます。現在、鶴口一帯は細川藩家臣が矢開きを催した場所で、狩りをした鳥獣の冥福を祈るために小さな祠が祀られ、のちには天明の飢饉と悪疫による死者や遊泳し溺死した子どもたちをともらうために鶴口橋に鎮座の1基の地蔵像を祀る行事が現在の地蔵まつりのはじまりと言われております。その記録としては、日吉神社社記によりますと、鶴口地蔵、松古閑地蔵まつり、生花、造花いろいろつくりものにして存外賑わいし申し候とあり、この年以前から続いていることが確認できます。地蔵まつりの企画と運営についてですが、戦前、戦後を通じて商店会の有志が中心になり、伝統の祭りを引き継いでいきましたが、時代の変化とともに衰退しつつありました。そこで昭和50年に祭りの衰退を憂い、肥後大津青年会議所の若者たちの祭りによる実行委員会が結成され、祭りのてこ入れが行なわれてきました。昭和54年度より大津町商工会が事務局として役割を担っており、29の各種団体や事業者で組織する大津地蔵まつり実行委員会が行っております。

今年の来場者数としては、土日であったこともありまして2日間で3万5千人を想定していましたが、それを上回り町内外から4万人の来場者でした。過去の来場者ですが、昨年は雨の影響で1万7千人、平成24年度は2万5千人、平成23年度は東日本大震災の影響により1日間の開催で1万7千人、平成22年度は口蹄疫の影響により中止、平成21年度は2日間の開催で2万5千人、平成20年度は1日の昼間開催で2万人となっております。

次に、補助金の件ですが、平成2年度は75万円、平成3年から5年が100万円、平成6、7年度が95万円、平成8年度から15年度が85万円、平成16年度から24年度が100万円、平成25年度から150万円となっております。

平成25年度の地蔵まつりの決算は474万6千098円の支出となっており、収入の主なものは、町の補助金が150万円と協賛金が266万6千862円となっております。協賛金については、平成6年度から10年度は400万円以上でしたが、平成11年度からは300万円台となり、平成17年からは200万円台となってきております。経済の情勢等により、年々少なくなっている状況です。

まつりの運営につきましては、協賛金の比率が60%近く占めており、補助金のほか、不安定な協賛金に頼らざるを得ない状況です。

また、まつりに使用している機材も老朽化しており、提灯等についても点灯しないものもあり、ソケットなど老朽化により3、4割は使えない状況であります。照明等など防犯上必要なものもあり、実行委員会と今後協議してまいりたいと考えております。

昨年度から新たな催しとして翔陽高校書道パフォーマンスや火の国YOSAKOIチームの出演などにより、ステージは盛り上がっております。町民総踊りについては、平成24年度までは旧道から始めてお祭り広場に入ってから会場をまわりながら踊ることになっていましたが、平成25年度からは道路幅員が狭いことにより、踊り手と来場者の安全を配慮し、お祭り広場での町民総踊りとなっています。町民総踊りも新たな音楽や取り組みも必要ではないかと考えております。

次に、まつりを現在よりも規模を大きくするには、駐車場の確保が必要です、現在の駐車場は、7か所で720台を確保しておりますが、ピーク時には1千台以上の駐車があり、会場より遠くにある生涯学習センターには200台の駐車場のスペースを確保していますが、駐車する車両は少なく、会場近くの量販店に駐車する車両も多く苦情が届いている状況です。駐車場の確保とそれに付随する警備の充実が必要かと考えております。地蔵まつりがよりよい祭りになるように、実行委員会の皆様方と協議を行いながら進めていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 再質問いたします。

私なりに感じたことですが、今回ですね、夜店中心のまつりになってきたような感じを受けました。親子連れでたこ焼き、いか焼き、焼きそば、景品付きのゲームなど、もともと地蔵まつりは子どもを中心と言えばそれまでですが、大津町の夏まつりでもありますから、もっと活気があって、人がやたらと多い、そういう感じもいいのではないかと、これ私の思いかもしれませんが、大津音頭を中心と

した総踊り、昔は駅通りと法務局のほうから出発して、文洋堂の交差点で合流、南下して役場南広場で集合してたと思います。時間も7時から8時過ぎまで踊っていたような気がしますけども、先ほど部長のほうからおっしゃった、その混雑するとかいうふうな認識、まあそれもわかります。しかし、私は逆の認識でありまして、混雑してまあがやがやしたほうが良いというふうな認識でございますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 今年の地蔵まつりを見てみますと、役場周辺の人でというのは非常に通るのも大変のような気がしました。それで、あの中で踊りのパレードというのはちょっとなかなか難しいところがあるかと思いますが、実行委員会にその旨つないでいきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 再々質問であります。

日本三代夏祭りの一つに郡上八幡夏祭りがあります。毎年7月中旬から9月上旬まで延べ32夜開催され、中でも8月13日から16日は、午後8時に始まり、明け方まで夜通し踊り続ける徹夜踊りは大変盛り上がるそうです。郡上おどりには10通りの踊り方があります。かわさき、春駒、三百、ヤッチク、古調かわさき、げんげんばらばら、猫の子、さわぎ、甚句、まつさかとこの10曲の郡上節、違った曲ですね、違った曲があり、それぞれに踊りも違ってくるということです。そして、それぞれの踊り方に対して、優秀な踊り手には免許状が交付されると。人々を踊り漬けにするにはそれなりのシステムがあるんだなど関心させられた次第です。また、徳島には、近年流行りのよさこい踊りがあります。もともと日本舞踊の振り付けの盆踊りスタイルだったが、途中で楽曲の自由なアレンジを許したためその後いろいろなバリエーションを生むことになり、現在では、サンバ、ロック、ヒップホップ、フラメンコなど趣向を凝らした楽曲と振り付けを披露しています。踊り子たちの衣装や化粧は凝っている場合が多いと言われております。それぞれの団体が特徴を出して、振り付け、衣装に競い合うところに活気が生まれてくるようです。こういうのを参考にして踊りの活性化というのを考えてみませんか。これが今大津町だけでは無理ならば、幾つかの町村とグループを組んで取り組めばおもしろいのではないかと思います。町長、お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 全体的いろいろとその地域全体でやることはいいことでございますけども、それぞれの文化、歴史があつてそれを守るために、やはりその地域地域の祭りがやっぱり大事にされていかれるんじゃないかと思っておりますので、全体的な祭りというのは、今のところ私も考えていないところであります。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 3番目に入ります。防犯カメラによる犯罪の抑止力ということであります。

近年、凶悪犯罪が多発しています。防犯カメラを活用することで犯罪を防止しようというものであります。

町では何か所に防犯カメラが設置されているか。

コンビニ、パチンコ、大型店舗など民間の店で駐車場や出入口に向けて設置されたビデオカメラが何台あるか把握しておられるか。

3番目に、JR肥後大津駅北口などに設置するなど数を増やして犯罪の抑制力にしようではありませんか。これはカメラがダミーであっても有効だと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の防犯カメラ設置関係でございますけれども、もう議員もご承知のように、全国に少女少年、あるいは高齢者の皆さんの行方不明調査というような形に非常に力を発揮しておる一つの防犯カメラでもありますので、それは十分認識しておりますけれども、やはりそういうのをつくることによって企画犯罪や治安の不安定に伴いまして、県内でも防犯対策のために防犯カメラが商業地域や金融機関などの駐車場などに設置されておまして、犯罪が抑止され、住民の安心感を得られるものでもあると考えております。

現在、町では、各学校やJR肥後大津駅ビジターセンター、中央公園公衆トイレなどで公共施設を中心に防犯カメラを設置しております。また、今年度はまちづくり交流センターに設置を行っており、今後、上井手公園や肥後大津駅北側にも設置を予定しております。防犯カメラの効果としまして、犯罪防止の抑制止の効果はもちろんです、大津町で発生する予測不可能な人探しや行方不明者の捜索にも効果を発揮できるのではないかと思います。行方不明者の捜索は、消防団を中心に大津警察署と連携して取り組んでおりますが、その足取りがなかなかつかめず数日に及ぶことも多くなってきております。ある程度の情報があれば重点的な捜索も可能で、そういう意味で、今後、防犯カメラの整備は公共施設を中心に必要ではないかと考えております。防犯カメラを設置することにより、防犯カメラを設置することにより、犯罪の抑止や行方不明者の捜索にも一定の効果があると予想されますので、一報では、個人のプライバシーが侵害されるのではないかと不安や画像が不適切に使用されたり、外部に流出してしまった場合には取り返しがつかないことになるなどの懸念もあります。防犯カメラの設置、運用につきましては、町で設定しています防犯カメラの適正な設置及び運用に関する規則に基づきまして、設置目的を明確にし、防犯カメラを適切に運用していく犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。状況等については担当部長のほうから説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 坂本議員ご質問の町内の民間施設等の状況についてご説明申し上げます。

民間施設等が設置されております防犯用のカメラでございますが、その施設内の監視が主なカメラとなっておりますが、町内のコンビニ店が16店舗、パチンコ店が5店舗、それから商業施設ということで、大規模小売店舗立地を届け店であります7店舗が設置されております。監視カメラの設置につきましては、先ほど町長の答弁ございましたように、防犯上、抑止力の観点から有効であると考えられますので、今後、町内の防犯カメラの設置状況などを確認しながら、安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） これは答えられたら答えていただきたいんですけど、そのお金の問題がありますから、そのよけい増やすというよりも、そのダミーでも非常に効果があると。例えば、看板かけてここはビデオで監視してますとかいうふうな看板かけてダミー置いといても非常に効果があると思いますが、その辺お考えになるようなことはありませんか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 前に一度各学校の防犯カメラ設置の関係です、即やらずにちゃならない課題事項もありましたけども、予算的な問題もございまして、偽造とか、そういうものを一時つけたこともありますけども、やっぱりほんなもんをつけておかないと、今後について、やはり役に立たないというふうに思っておりますので、防犯の不審者、そういう関係については、今青パトというようなもので巡回をやらせていただいておりますので、もちろん大津警察署が街中にあったときはだいぶん安心安全な気持ちがあったけども、今駅前には交番をつくっていただくようなお話を要望しておりますので、その実現に向けても頑張っていきたいというふうに思っております。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時40分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸君より早退の届けがあつておりますのでご報告いたします。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 皆さん、こんにちは。お許しをいただきましたので、通告に従いまして議席番号1番、金田英樹が一般質問をいたします。

今回は、通告書に記載のとおり、災害時応援協定の締結及び市民活動支援制度の2点について質問させていただきます。

それでは早速ですが、災害時応援協定の締結について質問いたします。

災害時応援協定とは、災害発生時における各種応急復旧活動に関する支援について、自治体と民間事業者間や自治体間とで締結される協定のことです。今回の内容を端的に申し上げますと、この災害時応援協定の締結先及びその内容をスピード感をもって拡大、充実させていこうというものでございます。大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途脱、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応能力は著しく低下することが想定されます。このため、被災自治体単独では多岐の分野にわたる膨大な量の応急普及活動を満足に遂行できないという事態が生じます。このような事態に対処するため、平時からの備えとして、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の各種活動において、被災自治体をサポートする旨の協定が多くの自治体と民間事業者との間で締結されております。民間事業者は自治体にはない専門的な技術や知識、資機材を有していることから、様々な分野の民間事業者と協定を提携することで、より広く的確な活動が期待できます。また、

自治体間での相互応援協定も全国的に締結されており、被災自治体の応援を迅速かつ効果的に遂行するための体制整備が図られております。

さて、その災害時応援協定に関して、リストもいただいておりますが、大津町では、現在町内の一部商業施設や建設業組合等及び近隣自治体との協定、そして福祉避難所として6法人、7か所とも既に協定を締結しております。しかしながら、混乱が予想される大規模災害時には、平時のうちに迅速な対応を行う体制をより一層充実させておくことが重要だと考えております。そうすることにより、例えば、食糧備蓄に関しては、町は被災時に様々な援助が受けられるとともに、平時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的なコストを抑制することもできると言われております。また一方で、企業においては、CSR、つまり企業の社会的責任が消費者選好にも大きく影響している昨今、民間事業者にも十分なメリットがあり、全国的にも締結を行う事業者が増えているのが現状でございます。そうしたことから、もちろん手続き的な負荷は多少あるとは思いますが、町が本気で取り組みさえすれば締結の難易度、負荷も限定的であると私は考えております。

よって、この災害時応援協定の締結に一層力を入れ、まずは、特に緊急度の高いと思われる分野である飲食物を取り扱う商業施設や飲食業者及び避難所となり得る宿泊施設や福祉施設との締結をスピード感を持って進めながら全体を充実させていく考えはないか、町長の考えを問うものでございます。

今回は、大津町の現状を踏まえて幾つか具体的な提案も兼ねて質問させていただきます。こちら4点でございます。

1点目ですが、東日本大震災時も一部の個人による買占めが発生し、真に物資を必要とする地域や住民に安定供給ができないという事象も発生しておりました。しかし、協定の内容によっては、事業者が災害発生時にいち早く一定量を確保してもらい、そうした状況になることを抑制することができます。よって、現在未締結の商業施設においても、物資提供に関わる協定の締結を進めてははいかがでしょうか。

2点目ですが、また、現在未締結である2業態、飲食店及びホテル等の宿泊施設に関してですが、飲食店には炊き出しを中心とした非常食の提供、宿泊施設には、屋内外における避難場所の提供、浴場を開放しての入浴の提供、炊き出しを中心とした非常食の提供。マイクロバスの貸し出し等の避難所や非常食提供をメインとした協定締結をお願いできないでしょうか。

なお、1点目と2点目に関しましては、例えば、商工会や飲食組合、あるいは旅館業組合等の枠組みで締結しているような自治体もございますので、こちらも参考になるかと考えております。

3点目ですが、福祉避難所として町内7か所が設定されておりますが、高齢化が進展している昨今では、十分な量を確保できないことも予想されます。そのため、その他のサービス付き高齢者向け住宅やグループホーム等にも避難所関連の応援協定締結をお願いできないかと考えております。

4点目ですが、次に、そうした協定締結をより円滑に進めるための取り組みとして、こういった協力をしてくれる企業、団体名及びその内容を町のホームページにも掲載してはどうでしょうか。こうした情報が町のホームページに掲載されることは、締結企業のイメージアップにもつながることであり、協力いただいている企業の応援につながるのと同時に、新規締結のインセンティブにもなるため、

よりスムーズな締結策拡大も期待できると考えております。

なお、町とその町内の企業や団体とが具体的な締結を結ぶことによって、その他の分野での連携の足がかり、今後の総合的な協働のまちづくりにもつながるのではないかと考え、その点でもこの取り組みは意義深いと考えております。

以上になりますが、例え協定がない場合でも、恐らく多くの事業者は応援、支援を行ってくれるとは思いますが、しかしながら、協定を締結するとともに、実際の災害を想定して具体的な対応策を、町にはないノウハウを持っている締結策とともに綿密に相談しながら、平時にしっかりと構築しておくことが命を守るためのより迅速かつ効果的な初動対応につながると考えております。

「遠水近火を救わず」と言います。意味は、遠くにある水では近くの火事を消せない。つまり、遠くのものには急に対応ができないということです。本町も既に様々な取り組みを行っているところではありますが、民間企業や諸団体等との新たな災害時応援協定の締結及び内容のさらなる充実化に対しより積極的に取組み、自治体としての自助の体制をさらに整えていただきたいと思います。

以上を踏まえまして、町長の考えを伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。昼一番、金田議員の災害時の応援協定についてのご質問にお答えいたします。

金田議員のおっしゃるとおりでございまして、大規模災害の幹旋のときには、おっしゃるように、ライフラインや情報通信等の遮断やパニックの発生や道路や公共施設の損傷や職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応能力は著しく低下します。このために、被災自治体、特に市町村の単独では多岐の分野に渡り、かつ膨大な量の応急普及活動を満足に遂行できない事態が想定されます。このような事態に対処する手段の一つとしては、人材の確保、物資の供給、災害復旧活動、医療救護活動や緊急輸送活動の各種応急復旧活動について、近隣や県内の自治体、または民間事業者や関係機関との間で被災自治体をサポートする旨の協定が、阪神・淡路大震災後、全国でも締結されております。民間事業者の中には、市町村にない専門的な技術や知識、資機材などを保有していることから、様々な分野の民間事業者と締結することで、広く、的確な応急復旧活動が期待できますし、また、協定の締結結果としまして、議員のご指摘のとおり、自治体は被災時に応急対策活動に関する様々な援助を受けられるだけでなく、平常のときの物資、備蓄に関する費用を抑制することができ、特に、消費期限がある日常食や飲料水の提供を受けることは財政的に効果があると思います。さらに、民間事業者には、各企業名や団体などが広報され、イメージアップにつながるなど、協定した相互にメリットがあると思います。大津町におきましても、熊本縣市町村災害時の相互応援に関する協定をはじめ、民間事業者と食糧、生活必需品の安定した供給締結をしております、このような災害時の協定は非常に重要であると認識しております。

災害時の応急対策につきましては、基本的には、大津町地域防災計画の災害応急対策計画に基づき、応急対策を実施しますが、今後、災害予防の観点から地域防災リーダーの育成とともに、防災指導員制を推進していきたいと考えております。さらに、危機管理専門員の配置も考えておりますので、専

専門員としての防災や減災や指導訓練等の計画等に事業関連について推進をしてみたいと思います。そのような状況の中で、今言われましたような安定協定をすることによって、安全に住民の要望にむらなく配給できるというような問題もあります。また、宿泊施設関連等につきましては、熊本県が熊本県旅館ホテル共同衛生同業組合との協定を結んで、そのような中でそれぞれの対応をしていただくというようなことを結んでおりますし、また、避難等の高齢者関連等の一時避難関連等、あるいは大津町の避難関連等については、今後についても十分訓練や対応をしっかりとやっていく。そしてまた、その避難関連等につきましては、陸上自衛隊第8師団の42連隊との関係にも十分お願いをしながら対応をしていただきたいというふうに思っております。

また、町内の企業、団体等についても、もちろん我々水道企業団関係の飲料水の課題の問題や各企業における防災時におけるそれぞれの支援関係についても十分対応できるように、日頃から大津町企業連協議会とも連携をとりながら相談指導をお願いし、もちろん各企業の場所、関連等についても十分自主的な防災関係に努めていただくようお願いをしておるところでもあります。

なお、詳しい状況等については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員ご質問の災害時応援協定の締結につきまして、現状と大津町防災、減災事業計画等についてご説明申し上げます。

まず、応援協定の現状でございますが、先ほど議員のほうからも申し上げられましたけども、現在、熊本県市長会、町村会、国土交通省九州地方整備局などとの国・県や自治体間での相互応援協定が4件、それから飲料水、食糧、生活必需品などの物資の供給協定が3件、公共土木施設の応急措置に関する協定が1件、それから廃棄物の処理支援活動に関する協定が1件の合計9件の協定を締結いたしております。また、先ほど申し上げられましたけども、福祉施設等の7施設と福祉避難所との災害時発生における協定も結ばせていただいているところでございます。

次に、今後の具体的な計画でございますが、基本的には、大津町防災、減災対策方針によりまして実施をしてみたいと考えております。災害時応援協定につきましては、広域と連携体制の整備事業の中で調査、研究、協定内容を協議いたしながら進めてまいりたいと思っております。

自主防災組織の立ち上げに伴う基本マニュアル等の作成につきましては、地域防災力向上のために地域と協議しながら計画的に今後進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。

いろいろと広い範囲からお答えいただいたんですが、少しポイントがずれておまして、ちょっと改めて整理しながらお話をさせていただきたいと思っております。今回の質問と提案のポイントは、あくまでもこの災害時応援協定を拡大していくかどうかというところで、検討していきたいというお話はあったんですけども、そこについてもう少し掘り下げてお話ししていきたいなと思っているんですけども、その中で、例えば、地域防災リーダーや危機管理専門員についても今進めているところとお話がありました。こちらあくまでもソフト面の話であって、今回お話ししているのは、人がいても、例えば

食糧の物資が足りないだとか、あるいは避難する場所が足りないだとか、そういったハード面のことをお話ししたいんですね。そういった中で、商業施設、先ほど3件の締結があるとおっしゃいましたが、大津町もっともっと施設はあるので、そういったところともお話していけないかと。もちろん向こうの都合もありますが、そのあたりも相談しながらできないかというところが1点。

2点目が、その中で飲食業店とホテルに関しては、業界業態として、私もお話伺った際には、今していないというお話だったので、そこにも拡大する考えはないかというところ。

三つ目、避難所に関しては、訓練だとか対応というお話ありました。そうではなく、そもそも物理的なスペースの問題として、例えば、引水とか陣内とかにも施設がございますが、そういったところとも新たに締結する考えはないかということをお伺いしております。

4点目、最後なんですけども、こちらそういった締結してくださっているところの感謝だとか、応援だとか、あるいはインセンティブの提供というのも含めて、そういった情報をこの企業とか団体は協力してくれてますよということも含めてホームページに掲載してはどうかという、その4点を伺いたいと思いますので、改めてお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

まず、宿泊施設関係と企業関係等でございますけども、事業者関係につきましては、先ほど町長の答弁にございましたように、現在、熊本県でもですね、広域にわたるその宿泊施設等の提供に関する協定ということで、災害時におけるこう発生の対応がですね、現在、熊本県でもされておりますので、こういった面では、広域にですね、それぞれの自治体に関わることでございますので、それについては、宿泊施設等の町内にもたくさんの旅館、ホテルございますので、広域的な対応はそちらで可能じゃないかなということ考えております。

それから、飲食業関係につきましては、組合等も町内でございますけども、そういった飲食関係の提供、災害時における対応面については、今後ですね、やはりこうそれぞれの事業者さん、企業さんがおられますので、広域的な部分と町独自のそういった面での対応という面では、今後相手方もあることですので、その辺はまた今後協議をですね、していく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、老人グループホーム関係等につきましては、現在、福祉施設との協定以外のそういった施設関係との協定という形ですけども、今後どのような方法がですね、こう災害対応時という面で考えられるのか、またこの辺もまた協議を考えていきたいなというところでは思っております。

それから、応援協定につきましては、それぞれご協力いただいている事業者さん関係の現在の協定、また今後におけるその協定が発生しましたときにおけるホームページ等への掲載ということにつきましては、これもあわせて相手のあることですので、またその協議はですね、相手方と協議しなければ一方的に載せることできませんので、そういった面ではですね、協定につきましてはの掲載等につきましては、またご相談をですね、させていただければというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） では、再度質疑、質問いたします。

大体はわかったんですけども、3点追加でお伺いしたいと思います。ちょっと確認も含まれるんですけど、先ほどの飲食店については、拡大も検討していきたいというお話だったんですけど、そこは商業施設も同じだと考えて、聞き漏らしてたら申し訳ございません。よろしいということでしょうかというところと。

ホームページへの公開に関して、この協議はしていくということによろしいですかという確認ですね。

もう1点、ホテルに関する協定に関してなんですけども、こちら県が結んでいるというお話だったんですけども、こちら形だけ結んでも緊急時に町としてしっかり対応できるかというお話がありますので、そこに関して個別なり、何なりで町のほうでもしっかりと中身の検討なり、話し合いができていくかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 3点のお尋ねでございますけど、まず飲食業関係につきまして、先ほどのご説明をいただきまして、商業施設業関係につきましては、そういった関係組織とのですね、そういったお話も現在、協定結ばれているところもありますので、その辺については協議をですね、今後考えていきたいというふうに思っております。

それから、ホームページにつきましては、先ほど申しましたように、相手先があることでございますので、それにつきましては、現在既に協定されているところも含めてですね、ご相談をさせていただければというふうに思っているところでございます。

ホテル関係につきましてはですね、先ほどの県のほうとの広域的な協定がされておりますので、その辺は熊本県がされておりますので、これにつきましては、中身といたしましては、災害救助の適用ですかね、そのところも想定をしながらされておりますので、災害等のこういった状況でどんな対応ができるのかもですね、ホテル連絡協議会ですかね、あるかと思っておりますので。

○1番（金田英樹君） 県の枠組みではなく、じゃあ町としてそういったホテル等としっかり相談なり、計画なりはできているのかということです。

○総務部長（岩尾昭徳君） そのような県の状況等も踏まえてですね、その辺はまたご相談をさせていただければというふうに思っておりますが。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 災害関係に関しては、既に町のほうでも様々な取り組みをされておまして、その点は私も非常によいことだと思っているんですけども、ぜひこちら何か起こってからではすべてごてごてになってしまうので、できることはなるべく、先ほど話したことも含めてしっかり進めていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目はですね、市民活動支援制度に関する質問でございます。

市民活動支援制度とは、様々な類型がありますが、最も基本的な枠組みとしては、市民団体やNP

○、あるいは個人などの持っている公益的な市民活動のアイデアや発想、行動力をまちづくりへ反映させるための制度です、少子高齢化や在籍逼迫化の中で、行政だけではなく、住民、NPO、企業、各種団体、ボランティアが行政とともに公共を担っていくためには、行政がどうサポートしていくかが問われております。大津町は、今現在県内では恵まれている環境にあるとはいえ、人的、財政的厳しさについては、執行部の答弁からも伺える状況です。さらに、国立社会保障人口問題研究所の日本の市区町村別将来推計人口によると、今から約15年後には本町の高齢化率は30%近くになり、約3人に1人が高齢者となる見込みで、その時点での県内トップクラスの数値となります。よって、そうした厳しい状況を迎えるまでにいかにして住民を巻き込んだ地域力を形成するかが今後の鍵を握っていると考えております。そのためにも、地域を担い、活動を行っている団体、個人を行政としてサポートする必要があり、住民のやる気に答える行政の姿勢が今まさに問われていると考えております。

さて、大津町には多くのまちづくり団体があり、そのほとんどは住民の方々のボランティアによって成り立っております。しかし、執行部の皆様も感じていることだとは思いますが、活動団体数や参加者の延べ人数は多いものの、実際には一部の方が幾つも活動を担い、特に年配者の方々が熱意と使命感をもって長年頑張ってくださっているという構図も見えてきます。それは実際に私自身が町内でボランティアやまちづくり活動に関わる際はもちろん、つい先日行われた大津町ボランティア連絡協議会主催のボラレンフェスタの交流会に参加した際にも改めて感じたところでございます。しかし、これからのまちづくりにおいては、先ほど申し述べたとおり、町長もおっしゃっている協働の取り組みが重要になり、年配の方だけではなく、若者も、また年配者も一部だけではなく、より多くの方々にボランティアやまちづくりに楽しみややりがいを感じながら参画してもらい、活動の裾野を広げ、総合的な住民力を高めるための仕組みが必要であると感じております。協働とは、協力の協に労働の働と書きます。根幹となる概念としては、単に一緒に取り組むということではなく、目的意識を共有し、共通の目標に向かって達成に力を尽くすことや住民と行政が対等の立場で互いの特性を生かすことで目的達成に向けて相乗効果を出していくことと言えます。つまり、財政的に厳しい自治体が増える中、あれもこれもと安易に住民のボランティアに一方的に頼るような構図も見られますが、そうではなく、行政としてもボランティアやまちづくり団体の方々がより活動に参画しやすい仕組みをつくりながらサポートしていくことが求められております。

さて、こういったいわゆるボランティアによりされる活動は、公の補助を受けてやるものではなく、金銭的負担も含めてすべて住民が手出しで行うべきであると主張する方もいらっしゃいます。確かに、実際私もこれまでいろいろな活動に参加してきましたが、既に様々な活動に参加している方の多くは、既存の活動を継続していくということのみに関して言えば、大きな負担や疑問等は比較的小さいように思います。しかしながら、本町で様々なまちづくり団体に、時には運営側として実際に関わってみての実感としていけば、先ほど述べたように、単にボランティアやまちづくりに携わる方々の献身に頼るだけでは活動の裾野は広がらず、また、町をさらに活性化させるための新たな取り組みも生まれにくいと考えております。

ここで、今回のテーマである市民活動支援制度の内容をイメージしやすいように、他の自治体で取

り組まれている類似事例をご紹介します。

まず、当該取組みにおいて最も有名なものが、通告書にも記載のある千葉県市川市の1%条例です。これは端的に言えば、住民や個人によるまちづくり活動に対する金銭的助成制度ですが、特徴的なのは、納税者1人1人がそれぞれの納税額に応じて支援する団体の事業を選択することができ、その特定の納税者の前年度の個人市民税の1%に相当する額が指定の団体に割り振られる点です。つまり、納税者が前年度20万円の個人市民税を納めていた場合には、2千円が指定の団体に支給され、そういった方が10名いれば、その団体は対象事業における活動資金として2万円を獲得することができます。よって、団体側にとっては住民から直接選択されて、市と指定されることが励みになりますし、同時に、より公共性の高い取組みが生まれやすくなります。また、住民側もこれをきっかけに活動への関心が高まり、その活動やコミュニティに参画することにもつながります。

しかし、市川市式の住民一人一人が自らの割当先を選択する補助制度は、制度設計や運用上も複雑になり、事務負担も膨大になると思いますので、本町で実施する場合には、一定の予算枠を設定し、住民を交えた選考委員会、あるいは公開プレゼンテーション等で支援先を決定する方式でよいと考えており、その場合でも、先ほど述べた目的に対して十分な効果が期待できると考えております。

実際に、この市民活動支援制度は、自治体によっても制度設計にかなり違いがあり、その他の事例も二つだけ説明させていただきますと、三重県名張市の名張市市民広域活動促進条例では、市民広域活動支援補助金を定めて、事業に対して提案公募型で、上限30万円の100%の補助をする制度となっており、その支援先は選考委員会により決定されております。

また、浦安市では、設立したての団体と十分な実績がある団体を分け、新規団体に対しては、自立促進補助金により、はじめの一步として一事業最大5万円、実績もある団体に対しては、活性化事業補助金により、ステップ事業として最大50万円の補助を実施しており、選考は1次、2次の審査及び公開プレゼンテーションによって行われております。

以上のように、各自自治体によって多少の違いはありますが、細かい制度設計に関しては、先進事例等を研究しながら作り上げていけばよいと思っております。

ただし、裾野の拡大という観点から私がこだわりたいのは3点。団体だけではなく、個人のグループ等でも気軽に申請できること。補助率に関しては100%、あるいは自己負担上限1万円程度までとすること。そして、より多くの住民の方の興味、関心を得るために選考の過程において公開のプレゼンテーションを入れることです。

また、当該取組みにおける財源について触れさせていただきます。通告書では、個人町民税0.1%程度の約120万円を提案させていただいておりますが、こちら財源としては、地域づくり活動支援事業の400万円の一部を充てることを考えております。当該事業の要綱を確認すると、町長は地域のみなの顔が見える環境を築き、地域の一体感や安心感を作り上げることを目的として、地域住民が自分たちで取り組む地域の特性を生かした地域づくり活動に対して予算の範囲内において大津町地域づくり活動支援事業補助金を交付するものとされており、当該制度を利用した事例としては、子どもを中心とした相撲大会、花いっぱい運動、防犯パトロール、美咲野夏祭り、そば打ち体験講習

会、食育と介護予防講習会、グラウンドゴルフ大会など様々です。そして、当該事業の執行実績をみると、一昨年が200万円弱、昨年も300万円弱と、ともに100万円以上が未執行となっております。当該制度は、町全体というよりは各地域内でのつながりや活性化を目的としたものですが、都市化した自治体においては、自治体の中の各地域でのつながりだけではなく、自治体全体でつながったコミュニティの情勢も重視されております。

大津町でも、現在新興住宅地や集合住宅が増えており、そういったエリアでは地域とのつながり、引いては、町自体とのつながりも希薄化する傾向にあります。もちろん、そうした各地域内のつながりや活性化に寄与していただくための取り組みも必要ですが、同時に、そうした現状も踏まえて最初から未執行分の全額とはいいいませんが、例えば30万円程度でスタートするなど、その一部でも町全体の活性化、活動の裾野の拡大、コミュニティの醸成のための取組みに割り当てることを考えてみてはどうでしょうか。

最後に、整理させて述べさせていただくと、今回提案している取り組みには大きく分けて3つの意義があります。一つ目が、住民発の様々な活動が起こり、町が活性化する可能性を秘めている点、二つ目が、そうした個人、団体活動を広く住民が知ることによって活動の裾野が広がり、まちづくりやボランティア要因の増加につながるとともに、住民からすると社会やコミュニティへの参画機会を得ることができる点、三つ目が、こちらはあくまでも副次的なものです。具体的納税額を意識し、かつその一部の使い方を住民自体が決める機会を提供することで住民の政治やまちづくりの参画意識を高めることができる点です。

また、当該制度の実施は、町としての住民活動への期待や後継の感謝を具体的な形で示すという点においても大きな意義があると考えております。

以上、細かな点もお話させていただきましたが、この市民活動支援制度を本町で取り入れる考えはないか、町長の見解を伺います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員のボランティア関連等の支援事業につきまして、今各全国のいい例を言われておりますので、本当に我々もそのような活動が住民の皆さんからしっかり起きてくることを願っておるところであります。

大津町におきましても、中にも大変多くのボランティア活動団体やまちづくり団体がありまして、様々な活動をしておられます。皆さんは手弁当でやっておられるところもあり、本当に頭の下がる思いで感謝をしているところでもあります。私のボランティア活動に関する考え方を申し上げますと、ボランティア活動というのは、あくまでも手弁当で行うことこそ価値があり、また、その活動される方も誇りと喜びをもって活動されているのではないかと考えております。議員の資金的課題により、新しい取り組みが行われないかというご指導でございますけれども、ボランティア団体等に対しましては、町では直接補助を行うということは行っておりませんが、例えば、平成20年度から取り組んでいる元気大津づくり活動事業では、町内で町民の自発的意思に基づき、他人や地域社会に貢献する目的をもって無報酬で行う活動に対して、地域通貨の水水を一人当たり1千300水水を限度に発行してお

ります。その発行された地域通貨の使用方法の一つに、登録住民団体への寄附がございまして、登録できる住民団体とは、行政区や老人会、子ども会などの団体やNPO法人、町内で活動しているボランティア団体などございまして、8月末時点では33団体の登録がっております。中には、所属会員に広く呼びかけ、元気大津づくり活動に取り組んだ結果、団体に集まった寄附額合計5万円を超えた登録団体もあり、団体の貴重な活動資金の調達方法の一つとなっております。

また、平成4年度から取り組んでいる再生資源集団回収助成金制度において、資源リサイクルの推進を図るために自主的に再生資源の集団回収を行う子ども会や婦人会などの団体に対し助成金を交付しておりますが、本年も65団体に対して523万円近くを補助をやっております。中には、ボランティア団体も登録されており、再生資源の回収、集団回収をすることで貴重な活動資金を調達しておられるようございまして。これも議員ご懸念の資金的課題を解決する一つの方法であるかと考えております。

また、大津まちおこし大学では、まちづくり学部を設置しており、まちづくり団体やボランティア団体などが所属し、いろいろな悩みなどを話し合う場を提供し、また、団体の活動についてもまちづくり学部の中で団体の1年間のカリキュラムをつくっていただき、広報で賛同される方を募りますので、応募される方たちと一緒に活動していただければ活動資金の一部を助成できる、援助できる内容となっております。

議員がご提案の住民税1%支援制度は、千葉県の市川市などで行われており、市民活動が活性化するというメリットがある一方、納税している人の取り扱いはどうなるのか、結果は任期投票になるのかではないか、住民税は目的税でないとかいういろんな実施に関するコストが大きいなどの指摘がなされております。

以上のようなことから、町では市民活動支援制度としては、大津まちおこし大学を核として取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。先ほど議員おっしゃった、地域づくり団体等への活動支援関係についても、3年に1回の見直しをやっておりますので、今後については、それぞれの団体のご意見を十分聞きながら、その活動、制度に載せていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 町長の考えはよくわかりました。それを踏まえて再度質疑させていただきます。

まずちょっと誤解があるようですが、今回、担当課の方とは事前にお話させていただいたんですが、今回は特に1%条例、その住民税を使うという枠組みはこだわってなくて、先ほどの本文のほうでもお話したとおり、あくまでも一定の財源をつくって、その中から、例えば公開プレゼンテーションや協議会などをつくって、その中でやれば事務的経費もかからないのではないかとというふうな提案でございました。

二つ目のボランティア手弁当で行うこととおっしゃることももちろんわかるんですが、これは、例えば、私が東日本大震災のボランティアに行きましたと、そうしたときの交通費だとか、宿泊費あるいは手袋だとか軽微なものはもちろん皆さん手弁当でやることにまったく問題はないと思います。そうではなくて、例えば、そうやるにしても、例えばスコップであったり、土嚢の袋であったり、かか

ってくるコストというのは非常に大きくなっていくんですね。なので、そういった活動を支援する形として金銭的というか、物的というか、そういった措置があればいいんじゃないかと思っております。ということでございます。

もう一つは、先ほどまちづくり大学と水水の話ありましたが、例えば、水水に関しては、金額で言うと、こちら主要な施策の成果をみると、昨年度28万7千円に止まっているのが現状です。このすべてが団体に振り分けられるわけではないと考えております。額が非常に少ないということですね。まちおこし大学に関しましても、今ほどおっしゃいましたが、金額については75万円、団体こそ登録12団体となっておりますが、ひとつづくり学部学科生徒数34人と、数字を見ても今のやり方では裾野も広がってなくて、有効に動いていないと。もちろん、ここをもうちょっとうまくやっていくという話であれば、私のお話した支援制度必ずしも使う必要ないと思うんですけども、その観点から改めてお答えを伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 1%の件につきましては、財源の確保の枠内の数字で示されたものというようなことで、私のほうも質問の内容の誤解をしておったようでございます。いろいろの取組み、関連等についてまだまだ議員指摘のとおり、大津町ボランティア関連にしっかりと頑張ってもらおう大津の水水制度でございますけども、これについても、まだ多くの皆さんにどれだけわかっておるかというのが我々としてはまだ不足しておるなというのを、今反省をしております。

それから、まちおこし大学、これにつきましても、今までやってきていただいております中におきまして、これからのまちづくりのそういうやろうという団体、関連等についてのやり方、まちおこし大学の運営の方法も運営委員長のほうとその辺の検討をお願いしたいということで宿題を出しておるというような状況でもあります。もちろん、大津町元気大津づくり活動というようなものをやっておりますので、いろんな形で項目5、6目あげながらやらせていただいておりますけども、やっぱりそういう事業関連についての皆さんの理解度というものがまだまだ不足しておるんだなというような思いをしておりますので、今後、いろんなそういう大学での場所、あるいはそういう活動される方々のご意見を十分聞きながら、どういう支援活動をどこでどう生かすかというようなことと、その人の意見を生かしながら多くの住民の皆さんが参加できるような形を今後検討、考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） すみません、再度、確認もかけて伺わせていただきます。今話を整理すると、基本的にはまちおこし大学と水水のところでやっていくけども、そこに関してもう少し裾野が広がる方法であるとか、認知度が広まる方法であるとか、できればこれお答えいただきたいんですが、金銭的なものですね、今の現状を見ると、あわせても100万円ほどでございまして、そこに多分講師の謝礼とかもいろいろ含まれておるので、本当に額的にはかなり少ないと思うんですね。先ほどお話ししたように、財源としては、別途今度見直すというお話もありましたが、見直すときに、例えば、そちらの町全体における取組みに置き換えるだとか、そういった考え方もあると思うんですよ。そこ

に関して、ちょっともう一度お答えをいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 金田議員の再々質問のほうにお答えしたいと思います。

金銭的な援助ができるような制度にどのように考えているかというようなお話かというふうに思っております。先ほどございましたように、議員からのご提案がありましたように、100%補助で、自己負担額が1万円程度、そして上限額は30万円程度ぐらいのその補助ができないだろうかというようなお話であったかというふうに思っております。そういったようなお話があったかと思ってたんですけども、この自己負担1万円というのがどこまでできるのかというようなことも、こういったところは検討事項かというふうに思いますけれども、基本的には、今町長が申しましたように、まちおこし大学、こういったところも踏まえて、あるいは地域づくり活動支援事業というのもございます。こちらのほうは地域における活動を支援するというので今取り組んでおりますけれども、こちらのほうにつきましても、今ご提案のまちづくり団体、そういったところについても補助ができるのか、できないのかあたりのほうも今後検討をやりたいなというふうに考えております。こちらにつきましては、3年に1回直し行っております、平成25年度に見直しを行っております。今年が2年目で来年が3年目となります。従いまして、平成28年度から新しい制度にまた組み替えなくちゃいけないというふうに考えておりますけれども、そういった制度を見直すときに、今のご提案につきましてはですね、どのような形で組み入れることができるか、いろいろと検討しながら、ほかの水水とか、あるいはまちおこし大学、そういったところも踏まえてですね、全体的にそういったところの助成制度あたりも踏まえて全体的な見直しを行っていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 先ほどご説明あったとおり、まちおこし大学も水水も制度的には確かにものすごくいい制度だと思っております。ですので、水水で言うと、先ほどのように金額使われていないというお話と、まちおこし大学の参加者と、講座の数も24か25で減っていたのが少し気になったところがございますので、支援制度ができないのであれば、既存のその制度を先ほどおっしゃったように、ぜひやっていただければと思いますので、はい、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後1時47分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更（平成26年9月22日）

平成26年第5回大津町議会定例会会議録

平成26年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成26年9月22日(月曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一	書 記 堀 川 美 紀	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 上 田 ゆ かり	
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	兼 総 務 課 長 羽 熊 幸 治
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	総 務 課 長 大 塚 義 郎	兼 総 務 課 長 白 石 浩 範
	経 済 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	兼 併 任 工 業 用 水 道 課 長	教 育 部 長 松 永 高 春
	総 務 部 次 長 兼 課 長 杉 水 辰 則	兼 総 務 課 長	教 育 部 長 市 原 紀 幸
	総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太	兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 田 勝 徳

平成26年第5回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成26年 8月26日 請 願 第 2 号	「農協改革」に関する請願書	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

議案第61号 同意第 5号	大津北中学校増築工事（建築本体）請負変更契約の締結について 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
------------------	---

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 26 年 9 月 22 日 (月) 午前 10 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 発議第 6 号 「危険ドラッグ (脱法ハーブ) の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 選挙第 1 号 大津町選挙管理委員会委員の選挙について 議決

日程第 6 選挙第 2 号 大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について 議決

日程第 7 議案第 61 号 大津北中学校増築工事 (建築本体) 請負変更契約の締結について

日程第 8 同意第 5 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 58 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。
経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 54 号、56 号、58 号、60 号、認定第 1 号、3 号、4 号、6 号、8 号、請願第 2 号の 10 件及び前定例会で議決されました委員会所管の継続調査であります。当委員会は、調査に先立ちまして、9 月の 10 日、11 日午前中に、関係する 27 カ所の現地

調査を行い、12日、16日に委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。また、議案第54号関連で、岩戸の里の今後の運営と認定第1号関連で、監査委員指摘の農業用施設災害等については、町長からの説明を求めました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第54号関連、平成26年度大津町一般会計補正予算（第3号）について。

経済部農政課におきまして、委員より、地域の営農組織法人化推進事業補助金が2団体に予算措置されております。総会等も終了していると思うが、経営状況はどうかという質疑に、執行部より、農事組合法人大津白川につきましては、91万8千円の赤字であったため、次年度は10アール当たり1千円の賦課金を2千円に増額し、経営改善を図ると聞いております。ネットワーク大津株式会社につきましては、13万4千円の黒字でしたということです。

委員より、県の事業休止による有害鳥獣被害対策事業補助金減額について内容を伺いたい。また、本年はイノシシ等が多いと聞いておる。今後捕獲隊の後継者育成はどのようにするかとの問いに、執行部より、補助金は国に類いの補助金があるとのことで休止となりました。類以補助金は町補助金の上乗せ制度となっており、短期間で制度が終了しますと町の負担の増となりますので、憂慮しているところであります。また、捕獲のたびに町職員による現地確認が必要であるとの制約がございましたが、要件が緩和されると聞いております。このようなことから、次年度は国の交付金を活用するための検討を行っているところであります。後継者については捕獲隊からも同様のお話をいただいております。今後、活動が継続でき、新しい方が増えるよう話し合いを持ちながら進めてまいりたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、今年は捕獲頭数が多いと聞いているが、全体的に頭数が増えているからだと思われる。銃に要する経費もかなりかかることから、苦勞されていると思うので補助金を精査するとともに、隊員増加の方策も併せて行っていただきたいという意見が出ました。

次に、岩戸温泉について。

委員より、指定管理者と協定書、清掃日程表の提出を求めました。委員より、指定管理者の債務負担行為補正について989万9千円が計上されているが、算出の根拠について説明を伺いたい。執行部より、初年度につきましては、4月から6月までの3カ月間を休館し、改修工事を前提に積算を行っております。入館者数及び売上につきましては、現状維持として積算しております。店等の収入の2項目では、平成25年度実績により算出しております。初年度支出は同様に9カ月としておりますが、一部例外があり、休館中の3カ月間に要する電気代、施設管理費、人件費等の維持管理費は別途積算しております。また、人件費については最低限の人員配置で算出し、ほかの6項目は平成25年度実績により算出しております。改修工事を前提とした初年度の収入は、収入4千640万3千円。支出5千207万8千円。差し引き567万5千円の不足を指定管理料としております。2年目以降につきましては、初年度同様の方式で算定を行い、期間は12カ月を要します。2年目以降の収入は、収入6千185万円。支出6千396万2千円。差し引き211万2千円の不足を指定管理料としておりますと答弁がありました。

委員より、業務主任職員6名と業務職員6名、これにパートタイマーが現在いるが、収入の項目で売店収入、飲食店収入を積算してあるが、人員配置のやり方でも収入は変わるのではないかと問いに、執行部より、まず、備考欄記載の業務主任職員の積算についてであります。一日で見た場合、午前・午後の8時間交代で、温泉館と厨房に各1名ずつの計2名を配置しており、2交代なので1日4名ということになります。業務主任は直営の町を参考に日額1万円で積算しており、1カ月当たりでは30日×4名×1万円ということで120万円となります。6名の根拠については、月額120万円分の人件費は固定費となりますが、30日間休みなしというのは現実的にありえませんが、通常20日勤務とした場合、120万円÷20日=6名となります。業務職員は日額8千円で同様の計算。パートは5時間の3交代で同様の積算を行っておりますとの答弁がありました。

委員より、業務主任職員6名、業務職員6名の計12人と、これだけ多くなると福利厚生費も増加するのではないかと。できるだけ少ない人数でというならパートの割合を増やすなどいろいろな方法があるのではないかと。人件費以外の根拠は理解できるが、人件費については今後経営を安定させるための必要人員の根拠になっていないのではないかと問いに、執行部より、現状の給与実態はこの積算方式ではありませんが、施設の適正運営のための指定管理料の積算ということになります。また、債務負担行為は説明させていただきました試算をもとに予算を計上しておりますが、予算の限度額でありまして、実際の支払については公募要綱等にも示し、慎重に執行を行うことといたしますと答弁がありました。

また、委員より、入館者が増加すれば利益率が上がる、施設整備や改修工事を町が行った上、町は指定管理料まで支払うのか。例えば、自主管理による維持管理を行う方法もあるのではないかと。維持管理の経費のみを考えると極端に言えば、休館したほうが経費がかからないという場合もある。いろいろな方策の検討も今後必要であるとの意見がありました。委員より、休止した場合、補助金返還はどうなるのかと問いに、執行部より、仮に休館した場合は、約1億7千万円の補助金返還となります。試算では、減価償却により毎年800万円程度の返還額が減収する見込みで、平成58年度に返還額が0円になります。また、執行部より県内の類似施設の多くは、指定管理料を支払っている現状があります。また、直営で運営している町では、年間数千万円の経費が必要とのことでもあります。このような状況があり、今回積算を行い、指定管理料をお願いしております。3年間の限度額として、債務負担行為ですのでそのまま全額を支払うわけではありませんと答弁がありました。

また、委員より、経営自体をやめるという選択肢もあるのではないかと。試算による収入では赤字となるため、これに見合う分を指定管理料として支払うということになっている。また、今後も改修等の経費は継続的に必要となることから、根本的に運営方法を見直す必要があるのではないかと意見がありました。

また、委員より、営業は継続したまま、負担は増えましたでは、今後継続はしない方がよいと住民の意見を代弁して言っております。利用しない町民の視点からすれば、受益者負担の原則が守られているかということになるかと思われます。休止の場合、億単位の補助金返還があるとのことだが、法律等の情報収集も行いながら、規模縮小など補助金返還を必要としない施設の有効利用等の検討も必

要である。大がかりなプラントのための必要経費も膨大となっているのではないかという厳しい意見が出ております。そういった意見をもとに町長に出席を求めました。岩戸の里の今後についての意見を町長にお聞きしました。町長より、今回の9月補正では、岩戸の里について債務負担行為989万9千円、設計に関する委託料630万8千円をお願いしております。岩戸の里は当初、多数の入館者があり目的どおりの事業が展開しておりましたが、17年が経過し、施設の老朽化、近隣に類似施設の建設等もあり集客が減少しております。振興公社を解散し、指定管理者による運営を行い6年目となりますが、平成24年度災害により休館を余儀なくされましたことから、さらに客離れが進みまして、24年度につきましては議会のご承認をいただき、指定管理料による支援を行ったところがあります。また、鉄分の多い泉質により、ポンプ施設等の老朽化が激しいため、メンテナンス計画により毎年1千万円程度の改修を行っております。建物につきましては、オープン以来大規模改修は行っておりません。破損箇所については、随時、応急改修となり、満足できる改修までに至っておりません。今回お願いしております委託料は、2つの大浴場の改修に係るものでございます。概算の事業費は1億2千万円となっておりますが、工事を行う場合は詳細調査を行い、今後の方向性も考慮の上、使えるもの、使えないものの精査が必要とお考えしております。債務負担行為につきましては、次年度の施設改修に伴う3カ月程度の休館を前提とした試算であります。平成26年度で指定管理期間が満了となりますので、本年度中に公募を行うこととなります。現在の状況を考慮し、指定管理料を措置しており、今後は議会において新たな指定管理者をご承認いただくこととなります。現在の指定管理者もしっかりがんばっておられることは確かでございますが、泉質による着色等を含め、管理清掃全般についてお客様からの指摘もあるようでございます。このような点も含め、ある程度の指定管理料の措置は必要ではないかと考えております。町としましても、できれば継続していきたいという気持ちがございますので、様々な企業等へみずからアプローチしてまいりましたが、経営を手掛けたいというところはなかなか見当たらないのが現状であります。最終的にどうするかという点につきましては、新たな指定管理により3年間の管理運営を行っていただいた後に、状況を総合的に判断すべきと考えております。現在、6月議会の一般質問も踏まえ、地元である南部地区を対象に、開館から現在までの状況説明を行いながら、地域の皆様方のご意見を伺っているところであります。3年後については、議会のご意見も伺いながら、継続か休止という判断を行うこととなりますが、白川水系の観光ルートを考えておりますので、江藤家住宅、岩戸溪谷、立野ダムなどを一体とした南部の観光推進を図るためには温泉はなくてはならないという思いもございます。このような状況でございますので、今回の補正予算につきましては、よろしく願い申し上げますとの町長のお答を聞きました。

委員より、現地調査の折、雑草や機械室の整理状況など雑然としていて、適正な管理とは言えない状況が見られました。町長として協定書にもとづく指定管理の取り消しはあるのかとの問いに、町長より、協定期間はあと半年でございます。今後、多数の公募をいただける状況を作りながら総合的に判断したいと考えております。清掃等を含め、お客様からの指摘事項が全て改善できている状況ではございませんが、そのことで指定管理を取り消すことは今の段階では考えておりません。現在の資材高騰、燃料高騰の中で、指定管理料がなく、利用料金だけで運営いただいている点に関して感謝して

おりますとの答弁がありました。

委員より、今後の指定管理のスケジュールについて伺いたいとの問いに、執行部より、予算について議決いただいた場合の予定としておりますとの説明がありました。

委員より、債務負担の限度額の中でどのように公募するのかとの問いに、執行部より、債務負担の限度額でありますのでこの金額をそのまま支払うことではありません。金額につきましては、仕様書等に示していきたいと考えておりますとの答弁があり、委員より、指定管理料0円で応募があった場合、金額が優先されるのか、現在の指定管理者も応募できるのかとの問いに、執行部より、公の募集ですので条件を満たせば応募はできます。指定管理者制度は、町民のサービスの向上及び経費の節減となっております。指定管理料が0円なので、指定するとは限りません。町選定委員会で住民サービス、経費節減、経営能力等の総合的な評点を行いながら、適正な選択を行いますと答弁がありました。

現在の指定管理者については一定の評価もあるようだが、除草、清掃、機械室の整理状況を見る限り、適切な管理状況とは言えないのではないかと。点検記録表についても、動作確認の記入がないなど管理状況に問題がある。指定管理者制度は万能でなく課題もある。指定管理の制度に縛られず、有能な支配人等を招へいし、その人件費は入館料で賄う仕組みを作り、のちの運営費は町が支出をするといった運営の仕方もあるのではないかと。協定書には原状回復の義務もあることから、現指定管理者に対して、損害賠償も視野に入れていく必要があるのではないかと意見がありました。町長より、今回は大浴場の改修ですが、他町の大規模改修を参考にすると約3億円程度を要すると聞いております。仮に大規模改修を行った場合、集客が増加するとは限りません。また、これまでも、かなりの維持管理費がかかっております。現在、説明会を通じて、地元の意見をお伺いしているところであります。もう少し時間をかけて今後の方向性について検討させていただくならばと思っております。当面、運営する中で支障のある老朽化の激しい箇所の調査を含む設計を今回お願いしているところでありますと答弁がありました。

委員より、町長の方針としては、将来は休止の方向なのかとの問いに、町長より、これからも老朽化が進むことを考慮しますと、現在の規模での施設運営は難しく、休止も検討しなければならないと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、補助金を返還しないでよい範囲はどこまでなのか、1次産業を活性化させるための施設という目的があったと思うが、多方面から来ていただく施設ではなく使い方を変え、地元の方に利用していただく施設として維持管理するなら補助金の返還は免除されるのではないかとという問いに、執行部より、県及び国に利用方法を相談しておりますが、当初の目的が都市と農村の交流施設ということで、原則、目的外の使用については補助金返還となることとあります。例えば、「このような使い方では」というようなかなり具体的な事例でなければ、補助金返還の有無について明確な回答はいただけない状況でありますと答弁がありました。

委員より、大規模温泉施設として維持しようとするための課題が残るのではないかとこの問いに、町長より、目的外使用についての協議を県、国と行わせておりますが、目的外使用については補助金返還の原則があり、現時点では約1億7千万円の返還をすれば補助金の制約がなくなります。災害復旧

後、露天風呂については源泉かけ流しで復旧し、評判はよいと聞いておりますので、今後の運営方法の参考にしたいと考えておりますと答弁がありました。また、仮に指定管理者の応募がなかった場合、選定基準に達しなかった場合には、休館しながらの改修ができるのかの検討や直営の検討も必要になるのではないかと考えております。現在の経費により、少額での運営が長期的に可能であれば、将来南部の観光ルートの1つとして活性化のためにも残したいとの思いがございます。そのためにも今回の予算についてはお願いし、次の段階である公募の手続きにいかせていただくならばと考えております。大変難しい問題ですが、地元説明会のご意見を踏まえ、議会のご意見を伺いながら、福祉との連携や地域の活性化につながり、かつ、補助金返還を要しないような運営方式について検討させていただきたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、協定に基づく違反があった場合、損害賠償の請求は考えないのかと厳しい質問があり、執行部より、弁護士と協議したいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、管理点検記録表についてもバタバタして作成した跡が見える。営業は現在進行形であるので、町の管理責任もあるのではないかと問いに、町長より、協定に基づき対応したいと思っておりますと答弁がありました。

経済部商業観光課及び土木部建設課におきましては、人件費の削減のためでありまして、組み替えのためでありまして、質疑はありませんでした。

土木部都市計画課におきましては、委員より、あけぼの団地2棟施工するのは棟長の意見で前倒して施工するのかなどの問いに、執行部より、今回入居者に同意を求めたところ、予定していた以上に同意者が多く、全員同意が5棟ありました。入居者の同意があまりにも多いため、計画を前倒して施工しております。

委員より、施工中の移転について、住宅の確保はどうなるのか。執行部より、空き室を利用するか仮設住宅を建設するか検討中であるとの答弁がありました。

委員より、住宅の管理において、入居者の責任によるものがあるのかなどの問いに、執行部より、修理代があった時は毎回調査して、入居者の責任によるものは入居者が修理をするよう指示をしております。機構改革で修繕、住宅維持管理業務委託などの業務は住宅係になります。前回答の内容は、住宅係に引き継ぎますとの答弁がありました。委員より、今後の計画であけぼの団地の寿命はどうなるのかなどの問いに、執行部より、公営住宅の鉄筋コンクリート建ては70年が寿命となっております。現在35年程度過ぎており、補助金では10年以上管理することになっております。17、8年後にもう一度改修を行い、70年後に用途廃止してはどうかと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、1戸当たり300万円と聞いたが計画はどうなっているのか。また、家賃はどうなっているのかなどの問いに、執行部より、1戸当たりの内装300万円、屋根、外壁を4千万円で、1棟当たり1億3千万円を計画しております。家賃は、応能応益で2千円から、高い方で2万円程度上がりますと答弁がありました。

委員より、立石団地の登記について、今後の予定はどうなっているのかなどの問いに、執行部より住宅地と空き地を分筆して、空き地の分を将来的に売買するように考えておりますとの答弁がありまし

た。

委員より、町の方向性として何かあるのかとの問いに、執行部より、申し出がっておりますので、第三者委員会へお願いしたいと考えておりますとの答弁がありました。

土木部下水道課、特別会計の繰出金の減額のため質疑はありませんでした。

全体意見といたしまして、岩戸の里が大きな問題となっております。町長から、今後の考え方も述べていただいたが、ただ単に可決するというのではなく、指定管理者による運営なのか直営なのかなど、現状を見ながら十分精査いただくとともに、補助金返還のないような形での方向性を見出していただくという条件付きで可決と考えますと、全員賛成で意見をすることに決定し、採決の結果、議案第54号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。繰越金の確定により、財源の組み替えのため質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第56号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について。繰越金の確定による財源の組み替えのため質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第58号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第60号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号関連、平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

農業委員会関連におきましては、委員より、集積面積が目標値よりかなり多いため、達成できているのがなぜかとの問いに、執行部より、株式会社ネットワーク大津の集積結果でありますとの答弁がありました。

経済部農政課におきましては、委員より、自立経営体育成資金利子補給の経営体数と借入総額はいくらかとの問いに、執行部より、対象は19経営体で、借入総額は1億9千150万円でありますとの答弁がありました。

委員より、ネットワーク大津株式会社へ250万円出資しているが、運営状況について説明を伺いたいとの問いに、執行部より、13万4千円の黒字でありました。収入として、国からの交付金等もありましたが、税の特例措置である経営基盤強化準備金制度により、2千600万円を積立金として損金に計上後の決算となっておりますとの答弁がありました。

委員より、肉用牛ブランドの動きはどうなっているのかとの問いに、執行部より、熊本県畜産協会から神戸へ出荷している大津産肉用牛が高い評価を受けており、ブランド化を図るためのPR活動を行いたいとの相談を受けておりますので、町としても協力していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、圃場整備の非農用地売り払いで竹内園芸が来ておられるが、地元の雇用の状況はどうかとの問いにおきまして、執行部より、現在雇用に関しましては社員8名です。そのうち3名は本社か

らの派遣で、残り5名は地元の大津町内から3名、町外から2名であります。また、パート職員にしましては現在7人です。そのうち、大津町町内から5名、町外から2名の雇用をされている段階であります。敷地内の園芸ハウスは半分しかできていないために、その部分を使って苗の出荷をされております。年度末には全体ができあがる予定であります。雇用もそれにより徐々に増えていく予定でありますとの答弁がありました。

委員より、竹内園芸では現在何を作っているのか、また、出荷状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、現在、ポット苗の生産でトマト苗、ナス、ピーマンの生産を行っております。県内の八代市、玉名市への出荷が主で、県外も九州全域へ出荷されておりますとの答弁がありました。

委員より、大津町森林認定材利用促進事業補助の問い合わせはあったのかとの問いに、執行部より、本年度1件の問い合わせがっております。しかし、昨年同様、実績がないのであれば見直しを検討していきたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、災害復旧補助要綱の制定時期の説明と農業施設災害復旧費繰越明許の不用額が758万4千円となっているが、申請取り下げがあったのかとの問いに、執行部より、平成24年7月の九州北部豪雨により被災し、平成24年12月に大津町農業及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱を制定し、翌1月に文書による回覧や行政区嘱託員会議での説明や地域での説明会を実施しました。平成25年6月に91.1%の国庫補助と3分の1の町補助に大きな差がありまして、個人負担が大きく、復旧の進捗が図れないために、国庫補助率と同様、40万円の上限を廃止した単独災害復旧事業補助金交付要綱を制定し、これまでの要綱を廃止し、早期復旧を図りました。また、758万4千円の補助金不用額につきましては、矢護川の堰を河川災害復旧工事費に県で施工し、町は負担金を支出して復興する予定でありましたが、協議により県が負担金なしで復旧していただけることになったことが一番の要因でありますとの答弁がありました。

委員より、平成25年6月に上限40万円の要綱を廃止した理由とそのことを会議に付して説明はどのようにしたのかとの問いに、執行部より、被災後各地域で説明会を実施しておりますが、補助率がどれぐらいになるのか確定してないために、その時点で説明できたのは通常50%補助となっておりますので、受益者負担は50%ぐらい必要になるという説明しかできませんでした。説明会の中で農地復旧に50%負担はとても厳しいという意見が出て、当初、受益者の同意が得にくい状況でありました。そのような状況の中、ある地域での説明会で、菊陽町では補助率は決まっていないが、自己負担は10%以内となるように町が対応すると聞いている。大津町も考えてもらわないと、営農活動に大きく影響すると意見が出たため、持ち帰りまして町長も含めて協議し、国補助率並みにしないと復旧が進まないということで新しい要綱を作りました。そして、平成25年6月議会の委員会の中で40万円の上限をはずすことも説明させていただいておりますとの答弁がありました。

委員より、下限はあるのかとの問いに、執行部より、3万円以上となりますとの答弁がありました。

委員より、災害復旧に対する監査の意見は大変厳しい。あいまいな対応ではなかったのかということではないか。災害復旧のためとはいえ、財務の基本を大きく逸脱したとあるが監査からの指摘はどのようなことだったのかとの問いに、執行部より、林業災害復旧の中で、林道以外の作業道復旧を

していたり、重機借上料、原材料費を多く執行していますが、中には100万円を超えるものもあり、緊急時は必要であるが、被災後、時間が経過しているものは積算して工事に対応するべきではないかというご指摘を受け、いくら災害復旧であったとしても、きちんとした執行を心がけるべきと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、災害復旧であったとしても、緊急性の根拠等を明確に示すことができる書類等を整理した上で対応する必要があるのではないかと厳しい意見も出ております。執行部より、災害復旧の重機借上料につきましては追加説明をさせていただきます。平成25年度において、災害復旧費で多くの重機借上料を執行しております。災害普及においては、被災して3週間を目途に確定申告、60日以内に最終報告をすることとなっており、その際に報告していなければ国の補助を受けることができません。重機借上料で施工している箇所は、その期限までに町で被災状況を把握できていませんでした。その後、申し出により被災状況を把握しましたが補助を受けることもできず、ほとんどが水路埋没や堰の崩壊であり、営農活動ができないということで早急に対応する必要があると考え、重機借上げで対応いたしました。監査からの重機借上げ料で支出するには金額が大きいものがあるとの指摘を受けましたと答弁がありました。

委員より、監査からは重機借上料の支出に関する書類の中に早急に対応せざるを得なかったことを示す根拠となる資料が欠けていたということかとの問いに、執行部より、被災者が営農活動を早急に対応したのですが、監査時にきちんと説明ができませんでしたと答弁がありました。

委員より、写真等の資料がなかったのかとの問いに、執行部より、写真等は添付していましたが使用した重機が写っている写真が漏れているなどが一部ありましたと答弁がありました。

委員より、根拠を示すことができなかったということかとの問いに、執行部より、いくら災害復旧であったとしても重機借上料で100万円を超える支出はどうかということで、積算して工事請負費で支出すべきであったのではないかという指摘であったかと思えますとの答弁がありました。

委員より、そのことは方法論であり、監査の指摘を受けるまで誰も疑義を持たなかったということなので、予算執行の際は財政、会計も決裁するわけだから、ここだけの問題ではないと思われる。いずれにしてもこの件は委員で考える時間を持ちたいと思うとして、町長にまた出席をしてもらいまして、町長により説明を求めました。町長に対しまして、委員より、災害復旧に関して、監査報告で厳しい指摘があっている。災害というのは天災であるから慌ただしかったと思うが、予算の執行がきちんとされなかったということか。復旧する際、町長、財政、会計を関係書類が回って執行ができるのだが、チェックができていなかった。根拠の薄い説明では看過できないと言われても仕方がないと思われるので、町長の意見を伺わないと決算認定ができない。町長の意見をお願いしたいと質疑あり、町長より、我々は最小の経費で最大の成果を出すべきであります。今回の災害は非常に大きな災害で、営農活動に影響はないように10月に災害復旧係を作り対応しましたが、今回指摘を受けたような予算執行があり申し訳ございません。住民サービスは必要であるが、今回の件は反省し、今後このようなことがないようにコンプライアンス研修など法令遵守を行いながら、職員の意識改革と指導を図りますと答弁がありました。

委員より、担当部局は住民が困っているからどうにか対応したいという意識から、救急だから仕方がないと思ってやったのではないか。予算執行まで様々な部署の決裁を要するが、チェック機能が働かなかつたのはなぜなのか。研修でできるようになるのかと。管理者の決裁で通っているが、抑止力となる係がなくなっているのではないかと指摘に、町長より、職員の意識改革とほかの課との連携を図り、チェック機能をより一層図っていきます。担当にも伝えますが、部課長の責任で精査していくよう指導していきますと答弁がありました。

委員より、両部長はいかがですかとの問いに、執行部土木部長は、財政規律を厳しい目でチェックしていきます。また、経済部長は、今回の件を真摯に受け止め対応していきますと答弁がありました。

経済部商工観光課におきましては、委員より、ビジターセンターはPRが足りてないように思う。広報など少しでも収入があるようにしてもらおうなど媒体を活用してもらいたいとの問いに、執行部より、今考えているのが観光協会がキヨスクみたいなものを出し、唐芋や銅銭糖などを販売できればと思います。ポスターやテレビを利用し、PRも考えたいと思いますと答弁がありました。

委員より、ビジターセンターの屋根の補修は納得できない。人が通るところだけそういった補修をするのかとの問いに、執行部より、ビジターセンターに軒を作りますと人は歩くところのみであります。入り口のところのみを考えておりますが、建築確認では「かぶり」ができないためでありますとの答弁がありました。

委員より、ビジターセンターの駐車場の件だがどうなっているのかとの問いに、執行部より、ビジターセンターの駐車場の機械製品代が497万円、取り付け手間が73万4千455円、諸経費を入れ落札率を計算すると667万9千673円となります。駐車場の収入が54万3千200円、駐車場オンコール受付対応業務委託が23万9千400円で、差し引き30万3千800円となり、収入と支出が同額になるためには22年間かかります。機械の耐用年数が5年ありますが、メンテナンスの業者に確認したところ10年程度は使用できるとのことです。税法上の減価償却も10年となっております。投資額を回収することはできない状況でありますと答弁がありました。

委員より、計画の成り立たないものはやめてもらいたい。駐車場は開放しても良かったのではないか。ビジターセンターの運営でできなかったのか。駐車した車に紙を貼るなどできなかったのか。今後このようなことがないようにきちんと対応していただきたいと意見が出ております。

また、委員より、無料職業紹介所はどうなっているのか。ハローワークで事が足りるとということかとの問いに、執行部より、今年度で終わる予定であります。若者サポートステーションが今回始まるので、そこで対応を考えておりますとの答弁がありました。

経済部企業誘致課におきましては、委員より、町としてはこのように今後どのように誘致していくのか。問い合わせ等はあるのかとの問いに、執行部より、企業誘致の現状としまして、熊本県内の立地協定では、平成25年度では37件、うち新規立地は15件です。今年度の現在では6件、うち新規1件となっております。大津町分は平成25年度が3件、平成26年度では1件となっております。問い合わせの状況としましては、空き工場の問い合わせが主となっております。町内の空き物件については常に把握していきます。新規誘致につきましては、セミナー等に参加しながら、大津町のPR

に努めていきます。また、町内立地企業等からロコミ支援での立地もあります。今おられる企業さんへの企業訪問を重ねながら、要望や企業情報を得ながら誘致にもつなげたいと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、構造計画研究所の日本郵船の件が新聞に載ったが、状況はどうかとの問いに、執行部より、9月1日にプランニングセンターを新設し、10月から本稼働の予定と聞いております。現在、日本郵船からの出向者、構造計画研究所からシステム関連で3名を予定、さらに地元から新規雇用が検討されております。新たな事業展開もあり、さらなる事業拡大と地元雇用を期待しているところでありますとの答弁がありました。

土木部建設課におきましては、委員より、瀬田駅吹田線で大規模な交差点となっており、用地の残地があるが事業効果はどれほどあるのかとの問いに、執行部より、地元より運動公園方面の道路幅幅や見通しの改良の要望がありました。1日当たり200台の計画交通量が、現在はそれ以上の交通量があると思っております。

また、委員より、残地の管理や処分法など今後の事業も含めてどう対応するか。建設時にそのへんのことも地元と協議するべきではないかとの問いに、執行部より、残地の管理は地元へ依頼しております。設計時に残地の件についても考慮して検討していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

土木部都市計画課におきましては、委員より、立石団地集会所は維持管理の協定を結ぶようになっているのかとの問いに、執行部より、工事前に立石の区長と書面で確認をしておりますので、これから覚書の締結を行いますと答弁がありました。

委員より、楽善線終点側の擁壁とU字溝の見目がよくないところと、危険性があるものがあると思われるかとの問いに、執行部より、歩道面については通常の施工をしておりますが、蓋が1センチ以上低くなっており、通行に危険があると思われるところがありましたので支障がないように平らにしました。また、擁壁については極力並びがきれいになるように指示をしておりますとの答弁がありました。

また、委員より、楽善食堂裏の用地購入について、用地費を流用しているが見通しが甘い。情報収集能力を上げる必要があるのではないかとの問いに、執行部より、今後は十分配慮していきたいと思っておりますとの答弁がありました。執行部より、地蔵祭りの時にオックス広場南側土の植え込みに排水を流しており、処理しきれない水が道へ流れ出ていた。

また、オックス広場の水はけが非常に悪いが、これからの維持管理は利用者がもっと使いやすいような管理をすべきではないか。暗渠排水が入っていると思うがどうかとの問いに、執行部より、地蔵祭りの排水については調査を行います。オックス広場西側側溝を秋の水止めを利用して暗渠排水の状況を調査したいと思いますとの答弁がありました。

委員より、耐震診断の調査をしたならば工事は行うのかとの問いに、執行部より、人権福祉センターと矢護川コミュニティセンターは1千平米以下で耐震調査をしたことがなかったので今回調査をしました。結果に基づいて、担当課が必要であれば予算の計上をお願いすると思っておりますと答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、委員より、浄化槽の下水道切り替えが進んでないところはどれぐらいあるのかとの問いに、執行部より、1千件程度でありますと答弁がありました。

総括意見といたしまして、監査報告を受けまして2年ほど指摘しても改善が見られないというならば、このままで認定は難しいのではないかと。また、組織内での新たなシステムの構築をお願いする。決算は認定したいと思っているが、そういったところを守ってほしい。また、十分に気をつけて慎重に仕事を見直すという意見を付して認定してはどうかという意見が出ました。また、チェック体制を見直し、検証を十分にやりながら仕事を進める条件を付して認定してはどうかという意見が出ました。農業災害関係の予算執行においては、不適切な執行が認められた。今後は監査委員の指摘事項を十分認識し、適正な執行を行うとの意見を付することに全員賛成し、採決の結果、認定第1号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり認定するべきものと決しました。

続きまして、認定第3号、平成25年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第3号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成25年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。委員より、経費削減策は考えているのかとの問いに、執行部より、ガス発電施設を考えております。電気代に充てて年間700万円程度の節約になります。

委員より、何年でペイできるのかとの問いに、執行部より、10数年かかります。

また、委員より、白川漁協への補助金はいつまで払うのか。期限はあるのかとの問いに、執行部より、期限はありませんとの答弁がありました。

委員より、時代の経過を見て検討するべきではないかとの問いに、執行部より検討しますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第4号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。委員より、分担金は1戸当たりいくらか。執行部より、18万円であります、3年の分割が可能ですと答弁がありました。

委員より、高齢者のひとり暮らしで跡を継ぐ者もない。下水道接続も考えられないがその場合負担金はどうなるのかとの問いに、執行部より、最終的には不納欠損となると思いますと答弁がありました。

採決の結果、認定第6号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成25年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

さしたる意見もなく、採決の結果、認定第8号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

請願第2号、「農協改革」に関する請願書について、紹介議員より、詳細の説明があり質疑はありませんでした。

採決の結果、請願第2号につきましては、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時52分 休憩

△

午前11時01分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） ただいまから文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号関連、議案第55号、議案第57号、議案第59号、そして認定第1号関連、認定第2号、認定第5号、認定第7号の13件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、9月10日と11日に関係する22カ所の現地調査を行い、引き続き大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第49号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。委員より、今回の3つの条例はいずれも国が作った法律、子ども・子育て支援新制度に伴うもので、地方分権一括法のルールに従い、市町村で行わなければならないものであるが、全てを地方で決めるのは無理ではないか。菊陽町、熊本市など他の自治体ではどのように対応しているのかという問いに対しまして、執行部より、菊陽町と大津町はいずれも国の基準どおりとしていますのでほぼ同じ内容です。また、この条例制定につきましては、近隣の4市町、菊池市、合志市、菊陽町、大津町で新制度に向けた担当者の勉強会を数回開催し協議をいたしました。結論としましては、近隣の4市町はいずれも国の基準どおりを基本に条例を定める予定とのことでした。なお熊本市や全国の大都市では現在市の基準に合わせて独自に基準を設けているところもありますが、多くの自治体が国の基準どおりとしておりますという答弁がありました。

委員より、熊本市は政令都市で県と同じような扱いを受ける自治体なので比較になりませんが、この新制度は消費税の増税分ら毎年7千億円程度を充てるとしている。その消費税の10%の増税もまだはっきり決まっていない状況の中で、自治体は国基準どおりにやらなければ仕方がないかと思う。委員より、第6条の第3項、選考の問題、これについてはどうなっているのか。執行部より、新制度では児童福祉法の読み替え規定により、当分の間全ての市町村は利用調整を行った上で、各施設事業者に対しての要請を行うこととされていますので、法の趣旨どおりに行わなければならないと考えておりますという答弁がありました。

委員より、待機児童の定義についてはどう変わるのか。そもそも新制度では待機児童の概念がなく、

要望に合わせて施設を充実して、対応していくことになっている。待機児童が発生しているのではなく、施設が不足しているという考え方になるのではないか。現状のままであれば待機児童数は見かけ上は増えるのではないかという問いに対しまして、執行部より、新制度においては市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性を確認した上で給付する仕組みに変わります。国は待機児童の定義を見直す方針とは聞いておりますが、具体的な通知はまだありません。しかし、現行の保育にかけるという事由が保育の必要性という事由に変更になりますので、現状のままであれば待機児童の数は増えるものと想定しておりますという答弁がありました。

委員より、前々回の子ども・子育て会議において0歳児の数をどう見込むかという中で、率直に出てきた要望の、「半分にしてしまうという算定方法」と「国の基準に従った算定方法」の二通りがあって、その算定の結果にかなりの差があったが、国基準に従う小さい数値のほうの算定方式を選んだ。待機児童の地域差がある中で全体を押し並べたような国の基準だけが絞られてくるのはどうだろうか。本会議において、町の保育ニーズに答えられるのかとの質問があったが、それについては平成29年度までに待機児童ゼロにするという国の方針に従うほかないと考える。そのほか、町の財政負担が増えるのかという質問はありましたが、公定価格は示されているが利用者負担額が決まっていない状況では国は消費税の増税分から財源を確保すると言っているが、町の財政負担を明確に答えるのは制度が決まっていない現段階としては難しいのではないかと思う。また、子どもの数が増えることは喜ばしいことだと思う。それに伴い、子育て世代は所得の低い世代は家庭が多いので、就労の機会が増え、町の財政が増えることにつながることを望ましい。併せて、そうして育った子どもたちが将来大津町に定住するようになれば、この制度が生きてくると思うという答弁がありました。

さらに、委員より、新制度が変わると認定子ども園など制度が一本化され給付がされるのはわかるが、待機児童の解消にはつながらないのではないかという問いに対しまして、執行部より、国が考えているのは教育と保育の一本化を図り、将来はこれまでなかなか普及が進まなかった認定子ども園を増やしていく方針ではないかと推察しております。また、待機児童対策については今後5年間の計画を策定します。子ども・子育て支援事業計画の中で、平成29年度までに確実に待機児童の解消を図るよう指導がっております。

委員より、新制度の中身が固まっていない状況の中で、今回の条例を含めて準備が必要だと思われるが、今後どのくらいのボリュームの条例や規則等の改正が必要となるのかという問いに対しまして、執行部より、今回の新制度に伴い既存の条例や規則、要綱などを見直す必要があります。検討は今からでございます。条例や規則など10本以上見直す必要があるのではないかと思いますという答えがありました。

委員より、菊陽町ではパブリックコメント（意見公募）が行われ、丁寧な取り組みをされておるが、大津町は駆け足で進めている印象がある。今回の条例はどちらかと言うと事業者へ向けての規定であるが、事業者への新制度の説明はなされているのかという質問に対しまして、執行部より、菊陽町ではホームページ等を通してパブリックコメントが行われました。パブリックコメントについては必要に応じて実施するよう指導がありましたので、今回は実施しておりません。条例については他の市町

村の策定状況を見て作成しましたので、駆け足との印象があったかもしれません。また、事業者向けの説明については、この条例を議会で可決いただいた後に説明をしたいと考えておりますという答弁がございました。

採決の結果、議案第49号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

委員より、これまで大津町では家庭的保育事業実施要綱の中で、国よりも高い基準を作っているのに、今回の条例は国の基準どおりなので、国基準を満たしているだけの人が出てくると現行の高い町の基準が維持できない。認可確認の際には町基準を優先させるような仕組みが必要ではないかという問いに対しまして、執行部より、今回の条例は最低基準を定めるものであり、決して規制を緩める新規参入をやすくするという趣旨ではありませんので、認可等確認に当たっては慎重に判断し、現在の事業者の方々に不利な取り扱いとならないよう配慮していきたいと考えております。また、この件につきましても、子ども・子育て会議の中でも委員から同様な意見がありました。保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町が認めるものについて、現在考えておりますのは、国の通達やガイドラインにもあります保健師や看護師、幼稚園教諭等の資格を有しているものを想定しております。なお、条例の中に、「この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める」という委任規定を設けていますので、規定等によりきちんと明らかにしていくということもご了承いただきました。まだ3月まで期間がありますので、今後検討して見直す必要があれば一部改正をお願いすることもあるのではないかと考えておりますという答弁がありました。条例の基準を満たしている事業者から認可の申請があった場合はどうするのか。これにつきましても、これからの作業となりますが、児童福祉審議会等で審査することになっております。しかし、現在、大津町には児童福祉審議会がありませんので、子ども・子育て会議などに諮って審議していきたいと考えております。また、大津町では教育委員会に子育て支援関係事務を委任していますので、教育委員会にも諮った上で決定していきたいと考えておりますという答弁がございました。

それから、委員から、幼稚園や保育園など事業所への説明はあったのかという問いに対しまして、執行部より、家庭的保育事業所の説明はこれからです。既存の幼稚園や保育園については県の担当課や保育協会などから説明がっております。また、子ども・子育て会議の委員に、幼稚園や保育園、子育て支援のNPOの代表者などが入っておられますので、その方々には会議の中で新制度や条例などについて説明をしていますという答弁がありました。

委員より、これまで家庭的保育事業を開始する場合に改修等の補助があったが、今後はどのようなのか。また、これまであった連携保育所への費用の裏づけ、また、家庭的保育支援者の位置づけが新制度ではどうなるのかという質問に対しまして、執行部より、現在の熊本県家庭的保育改修等事業補助金が今後継続されるか県に確認しましたところ、来年度はまだ決まっていないとのことでした。また、連携保育所と家庭的保育支援者についても同様の回答がございました。

委員より、家庭的保育事業をやりたい人が多数いた場合に、誰でも彼でもとなった場合にどんどん

膨らんでいく。その場合に町は選考を行うのか。執行部より、家庭的保育者につきましては現在県の研修会を受講修了した方を町が実地研修等の上、認定する仕組みとなっております。多数の希望があった場合は、町としても予算や今後の家庭的保育事業の計画等を考慮して慎重に選考したいと考えておりますという答弁がございました。

それから、委員より、これまでの基準を維持するというで規則等を定めるようにすべきではないか。原案どおりということでは、職員についての条文が不十分で反対も検討するところ、保育士に加え看護師や幼稚園教諭を加えることが条件づけはできないのかという質問に対しまして、執行部より、国の基準どおりに従うべきとされている事項であり、変えるからには相応の理由が必要となります。現在の基準と全く同じということは難しいと思います。今の段階では従うべき基準に合わせていただいた条例を制定させていただいた上で、今後、資格条件等につきましては、看護師や幼稚園教諭等の基準を規則等に明記し、子ども・子育て会議や教育委員会に提案したいと考えておりますという答弁がございました。

採決の結果、議案第50号につきましては、全員賛成で議案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

委員より、第10条の職員の規制でこれまで「放課後児童指導員」という言葉が「放課後児童支援員」という言葉に書き換えられたのか。また、現在の児童厚生員の資格を持っている人たちがこれに該当しなくなると、人材の確保が困難になるおそれがあるのではないかと。これまで、各放課後児童クラブでは研修会等を通して指導員のスキルアップに努めているので、そのあたりの考えどうなのかという質問に対しまして、執行部より、ご指摘のとおり放課後児童支援員という言葉は国の基準の中で新しく出てきた言葉でございます。町としても附則で経過措置も設けておりますので、急激な変化により現在の運営に支障を来さないよう配慮していきたいと考えておりますという答弁がございました。

採決の結果、議案第51号については、全員賛成で議案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、認定子ども園の1号認定の場合もこの条例の適用があるのかという問いに対しまして、執行部より、認定子ども園の1号認定の場合は新制度になりますので、応能負担になりますので適用はありません。ただ、私立幼稚園で現行制度に残る場合には適用になりますが、28年度以降はどうなるか不明でございますということでした。

採決の結果、議案第52号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

議案第53号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第53号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

続きまして、議案第54号関連、平成26年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、8月からエネルギー対策係が1名増とのことだがどのような業務を行うのかという問いに対しまして、執行部より、平成24年度に新エネルギー政策係ができました。それまで係長1名の係でしたが、平成26年8月から2名体制となりました。24年度、25年度は再生可能エネルギーの情報収集を行ってまいりました。関係団体からも情報収集を行うとともに、町も関係団体に対して、国・県から得た情報の提供を行ってきました。今回2名体制となり、省水力発電、バイオマス、太陽光といった再生可能エネルギーへの取り組みで民間事業者や地域が行うことについて、情報収集、情報提供、県など関係機関との連絡調整を行っております。また、地域団体が行っている事業については会議に参加して、意見交換、情報提供をしながら事業の具体化に向け、町ができるサポートを行っておりますという答弁でございました。

住民福祉部福祉課関係では質疑ありませんでした。

住民福祉部健康保健課関係では、委員より、子育て健診センター周辺であれば都市公園だと思うが、都市計画課の管轄と予算になるのではないかと。執行部より、健康推進係は子育て健診センター1階に事務所を置いているという観点から、見守りを行っており、関係各課と協議をし、去年の防犯カメラの設置も今回の工事についても健康保健課が計上したものです。

委員より、当初より安全管理において柵はいらないという回答だったと思うが、あえて今回いるというこの方針のぐらつきは何なのかという質問に対しまして、執行部より、公園については防災公園の役割を果たすという点、また健康推進係については健診を行うためにという点で車止め等を設置しておりませんでした。しかし、使用をしての現状を見ますと、子どもたちを安全に守るための柵の必要性があり、車止め等が必要という判断のもとに今回の計上となりましたという答弁でございました。

それから、委員より、健康増進費の返還金について。3月の補正で交付決定により増額したのに、18万1千円の返還が発生している。確定した後に出てくるというのは計算がおかしかったのではないかと。県へ申請した実績の数が間違っていたのかという質問に対しまして、執行部より、何種目かの事業内容があって、当初見込んでいた分で申請していたものに対して交付決定を受けておりましたが、そのうちの1つについて実績が少なくなったというものですという答弁でございました。

続きまして、学校教育課関係では、委員より、がんばる地域交付金の財源組替えの詳細はどうなっているのか。執行部より、一般財源事業を予定した事業に交付金を充当するもので、全体的には学校教育課以外のものもあります。小学校においては大津南小学校低鉄棒設置工事ほか4件、中学校においては、北中駐輪場増設工事に充当を行うもので、補正予算概要の14ページに一覧表が記載されておりますということでした。

次に、学校給食センター関係では、委員より、口座振替事務を行うための職員と説明がありましたが、準公金扱いにする考えはないのか。執行部より、給食費は現在、私会計で行っておりますが、口座振替枠を公の会計への過渡期と考えております。公会計のメリット・デメリットを検討しながら取り組んでいかなければならないと考えておりますという答弁がございました。

続きまして、生涯学習課関係では、委員より、地域学習施設と備品購入補助金についてだが、中陣内公民館のテレビ購入補助と体育館のテレビ購入等を比較すると15万円ほどの金額の差がある。過

剩にならないスペックのものをお願いしたいが、テレビは地域からの要望なのかという問いに対しまして、執行部より、地域からの要望であり、際立って高性能とは判断していませんので、今回補正でお願いいたしましたという答弁がございました。

続きまして、教育部子育て支援課関係ですね。委員より、放課後児童健全育成事業補助金の増額補正の理由は何か。児童数の増加であれば、今クラブの児童数は何人なのかという問いに対しまして、増額の理由といたしまして、県補助金基準額の増額と児童数の増加に伴う増額の2つの理由があります。基準額の増額は障害児受け入れ推進事業160万8千円が163万9千円に増額となりました。また、児童については当初予算では6クラブ分、合計200人と見ていたものが250人と50人の増加となり、児童数の増加に伴うのが増額の主な理由です。

それから、来年度からは指定管理を予定している大津南小学校の学童保育は学校施設を使用しているが、学校施設の指定管理は可能なのかという問いに対しまして、執行部より、大津南小学校の学童保育につきましては昨年12月の補正予算で畳やエアコン、冷蔵庫など必要な備品を購入し、学校の空き教室を使用し、学童保育施設として本年の4月からスタートいたしました。来年度からは学童保育施設の指定管理を予定しておりますという答弁がございました。

大津幼稚園関係では、質疑ありませんでした。

大津保育園関係では、給食費は徴収しているのか。賄材料費が計上されているが、給食費は徴収しているのか。執行部より、3歳以上時は主食分のみ徴収しておりますという答弁がありました。

採決の結果、議案第54号関連につきましては、全員賛成で議案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。質疑はございませんでした。

議案第55号につきましては、全員賛成で議案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についても、質疑はございませんでした。

議案第57号については、全員賛成で議案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。これも質疑はございませんでした。

採決の結果、議案第59号については、全員賛成で議案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定であります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、グリーンリサイクル関係で町内を巡回する事業があるが、樹木を伐採した時に電話連絡をすれば自宅へ訪問するようなシステムになっているのか。執行部より、事前に広報誌等で時間と場所を周知し、利用する方には電話等で予約をいただいた上で回収場所へ持ってきてもらっていますと。

委員より、量が多く、大きい枝の場合、それを収集場所の公園とかに持っていくこと自体、難しいと思うのだがという問いに対しまして、執行部より、樹木粉碎車で処理しきれない量の場合に備えて、

トラックを準備し、持ち帰って処理する場合があります。量が多く、搬入しがたい場合にトラックで家を回すこともあります。

樹木粉碎車の利用は無料なのか。執行部より、年に1回だけ2日に分けて実施します。リサイクル意識啓発の観点から無料で行っておりますという答弁がございました。

それから、委員より、太陽光発電の補助金は予算の範囲内で支出するとなっているが、予備費が充てられている。理由は何か。浄化槽の設置についてだが、下水道が通った時に無駄な支出となる場合があるが周知はどうしているのか。執行部より、太陽光発電補助金への予備費流用については、補助金残の予算が残り1件分という日に同時に2件の申請があったため、公平性の観点から予備費により対応を行いました。浄化槽の設置については下水道課の管轄ですが、以前担当していましたので参考までに申し上げますと、浄化槽設置のご相談があった場合、下水道事業認可区域内か区域外か、下水道共用開始時期の目安などについてのお知らせを行っておりますという答弁がございました。

先ほどのようなごみの関係で、委員より、高齢化が進むとごみステーションへ持って行くのが難しくなる人が増えると思うが何か考えがあるのか。ごみ減量化については目標値があるが、達成できない目標設定をどう考えているのかという質問に対しまして、ごみの収集につきましては、高齢者から相談があることがあります。個別対応はできないので、介護サービスなどで対応できないか。家族が近くにいらっしゃらないかなどのお話をしております。また、ごみステーションまでの距離が遠い場合は、近隣で話合ってもらい、ごみ出ししやすい場所に設けるようごみ置き場を変更している場合もあります。ごみの減量化については、人口が増加していることもあって減量自体がかなり難しい状況です。それでも、ごみを減らしたいところであるので、目標値を見直すよう検討を行っているところですよという答弁がございました。

それから、所管委員会の連絡事項といたしまして、新エネルギー関連での錦野土地改良区の小水力発電の状況についての説明が行われました。予算措置なども含め、今後、議会に諮っていく必要があることをあらかじめ報告されました。

続きまして、住民課関係では、委員より、番号札発券機が導入され良くなったと思うが、証明書等の発行の際のカウンター内部での導線がスムーズでないように感じるが改善策はあるのかという質問に対しまして、執行部より、事務スペースでの導線についてはおっしゃるとおりだと思います。本年の3月から4月にかけて、パソコン機器等を動かしスペース確保を図りましたが、現庁舎における業務スペースの限界でこれ以上は対応のしようがないのが現状でございますという答弁がございました。

それから、委員より、町営住宅について。子どもや高齢者、障害者などの条件付きで入居した場合、その条件がなくなっても住み続けているがどうなっているのか。その対応などお聞かせ願いたいという質問がございまして、執行部より障害者や高齢者の対応としまして、エレベーター付きの西鶴住宅は建築時点は27戸のうち低層階の9戸は高齢者向けとして建設しております。退去後、補充入居の時は障害者世帯への配慮も優先的に受け付けを行っております。現状、5戸に障害者世帯、4戸に高齢者世帯の入居です。矢護川、平川の町営住宅については、小学生以下の子どもがいる世帯を入居要件としておりますが、入居要件から該当しなくなった場合に退去させるのは法律上難しく、ほかの住

宅へ転居を促しております。これを継続していきたいと考えております。

それに対しまして、委員より、条件付き入居者には該当しなくなった場合、たとえ条例で1年以内には退去すると規定はできないのかという問いに対しまして、執行部より、弁護士に相談し政策会議等にも図りましたが、入居しておられる方の権利のほうが強いため退去させることは難しく、該当者には転居を促していきたいと考えておりますという答弁がございました。委員より、他の自治体の中には住宅条例に今後の入居者とはということで入居期限を規定しているところもあるので、今後検討をお願いしたいという要望がございました。

続きまして、住民福祉部福祉課関係では、委員より、心配事相談事業の相談件数が減っているがどういう状況か。また、事業を充実させるためには先進地への視察などもいいと思うが予定はしているのかという問いに対しまして、執行部より、前年において相談件数が多かったのはたまたま1人の人の相談が多かったことによるためです。心配事相談が全体的な内容としては生計に関する相談、その次に健康問題の相談が多く、その他の内容が多岐にわたっております。精神疾患の方の相談もあります。先進地研修などは予定してはおりませんが、生活困窮者自立支援モデル事業においては相談に関する研修等を行っておりますという答弁がございました。

それから、委員より、老人福祉費負担の収入未済について説明を求めるといことで、執行部より、本人は既に亡くなられておりますが、その扶養義務者の分になります。何度か支払をお願いしましたが生活の困窮で支払が困難な状況でございますという答弁があり、委員より、老人保護措置委託料の不用額が大きくなったのは死亡や退所によるものとの説明だったが、入所待ちの状況を聞くと入所の方もその分いらっしゃるのではないかとこの質問に対しまして、執行部より、養護老人ホーム光進園は現在満室になっておりますが、水害の影響で阿蘇県域からの入所が増えたものです。大津町民の方の死亡や退所のほうがよそよりも多くなったことが原因と考えられますという答弁がございました。

先ほどの心配事相談事業の件数が減っているのは品質が良くないからではないか。また、件数が減っているのであれば委託料を減らすことはできないのかという質問に対しまして、執行部より包括支援センターなど相談を受けるところが増えたこともあると思われま。委託料は相談件数ではなく、実施回数で計算しております。回数を減らせば委託料は減りますが、相談件数はもっと減ってしまうこととなります。もっとPR等を検討していきたいというふうに思いますという答弁がございました。

それから、委員より、障害者福祉費のところでは14万2千円を扶助費から使用料及び賃借料に流用しているのはどうしてかという質問に対しまして、執行部より、障害福祉サービス費用チェックシステムソフトの借上料です。障害者自立支援給付実績システムへの流用ですが、システムを新年度に導入する前に効果を測定するために2分の1の補助がありましたので、補正では間に合わなかったことから1月に扶助費から流用して対応したものです。1から3月分になります。

平成25年度主要な施策の成果の高齢者外出支援事業の中で、前回、要綱を変更すると言われておりました。どのように変更したのかという問いに対してでございますけど、執行部より、住民税非課税と高齢者のみの世帯で家族がおられるところは家族でお願いすることといたしましたという答弁がございました。

委員より、主要な施策の成果にある各事業の目標について。昨年も言いましたが、設定の仕方に疑問があります。検討してください。目標の設定については、今後もその内容や設定方法等が良くなるよう頑張っており、取り組んでいきたいという答弁がございました。

それから、健康保健課関係では。委員より、母子保健事業の活動指標については、昨年も、実数の受診者がわかるように目標値を作りますということだったが、未受診者の状況がわからないという問いに対しまして、執行部より、母子保健事業の目標値ですが、転入転出があるため対象者は毎月健診通知を出しております。母子保健法に定められている健診については約98%程度の受診率が保たれております。未受診者については、再度通知を出したり、地区担当保健師が電話や訪問をしフォローを行っております。

委員より、健康増進費の件で、個人通知に変えたことで実績が上がってきているが、目標値は対象者全体で4千200人でいいのか。1年経って、その次の手について考えていることがあれば教えていただきたいという質問に対しまして、執行部より、大腸がん、肺がん検診ともに平成25年度の対象者は約9千人となっており、国の政策や町の健康づくり推進計画の中にも上げているように半数以上の受診率の目標で、目標値をそれぞれ設定しております。受診率が現在から下がることのないような値で目標数値を設定しているところだという答弁がございました。

続きまして、学校教育課関係では、委員より、教育事業相談について。教育支援センターで不登校となって困っている子どもたちへの支援を行っているということだが、いじめによって学校に行きたくないという心理は理解できる。相談員個々の問題でもあるが、それを解決するためにはいじめている子どもにもわからせて、それを断つというのが一般的なことである。それから、個人的な問題で性格的に弱い人がいるかもしれない。言い換えれば、感受性が強いと言ったほうがよいかもしれないが、ちょっと何か言われただけで落ち込んでしまう。こういう人たちにはどのような指導をしているのかという質問に対しまして、執行部より、昨年度1年間で延べ173件の相談がっており、そのうちいじめが2件、不登校が134件、その他37件という内訳になっております。相談があれば相談員が内容を聞いて、内容によってはその後専門機関への橋渡しなどを行っておりますという答弁がありました。

また、執行部より、平成25年度の不登校児童生徒は菊池郡市管内で158人、そのうち町内が25人となっております。本年度は菊池地域管内では増加傾向となっておりますが、大津町においては小中学校の先生方の努力で横ばいという状況が続いているところでございます。町では不登校対策会議を開催しておりますが、年度初めには各学校の実態を報告いただいております。今年度から会議の内容を工夫し、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）2名、臨床心理士1名、教育支援センター職員5名を加え、情報を共有しながら新しい対応のシステムづくりにいっているところでございます。昨年度いじめ防止対策推進法が策定されましたので、それに向けての勉強会を県から講師を招き、法律をきちんと勉強した上で各小学校がいじめ対策に対応してもらうという研修を行います。実際、不登校の児童生徒はいますので、特に中学校あたりでは緊急の場合では、ケース会議を開き、子育て支援課、学校教育課も参加して、対応しているところでございますという答弁がございました。

それから、委員より、北中の駐輪場について、来年度の不足等は発生しないのかという問いに対しまして、執行部より、現状といたしましては本年度の増設で足りておりますが、再来年度あたりには増設が必要になってくるのではないかと考えております。

委員より、中学生議会でも暗い夜道を帰るのが危険という話がありましたが、その対応はという問いに対しまして、執行部より、防犯灯の整備は総務課で実施しておりますが、設置できる電柱があるところやないところがあり、状況に応じて対応することになると思いますと。

それから、委員より、そういったいろんな要望があった場合、現地調査を実施したり、自転車通学生の生徒の話を聞いたり等はしないのかという問いに対しまして、通学路に関しましては一昨年夏に通学路の緊急合同点検が実施され、国道・県道・町道の道路管理者、教育委員会、総務課、大津警察署と小学校の校区単位で合同点検を行いました。その際は小学校の校区で実施しましたので、中学校も入れておけば、夜間に帰宅する部活動の子どもさんもおられるということで、防犯灯なり街灯なりの要望もあったかと思えます。町でもプログラム案を作成中ですが、大津警察署の交通課と協議させていただき、国土交通省と協議を行い、案の練り直しを進めていきたいと考えております。また、案ができましたら、一昨年と同様の点検を学校関係、道路の関係者と合同で進めてまいりたいと考えておりますという答弁がございました。

委員より、予備費の充用で調達したコピー機に関して。200万円の寄附に86万円を足しているが、今回の決算は予備費の充用・流用が非常に多い。学校としてはコピー機が早期に導入できてよかったのだと思うが、危険に伴う対応、緊急対応でもないのに、補正なり予算なりにのせてくるのがあるべき姿であると思うが、その点の考えはどうかという問いに対しまして、フルカラー拡大機につきましては3月に寄附をいただいており、補正予算に計上したあとの購入では寄附から時間が空くということもあり、寄附後の効果を早く還元させるため予備費で対応させていただいたものです。執行部より、今回の寄附は城東運輸さんの50周年記念事業でいただいたものですが、城東運輸さんの意向もあり、教育委員会としても意向を汲み、早急に予備費で対応させていただいたものです。本来であれば、ご指摘のとおり寄附をいただいた200万円分を先行し、あと残りの分は6月の補正で対応すべきだと考えております。大変申し訳ございませんでしたという答弁がございました。

委員より、また、予備費の充用をしようとする際は財政当局あたりの合議も必要であると思うが、そちらからの指導はなかったのかという問いに対しまして、執行部より、平成25年度3月に寄附があり、庁議のメンバーにも相談しました。その中に財政も入っておりますが、寄附相当額で購入してほしいという財政からの指導がございました。

現地調査の時に言われたことですが、委員より、大津北小学校の防球ネットが一番必要と思われる西側民家付近には張ってなかったが、その理由は何なのかという問いに対しまして、執行部より、当該箇所には体育倉庫が設置されており、ネットを設置する場合は体育倉庫の移設が必要になってくるため、学校と協議して設置箇所を決定したものですという答弁がございました。

委員より、美咲野小学校コミュニティスクール事業においては6月の補正予算で計上されておりましたが、執行額が少なく進行管理は適切であったのか。また、国からの委託金が入ってきているが、

支出との関係はどうなっているのかという問いに対しまして、執行部より、報酬の3千800円については熊本大学教授に対する1人分の報酬であり、この方を招いてこの会議を開催しております。また、学校と教育委員会で先進地研修を実施しております。残念ながら、平成25年までは地域の代表を含めた委員の選任には至りませんでした。今年9月5日に11人の方が委員として決まったという報告がありました。そういったことで、平成26年度においては11人の委員さんには報酬、費用弁償を支払うことになり、本年度決算においては増加してくることになります。国からの委託金については国から町へ委託され、その金額は一般会計で明らかにすることとされており、国からの委託金は支出した金額による精算払いとなっており、不用額は翌年度へ繰り越す類のものではありませんという答弁がございました。

中学校の九州大会出場補助金について。委員より、金額はかなり大きなものとなっているが、規則に沿った場合はこのような金額となることで間違いはないのかという問いに対しまして、執行部より、出場する際の輸送費、宿泊費となりますが、団体で出場する際はどうしても人数が多くなりますので、その分経費も必要となります。また、大津町全国大会出場報奨金交付要綱というものがありますが、これは一般の社会人、リトルリーグ等、学校として出場する人以外の方が出場する場合のものであり、大津町が設置した学校が九州大会等に出場する場合には特に要綱等は定めておらず、町の補助金交付規程により、補助金を交付しているものでございます。委員会としてもこのような補助金を支出する場合の交付要綱等は必要であると感じておりますので、調査研究を深め、交付要綱の制定に努めてまいりたいと思いますという答弁がございました。

それから、委員より、大津南小学校のエアコンの工事の予算は当初200万円であり、エアコン2台の整備としては高額ではないかとしていたところ、床の工事を実施するため高額になっているとの説明を受けたが、最終契約価格は258万1千31円となっており、落札額も207万9千円となっている。当初200万円でやるといったものが、200万円プラス58万円となったのは話が違うと思うという質問に対しまして、執行部より、カーペットの下地のモルタル劣化が判明し、劣化モルタルの撤去とモルタルの再構築が必要となり、工事価格が増額となったものですという答弁がございました。

それから、6月補正の際に、学校間の流用はできるものかとの問いに対しまして、教育委員会からは、流用はできないと聞いている。しかし、結果として、別の工事に使われるということは内訳の出し入れがあっているのだからと思う。大津小学校に関しては、振興計画で3千万円の改修を予定したと聞いており、2千851万6千円は大津小学校に投入すると約束されているものだと思っていたが、約束が守られていないのではないかという質問に対しまして、執行部より、6月補正の際には、予算を一括計上し、議員各位から学校ごとに詳細な資料をとのお話がありましたが、実際に設計を行っていないため、概算での予算計上とお断りをさせていただいたと思います。しかしながら、学校ごとの概算額をとのことで、学校ごとの概算を説明したかと記憶しております。また、今回の事業は交付金対象事業であり、弾力的な予算の使い方をお願いするため、予算を一本化したところでもあります。この設計業務を発注する際は、各学校に行きコンサルタント、学校の先生方とも内容の確認とヒアリ

ングを行いながら進めており、金額的には当初の予算額から下がった学校もありますが、当初の予定は具備されているものと考えております。設計の途中で修繕すべき箇所等があれば追加を行うなど、今回の交付金で最大限の改修を行ったところでございます。

委員より、確認ですが、元金交付金と一般財源を組み合わせ一本の業務委託を発注しても構わないのかという質問に対しまして、執行部より、建設工事につながるものであれば、元金交付金に一般財源を補っても構わないものですという答弁がございました。

それから、学校給食センター関係。委員より、昨年度の説明ではスポットクーラーは細菌をまき散らすなどよくないと聞いたと思うが、その点はどう解消されたのかという質問に対しまして、執行部より、スポットクーラーの吹き出し口に水滴がたまらないように日常点検及び清掃を調理現場の職員に指示をしておりますという答弁がございました。

次に、生涯学習課関係では、委員より、運動公園と太陽光発電設備設置工事費の不用額が大きい理由は何かという問いに対しまして、執行部より、不用額につきましては平成24年度繰越明許のため落としておりません。また、昨年8月に11社による公正な入札が行われ、西日本システム建設が落札いたしました。落札率71.84%は落札業者の企業努力と考えておりますという答弁がございました。

続きまして、図書館関係では、委員より、昨年の決算の時に駐車場のスペースが足りないという話があったが、その後、検討はされているのかという質問に対しまして、執行部より、図書館の敷地内に店舗があり、敷地の一部をお貸ししております。28年度末までの3年間の契約期間がありますが、ご高齢でもあり、出たいという話もあっています。しかし、まだ具体的ではありません。今後も継続的な検討が必要と考えておりますという答弁がございました。

次に、公民館関係では、委員より、主要な施策の公民館講座の参加数が減っているのはどうしてかという質問に対しまして、執行部より、去年の1から3月までの期間に空調工事、太陽光発電工事等のために一部利用を制限したことで講座開催回数が減りました。並びに、講座を企画して募集を行ったが開講に至らなかったこと。定員の半数の参加で開講しますので、参加者が予定より少ないことが原因となり参加人数が876人となりましたという答弁がございました。

次に、子育て支援課。委員より、大津南小学校学区学童保育備品購入について、昨年の補正予算審議時に県の放課後児童クラブガイドラインに沿って、有効活用するよう指摘したが不用額が出ている理由は何なのかという質問に対しまして、執行部より、12月の補正予算で149万9千円の予算をいただき、大津南小学校学童保育に必要な備品、畳、エアコン、冷蔵庫、机などを購入させていただきました。購入時期が1月から3月になりましたので、入札残による不用額25万9千円が発生したものでございます。今のところ、運営者から備品が不足しているという話は聞いておりませんが、今後充実していきたいというふうに考えておりますと答弁がございました。

先ほど一時預かり事業の実績減により返還金が発生したとの説明がありましたが、主要な施策の147ページは目標値を実績値が上回っているのはなぜか。一時預かり事業につきましては平成24年度予算の保育所の限度額52万円×6私立保育所＝312万円で補助金申請をしておりましたが、事

業実績により減額となり実績報告の結果、返還金が発生しました。ご指摘の内容は目標値の設定が予算と合っていないため生じたものと思われるので、今後目標値の設定には十分注意していきたいと考えておりますという答弁がございました。

続きまして、大津幼稚園関係で、陣内幼稚園施設改修工事について、改修された分はどこなのかという質問に対しまして、遊戯室の南側と西側を増築、倉庫を便所に改修し、床の部分を研磨いたしました。報酬の不用額について、上司から助言及びチェックは入らなかったかという問いに対しまして、補正については事前に確認するよう言われておりましたが、外国語指導員の予算も含まれており、残額の把握が不十分でした。学校教育課との協議の上で補正すべきでしたが、行っておりませんでしたという答弁がありました。

委員より、昨年の予算審議において、陣内幼稚園施設改修工事に関して、場所や形も決まっていない時点で3千万円というざっくりした数字が出てきており荒いのではないかと尋ねたところ、町の技師としっかり打ち合わせをしているとのことだったがどういう打ち合わせをしたのかという問いに対しまして、その時点で具体的な配置図はできていませんでした。おおまかな金額3千万円で軽量鉄骨造という話が出ていましたが、遊戯室からどのように広げるのか具体的な案は決まっていませんでした。どちら側に増築するのかが一番問題でしたが、現場検討した結果、給食搬入入り口等の問題もあり南側に増設することにしましたという答弁があり、委員より、設計が7月に入札があって、工事が11月に入札が行われており、その間4カ月間あったので十分な準備ができたと思われませんが、入札額と決算額との差が150万円出ているが、これはなぜかという質問に対しまして、執行部より、変更契約の理由については2つあります。1つは建築に関するもので、コンクリート舗装、芝張り、天井部分等です。もう1つは設備関係で空調のエアコン台数増加のためです。1台は職員室のエアコンが家庭用だったので更衣室に移設し、職員室には1台入れたのでエアコン台数の増加になりました。コンクリートは犬走りの部分でございますとの説明でございました。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時01分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） それでは、午前中に引き続きまして、次は、大津保育園関係にいきたいと思います。委員より、一時保育事業で目標値に対して実績の利用数が減少しているが、これは何の理由かという質問に対しまして、執行部より減少の原因として昨年は通常保育の園児が多かったことと、保育士不足が考えられますという答弁がございました。今、保育士不足ということがあったが、需要と供給はどうなっているのかという問いに対しまして、保護者の仕事も多種多様であり、共稼ぎの方が増え、一時保育の多かったようです。保育士募集も行っている状況で、この実績となりました。

保育士募集はしているのかという問いに対しまして、募集は以前から行っておりますが、応募がないため保育士のニーズを考慮し、通常の勤務とは別に4時間勤務など勤務体制を変えたりして募集しております。現在、2、3名の応募があつているため、今後も人事と連携し、広報やホームページを活用したいと思っておりますという答弁がございました。

以上のことから、次に、討論に入りまして、委員より、反対の立場からということで、いくつか上げますと流用・充用の中では、扶助費を賃借料費に持っていったり、先ほどのプリンターの話でもやむを得ずとは言われましたが、それでもやっぱり釈然としないものが残るところでございます。学校の工事関係では、経済対策の中でドタバタされている中、一生懸命されたと思うんですけども、その中で私は約束と受け止めていたけれども、その約束が果たされていないということ。報告をまたしますと言っていたのにその報告もされていないという実態。全体としまして、執行管理の問題として、今、非常勤の話もありましたけれども、ほかにも予算残額をきちんと管理していきながらやっていくという執行のあり方がなされていないのだなというところも見受けられました。

以上の内容で総合いたしますと、監査委員さんが指摘されたように財政の規律ですとか、管理等がきちんとなされていないという状態で1年間が過ぎていったのだというふうに受け止めますと、学校施設もよくなっているとか、本当に喜ばしいことではありますけれども、その中でやはりプロセスが不正確で、不正でもないけれども正確でもないという状態にあったと思います。ここは一度きちんとした正しい規律で正しい判断によって執行していただきたいなという気持ちが強いものですから、認定を見送ることを訴えたいと思います。

それから、ほかの委員さんから、賛成の立場から、結局決算についていろいろな問題、たしかに1つ1つにはあると思うけれども、しかし、それはいわゆる質疑の中の指摘事項ということで、全体としてみますと、認定しないというほどの問題まではなかったかなということで、認定については賛成という立場をいたしたいと

それから、また、反対の立場からということで、別の委員のほうから、私も反対の立場から討論させていただきますということで、流用と充用のところでももちろんこの所管だけでなく、全体に関わってくるようになってくるかもしれませんけども、項目も多いし、看過しがたいものがいくつか入り込んでいた。もう1つが、不用額のところですが、現年主義の中で努力によって不用額が生まれたのならいいのですが、今回もいくつか対応漏れでというのがあって、それがやはり使い方として最大限の利用ができていないのではないかとこのところでは

それから、賛成の立場からということで、委員より、いろいろな意見が出たのを今後反映させていただくということで、これから私たちもいろんなことで勉強していかなければならないところがあります。その間にそういったようなことが解消されてはっきりしたところで、私たちも正しい判断ができるようにしていかなければならないんですけども、そういったところを直していただければと、どうかなという思いでございますということでございます。

それから、賛成の立場から、いろいろ指摘もありましたが、先ほどの討論を踏まえて、今回監査の方から指摘をされた点を十分に納得できないところもありましたが、今後、それを肝に銘じて、それ

を迅速にしてもらおうということを期待して賛成のほうに挙手をしたいと思いますということで、賛成3対反対2で、採決の結果、認定第1号関連につきましては、賛成多数で議案のとおり認定すべきものと決しました。なお、少数意見の留保をしたいと旨の報告がありましたので報告とします。

続きまして、認定第2号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出の認定についてであります。

委員より、法定外繰入金8千万円がなぜ必要だったのか。繰越金が約1億3千600万円あるが返すことはできなかったのかという質問に対しまして、執行部より、繰入金8千万円が必要だった理由は給付費の伸びが大きかったためです。給付費が伸びれば保険税を上げなければいけません、年金受給者や所得が少ない方が多いので、給付費に合わせて保険税を上げていくのはこれ以上難しいのではないかと、8千万円の繰り入れをさせてもらったのが実情です。約1億3千600万円の繰り越しが出ましたので、一般会計への返還も検討いたしましたが26年度予算では繰越金を6千500万円計上しており、さらに今回の補正のとおり約3千600万円の国・県への償還金も見込まれておりました。残りの3千万円のうち、いくらかでも返すことを検討いたしましたが国民健康保険基金が約500万円、予備費も400万円しかない状態で苦しい運営をしていかなければいけないことになりはなりません。本来はいくらかでも戻さなければいけないと考えておりますが、今回はそのまま繰り越させていただき、今年度も1億6千300万円繰り入れを予算計上していますので、その中でいくらかでも調整できればと考えておりますという答弁がございました。委員より、監査員の意見書にもありますが、国民健康保険の運営が県に移管される平成29年までどうやって安定して運営していくのか方向性はどうかという質問に対しまして、執行部より、これから先も給付費を抑えないと一般会計から繰り入れしなければいけなくなります。健診の受診率を向上、ジェネリックの推進などあらゆる手段を使ってやらなければいけません、これといった特効薬は今のところないので、給付費を抑えるというのは難しいですが、伸び率を少しでも下げることに地道に取り組んでいきたいと思っておりますという答弁がございました。

それから、がん検診も特定健診も同じように個別通知を出しているのに、がん検診は個別通知のほうが効果が大きいという分析で、実際に受診率も上がっているが、一方では、同じようなやり方の特定健診はあまり受診率が変わっていない。なぜだろうという疑問とどういう分析をされているのかという質問に対しまして、執行部より、対象者の違いを考慮すれば、国保加入者の特定健診に対する意識が低いということになります。

委員より、同じやり方でも該当者が違うから結果が違うという分析かという質問に対しまして、執行部より、女性のがん検診の受診率については、一定の年齢の対象者に無料クーポンを渡して、無料で検診を受けられるということがありましたので、その影響もあると思います。それをきっかけとして翌年度以降の受診につなげていきたいと思っておりますという答弁がありまして、採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成25年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、決算審査意見書にもありました介護保険料の収入未済の対策は何か行われているかという問いに対しまして、

執行部より、介護保険の場合、ほとんどの方が特別徴収であります。いろいろな事情で普通徴収の方が滞納になっておりますので電話により催告や訪問による徴収に力を入れ、今後とも取り組んでいきたいと思っておりますという答弁がありました。

それから、委員より、介護保険特別会計の繰り入れについて、法定外の繰り入れはあるのかという問いに対しまして、執行部より、ありませんというお答えをいただきました。

採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきもの決しました。

次に、認定第7号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。特に、質疑ありませんでした。

採決の結果、認定第7号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきもの決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 次に、佐藤真二君から会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは。認定第1号関連、平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、保留を行いました意見を報告いたします。

委員会の審議における審議では、1、予算の流用・充用が安易に行われ、中には扶助費から賃借料といった予算の性質を超えた財務上望ましくないとされる流用の事例などが見られます。2、補正による予算化が十分可能でありながら、予備費の充用により高額な備品を購入している。財政部門からは財源となる寄附金の範囲内という指導があったようだが、それを超える金額となっていた。年度の早いうちでの執行であり、事後であっても報告は可能だったにもかかわらず、その報告もなかった。3、事業関係では、予算段階の委員会審議の中で十分に事業の計画を検討して実行することを求めた事業が当初の説明から著しく縮小又は遅延し目的との合致を確認できない成果にとどまったものも散見される。4、施設改修工事関係では、当初は経済対策による交付金を最大限に使うためという理由で、工事の全容を示さないまま概算での予算承認を求められたものがあつたが、執行段階で交付金の枠を超え、一般財源を加え、さらに当初の説明を超えた運用が行われていると疑われるものがあつた。また、十分な設計期間がありながら、入札後の追加工事が発生するなど恣意的と考えられる執行もあつたと思われる。こういった事柄が散見されました。こういった執行のあり方は議会に対する不誠実であり、また監査委員が指摘するように財務規律が著しく乱れた状態の中で執行された歳入歳出決算と言わざるを得ません。決算認定には、事業の成果や住民福祉への貢献など多方面からの視点が求められるところではありますが、その前提は正しい財務規律の上で執行されたことが確認できるということであり、監査委員はその不備を指摘しています。その上で、委員会での審議においても、先日のように疑義が生じている以上、仮に今後の改善が約束されたとしても、この決算を認定すべきではないと考えました。財務規律の正常化、事業の的確な執行を求める強い意志を示すためにも、本認定関連について反対の表明をしたところです。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果を要約してご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第54号関連、認定第1号関連の2件であります。当委員会は審議に先立ちまして、9月10日に関係する6カ所の現地調査を行い、11月12日、16日に役場4階委員会A室で執行部より説明を求めながら、審議を行いました。

以下、審議経過の概要と結果について、要約して報告いたします。

最初に、議案第54号、平成26年度一般会計補正予算関連であります。

総務部総務課関連で、委員より、危機管理専門員及び防災士の役割と今後の活動のスケジュールについての質疑があり、執行部より、危機管理専門員の雇用は10月1日を予定し、年度内に防災士の合同会議を開催予定し、役割としては地域防災リーダー等の人材育成を行い、自主防災組織の立ち上げや防災訓練などの指導を展開していきたいと考えているとの答弁でした。

委員より、大津町の中で危険箇所の地域への周知状況はどうなっているかとの質疑に、また、土砂災害警戒区域と特別警戒区域の違い箇所数についての質疑があり、執行部より、危険箇所はホームページの周知及び防災マップの配布を行っている。災害警戒区域は、どちらも県が調査をして指定をする。土砂災害警戒区域は、101カ所うち特別警戒区域は98カ所であり、後者は建築物の構造規制等を受けることになる。そのほか町指定の危険箇所は水防計画書に記載している26カ所であるとの答弁でした。

委員より、その中に溜め池は入っているのかとの質疑に、執行部より、溜め池は入っていない。溜め池については農政課が管理しているが、今後は危機管理専門員と調査分析を行っていきたいとの答弁でした。

委員より、防災マップを町全体ではなく、各校区単位や地域単位で作ることはできないかとの質疑に、執行部より、今後、地域の防災リーダーや自主防災組織と一緒に作成を進めてまいりたいとの答弁でした。

委員より、避難勧告を出した場合の対応はどうなっているかとの質疑に、執行部より、地区ごとに避難場所を指定し、危機管理専門員のアドバイスを受けながら、マニュアルの整備を行っていきたいとの答弁でした。

委員より、防災用簡易倉庫が学校に設置となっているが、全ての学校ではないのか。倉庫の大きさと何を入れ、またどう管理をするのかについての質疑があり、執行部より、保管場所の足りない大津小、室小、北中、大津中、4校に設置予定であり、幅1.5メートル、奥行き75センチメートル、高さ1.9メートルの備品の収納庫である。中には、発電機、トランシーバー、担架、簡易トイレ、ヘルメット、ラジオ、乾パンなどを入れる予定である。管理は学校にお願いをし、利用については学校と自主防災組織が連携をして訓練で使用する計画である。

総務部総合政策課について、委員より、がんばる地域交付金について質疑があり、執行部より交付

金は財政力指数分6.8%と行政改革努力加算分の7%の計14.1%の交付率となっている。地方負担額は6億3千254万1千円ということで、交付率14.1%の8千918万8千円が交付限度額に確定し、各事業に充当している。基本的には、建設地方債発行対象事業に充当することになっている。

委員より、臨時財政対策債が減額になった理由の説明が求められ、執行部より、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものが交付税となるが、国が全額交付税で賄うことができないため、不足する分は臨時財政対策債で借りるということになる。臨時対策債の配分は財政力に応じて変わってくる。財政力指数は過去5年間の平均分で算定されるが、これまで財政的に良かった時期での指数で算定されておったが、今年度は若干その部分が緩和された形となり、減額となったとの答弁でありました。

委員より、ふるさと納税のPRはどのように行っているかとの質疑に、執行部より、PRにつきましては、大津町のホームページやインターネットによる紹介、又は雑誌「ネットマネー」からの取材があり掲載を行っており、いずれも特に経費をかけずに大津町へのふるさと納税の啓発に努めている。

総務部人権推進課で、委員より、役場庁舎にかかっている懸垂幕、破損した幕には何と標語は書かれていたのか。また、設置後は何年ぐらい経過しているかとの質疑に対し、執行部より、標語は「育てよう1人1人の人権意識、人を大切にする大津町」であり、設置後10年以上が経過しているとの答弁でした。

委員より、男女共同参画推進講座を夜間や土日に開催する理由と参加者数はどれくらいかとの質疑に、執行部より、子育て中の父親などに育児の目的や家事の大切さを知ってもらうために夜間や土日に開催している。パパと一緒にベビーマッサージ教室には5組の参加があり、男の料理教室には20代の男性の参加もあり、これからの人は家事ができないといけないというような感想があったそうです。

委員より、人権啓発福祉センターの和室には現在テレビはないのかとの質疑に、執行部より、今あるテレビはアナログテレビでテレビ放送が受信できず、カラオケのモニターとして使っている。7月に台風8号が来た時、7の方が自主避難をされ、和室でテレビが見られないという不便な状況であり、今回購入をしたいとの答弁でありました。

以上で、質疑を終わり、討論はございませんでした。

採決の結果、全員賛成で、議案第54号は、原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、認定第1号関連、平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。議会事務局については、特に質疑ありませんでした。

次に、会計課について、委員より、金融機関の経営状況は大丈夫か、確認がされているかとの質疑に対し、執行部より、金融機関からのデスクロージャー誌をもとに3月末の経営状況を調査し、安定的なA格で問題となることはなかったとの答弁でありました。

次に、委員より、非常勤職員の共済負担金は非常勤の全員分なのか。また、何人おられるのかとの質疑に対し、執行部より、健康保険料は勤務条件等で該当する職員のみであり、労災と公務災害、雇

用保険はほぼ全員分である。非常勤職員数は臨時職員と非常勤職員合わせて196名、職種の内訳で特に人数が多いのは保育士19名、幼稚園教諭13名、学校関係で学習指導支援指導員14名、特別支援補助員15名、学校給食関係で調理員10名、調理補助員が12名などとなっているとの答弁でありました。

委員より、災害発生時の農政課などの残業時間等は把握が管理できているのかとの質疑に、執行部より、平成24年度は特に豪雨災害関係での支給額が多かったが、25年度については、選挙事務関係の支給が多くなっているとの答弁でありました。

委員より、カーブミラー設置工事の不用額が出ているが、要望箇所は全て設置をしたのかとの質疑に、執行部より、設置基準に基づいて大津地区交通安全大津支部の役員と一緒に現地調査を行い、適合していない箇所は設置をしていない。その理由については、文書で通知をしている。

委員より、防犯灯設置工事で今後LEDの計画はあるのかとの質疑に、執行部より、平成26年度に調査を行い、年次計画で整備を進めてまいりたいとの答弁でありました。

委員より、防災無線等保守点検委託料の内容について、聞こえにくい場合などの対応も含まれているのかの質疑に対し、執行部より、年1回の固定局と移動局の電波やバッテリー点検等、音の調整であり、個別の聞こえにくい場合の調整は別途修繕費が必要となることがある。難聴地区については、平成25年度の繰越明許で、室地区と美咲野地区に防災無線の子局の増設工事を予定している。今後、補助事業を活用し、難聴地区の解消を図っていききたいとの答弁でありました。

委員より、自主防災組織活動支援事業について、現在機能しているリストはあるのか。他町の事例では、自主防災組織の補助金が50万円程度の補助制度があるようだがとの質疑に対し、執行部より、自主防災活動支援事業を申請されたのは14団体で、現在でも盛んに活動されているのは16から20団体であると認識をしている。補助金制度については、総務課で自主防災組織支援事業の補助限度額10万円、10割補助。総合政策課の地域支援事業の中に3分の2の補助がある。金額については、今後検討したい。危機管理専門員と一緒に自主防災組織の立ち上げのため、各地区の支援を行っていききたいとの答弁でありました。

委員より、行政区の再編について、その状況の説明が求められ、執行部より、現在、区長会において各地区の問題点等を提起していただいております、できるものから解決していききたい。人口が増えている美咲野地区においては、来年、分割に向けた検討会が行われている。また、少子高齢化により役員のなり手が少ないという意見が出てきており、今後のコミュニティのあり方も考えていく必要があるかと思う。今後、開発される新興住宅地区において、新たに行政区を形成するとなれば、当面の間は近隣の行政区にお世話にならなくてはいけないので、今後、区長会でも十分話し合っていきたい。現在、行政区がない地区においては住民皆様の合意形成を図る必要があり、相談しながら地域づくりを進めてまいりたいとの答弁でありました。

委員より、投票区の再編についての質疑あり、執行部より、投票区の再編につきまして、9月の選挙管理委員会で決定し、10月の議会全員協議会及び行政区嘱託員会議で報告させていただきたい。今回は投票区の一部見直しということで、小学校区単位での見直しを基本とし、2キロメートル圏内

の投票区の見直しを行った。主に、町中を整理し、美咲野小学校の建設に伴い、美咲野小学校と室小学校を新たな投票区とした。また、南部地区においては、瀬田、大林、外牧、錦野を東小学校区とした。その結果、17の投票区が16になり、今後は投票率向上のため、期日前投票所の増設を検討していきたいと考えているとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関連で、委員より、財政管理費の時間外流用についての説明が求められ、執行部より、平成26年4月15日に総務省・財務省所管の会計実地検査が入ることが3月初旬に決定し、事前準備のため、資料の作成・整理のための残業代である。なお、会計検査の事前予告は熊本県に入ることは事前に連絡はあるが、どこの市町村が当たるかどうかは直前にならないとわからないとの答弁でありました。

次に、地域づくり推進費について、委員より、昨年度18団体が活用した地域づくり活動支援事業補助金だが、その補助率はどのようになっているか。ほかの補助事業と重複することはないかとの質疑に対し、執行部より、平成24年度までは2分の1以内としていたが、25年度からは地域の町道の除草、清掃活動や災害の被害防止等に関する活動についての補助率を3分の2以内に引き上げた。基本的に国や県などほかの助成を受けたものは、この補助金の対象にはならない。申請は随時受け付けており、提出された事業計画などを担当課で精査し交付を行っている。

委員より、元気大津づくり活動地域通貨「水水」は効果が出ているのかとの質疑に対し、執行部より、登録者は年々少しずつ増えており、水水を換金できる登録住民団体も29から31団体へ増えている。それなりに効果は出ていると思われるが、それを数値化することは難しい状況であるとの答弁でした。

委員より、今年度から対象となる活動に健康増進活動が加わったが活動状況はどうなっているかとの質疑に、執行部より、活動報告書の提出時期は来年度なので現時点ではわからないが、今年になって参加登録者が例年以上に増えているとの答弁でありました。

委員より、元気大津づくり活動の登録は毎年行う必要があるのか。執行部より、抹消の申し出がない限り自動更新しており、年度末に新しい活動報告書を郵送している。

委員より、元気大津づくり活動の登録者からの苦情、不満等は聞いていないかとの質疑に、執行部より、苦情は特に聞いていないが、活動報告書の記載が煩雑という意見があり、今年度より様式を変更し簡略化改善をしているとの答弁でした。

委員より、登録住民団体への寄附額と個人で地域通貨水水を利用した額はどれくらいかとの質疑に、執行部より、登録団体への寄附額が18万6千800円、個人に発行した地域通貨額は3万4千200水水となっている。個人での水水利用の多くは町指定のごみ袋と交換されているとの答弁でした。

この水水券に関して、委員会は、この水水券の現金への換金は予算額30万円に対して、交付実績で18万6千800円であり、事実上、団体活動補助金になっている。一方で、個人への発行は、平成25年で3万4千200円、前年からの持ち越しを合わせて4万3千200水水であるが、ほとんどが町のごみ袋と交換をされており、地域の協力店での利用はなされていない。つまり、地域通貨水水は地域通貨としての効果はほとんどないということになります。町民の自発的な活動を支援するの

は大変よいこととは思いますが、毎年の郵送代が約7万円、印刷費が約12万円もかかり、事務費も考えれば、交付額以上に経費がかかっているのではないかと。事業を続けるのであれば、もっと合理的な方法に改善が必要であるとの指摘をしたところであります。

次に、諸費につきまして、委員より、空港ライナーについて、今後も無料で継続して運営をされるか、また、町の負担割合はどれくらいかとの質疑に対し、執行部より、空港ライナー運営検討協議会の平成25年度決算では3千426万円であり、負担金収入が3千367万6千円。そのうち、大津町の負担金が430万円。そのほかは熊本県、熊本空港ビルディング空港環境整備協会の負担金により運営されているとの答弁でした。

委員より、空港ライナーの利用者に対して、大津町における実態把握のため、利用目的や大津からその後の移動手段などのアンケート実施をしたことはあるかとの質疑に、執行部より、昨年、熊本県がアンケート調査を実施しているが、アンケートの内容については大津町における具体的な状況を把握できるよう県と協議をこれから行っていきたいとの答弁でした。

委員より、路線バスの補助金について、バス利用者がどこからどこまで乗ったのか。また、どの方面へ利用したのかなど利用者の実態把握はできないか。また、路線バスについて、住民アンケートを実施することはできないかとの質疑に対し、執行部より、路線バスにおいてどこで乗り、降りたのかを把握するためには人的配置を必要とするため実施をしていない。一方で、住民の方の意向を把握するためのアンケートについては、今後検討したいとの答弁でありました。

行財政改革費について、委員より、近隣自治体で非常勤職員が多いところはどこか、町の正職員が少ないことで事務手続きなどに支障は出ていないかとの質疑に対し、執行部より、非常勤職員が一番多いのは菊陽町と聞いています。正職員については、職員1人当たり人口を熊本県内でみると、菊池南部地域の合志市、菊陽町、大津町が県内で1位から3位を占めており、職員1人に対する人口が多い状態となっている。職員不足で若干事務手続き等に遅れが生じることが見受けられるが、きちんと対応するよう指導している。ただ、正職員が少ないため、目の前の業務に追われてしまい、新規事業への取り組みなどといった政策的な事務に着手できていないこともあるので、今後見直しも含め、行革懇談会等に諮っていきたいとの答弁でした。

委員より、庁舎管理について。以前の本委員会において庁舎建設検討委員会を立ち上げ、進めていくとの答弁であったが、その後の進捗状況はどうかの質疑に対し、執行部より、庁内検討委員会は立ち上げましたが、まだ進んでいない現状である。今後、給食センターを初め、学校関係の改修もあり、事業調整が必要になっている。今年度において、公共施設管理計画を策定することになっているので、その中で優先順位を含めた庁舎建設の位置づけができるものと考えているとの答弁でした。

委員より、庁舎の安全性について防災の観点からも重要であり、いつまでにやるのか。以前、庁舎の耐震診断をしたと思うがとの質疑に、執行部より、以前、現庁舎耐震補強をした場合の検討を行っている。今年度中に庁内検討委員会において、現庁舎を耐震補強したほうがいいのか。又は新たな庁舎の建て替えが必要かなどについて現状報告をとりまとめ、議会にも報告できるようにしたいとの答弁でした。

委員より、ふるさと納税謝礼に関連して、ふるさと納税が県を経由した場合と、町へ直接寄附された場合の流れはどのようなになるかとの質疑に、執行部より、県を通じて寄附される場合は、県において一旦歳入されたのち、町へは総務費県負担金として歳入し、町へ直接寄附された分は一般寄附金として扱っているとの答弁でした。

総務部人権推進課関連で、委員より、人権教育啓発費役務費の保険料は何かとの質疑に、執行部より、人権教育交流支援事業で小中学生週2回、高校生週1回学習会を行っており、講師をお願いしている小中高の先生に対しての保険料である。学習会ではフィールドワーク、野外学習をしたり、児童生徒の宿泊研修や料理などの体験活動もすることもあるとの答弁でした。

委員より、男女共同参画懇話会委員の女性と男性の比率はどうか。また、公募枠は何名か。女性の審議会委員の登用率が低いのではないかとの質疑に、執行部より、男性が7名、女性8名で、公募枠は4名となっている。女性の各種審議会への登用率は平成24年度で17.5%、23年度は16.9%とあまり変わりなく、今後、登用率を上げるため環境整備に力を入れていく必要があると考えているとの答弁でした。

委員より、隣保館という名称は残さないといけないのかとの質疑に、執行部より、県から運営費補助を受ける際、隣保館運営費となっており、補助金を受けるためにも隣保館の名称は変えられない。町の設置条例では、隣保館と児童館を統合して、大津町人権啓発福祉センターとしている。

総務部税務課で、委員より、時間外勤務手当の決算額が500万円であるが、1人当たり何時間ぐらいになるのかとの質疑に、執行部より、年間で1人平均200時間程度、月17時間程度となっているとの答弁でした。

委員より、次の固定資産の評価替えの予定はどの質疑に、執行部より、評価替えは平成27年度で、原則3年に一度行うことになっているが、宅地と宅地並みの雑種地は土地の下落が顕著に続いているため、毎年行っているとの答弁でした。

委員より、類似団体との収納率は把握をしているかとの質疑に、執行部より、現年度と、滞納繰越分の合計になるが、大津町が94.75%、菊陽町が95.5%、合志市が94.18%、菊池市が85.85%。菊陽町の収納率が良い理由としては、ソニーや富士フイルムなどの大手企業の安定した経営実績が大きく影響していると考えているとの答弁でした。

委員より、軽自動車税の収納率がほかの税目と比べて特に低い理由について質疑があり、執行部より、普通自動車などについては車検に合格するための納付が必須であるが、軽自動車の場合、小型バイクなど車検がない車種が多いことが納税意識の低下につながっているのではないかと。また、経済的な余裕が少ない若年層の納税義務者が多いことや、廃車や譲渡した場合などに手続きを行っていないため、車を所有していないのに課税されている事例が多いことも、収納率が低くなっている一因であるとの答弁でありました。

委員より、滞納者への差し押さえ、競売の実態はどの質疑に、執行部より、平成25年度実績で差し押さえ件数が24件、156万7千571円となっている。差押物件は預金、生命保険、所得税還付金、給与、年金などであるとの答弁でした。

最後に、認定第1号関連で、会計監査指摘事項に関連して、総務部総合政策課について質疑を行いました。

委員より、監査委員の意見書の中に、内部統制の欠如や財政規律の軽視、財務に対する職員の意識低下を危惧するとあるが、執行部の説明を求めるとの質疑に、執行部より、具体例として、農業災害関係の経費について地域の方々の早期復旧要望の中で工事を重機借り上げ、原材料で行い、財務の基礎基本を逸脱した取り扱いが多く見受けられたということで指摘を受けている。財務規律については、職員全体で認識を深めて意識の改善を図るよう進めてまいりたい。

委員より、昨年も指摘されているところが、今年も同じことを繰り返している。予算の執行管理チェックは総合政策課の役割ではないのかとの質疑に対し、執行部より、総合政策課の業務として企画、政策、財政、地域づくり情報計画、行財政計画に関することだが、今回の件では財政係が主体となり予算編成、決算、予算執行などの業務となるが、監査委員の指摘では予算査定を慎重にすること、予算執行についてもしっかりと指導するようという指摘内容であったと思う。監査委員の指摘を真摯に受け止め、さらに予算の執行管理の調整をしていきたいとの答弁でした。

委員より、財政規律を徹底するほうはどうするのかとの質疑に、執行部より、基本を再認識することで7月に職員のコンプライアンス行動指針を策定し、全職員へ周知をしている。職員研修も本年度は階層ごとに計画的に実施するように計画しているので、それらを業務にしっかり役立てていきたいとの答弁でありました。

委員より、議会への説明責任も足りない、統合政策課としては、流用・充用については、例えば100万円以上については経過と理由を一覧表にして説明できるようにするとか必要ではないのかとの質疑に、執行部より、次回の決算審査からは丁寧に説明ができるように組織再編も今年度からやっている。今後組織力の向上を図っていきたいとの答弁でありました。

委員より、組織再編の際にも何度も確認したが、本当に職員が足りているのかとの質疑に、執行部より、総合調整機能を強化という意味で機構再編の中で総合政策課が編成されたところであり、職員の配置計画は本年度までとなっているので、必要であれば見直しをしていかなければならないと考えているとの答弁でありました。

なお、委員会としての意見書をまとめた上に、議席の配付のとおり意見書を付すこととなりました。討論はございませんでした。

採決の結果、認定第1号関連につきまして、全員賛成で認定することに決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらくここで休憩いたします。

午後1時49分 休憩

△

午後1時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 認定第1号に関して、経済建設委員長のほうに質疑をいたします。こちら初日に私が議場のほうでも質疑した項目で、災害復旧事業補助金交付に関するものでございます。こちらに関して先ほどの委員会からの報告のほうでも、91.1%に関しては農家の急にお金を出せないというところで補助率を引き上げというところは事前に議会にも委員会のほうにも説明があって、そこに関して私のほうも十分納得も理解もしております。今回疑義がありますのが、40万円以下の撤廃のところでございます。こちら初日の質疑でお話したとおり少なくとも議場のほうでは40万円以下の項目を撤廃するほう説明がございませんでした。委員会の委員長からの報告においても、そこに関する言及がございませんでした。今ほどの説明においては、執行部のほうから説明したという旨の発言があったということですが、そちらが委員会の認識と同じものであるのかどうかというところが一点。もう一点ですが、こちらのほうが重要だと思ってるんですけども、40万円以上の部分に関して、農家のほう補助してあげるのは私もそこは必要であると思っております。しかし、やり方の問題でこちら最初にお話ししたとおり40万円以上であれば本来は国家補助、つまり国の予算で支出されるはずのものであります。それをあえて町の予算で今回執行している。もしそれに関して国に申請していれば国から予算が下りるものであったのかどうかというところを質疑しましたが、執行部の担当部長のほうからは厳密に言えばそういった項目もあったということでもございました。この点に関して、もちろんお金の出所は税金であることには変わりはありませんが、こちらは急な大規模な災害の際に、予算に限りのある自治体を助けるために国がわざわざお金を出してくれるということをあえて町のお金を使ってということは、住民の損失以外の何ものでもないと考えております。そこに関して、執行部のほうから追加の説明があったのかどうか。あったのであればそこに関する委員会での意見等に関してお伺いできればと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） 委員長報告について質疑がありましたのでお答えいたします。

実際、金田議員が本会議場で質疑をなされたんで、委員会の姿勢といたしましてきちんと本会議場で疑義が出たものに対してからは、きちんとお答えをしなければならないというふうに考えておりますので、先ほどの委員長報告と重複する点があるかもしれませんが、委員会での審議の内容あたりをお答えしたいと思います。

時系列に説明しますれば、平成24年の7月に九州北部豪雨被害が発生しました。そして、その年の12月に大津町農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱が制定されました、まずですね。その翌1月に文書による回覧や行政嘱託員会議での説明や地域での説明会を実施しました。ということで流れてきましたけれども、平成25年6月に91.1%の先ほど申されました国庫補助と大津町の3分の1の補助があまりにも大きな差があり、個人負担が大きくて復旧の進捗が図れないということで、25年6月に国庫補助率と同率で40万円の上限を廃止した単独災害復旧事業補助金交付要綱が制定されたということです。そして、それまでの要綱を廃止して早期復旧を図りましたという答弁

がありました。流れ的にはそういった流れがありまして、金田議員の本会議でのご指摘がありましたので、執行部より災害時の重機借り上げについての追加説明も受けました。先ほどと重複しますが、災害復旧においては被災して3週間を目途に確定申告を国に対してしなければなりません。60日以内に最終報告をすることとなっているという説明がありまして、それをしなければ結果的に国の補助金は出ないということになります。ですから、今ご指摘のとおり、きちんとこれが順序どおりに3週間を目途に確定申告して、60日以内に最終報告することができれば国庫補助を受けられた可能性は非常に強いということではありますが、執行部の説明の中で重機借上料で施工している箇所はその期限までに町で被災状況を把握できていませんでしたという説明がありました。結局把握できないから請求できなかったということでもあります。このことについて町長も答えておられて、その年の10月に災害復旧係を作って対応しましたと。しかし、そういった復旧係を作ったにもかかわらず、そういった不備が出てしまったということを確認されています。

以上、委員会での審議の内容と答弁の結果であります。

この40万円についての撤廃についてであります。これを委員会できちんと説明がされていたかどうかという確認であります。この点についての委員会での審議の中では質問自体もありませんでした。ですから、委員会の審議の中で事実としてあった質問と答弁の中では確認されておられません。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 総務常任委員長の委員長報告に対して質疑いたします。

認定第1号及び議案第54号ですね。今回、監査委員の決算報告といたしまして、厳しい内容が見受けられて我が委員会におきましても、審議したところでもありますけれども、総務常任委員会には議選の監査委員さんがおられます。ということは、監査委員という立場からするならば様々な作成された帳票あたりを全て見ておられると。その上で意見書が出ておることですから、委員会に出席の時には議員としての立場でしょうけれども、そこに実際町長から任命を受けた監査委員さんがおられるということで、確認するには一番、監査委員に質疑をして、そして確認するほうが一番信憑性が高くなるのではないかなと思われまして、監査委員の立場として、代表監査人を呼んだほうが一番いいんでしょうけれども、そういった委員会で深く審議をする時に委員会では百条調査をするわけではありませんので、どうしても資料の提出あたり、そういったものが限られてきます。ということならば、直接監査委員さんに聞いてそういった確認をとられたことはなかったのか。そちらのほうがやはりより確実に内情が確認できると思いますので、この点について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 総務常任委員会に議会選出の監査委員さんがおられますが、質疑の中で、同じ議員の中で同じ委員の中の議員が監査委員として質疑の対象にはちょっとならないということもあって、そちらは質疑はありませんでした。そして、いわゆる代表監査委員ですね、議員以外の有識者からの代表監査員について直接意見を求めるという、そういう意見も委員会の中ではございませんでした。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 認定第1号に関してですが、反対の立場から討論をしたいと思います。

この9月の定例会は最初からいわゆる波乱含みというような展開であったかと思います。そのきっかけは本会議の初日、代表監査委員による報告でございました。その中では平成25年度の一般会計の執行段階における財務規律の低下がいくつかの具体例と併せて報告されました。また、それに対する質疑においては、議会軽視、百条委員会というような言葉が出てくるほど強い反応がありました。各委員会ではそれを踏まえて審査を行ったところです。その中では、委員会審議とは別に、委員会メンバーが意見交換などを行っている様子もみられ、非常に緊張感のある、私としては緊張感を感じるような議会の会期であったかと思います。そうして先ほどの各委員会の報告が行われたわけですが、見られますように、3つの委員会の全てが意見を、あるいは少数意見の留保という形でいずれも問題ありとしながらも、委員会の単位ではぎりぎりの認定の判断をしている状況です。つまりぎりぎりの判断が3つ、カードが3枚そろってしまったということであるかと思います。先日、私の一般質問の中で10×1も1×10も同じ10だということを申し上げました。今回の決算は不法、不正とは言えないものの、不当と思われるものが数多く積み重ねられています。委員会に付託された所管部門で言えば、その一部が見えるということであって、それが3つの委員会を合わせれば財務規律を逸脱するいくつかの事例というものが、いくつもの事例、十分な数になってくるわけです。委員会でぎりぎりOKの判断をしたとしても、3枚のカードがそろったわけですから、ぎりぎりであったものが一線を越えたという判断に変わっても不思議はないと思います。執行部からは何回も反省の言葉、改善を進めるといような説明もありましたが、そのことについては当然そうあるべきだと思いますし、しっかりと取り組んでいただけることだと信じています。しかし、その反省と改善の出発点をどこにおくべきなのかということを考えなければなりません。二元代表制のもとで町長、執行部と議会は車の両輪に例えられます。とすれば、その一方が脱輪しようとしていたのであれば、もう一方はそれを一旦止め、軌道修正をしなければなりません。それが議会に与えられた責任だと考えます。決算の不認定ということであれば、町の恥だというような考え方もあるかと思います。しかし、それは上辺だけの問題であってしかるべき時にしかるべき措置をとれない。自浄能力の欠如はそれ以上に恥ずべきことだと考えます。町民がこの状況を知り疑念を持った時に、議会に何を求めるかを考える必要があると思います。これから町が財務規律を立て直す、その出発点はこの決算を不認定とするところから始まるべきだと考えます。

以上、反対の討論です。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） ただいまの認定第1号について賛成の立場で討論いたします。

たしかに流用、それから充用の問題で財務規律で甘い執行があったのは確かでございますけども、それは質疑の中での指摘で事足りると私は思いました。全体として見ますと、認定しないというほどの問題ではないという理由で認定第1号に賛成いたします。議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は認定第1号を認定しない反対の立場から討論を行います。

先ほど財政規律等に関する厳しい監査委員会からの指摘は当然だと思いますが、本来、決算認定の重要な役割は、前年度に執行されました行政の各事業につきまして、これをきちんと評価をし、来年度予算にこれを反映をさせると、こういう重要な役割があるかと思えます。私はその立場で討論を行います。いくつか実例を挙げたいと思えます。

1つは、保育の責任問題であります。大津町は人口増加で保育所に預けたい、入所申し込みが例年定員を上回り、定員を数十%も上回る定員の割り増しで対応し、しかもその上でも保育所に入れない方が続出をしてきたわけでありましたが、この中で職員の方々の並々ならぬ努力は当然認めますが、それでも児童福祉法で24条で市町村は保育の申し込みがあった場合、これを措置をしなければならないと法で決められているにもかかわらず、待機児童を漫然と生んできたということはまさに行政の私は怠慢だと思うところであります。

もう一点は、人権対策関連であります。申し上げるまでもなく、人が人として生きる人権ほど大切なものはないと、このことは私も同感であります。ところが同和対策特別法が平成14年に失効いたしました。その後12年になるとしてありますが、大津町はこの同和対策事業の総括を今まで全くしないまま、そのままずると、人権と言えば同和問題、これが中心だと言い続けてきているわけであり。中でも人権教育交流支援事業として、町内各小学校がございますが、特定の地域だけで人権教育交流支援事業、小中学校の教師を動員して未だに続けられているわけであり。これがもし人権を守るために絶対に必要であるというのであれば、ほかの各小学校区でも当然行われるべき措置であると思えますが、まさにそうではないということが、このことによってはっきりしているのではないのでしょうか。特定の地域にこうした特定の措置をやっているならば、法ではもう認められてないどころが同和地区であるという、こういうことを調べたりしてもいけないわけであり。まさにそのことによって却って地区を特定されてしまう。そういう、却って人権を揺るがしかねない事態を生みかねないと思うからであります。

もう一点。森林認証材利用促進補助金が平成25年度補正予算で創設をされましたが、決算書ではこの予算100万円が全額不用額となっております。町長は議会が採択をした住宅リフォーム事業は個人の資産形成に当たるから導入しない。そのかわりこの森林認証材利用促進補助を行うと言っておりましたが、結局この100万円の材木を差し上げるというのはまさに個人の資産形成に資するものであり、全く一貫性に欠けていると言わなければなりませんし、また、こういったものは経済効果を期

待するものでありますが、1円も予算が消化されず、経済対策には全く役立っていない。また、地元業者育成にも全く役立っていないということでもあります。しかも、決算書を見る限り、この100万円はただの不用額とされておりまして、説明は全く決算書から見るができないわけでもあります。地方自治体の行政の最大の仕事は住民の福祉の向上、また住民の暮らしをどうやって向上させていくか。このことが最大の仕事であると思いますので、この点から25年度の決算認定に大いに反省をし、次の年度に反映させたいがために、私の討論とさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 認定の件について賛成の立場で討論したいと思います。

たしかに、この監査報告の中では厳しいご意見が出ております。しかし、今度の我々の委員会の中でもですね、本当に喧々諤々の議論を行いました、その中でもこの問題に対しての不正というのはあっておりません。ただ、そういった形の中で流用・充用そういった形が大きな問題であります。特にその中でもですね、先ほど委員から言われておりますように40万円以下の小規模災害とかそういったやつについては、やはり営農に支障をきたすという地元のそういった農家の声をですね、いち早くするためにこういった流用をやったということですが、実際これ自体はですね、絶対こういったことをやらないように委員会の中でも強く言っております。そういった意味で、今後は反省を兼ねてでもですね、そういったことでそういった流用そういったやつをぜひ今後やめていただきたいというようなことでございますけども、認定についてはですね、私としては賛成という立場で討論を終わりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 私は認定第1号に関して、反対の立場から討論をさせていただきます。観点としては、一点目が、何度も言われたように内部統制の件。二点目が、こちらも様々な同僚議員のほうから出ています議会軽視ということでございます。この議会軽視と言いますが、これは議会だけの問題ではなく、議会軽視というのはひいては住民軽視の問題であると私は捉えております。それを踏まえまして、今回の審議に当たっては部分で見ても複数の重大な疑義。全体で見ると、多数の疑義が私の中でもありました。大きな疑義について改めてお話しさせていただきますと、先ほど農業災害関連で委員長のほうから追加のご報告をしていただきましたが、40万円以上の部分に関して国庫のお金でできるものを町の中でやっているという点。もう一点が、原材料費と重機借上料のほうで工事をしているという点です。前者のほうに関しては、致し方なかった部分もあるということですが、こちらは委員長の報告にもあったとおり、写真や書類等の準備がなく、住民に対してもしっかりと説明ができない状況であるという部分。重機借上等に関しましても、こちら本来であれば積算をやっているならばもう少し安い額でできたのではないかという疑義がございます。やはり業者のほうも慈善事業でやってるわけではないので、それなりの金額を提示しております。その中でしっかりと積算をして設計をして発注することによって、しっかりとしたあるべき金額が出てくると思いますし、こういった

形で契約すらも交わせていない場合であれば貸し担保等の保証も確保できず、そういった意味で住民の利益の確保もできておらず損失につながっているのではないかと考えております。

次が、こちらにも監査委員のほうからも指摘が出た陣内幼稚園に関してなんですけども、こちらに関しては予算の6月の補正の時点でも私のほうから広げ方だとか中身、工事の内容が確定していない段階で3千万円という予算が上がるということはいささか乱暴ではないかというお話をさせていただいております。その中で今回は緊急の対応が必要であるためにこういう形になっているが、町の設計技師とはしっかりと相談して話ができている、固まっているというお話でございました。しかし、今回監査委員の指摘にあったとおり、その内容に関して疑義が残っており、委員会の中での説明においても私としては納得に足るものではございませんでした。そういった状況であれば、その予算の中の意見を前提に、ある程度の行政の信頼において承認しているにもかかわらず、そういった状況であるのであれば、予算審議の意味合い自体も薄れてくると思っております。そういった意味で、それとつながってくる今回の決算ということは認めることができないというふうに考えております。

もう1つ、全体のお話をいたしますと、先ほど充用・流用のお話が何度も出ておりましたが、こちらにも同じように議会の権限というところに大きく関わってくる部分であると思っております。

もう一点、今回、不用額に関してたくさんの意見が出ております。こちらに関しては、いわゆる経営努力のようなもので結果として不用額となったものであれば、もちろんほめられるものであると思っておりますが、今回は文教厚生委員会の中でもただ単にミスや漏れ等で不用額を落としてなかったと。こういった状況であっては、住民に対して、今年度はお金がないので来年度で対応していますと言っている一方で、多数の不用額を残しているということは、地方自治法の199条の14項でしたっけ、そちらにある「最小の経費で最大の効果を出す」という責任も果たせていないものであると考えております。そして何よりこれらの内容に関しましては、今年初めて指摘されたことではなく、これまでも繰り返し指摘されたことであるにもかかわらず、昨年度よりもさらに悪化しているものであると感じております。我々議員は町民の幸福を最大化する責務があります。今回の決算を認定することは、その観点からも町民の皆様の納得・理解に足るだけの合理的な説明も不可能であると考えております。執行部より今後改善していく旨の答弁もありましたが、自治体関係があくまでも単年度予算である点も踏まえれば、当該年度において確たる評価を下し、この決算を認定するべきではないと考えており、それが住民に対する責務を果たすということにつながると考えております。

以上、議員各位のご賛同の程をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 認定第1号に対しまして、賛成の立場から討論をしたいと思っております。

実際、我々が平成25年度の決算の認定について不備が認められると思われたのは、監査委員からのそういった例月の検査なり、こういった決算の意見書というもので知り得ます。平成25年度決算は我々議会が審議して予算を通しました。必ずやそういった町民の福祉を基に考えられて、執行部の皆様方が執行されることを我々は信じております。しかしながら、意見書の中に厳しいご指摘があっ

たという事実が発覚いたしまして、これに対しまして我々議会が何ができるのかということ非常に反省した次第であります。執行部の中においてもチェック機能というものが何段階もあります。もちろん担当部局、それから財政や会計、そして最高責任者である町長へと最終的な決断を迫られると。これが日々行われておるわけでありまして、その中におきまして、町長が全体を集めまして監査に付す。これは地方自治法で決められておりますから、町長は平成25年度のそういった執行において、監査委員に対してその正確にきちんとやっておったかっていうものを付するわけです。またその意見書が町長に返ります。そして、町長はその意見書をもとに今後のいろんな調整を、舵取りをやっていかれるわけでありまして、問題視すべき点は、その中の監査の報告、実際厳しい意見が出て、長としての統治能力が問われる部分がかかなり書かれていたと思いますけれども、何の処置もしてない。ということは町長はその監査の指摘をある程度認めているにもかかわらず、それは例えば、係が今までのチェック機能がいくつかの責が不正ではなかった。反省すべきものはあるかもしれないけれども、許せる範囲であるということで懲戒処分になった職員は1人ともおりません。本来ならば、そういった不正が行われているのならば、長の権限として、そういった懲戒なり何なりするべきではないでしょうか。それがやられてないということは、理解がこの監査意見書の中ではそこまで及ばなかったという意見になっていると、そういうふうに解しました。そして、また議会の中には議選の監査委員さんがおられます。その監査委員さんが委員として委員会に出席して、そしてその中で賛成をされると。どういった意味でしょうか。この監査報告書というものは代表監査委員と議選の監査委員さんが連名で出されます。その方が賛成をしてるんです、委員会において。ということです。ということはこの監査意見書さえもそういった処罰の対象までは至らないということになるのではないのでしょうか。そういった事実を踏まえて1つずつ流れていきますれば、そういった監査意見書が出た。我々議会はどうか処置をするのか。そしてまた町民の方々にどう答えるのか。ここが問題であります。この議会は何をしたか。ただ単に認定に対して反対や賛成が出るっていうぐらいで、こういったものが良くなるのでしょうか。本当に行動を起こすのであるならば、不信任案を出すべきではないでしょうか。そういったこの監査報告書にもとづいて認定作業を進めるのであるならば、そういった厳しい議会の対応、こういったものもなされてない。百条調査の申し出も出てない。ということは、我々の前にまず町長が監査をお願いするのは監査委員さんです。そのずっと後に我々議員は対応するわけですね。長い時間が過ぎております。その中で何ら処置がされていない。そしてまた議会もそういった報告を受けても行動を起こしてない。そしてまた議選の監査委員さんも賛成をしてるんですね。ここの事実は大きいです。ですから、この監査意見書というものは、指摘はしてあるけれども、認定に対して賛成という範囲の枠内と私は解しました。町民に対してどう説明するか。私も難しいところはありますが、町民の皆様方もこの議会に対しても執行部の町長に対しても選挙で選ばれておりますので、この人たちを選んだ責任というものもあります。結局、町民の方々が選ばれた方々の態度は今のこの状態でありますから、議会は議会として本来とるべき姿というものが百条調査、代表監査委員を呼んで、そしてまた調べて、そして議会活性化なんかいうのも作っているじゃないですか。そういったところでそういった行動も起こさない。そういった議会で、やれ反対の賛成のいう前に行動を起こすのが本

当の筋だと私は思います。そういったところを考えてみますれば、認定第1号に対しましては、やはり監査委員さんの連名をされた方も賛成をされているという事実。そういったところが1つのポイントになりはしないかなと思います。私も監査を歴任してきましたけれども、実際全ての帳票を見ますんで、そういった形で判断をしなければ、なかなかこの認定に対しての不採択というのは難しい部分は出てくると思います。ですから、議員としてそういった順番を踏むことが適切でなかったという部分も踏まえますれば、この報告書というものは、注意はするものの、認定には値するものだと、そういうふうに解しました。

以上のようなことから、賛成の立場を表明いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 議案第50号の大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

いわゆる子ども・子育て新システム関連の条例制定であります。長い間続いてまいりました児童福祉法24条第1項に基づく保育制度を含めまして、今回大改定が行われようとしているわけですが、この中で家庭的保育事業等につきまして、今般の条例案の中でいわゆる職員体制の問題、これが看過できないと考えるからであります。家庭的保育事業等と言えば0歳から2歳まで、まさに赤ちゃん、最も保護が必要な年齢であるにもかかわらず、今度の条例の中では職員の資格が国の基準に従うべき基準として、保育士以外の方もこの家庭的保育に当たることが可能であると、こういう条例になっているわけでありまして。委員会の報告の中で、今後、規則の中では保育士以外は保育に当たれないというようなことを規則で制定を目指していきたいと報告がありましたが、規則というのは行政が自由に決められる。議会の採決が及ばないものであります。条例はまさに町の法律であります。その法律の中で、保育士以外の方が、この家庭的保育の0歳から2歳の最も注意を要する保育に対して保育士以外が保育者となりかねない。それを担保できない条項が盛り込まれているのはとても私は見過ごすことができない。もし規則でこれを後で担保するというのでありますならば、国の基準に従い、上乘せ条例としてきちんと保育士以外は保育に当たれないと。このことを条例の中で明記するのが子ども、赤ちゃんの命を預かる立場から、行政が行うべき条例の制定であると考えからであります。そういう立場からこの議案第50号について反対の討論といたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 議案第50号について賛成の立場から討論いたします。

まず、条例の中に、「この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める」という委任規定が設けられているので、規則等により、きちんと明らかにしていくという執行部の答弁がございました。それから、そもそも子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格スタートする予定ですが、この制度を実施するため消費税が10%になった際の増収分から、毎年7千億円程度充てることになっ

ておりますが、平成27年度に消費税が10%になるかどうか未だに不明です。国の制度が固まっていない現状の中では、とりあえず国の基準どおりに定めて、その後に見直しを行うというのであれば仕方ないのではないかと思います、議案第50号について賛成といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第49号大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員

長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決については、佐藤真二君ほか2人から記名投票にされたいとの要求がっております。記名投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議 長（大塚龍一郎君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により立会人に本田省生君及び府内隆博君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議 長（大塚龍一郎君） なお、念のため申し上げます。平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。自己の氏名も併せて記載願います。

配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異状なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。確認いたします。認定に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、自分の名前を併せて記載願います。1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議 長（大塚龍一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。本田省生君及び府内隆博君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議 長（大塚龍一郎君） 投票の結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成12票、反対3票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、認定第1号平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議 長（大塚龍一郎君） 次に、認定第2号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、平成25年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、平成25年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、平成25年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、平成25年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、請願を採決します。請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

請願第2号、「農協改革」に関する請願書を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。3時10分から再開します。

午後3時02分 休憩

△

午後3時09分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

日程第 4 発議第 6 号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書」の提出について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第 4、発議第 6 号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第 6 号、提出者、豊瀬和久君。

○2 番（豊瀬和久君） こんにちは。お疲れ様です。「危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書」につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

まず最初に、その案文を拝読させていただきます。

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年 3 月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年 4 月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため検査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

第 1 に、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。

第 2 に、簡易鑑定ができる技術の開発を初め鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。

第 3 に、薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 22 日。熊本県菊池郡大津町議会議長大塚龍一郎。

提出先は、内閣総理大臣を初め、記載のとおりであります。

引き続き、申し上げさせていただきます。

今月14日、熊本市中央区で危険ドラッグを使用した疑いのある交通事故が2件相次いで発生しました。どちらの運転手も店で買ったハーブを吸ったと話していて、車内からハーブと吸引器具が見つかっています。しかし、近年では合法ハーブやお香などと称し、店舗に加えてインターネットでも入手可能で、若者を中心に乱用が増えています。こうした姑息な法の抜け道を塞ぐためには、取締態勢のさらなる強化や人材の確保などを強化していく以外にはないと思います。また、「いたちごっこ」が続いている現状を打破するためには、危険性を広く伝え、手を出させない取り組みが重要だと思い提案をさせていただきました。

以上をもって趣旨説明を終わります。

議員各位のご賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 発議第6号について質疑をいたします。

今、内容を説明をいただきましたけれども、すごく当たり前のことであって、人々の本来ならば理性の問題だと。悪いことはわかっておりますんで、そういったことを判断する能力に欠けるのかなということで、国に対して様々な条文を向けられておりますが、地方自治法の第99条の規定により意見書を提出するというのはわかります。地方自治法ということを考えたらですね、じゃあ我々地方議会、こういった地方議員として何を行うのか。国にこういった要望をして、そして返ってこないかぎり地方は何も行動を起こさないんでしょうか。やはり、地方でこんなことをやってるよ、だから、国もこういったもう少し強化するべきじゃないかなというものが、足りないんじゃないかなというふうに思います。これは一方的に駄々をこねるような感じにちょっと受け止めるんで、もう少しそういった、我々は国がそういったことに、意見に対して、返ってくるのを待って行動を起こすということでしょうか。その点について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 永田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

1つは、当たり前のことということと、判断する能力が使う人たちにないとする、地方議会の役割という意味で、意見書につきまして私が思うことですけれども、意見書は地方公共団体や住民に関わる様々な課題やテーマについて、議会の意思、当然議員の意思と意見としてまとめ、国や関係団体に対しまして住民の代表として表明するものだと思っております。意見書には法的な拘束力がないので、国にこれを意見として言ったからといって、先ほど言われましたように駄々をこねていると言われればそうかもしれませんが、この意見書というものは、その時々様々な課題や問題、それに対して議員としての意見、議会としての意見をどう思っているのかというのを行政や住民の皆様に表示することだと思っております。またそういう全国各地で議会で同じような意見書が可決され

ることによりまして、国会に提出をされれば1つの世論というものが形成をされ、国が動くということもあると思いますので、このような今一番大事な関心を持つテーマに関しまして、私個人の意見としましてもそれを表明をさせていただきましたし、それが議会として表明をしていただければと思います。あとは個々人の議員の方々に賛否で判断をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 発議第6号におきまして、反対の立場から討論をいたします。理由といたしますれば、この内容あたりを見てみますれば、私個人といたしましてはこの脱法ハーブについての詳しい専門性を持ち合わせておりません。ですから、国においてはそういった専門員の方々を集めて審議されて国の形を決められているということです。ですから、こういった発議をする場合には、我々地方議員・議会として、まず自分たちの足元を見て何を行動を起こすべきかが第一義的に起こすべき行動であり、その中で有効となったものを、国に対して提出して請求して改善を求めるとというのが筋だと私は思っております。すごく当たり前のことをこれには書いてありますけれども、地方分権、言われて久しくあります。地方議員としての役割、そしてまた我々が選んだ国会議員の役割、そういったものを考えますれば、こういった意見書というものは地方自治法第99条により提出できるけれども、これが何らかを拘束するものではないし、そういった、これを守りなさいというものではないというものであるならば、特に国をうならせるようなですね、そういった行動を地方でまず起こして、それを求めていく。これぐらいないと、発議あたりがやはり国の仕事を増やしてしまうんですね。やはりそういったことの順番というものをきちんとすることによって、この大津町議会もいろんな底上げがなされていくというのが順番ではないかなと思います。書かれていることはすごく当たり前のことでありまして、言い方悪いですけど、これぐらいのことは国でももう早急に話し合われていると考えるのが妥当ではないでしょうか。ですから、こういったものに対してからは、我々がまず行動を起こす、これが重要だと思いますので、発議第6号に関しましては、以上のことから、出す必要はないと考えられます。ですから、反対の立場から討論をいたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 私は賛成の立場で討論をいたします。この件につきましては、豊瀬議員からのお話を聞いたわけですが、ずっと今まで新聞あたりではですね、この危険ドラッグについては新聞に掲載されております。最近は特に頻繁に載ってきておりますけれども、全然対策を打たれていないというような状況でございますし、薬事法が改正されましたあとでもですね、何らはっきりし

た項目も打ち出されていないというような状況下で推移しておるようでございます。このことについてはですね、実際起きていることでもありますし、これを良くするためにもですね、やはり地元、足元から実際それが起きていることをですね、抑止しなければならないという意見で、意見書としてここでまとめてあるわけでもございます。やはり国が立ち上げなければですね、正当化されないというような状況でもありますし、異常なことで時間がかかるものですから、薬事の内容等もですね、変わってくるということで、いつまでもいつまでも確定できないというような状況で続いていることが我々の常識では判断されるわけでございます。そういうことでまず我々地方の足元からこういうことも立ち上げていく必要があるというふうに感じましたので、賛同いたしましたわけでありまして。

議員各位のご賛同よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第6号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 選挙第1号 大津町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、選挙第1号、大津町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選出の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大津町選挙管理委員会委員に高本邦治君、山東繁幸君、水上克洋君、田代信矢君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を大津町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました高本邦治君、山東繁幸君、水上克洋君、田代信矢君、以上の方が大津町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第6 選挙第2号 大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第6、選挙第2号、大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。大津町選挙管理委員会委員補充員に坂梨登米夫君、恵良則尚君、松坂孝君、紫藤利弘君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を大津町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました坂梨登米夫君、恵良則尚君、松坂孝君、紫藤利弘君、以上の方が大津町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、大津町選挙管理委員会委員の補充員の順位についてをお諮りします。大津町選挙管理委員会委員補充員の順位は、ただいま議長が指名した順にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、大津町選挙管理委員会委員補充員の順位はただいま議長が指名した順に決定いたしました。

日程第7 議案第61号及び日程第8 同意第5号 一括上程

提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第7、議案第61号、大津北中学校増築工事（建築本体）請負変更契

約の締結について及び日程第8、同意第5号、大津町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。議案第61号及び同意第5号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号及び同意第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げました全ての案件につきましてご議決・ご認定をいただき、誠にありがとうございました。

今回の監査委員の指摘事項は重く受け止め、住民全体の奉仕者として住民福祉の増進に向け、最小の経費で最大の効果を上げるように、「財政規律の確保」と「組織力向上」に努めてまいりますので、議員の皆さんのご指導・ご助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、大津北中学校増築工事（建築本体）請負変更契約の締結についてでございますが、大津町公共工事請負契約約款によって、宇都宮・上田・宮川建設工事共同企業体、代表者株式会社宇都宮建設代表取締役宇都宮義次様と、1千950万6千305円を増額して、2億8千734万6千305円で工事請負変更契約を締結したいと思うものでございます。議案第61号につきましては、工事請負変更契約の締結についてでございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

同意第5号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、委員の合志文夫様が、平成26年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き菊池郡大津町大字中島62番地、合志文夫様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

合志文夫様は、平成22年10月から大津町教育委員として、平成23年9月から委員長として、教育委員会活動の充実に努められております。また菊池法人会大津支部長、肥後大津ロータリークラブの要職を歴任され、人格が高潔で、教育・学術・文化に関する高い見識を持っておられ、引き続き教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご審議の上、ご議決・ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、人事案件以外については、所管部長をして詳細説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 議案第61号、大津北中学校増築工事（建築本体）請負変更契約の締結について説明いたします。今回の工事については、7月の臨時議会で契約を了承いただき、その後工事施工に向けた準備を始め、8月下旬から施工業者により増築敷地内に杭打ちのため試験掘りを開始したところ、地下の支持地盤までの深さが40メートル近いものがあり、場所によってばらつきが予想されるために、実際に杭を打つ主要な15ポイントについて試験掘りを行った結果、支持地盤が稀な凹凸地盤であることが判明し、本地盤への安全性を考慮した対応策として、杭の長さを地盤形成に合わせた長さで個別で制作し、確実に支持地盤に杭を設置する必要がありますので、今回杭の長さの変更に伴う工事費及び工期の変更をお願いするものです。

追加議案説明資料の1ページをお願いします。当初請負金額2億6千784万円を2億8千734万6千305円に、工期を平成27年3月6日から平成27年3月27日までに変更するものです。備考欄で、基礎杭44本、計1千328メートルを、基礎杭44本、計1千662メートルに変更するものです。

説明資料の2ページをお願いします。支持地盤ダイアグラムですが、増築部分が黄色で左側は既設の技術棟です。増築敷地の赤の丸印が試験掘りを行った箇所、赤丸についている四角内の数字で下段の数字は試験掘りによる支持地盤の深さで、上段の赤字が当初設計の予定支持地盤と試験掘りで変更する支持地盤の差です。なお、右上の表に変更後の44本の杭のうち3段目以降の31本が予定より長くなることとなります。

説明資料の3ページをお願いします。左上に先ほどの平面図と（Y1通り）（Y4通り）（Y5通り）の断面図に支持地盤イメージと杭イメージを表示しています。以上のことから、増築校舎建築敷地内で、支持層の深さに非常に大きなばらつきが見られるという稀な地層であるということが判明したことから、今回大幅な設計変更が生じたものです。

説明資料の4ページをお願いします。大津北中学校増築工事関連の現在の契約状況一覧です。今回変更をお願いする工事は上2段の建築本体と渡り廊下工事です。当初予算の範囲内で変更をお願いするものです。なお、今後工事の現状や進捗状況を見て外溝工事を発注予定です。

以上よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第61号に関しまして、質疑をいたします。

1ページを見てもみますれば、この予定が変更されましたことによって工期のほうも21日間延びております。ということは3月末日をもって年度が今度変わりますんで、4月1日からのこの学校の運営にそういった何らかの不具合を生じないかですね。27日というのは金曜日ですから、この出し方からするならば28、29、土日で片づけられて、30、31日でいろんな品物の搬入とかそんなものになるのかなと思いますが、併せて、21日延びたということ、もちろん8月下旬から始められて工事ができないわけですね。ですから、延びるのはわかりますけれども、これがもしも21日じゃ

なくて例えば2週間の14日とかそういったふうになるならば、もちろん学校側としてもですね、全然対応が違ってくるかなと思われま。この工期の延長につきまして、極力もう少し手前に持ってくるができなかったのか。ですから、この事件が発生して確認されて、今日もし議決されたとするならばすぐゴーサインだろうと思います。ですからその実際の工事の不具合が起こった日から今日までの日数、それがきちんとわかっているならば、この21日の妥当性というものがわかると思いますので、その点についてお聞きします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

永田議員も心配されているようですが、担当監督員ともですね、この工期については非常に協議したわけでございます。かなりの日数、工事をストップさせております。もともとの工期がですね、非常に厳しい状況の中で工期設定をしております。この今回のこの変更によりまして、ストップさせている杭を打たなければ次の工事ができないわけですね。それで請け負った業者とも相談をいたしまして、今回ぎりぎり27日まで延長させていただいておりますけれども、これでも厳しい状況だということでございます。ただ、先ほど申しましたように、新学期が4月からスタートするわけですので、工期は27日まで延長しておりますけれども、極力そういった新年度の学校が始まる4月1日にはですね、支障を起こさないように、当然、これは27日までが工期になっておりますけれども、極力企業努力をさせていただいてですね、工期前倒しで終わるようにですね、お願いをしているところでございます。非常に工期が厳しいということで、この設定ということになりました。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。工期が厳しいのはもちろんわかります。もともと3月6日までということは、かなりまだ余裕が実際はあったわけですね。それが工事が停止しているということです。停止している、ここでは21日かな、の伸びが発生したわけですが、ということは停止をしている間のですね、業者の経費あたりが備考欄を見ますれば、杭の延長あたりはこれはごもっとも、この点が一番だったんでわかります。ただ、試験費、施工の手間はわかります。そして、機械損料等としてありますが、この停止している期間というものが、実際は何もしなくても経費が発生しているんじゃないですか。例えば、人員の確保をしなければならぬから確保しているということは、その人は働きたくても働けない。しかしながら給金はいただくということが考えられると思います。要するに、結局はですね、そのわかった時点で急を要すると、一日でも早くという形になるならば、今議会の最終日に持って来なくて、例えばもうこの議会の議会中に判明したというのか、それとも8月にはもう判明してたのかということであるならば、定例議会がその後にあるとしても、一日でも早い議決を要して、やはりそういった臨時議会というのを発生することによって経費も抑えられたというふうには考えられないか。この点について、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の再質問にお答えします。

9月の8日にですね、試験掘りが一応終了してですね、杭長の変更を確定しております。それから

ですね、設計変更額、金額等をですね、先ほど要するに業者の企業努力の部分もございますので、そのへん業者と監督員も入れてですね、担当課の土木の技術者も入れてですね、額の変更を協議しております。それがわかったのが議会中でございまして、金曜日に額の確定をいたしまして、追加で議会運営委員会のほうと相談いたしまして、今日に至ったものでございます。ですので、一応最短でお願いしたということで考えております。ここで議決をいただいたら、すぐ業者のほうは着工するという
ことと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。今の答弁の中で一言だけ気にかかる言葉がありまして、企業努力をされましてということがありました。この企業努力、この点がどういったふうに認められたのか。それは、金額的なものでしょうか。それとも、そういった時間の問題でしょうか。そういったことをちょっとお聞きしときたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の再々質問にお答えしたいと思います。まず、試験掘りでございます。試験掘りについてはですね、まず企業のほうでですね、心配と。請負業者としては心配という点もあってですね、試験掘りをする中でですね、向こうのほうとしてもぜひさせていただきますということで協議があつてですね、試験掘りの杭の確定をするためにですね、15ポイントですね、していただいた部分でございます。ただ全部の経費をですね、協議をする中で全ての試験杭についてですね、経費をみているわけではございません。その辺は話し合いによってですね、した部分でございます。その辺の詳しい経過になりますと、技術者との協議をした上でのことになりますので、試験杭の本数について全てこの設計変更の中に入れていたというわけじゃございません。そういうことで何本かは企業努力していただいたということになると思います。

一応当初設計ではですね、15本のうち4本が当初設計に入っていたということでございます。あとの部分については企業努力の分も入っていると。詳細については土木部長より答弁させていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） ご説明申し上げます。当初予算の中で、当初の設計の中では試験費として24万5千円計上しておりました試験掘りでございますけれども、これは約1本分でございますけれども、今回補正でお願いした分につきまして、今回の議決でございますけれども、12万3千2千円。これが大体4本分でございます。実質に業者さんがされたのが、先ほど教育部長が言われました15本でございますので、10本近くは企業努力という形でしたところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第61号、大津北中学校増築工事（建築本体）請負変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、同意第5号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、同意することに決定いたしました。

○議長（大塚龍一郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第5回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月22日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 山本 重光

大津町議会議員 本田 省生